

令和5年第3回志布志市議会定例会会議録
目 次

第1号（9月1日）	頁
1. 議事日程	17
2. 出席議員氏名	18
3. 欠席議員氏名	18
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	18
5. 議会事務局職員出席者	18
6. 開 会・開 議	19
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	19
8. 日程第2 会期の決定	19
9. 日程第3 報告	19
10. 日程第4 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて （令和5年度志布志市一般会計補正予算（第6号））	19
11. 日程第5 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて （令和5年度志布志市一般会計補正予算（第7号））	20
12. 日程第6 議案第38号 志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につ いて	22
13. 日程第7 議案第39号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称 の変更及び同組合規約の変更について	22
14. 日程第8 議案第40号 財産の取得について	23
15. 日程第9 議案第41号 財産の無償貸付けについて	24
16. 日程第10 議案第42号 令和5年度志布志市一般会計補正予算（第8号）	28
17. 日程第11 議案第43号 令和5年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	32
18. 日程第12 議案第44号 令和5年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1 号）	33
19. 日程第13 議案第45号 令和5年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）	34
20. 日程第14 議案第46号 令和5年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）	35
21. 日程第15 議案第47号 令和5年度志布志市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）	35
22. 日程第16 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	36
23. 日程第17 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	37
24. 散 会	38

第2号（9月4日）

1. 議事日程	39
2. 出席議員氏名	40
3. 欠席議員氏名	40
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	40
5. 議会事務局職員出席者	40
6. 開 議	41
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	41
8. 日程第2 一般質問	41
小野 広嗣	41
稲付 洋平	66
野村 広志	70
栢山 晋司	89
9. 延 会	97

第3号（9月5日）

1. 議事日程	98
2. 出席議員氏名	99
3. 欠席議員氏名	99
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	99
5. 議会事務局職員出席者	99
6. 開 議	100
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	100
8. 日程第2 一般質問	100
小辻 一海	100
玉垣 大二郎	117
9. 延 会	125

第4号（9月6日）

1. 議事日程	126
2. 出席議員氏名	127
3. 欠席議員氏名	127
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	127
5. 議会事務局職員出席者	127
6. 開 議	128

7. 日程第1	会議録署名議員の指名	128
8. 日程第2	一般質問	128
	永田 梓	128
	南 利尋	137
9. 延 会		156

第5号（9月7日）

1. 議事日程	157	
2. 出席議員氏名	158	
3. 欠席議員氏名	158	
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	158	
5. 議会事務局職員出席者	158	
6. 開 議	159	
7. 日程第1	会議録署名議員の指名	159
8. 日程第2	一般質問	159
	小園 義行	159
	隈元 香穂子	179
9. 散 会	199	

第6号（9月19日）

1. 議事日程	200	
2. 出席議員氏名	201	
3. 欠席議員氏名	201	
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	201	
5. 議会事務局職員出席者	201	
6. 開 議	202	
7. 日程第1	会議録署名議員の指名	202
8. 日程第2	議案第40号 財産の取得について	202
9. 日程第3	議案第41号 財産の無償貸付けについて	203
10. 日程第4	議案第42号 令和5年度志布志市一般会計補正予算（第8号）	204
11. 日程第5	議案第43号 令和5年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	209
12. 日程第6	議案第45号 令和5年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）	210
13. 日程第7	議案第46号 令和5年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）	211
14. 日程第8	議案第47号 令和5年度志布志市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）	212
15. 日程第9	議案第49号 令和5年度志布志市一般会計補正予算（第9号）	213

16.	日程第10	陳情第3号	国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期 ・見直しを求める陳情	215
17.	日程第11	報告第5号	令和4年度志布志市健全化判断比率について	216
18.	日程第12	報告第6号	令和4年度志布志市資金不足比率について	217
19.	日程第13	認定第1号	令和4年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について	217
20.	日程第14	認定第2号	令和4年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について	220
21.	日程第15	認定第3号	令和4年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について	220
22.	日程第16	認定第4号	令和4年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて	220
23.	日程第17	認定第5号	令和4年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定に ついて	220
24.	日程第18	認定第6号	令和4年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認 定について	220
25.	日程第19	認定第7号	令和4年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定につ いて	220
26.	日程第20	認定第8号	令和4年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算 認定について	220
27.	日程第21	認定第9号	令和4年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について	220
28.	日程第22	議案第48号	令和4年度志布志市水道事業剰余金の処分について	220
29.	日程第23	発議第6号	適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを 求める意見書の提出について	224
30.	散 会			226

第7号（10月6日）

1.	議事日程	227
2.	出席議員氏名	228
3.	欠席議員氏名	228
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	228
5.	議会事務局職員出席者	228
6.	開 議	229
7.	日程第1 会議録署名議員の指名	229
8.	日程第2 報告	229
9.	日程第3 認定第1号 令和4年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について	229

10.	日程第4	認定第2号	令和4年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について……………	235
11.	日程第5	認定第3号	令和4年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について……………	235
12.	日程第6	認定第4号	令和4年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて……………	235
13.	日程第7	認定第5号	令和4年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定に ついて……………	235
14.	日程第8	認定第6号	令和4年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認 定について……………	235
15.	日程第9	認定第7号	令和4年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定につ いて……………	235
16.	日程第10	認定第8号	令和4年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算 認定について……………	235
17.	日程第11	認定第9号	令和4年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について…	235
18.	日程第12	議案第48号	令和4年度志布志市水道事業剰余金の処分について……………	235
19.	日程第13	議案第50号	令和5年度志布志市一般会計補正予算（第10号）……………	243
20.	日程第14	議員派遣の決定……………		246
21.	日程第15	閉会中の継続調査申出について （総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営 委員長）……………		246
22.	閉会……………			246

令和5年第3回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
9月 1日	金	本会議	開会・議案上程
2日	土	休 会	
3日	日	休 会	
4日	月	本会議	一般質問
5日	火	本会議	一般質問（午後） ※午前中休会
6日	水	本会議	一般質問（午後） ※午前中休会
7日	木	本会議 委員会	一般質問 予算常任委員会（現地調査）
8日	金	委員会	常任委員会
9日	土	休 会	
10日	日	休 会	
11日	月	委員会	予算常任委員会
12日	火	休 会	
13日	水	休 会	
14日	木	休 会	
15日	金	休 会	
16日	土	休 会	
17日	日	休 会	
18日	月	休 会	敬老の日
19日	火	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決 令和4年度決算認定議案上程
20日	水	休 会	
21日	木	委員会	決算審査特別委員会（一般会計）
22日	金	委員会	決算審査特別委員会（一般会計）
23日	土	休 会	秋分の日
24日	日	休 会	

月 日	曜日	種 別	内 容
25日	月	委員会	決算審査特別委員会（一般会計）
9月26日	火	委員会	決算審査特別委員会（一般会計）
27日	水	休 会	
28日	木	委員会	常任委員会（特別会計）
29日	金	休 会	
30日	土	休 会	
10月 1日	日	休 会	
2日	月	休 会	
3日	火	休 会	
4日	水	休 会	
5日	木	休 会	
6日	金	本会議	令和4年度決算認定採決・閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
報告第5号	令和4年度志布志市健全化判断比率について
報告第6号	令和4年度志布志市資金不足比率について
承認第9号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度志布志市一般会計補正予算（第6号））
承認第10号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度志布志市一般会計補正予算（第7号））
議案第38号	志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第39号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更について
議案第40号	財産の取得について
議案第41号	財産の無償貸付けについて
議案第42号	令和5年度志布志市一般会計補正予算（第8号）
議案第43号	令和5年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第44号	令和5年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第45号	令和5年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第46号	令和5年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
議案第47号	令和5年度志布志市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
議案第48号	令和4年度志布志市水道事業剰余金の処分について
議案第49号	令和5年度志布志市一般会計補正予算（第9号）
議案第50号	令和5年度志布志市一般会計補正予算（第10号）
諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
諮問第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
陳情第3号	国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情
認定第1号	令和4年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	令和4年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	令和4年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	令和4年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	令和4年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号	令和4年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号	令和4年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号	令和4年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第9号 令和4年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について

発議第6号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書の提出
について

議員派遣の決定

閉会中の継続調査申出について

（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

3. 一般質問

質問者	件名	要旨	質問の相手方
1 小野広嗣	1 人生100年時代を見据えた施策について	(1) 人生100年時代には、働き方や教育の在り方など、ライフスタイルのあらゆる面に革命的变化が起きると言われている。今後は、超高齢化社会に対応するための、さまざまな支援策が求められるが、本市の認識について問う。	市長 教育長
	2 災害ケースマネジメントについて	(1) 5月30日、政府の中央防災会議が開かれ、被災者一人ひとりの事情に応じて支援を行う「災害ケースマネジメント」の取組などを盛り込んだ国の防災基本計画の修正案が決定され、今後、全国の自治体に整備を促していく方向性が示されたが、本市の認識を問う。	市長
	3 地球温暖化対策の実施計画推進について	(1) 本市では、地球温暖化対策の推進を図ることを目的として、「志布志市地球温暖化対策実行計画」を令和5年3月に策定し、計画を実のあるものにするためには、市民、事業者、行政が一体となって全力で取り組むことが必要であるとしているが、実行計画推進の取組の現状について問う。	市長
	4 GIGAスクールの課題と対策について	(1) 「GIGAスクール構想」によって整備された一人一台端末環境は、令和の教育改革の柱である「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実に必要不可欠なツールであるが、全国的に学校間の利用格差をはじめ様々な課題が指摘されており、改善に向けた対策が急務となっている。本市の現状について問う。	教育長
2 稲付洋平	1 物価高騰について	(1) 物価高騰に対する全市民への支援策として、割増率の高いプレミアム商品券を発行する考えはないか問う。	市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
2 稲付洋平	2 子育て支援について	(1) 本市の子育て支援策として、副教材の購入を支援する考えはないか問う。	市長 教育長
3 野村広志	1 畜産振興について	(1) 子牛平均価格が10年ぶりに50万円を切った。畜産農家は悲鳴を上げている現状を鑑み、本市の畜産振興の将来展望は描けるのか。	市長
	2 中心市街地の活性化について	(1) 令和5年6月定例会において取得する事が決まった民間用地について、しかるべき調査後に、民間による活用策は考えられないか。 (2) 駐車場の一部有料化の考え方について。 (3) 近隣残地の取得の考え方について。	市長 市長
	3 市民の憩いの場の提供について	(1) コロナ禍を経て、疲弊した市民コミュニティにとって、安心して集い憩える「場」の提供は必要ではないかと感じる。市民広場のような施設整備は考えられないか。 (2) 市立図書館にカフェ等を併設し、憩いと安らぎの場として活用する考えはないか。	市長 教育長 市長 教育長
	4 本庁舎5階と文化会館をつなぐ連絡橋の整備について	(1) 本庁舎5階と文化会館を連絡橋でつなぎ、一体的な庁舎機能としての活用は考えられないか。 (2) 連絡橋が実現する事により、総体的な活用方法として、どのような可能性があると考えられるか。	市長 教育長 市長
4 戸山晋司	1 開業支援事業について	(1) 創業支援事業制度から、開業支援事業制度に変更となったが、現状を問う。	市長
	2 パートナーシップ宣誓制度について	(1) パートナーシップ宣誓制度への取組状況について問う。	市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
5 小辻一海	1 鉄道記念公園（SL・車掌車・ディーゼル車）の整備について	(1) 鉄道記念公園の整備とSLを含む3車両を市が取得した経緯について問う。 (2) 鉄道文化遺産を活用したまちづくりと、次世代を担う子供の教育のための必要性について問う。 (3) 管理保存の現状と今後の対応について問う。 (4) 観光資源としての活用について問う。	市長 市長 市長 市長
	2 環境行政について	(1) 特定外来生物毒グモ「ハイイロゴケグモ」の生息状況把握について問う。 (2) 特定外来生物を発見した場合の対応について問う。 (3) 最初の発見から現在までの取組と今後の駆除対策について問う。	市長 市長 市長
	3 道路行政について	(1) 県道110号塗木大隅線改良工事の進捗状況と見通しについて問う。 (2) 国道220号線沿い上天神三叉路付近の歩道整備及び信号機設置の進捗状況と見通しについて問う。	市長 市長
6 玉垣大二郎	1 市民福祉行政について	(1) 市営墓地の現状について問う。 (2) 人生の終末期をよりよく生きる施策について問う。 (3) 市営墓地に合葬墓を建設する考えはないか。	市長 市長 市長
	2 放置竹林対策について	(1) 前回（令和4年9月定例会）の質問から本事業に対する取組状況について問う。	市長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
7 永 田 梓	1 みどりの食料システム戦略について	(1) 市は国が定めている「みどりの食料システム法」をどのように受け止め、今後どのように取組を行う予定か問う。 (2) 無農薬・有機農業への転換を希望する個人農家に対して、市によるサポート事業を創設できないか問う。 (3) 農林水産省が推進している有機農業に地域ぐるみで取り組む産地（オーガニックビレッジ）として本市が宣言し、積極的に取り組んでいく考えはないか問う。 (4) 化学肥料や農薬を原則、使用せず栽培された農産物である「オーガニック給食」の推進に取り組む考えはないか問う。	市 長 市 長 市 長 市 長 教 育 長
	2 母子手帳交付事業について	(1) 病院で妊娠が確認された後に、市に母子手帳の交付を申請することになるが、その際志布志市では必要以上の情報を記入するように見受けられる。デリケートな内容になることから、最低限の情報のみでの発行はできないのか問う。	市 長
8 南 利 尋	1 地域振興について	(1) 各地域で地域コミュニティ協議会が設立された。協議会では地域活性化を図るため、新たな事業に取り組んでいる。行政としても、新規支援体制を構築すべきではないか。	市 長
	2 有害鳥獣捕獲事業について	(1) イノシシの個体数が増加している現状で、猟友会の高齢化が懸念される。新規会員増加に向けた取組について問う。	市 長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
8南 利 尋	3 観光振興について	(1) 他自治体の歴史のまちづくり事業では、立地条件の良い場所に、飲食店や休憩所が整備されている。本市も同様の整備について、取り組むべきではないか問う。 (2) ダグリ岬周辺の定期的な環境保全に取り組むべきではないか問う。 (3) 夏井漁港付近に海づり公園を整備し、観光振興を図るべきではないか問う。	市長 教育長 市長
	4 新しいまちづくりについて	(1) JR志布志駅を中心とした、新たなまちづくりについての進捗状況を問う。 (2) 現状と市民の意見や要望をしっかりと把握して、整備事業に取り組むべきではないか問う。	市長 市長
9小園義行	1 個人情報保護について	(1) 現在マイナンバーカードをめぐるトラブルについて、個人情報漏えいしている現状がある。個人情報の保護について、基本的な考え方を問う。 (2) 自衛隊へ名簿情報を紙媒体で提供している。このことを個人情報保護の視点からどのように考えるか。	市長 市長
	2 国保について	(1) 課税限度額の引上げを毎年提案されているが、法律に基づいて考えると本市が直接判断できると考えるがどうか。 (2) 令和6年度の県への納付金額の仮算定が示される時期である。県の基金の使い方を令和6年度も可能とするように県に要請する考えはないか。	市長 市長
	3 森林環境税について	(1) 令和6年度から課税される事になっている。森林環境譲与税は「森林整備及びその促進に関する費用に充てる」とされている。本市の状況を問う。	市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
9小園義行	4 福祉行政について	(1) 児童扶養手当の支給の在り方で扶養義務者の取扱いを国が6点示している。すべての要件を満たさなければ支給を受けられないのか。	市長
	5 インボイスについて	(1) 令和5年10月実施に向けて、国は動いている。実施されると免税事業者の方々、また課税事業者の方々も事務量大変になる。どのように対応しているのか。	市長
	6 マイナ保険証について	(1) 全国で起きているトラブルの現状をどのように受け止めているか。	市長
10隈元香穂子	1 老老介護・認知介護について	(1) 本市における「老老介護・認知介護」の状況把握はできているか問う。	市長
		(2) 2025年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になることで、在宅介護が増えるなどの問題の発生が予想される。現状における本市の対応策について問う。	市長
		(3) 本市では、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指して「オレンジほっとカフェ(認知症カフェ)」が設置されているが、市との連携については、どのような状況になっているか問う。	市長
		(4) 在宅介護講座や初任者研修講座など、本市の主導で開講する予定はないか問う。	市長
	2 ひとり親世帯について	(1) 生活が困窮している世帯を把握しているか問う。	市長
		(2) ひとり親世帯の見守りなどの活動に取り組んできた志布志市母子寡婦福祉連絡協議会について、令和5年3月に解散したようであるが、本市として同様のサポート体制を構築する考えはないか問う。	市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
10隈元香穂子	3 JR日南線の存続について	(1) 鉄道のある自治体を対象としたマスコミによる首長アンケートの調査結果が公表されている。その中で、赤字路線については「どちらかといえば廃線とすべき」と回答した市長の考えについて問う。	市長
		(2) JR日南線存続に向け、利用促進事業補助金の周知や「ぽっぽマルシェ」との連携・活用など、積極的な取組がなされているか。	市長
		(3) 今後の展開を、市としてはどのように描いているか。	市長

令和5年第3回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期日：令和5年9月1日（金曜日）午前10時04分

場所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて
(令和5年度志布志市一般会計補正予算（第6号）)
- 日程第5 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて
(令和5年度志布志市一般会計補正予算（第7号）)
- 日程第6 議案第38号 志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第39号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及
び同組合規約の変更について
- 日程第8 議案第40号 財産の取得について
- 日程第9 議案第41号 財産の無償貸付けについて
- 日程第10 議案第42号 令和5年度志布志市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第11 議案第43号 令和5年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第44号 令和5年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第45号 令和5年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第46号 令和5年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第47号 令和5年度志布志市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第17 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員氏名（20名）

1 番 永 田 梓	2 番 栞 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 小 山 錠 二
財 務 課 長 鮎 川 勝 彦	総合政策課長 川 上 桂 一 郎
コミュニティ推進課長 五 代 千 加 子	情報管理課長 宮 内 真 吾
港湾商工課長 大 迫 秀 治	税 務 課 長 濱 田 茂
市民環境課長 留 中 政 文	福 祉 課 長 若 松 利 広
保 健 課 長 西 洋 一	農政畜産課長 萩 迫 和 彦
耕地林務水産課長 折 田 孝 幸	建 設 課 長 富 岡 裕
松山支所長 上 原 健 太 郎	有明地域振興課長補佐 鎌 下 秀 樹
水 道 課 長 新 崎 昭 彦	会 計 管 理 者 和 佐 浩 教
農業委員会事務局長 中 水 忍	教 育 総 務 課 長 岡 崎 康 治
学校教育課長 上 木 勝 憲	生 涯 学 習 課 長 江 川 一 正



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	グループリーダー 末 原 和 幸
調査管理担当サブリーダー 大 田 和 隆	議事担当サブリーダー 前 田 範 雄

午前10時04分 開会 開議

○議長（平野栄作君） ただいまから、令和5年第3回志布志市議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、鶴迫京子さんと小野広嗣君を指名いたします。

○
日程第2 会期の決定

○議長（平野栄作君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月6日までの36日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から10月6日までの36日間に決定しました。

○
日程第3 報告

○議長（平野栄作君） 日程第3、報告を申し上げます。
地方自治法第243条第2項の規定により、公益財団法人志布志市農業公社から令和4年度事業報告書及び収支決算書、令和5年度事業計画書及び収支予算書が、並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、志布志市教育委員会から志布志市教育委員会外部評価委員会点検評価報告書が、また監査委員から監査報告書が提出されましたので配布いたしました。参考にしていただきたいと思います。

○議長（平野栄作君） お諮りします。
日程第4、承認第9号から日程第7、議案第39号まで、以上4件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。
したがって、承認第9号から議案第39号までの4件は、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

○
日程第4 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度志布志市一般会計

補正予算（第6号）

○議長（平野栄作君） 日程第4、承認第9号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第9号、専決処分の承認を求めることにつきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和5年7月の大雨による災害の発生に伴い、緊急に令和5年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、同月4日に、令和5年度志布志市一般会計補正予算（第6号）を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ826万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ282億4,868万8,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、説明を申し上げます。

予算書の3ページをお開きください。

第2表の地方債補正は、災害復旧債を210万円計上しております。

6ページをお開きください。

歳入の繰入金は、財政調整基金繰入金を616万円増額するものであります。

7ページを御覧ください。

歳入の市債は、災害復旧債を210万円計上するものであります。

予算書は8ページ、付議案件説明資料は1ページをお開きください。

歳出の災害復旧費の農林水産施設災害復旧費は、災害復旧に係る経費として、総額で826万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第9号は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第9号は、承認することに決定しました。



日程第5 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度志布志市一般会計

補正予算（第7号）

○議長（平野栄作君） 日程第5、承認第10号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第10号、専決処分の承認を求めることにつきまして、説明を申し上げます。

本案は、台風6号による災害の発生に伴い、緊急に令和5年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、令和5年8月14日に、令和5年度志布志市一般会計補正予算（第7号）を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,226万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ282億9,095万2,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の3ページをお開きください。

第2表の地方債補正は、災害復旧事業債を2,990万円増額し、限度額を3,200万円としております。

6ページをお開きください。

歳入の繰入金は、財政調整基金繰入金を1,236万4,000円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳入の市債は、災害復旧事業債を2,990万円増額するものであります。

10ページ及び11ページを御覧ください。

歳出の災害復旧費の農林水産施設災害復旧費、及び公共土木施設災害復旧費は、災害復旧に係る経費としまして、総額で4,102万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第10号は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第10号は、承認することに決定しました。



**日程第6 議案第38号 志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（平野栄作君） 日程第6、議案第38号、志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第38号、志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の一部改正による同法の条項の繰上げが行われたことに伴い、条例中の当該条項名を引用している部分を改めるものであります。

内容は、第15条第1項第2号中の「同条第11項」を「同条第10項」に改めるものであります。

なお、本条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第38号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第7 議案第39号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合理約の変更について

○議長（平野栄作君） 日程第7、議案第39号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合理約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第39号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合理約の変更につきまして、説明を申し上げます。

本案は、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の「伊佐北始良環境管理組合」

が、令和5年4月1日付で、「伊佐湧水環境管理組合」に名称を変更したことに伴い、鹿児島県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第39号は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、可決することに決定しました。

—————○—————

日程第8 議案第40号 財産の取得について

○議長（平野栄作君） 日程第8、議案第40号、財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第40号、財産の取得につきまして、説明を申し上げます。

本案は、まちづくり及びまちおこしの用地及び施設を買収するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（鮎川勝彦君） 議案第40号、財産の取得について、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料は、7ページから8ページをお開きください。

土地は、志布志市志布志町志布志二丁目2558番5ほか18筆、計4,528.91㎡。

建物は、志布志市志布志町志布志二丁目2562番6の鉄骨造陸屋根4階建て1棟1,014.05㎡、同じく志布志二丁目2558番5の軽量鉄骨造スレートぶき平屋建て1棟39.60㎡を4,150万円で有限会社グラッチェから購入するものでございます。

令和5年8月18日に仮契約を締結しておりまして、本議会の議決をもって本契約の締結とするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第40号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第9 議案第41号 財産の無償貸付けについて

○議長（平野栄作君） 日程第9、議案第41号、財産の無償貸付けについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第41号、財産の無償貸付けにつきまして、説明を申し上げます。

本案は、旧志布志市立田之浦中学校の跡地利用に伴い、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、財産を無償で貸し付けることにつきまして、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総合政策課長（川上桂一郎君） それでは、議案第41号、財産の無償貸付けについて、補足して御説明申し上げます。

本議案は、平成26年4月に閉校した旧田之浦中学校の跡地利活用に伴い、募集を行い、学校跡地等利用候補者選定委員会において、選定した利用候補者へ建物を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものでございます。

付議案件説明資料9ページをお開きください。

まず、1の無償貸付けを行う建物の概要でございますが、旧田之浦中学校の管理教室棟、倉庫、便所、給食コンテナ室及び体育館であります。数量、建築年につきましては、記載のとおりでございます。

次に、2の貸付けの目的ですが、酒類蔵置場として使用することにより、施設の有効活用を図り、もって地域の活性化に資するものでございます。

3の貸付けの期間につきましては、令和5年10月1日から令和10年9月30日までとし、4の貸付けの相手方の概要は、曾於郡大崎町菱田の天星酒造株式会社代表取締役森藤雅礼氏で、事業概要におきましては、酒類の製造及び販売並びに輸出入業でございます。

次に、5の貸付け相手方の事業計画については、まず、(1)の事業内容につきましては、令和4年10月にウイスキーの製造免許を新規取得し、製造を開始しているウイスキーを「ジャパニーズウイスキー」と呼称するためには、3年以上の熟成期間を要し、広大な蔵置場が必要となることから、管理教室棟1階及び体育館を酒類蔵置場として活用するものでございます。管理教室棟2階は、酒類製造における見学、体験等の施設として充実させ、地域住民にも開かれた施設を目指すものでございます。

10ページをお開きください。

(2) の地域活性化の寄与につきましては、製造したウイスキーの移送、樽詰め的人员として地域の方の雇用につながると考えております。また、蔵置場見学や管理教室棟2階を活用したウイスキーブレンド体験などにより、市内外からのウイスキーファンの誘客が図られると考えております。

さらに、地元由来の名称を付けた商品の開発・販売や地域の催事等に参加し、地域との交流を図るものとしております。

(3) の土地及び建物の利用計画につきましては、(ア) の管理教室棟は樽搬入のため、玄関にスロープの設置を予定しております。(ア) から(エ) までは基本的には、現状で記載のとおり利用するとしており、(オ) の体育館につきましては、リフト搬入及び樽の耐荷重を考慮し、床の撤去、スロープ・シャッター設置等の大規模な工事を実施し、その後、酒類蔵置場として利用するものでございます。

(4) の同種、類似事業の実績等につきましては、天星酒造株式会社と同様である株式会社リカマンホールディングスのグループ会社である長濱浪漫ビール株式会社が、滋賀県長浜市の七尾小学校跡地を酒類の蔵置場として活用している実績がございます。

6 の利用候補者募集の概要につきましては、令和3年4月から、文部科学省の「みんなの廃校プロジェクト」のホームページへの掲載を始めまして、市ホームページ及び市報しぶし7月号により、募集期間を令和5年7月5日から同月19日までの2週間で募集を行ったところ、1社の応募があったところです。

11ページをお開きください。

7 の選定経過の概要につきましては、志布志市立学校跡地等利用候補者選定委員会を開催し、利用候補者の選定を行っております。

委員は8名で、その構成は、中小企業診断士、税理士、地域の代表の方、副市長、関係課長となっております。

審査の概要及び結果につきましては、申請書類の審査及びプロポーザル方式の審査を行いまして、募集要項で示した評価基準に基づき、各委員が事業計画書、収支計画書等の内容確認、現地説明及び質疑応答により評価項目を点数化し、その合計点に基づく総合審査を実施したところであります。その結果、表のとおり、総点1,600点中、1,369点で、総点の85.56%を獲得し、全体の基準であります70%を超え、当該施設の跡地等利用候補者として適正であると判断されたものでございます。

講評としましては、天星酒造株式会社は、大手酒販である株式会社リカマンホールディングスのグループ会社となっており、「ジャパニーズウイスキー」として販売を開始するまでに、3年以上の貯蔵熟成期間を必要としますが、財務の安全性に問題はなく、グループ会社への販路の確保やウイスキーの収益性も高いと考えられます。

将来的には、地元由来の名称を付した商品開発や地域の催事等に参加するなど、地域と連携を図り、地域活性化に寄与したいとのことからも、今後の展開が期待できるとの講評がなされたと

ころです。

旧田之浦中学校のその他の施設につきましては、プールは田之浦小学校が利用し、特別教室棟などの施設については、活用計画がなかったため、貸付け対象としていないところです。

なお、建物の無償貸付けであります。運動場を除く無償貸付けする施設の土地につきましては、志布志市公有財産管理規則に基づき、有償で貸し付けるものでございます。また、運動場を含む貸付けしない敷地については、相手方である天星酒造株式会社の地域活動の一環として、景観維持を行うことという協議をしております。

今回の活用につきましては、田之浦地区の方や森山地区、四浦地区の代表の方、また、田之浦小学校の学校関係者との意見交換、協議を行いまして、提案に至ったものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○17番（小野広嗣君） 今、課長のほうから詳細にわたって説明は受けたところでありますが、この頂いた資料の中にはありませんでしたけれども、今、最後のほうで述べられた、いわゆるこの地域住民の皆さんとの意見交換会を行って、おおむね理解をさせていただいたというような説明であったと思いますが、これは、募集をしたのが7月5日から19日、そして選考委員会が7月28日ということで、かなり期間がタイトになっていますね。そうした場合に、十分に地域住民の皆様と情報を共有し、その情報の中身を理解していただく、そういったことが、しっかりと浸透していくような流れがあったとお思いですか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 今回この酒類の蔵置場としてのお話が来ましたのが、本年2月頃にありまして、そのときに、会社の方も現地を見に行かれました。そのときに校舎と体育館があるということで、体育館を活用したいということでしたので、こちらとしましては、4月に地元の方にこのような利活用のお話があるということで、その中で体育館の利用について、今も地域の方が体育館を利用されているということがありましたので、そういったところから、地元として跡地の利活用があるのか、ないのか、そういったところの意向等の確認が必要でしたので、まず今回相手方の事業概要等も説明をした上で、いろんな運動場の活用とか、プールの利用とかそういった意見等もありましたので、こちらとして一旦持ち帰りまして、それに対応する対策等も協議をしまして、また地元の方と6月18日に協議をして、そこでの意見交換も踏まえた上で、今回の提案に至ったということでございます。当局としましては、今回地元の方の様々な御意見等も頂戴して、その中で地域の活性化には必要であるというお声もいただきましたので、地元のほうの賛同は得ているものというふうを考えております。

○17番（小野広嗣君） 本来、そういう流れがあるべきだろうと思うのですね。旧田之浦中学校の跡地利用に関しては、すごくこれまでの経緯もあって、心配もしていたところでもありますけれども、今の課長の答弁であれば、そういった流れのもとに募集をして、結局、跡地利用に関して手を挙げられたのは、そこだけだったということですよ。そこありきで話を進めていたということにはならないのか、そこらも含めて後でちょっとお聞かせください。それと、いわゆる全施

設を利用するというのではなくて、その中には地元の方々との交流あるいはイベント、そして実際に地元の方々を活用する場所、運動場であるとか様々残されていますね。そうしたときに、今回この会社に5年間無償で貸し付けるとした場合、例えばほかの施設を利活用したいという、地元はもとよりですけど、ほかのいわゆる企業団体とか、そういったことがあったら、それも可能なのですか。もしそれが可能だとすれば、この無償貸付けの相手方と共存できるのか、そういったことも検討されているのか、お聞かせください。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 今回の選定に至りましては、この会社ありきではございません。まず、この会社の事業概要を地元の方に理解していただくということを、重要視したところでございます。その結果、地元の方もこのような活用というのであれば、地域の活性化やいろんな市外からの誘客、そういうことを期待されているお声もいただきましたので、今回この1社を選定したところでございます。

また、提案してございます建物以外の活用についてですが、今回この蔵置場として、まず3年間はお酒をそこで寝かせます。その後、貯蔵したお酒の商品化とか、先ほど申し上げましたいろんな試飲とかですね、そういったウイスキーのいろんな販売とか、そういうことも考えられるということから、今の時点では、この蔵置場に関する建物の利用計画ですが、今後はそういったお酒の販売所などを考えているということをお伺いしておりますので、相手方がそういった事業の展開をする中で、活用というのが見込まれるというふうに考えております。また、他の企業等との共同利用というような形も、今のところでは、ちょっと判断できないところですが、やはりアルコール類の取扱いという中では、そういった市内の酒造会社との合同での活用というのは、私としては、考えられるのではないかとこのように思っております。

○17番（小野広嗣君） 今の答弁であれば、今後の活用としては、柔軟性を持って幅広く取り組めるという余地があるということですよ。思うのは、地元の方々がすごく理解をされて、雇用も進んでいくのであれば何よりかなと。すごく今まで心配されていた跡地利用ですのでね、それはすごく前向きに理解をしたいと思っております。ただ、今ウイスキーがすごくブームで、世界中でもいわゆる希少価値が出てきていると。日本のウイスキーの価値が、がんに上がっていているという状況で、その時流に乗った流れでの提案でもあるのだろうというふうにも思うのですが、ただ、こういったブームというのは、焼酎がこれまで戦後3回ほど、焼酎ブームというのがありました。ブームが落ちていくと大変な状況にまたなってくるということがあって、悲喜こもごもと言ったらおかしいけど、喜んだり泣いたりということが、こういった業界ではやはりあるんですね。そうした場合に、5年間の無償貸付けとなっていますので、しっかりその都度見ていっていただきたいと思うのですが、これが廃れていったときに、その施設とか様々なものが、そのままになることはないでしょうけど、そういったことまで、この先を心配した議論というのは、この選考委員会等でもしっかりとあったのかどうか、少し確認をさせていただければと思います。

○総合政策課長（川上桂一郎君） アルコールにおきまして、今、小野議員がおっしゃるブー

ムというのが、やはりあるかというふうに考えておきまして、選定委員会の中では、その5年後というような話等はなかったところなのですが、私としましては、今回この天星酒造株式会社は、リカマンホールディングスというかなり大手酒販のグループ会社ですので、世界的なアルコールのブームとか、そういった情報も早く入手できるのではないかと。また、そういったところからも、本市のウイスキーのPRというのが、全国的にも図られるのではないかとというふうに期待しております。今後の展開について、相手方ともいろいろ協議を重ねて、地域や市の活性化につながる取組を実施していくというふうに考えていきたいと思っております。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 一点お願いします。

これは、建物だけ無償貸付けだというけど、土地はどういう形で相手方との契約になるのですか。土地も併せて無償貸付けなら分かるけど、土地は貸し付けないで、建物だけ貸し付けるって、これ何か変だなとちょっと思ったもので。土地についての相手方との契約というのは、どうなるのですか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 土地についての説明がなかったと思いますが、土地につきましては、有償で貸付けを行います。今回は、建物の無償貸付けという内容でございます。

○19番（小園義行君） そういうふうに書いてくれると、質疑なんかしないです。では、面積とかそういったものも結構あると思うのですが、その相手方は、「土地も無償で貸し付けてほしい」とか、そういった要望はなかったかですね。「有償でいいですよ」というふうには、何かちょっと建物を借りるのに、土地は有償という点ではね、相手方からは「もう無償で貸してくださいよ」という、そういうものはなかったのか。仮に有償だということですので、年間どれぐらいの財産としての収入になるのですか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 土地の貸付けにおいては、まずこの財産の無償貸付けの話をする中で、相手方には「建物は無償ですが、土地については有償になります」ということを最初に話をしましたので、そういったやり取りというのはなかったところです。土地におきましては、あくまでもまだ試算の段階なのですが、令和3年度の固定資産評価基準、近傍地の評価額を参考に算出をしたところ、年間で25万6,629円を見込んでいるところでございます。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第41号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第10 議案第42号 令和5年度志布志市一般会計補正予算（第8号）

○議長（平野栄作君） 日程第10、議案第42号、令和5年度志布志市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第42号、令和5年度志布志市一般会計補正予算（第8号）につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和5年度志布志市一般会計歳入歳出予算につきまして、活動火山周辺地域防災営農対策事業、志布志運動公園武道館改修事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億7,547万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ286億6,642万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（鮎川勝彦君） それでは、議案第42号、令和5年度志布志市一般会計補正予算（第8号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に3億7,547万5,000円を追加し、予算の総額を286億6,642万7,000円とするものでございます。

それでは、予算書の5ページ、説明資料は1ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正につきましては、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為ができる事項、期間を定め、限度額を総額で3,294万4,000円と定めるものであります。

予算書の6ページをお開きください。

第3表の地方債補正は、農業用施設災害復旧事業に伴う災害復旧事業債を90万円、小・中学校防犯設備設置事業に伴う学校教育施設等整備事業債を260万円、合計で350万円を追加しております。

また、志布志運動公園武道館改修事業及び小学校施設改修事業等に伴う合併特例債を6,500万円増額、臨時財政対策債を起債可能額の決定に伴い、1,063万7,000円減額するものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入予算でございます。予算書の9ページをお開きください。

10款、地方特例交付金は、交付額の決定に伴い、188万1,000円増額しております。

10ページをお開きください。

11款、地方交付税は、普通交付税の交付額の決定に伴い、8億6,746万9,000円を増額しております。令和5年度の普通交付税の交付額は61億6,746万9,000円となり、前年度と比較しますと8,170万8,000円、1.3%の増となっているところでございます。

12ページをお開きください。

16款、県支出金、2項、県補助金、4目、農林水産業費県補助金は、活動火山周辺地域防災営農対策事業を6,795万円、園芸産地における事業継続強化対策事業を294万円、それぞれ増額しております。

13ページの17款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、財産貸付収入、1節、土地建物貸付

収入は、旧南部消防署跡地の契約満了等に伴い、256万9,000円減額しております。

14ページをお開きください。

18款、寄附金は、株式会社霧島湧水様からの一般寄附金を10万円計上しております。

15ページの19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として8億2,117万3,000円減額、4目、施設整備事業基金繰入金は、志布志運動公園武道館改修事業等に伴い、823万2,000円増額、15目、ふるさと志基金繰入金は、特別交付税の算定に係る事業の財源振替を行ったこと等により、5億3,856万1,000円減額しております。

16ページをお開きください。

2項、特別会計繰入金は、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計について、令和4年度の繰越額の確定による精算に伴い、総額で2,650万9,000円増額しております。

17ページの20款、繰越金は、令和4年度一般会計の繰越額の確定に伴い、6億9,122万6,000円増額しております。

18ページをお開きください。

21款、諸収入、4項、雑入は、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金返還金を78万3,000円増額、デジタル基盤改革支援事業を211万2,000円計上しております。

19ページの22款、市債は、5,786万3,000円を増額し、総額で18億8,456万3,000円としております。

次に、歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

予算書は20ページ、説明資料は2ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、3目、財産管理費は、これからの志布志市のまちづくりやまちおこし、商店街飲食店の利用、商店街活性化を目的としたイベント、歴史遺産の活用や駐車場等に十分な活用が見込める民間所有の土地を購入する土地購入事業を1,193万2,000円計上しております。

4目、企画費は、本市の地域資源を活用するため、総務省の所管する外部専門家制度を利用することで、地域活性化の取組に関する指導や助言を受けながら、地域が一体となって地域力の向上に取り組み、新たな交流人口や関係人口の創出、移住・定住、地域経済の循環につなげるため地域力創造アドバイザー招致事業を505万5,000円計上しております。

予算書は23ページ、説明資料は8ページをお開きください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、4目、老人福祉費は、介護施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、簡易陰圧装置の設置に要する費用を支援する地域介護基盤整備事業を864万円計上しております。

予算書は26ページ、説明資料は9ページをお開きください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、6目、畜産業費は、肉用子牛価格の急激な下落により、厳しい経営状況にある肉用子牛生産農家の支援を行い、生産基盤の維持を図る肉用子牛臨時経営

支援事業を636万円計上しております。

予算書は27ページ、説明資料は4ページをお開きください。

7款、商工費、1項、商工費、2目、商工業振興費は、コロナ禍からの経済の回復が進む中で、開業意欲が旺盛な状況にあり、商工業開業支援事業の補助金申請が当初の計画を上回るが見込まれることから、志布志市商工業支援制度事業を1,250万円増額しております。

説明資料は5ページになりますが、3目、観光費は、動画コンテンツ等を作成し、広告、SNS等を活用した情報発信に取り組み、市のイメージアップを図ることで、関係・交流人口の増加を図るシティセールス事業を2,000万円計上、前年度に引き続き、日本最高峰の自転車ロードレースが本市で開催されることが決定したことから、鹿児島県自転車競技連盟負担金を177万2,000円計上しております。

予算書は29ページ、説明資料は10ページをお開きください。

8款、土木費、5項、都市計画費、1目、都市計画総務費は、管理不全な空き家の早期解決を図る必要があるため、危険廃屋解体撤去事業を450万円増額しております。

予算書は31ページ、説明資料は11ページをお開きください。

10款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費は、防犯カメラ等の防犯設備を設置することで、学校における犯罪の予防、不審者の侵入防止等を図り、より安全・安心な教育環境を確保する小学校防犯設備設置事業を240万円計上しております。

説明資料は12ページになりますが、2目、教育振興費は、児童が安全で、適正かつ良好な学習環境で学べるように、施設の適正管理・維持保全を図る小学校施設改修事業を1,540万円増額しております。

予算書は32ページをお開きください。

3項、中学校費、1目、学校管理費は、小学校費と同じく、中学校防犯設備設置事業を75万円計上しております。

予算書は33ページ、説明資料は13ページをお開きください。

5項、保健体育費、2目、体育施設費は、老朽化による雨漏りにより利用に支障が出ているため、屋根改修工事を実施し、利用者の利便性・安全性の向上を図る志布志運動公園武道館改修事業を4,500万円増額しております。

予算書は34ページ、説明資料は10ページをお開きください。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費は、7月梅雨前線豪雨により被災した農業用施設を復旧するため、300万円計上しております。

予算書は35ページをお開きください。

14款、予備費は、災害や今後の不測の事態への対応のため、1億2,261万1,000円増額しております。

以上が、補正予算（第8号）の主な内容でございますが、詳細につきましては、補正予算説明資料を御参照ください。以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第42号は、予算常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第11 議案第43号 令和5年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（平野栄作君） 日程第11、議案第43号、令和5年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第43号、令和5年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和5年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算につきまして、産前産後期間の国民健康保険税免除に伴うシステム改修業務委託等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,372万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ44億8,179万8,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の県支出金の県補助金は、保険給付費等交付金を396万円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を4,976万1,000円増額するものであります。

7ページを御覧ください。

歳出の総務費の徴税費の賦課徴収費は、電算システム業務委託料を396万円増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳出の諸支出金の繰出金は、一般会計繰出金を11万6,000円増額するものであります。

9ページを御覧ください。

予備費を4,964万5,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第43号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（平野栄作君） お諮りします。

日程第12、議案第44号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第12 議案第44号 令和5年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（平野栄作君） 日程第12、議案第44号、令和5年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第44号、令和5年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和5年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算につきまして、一般会計繰出金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億6,830万5,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を7万7,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の諸支出金の繰出金は、一般会計繰出金を54万4,000円増額するものであります。

7ページを御覧ください。

予備費を46万7,000円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第44号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第13 議案第45号 令和5年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（平野栄作君） 日程第13、議案第45号、令和5年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第45号、令和5年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和5年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算につきまして、償還金、介護保険基金積立金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億910万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ44億3,154万6,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を4億910万2,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の諸支出金の償還金及び還付加算金の償還金は、国庫補助等返還金を8,236万円増額するものであります。

7ページを御覧ください。

歳出の繰出金は、一般会計繰出金を2,584万9,000円増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳出の基金積立金は、介護保険基金積立金を6,000万円増額するものであります。

9ページを御覧ください。

予備費を2億4,089万3,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第45号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第14 議案第46号 令和5年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）

○議長（平野栄作君） 日程第14、議案第46号、令和5年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第46号、令和5年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和5年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出予算につきまして、国民宿舎ボルベリアダグリ改修事業に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,016万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4,520万1,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を1,016万9,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の管理費は、需用費の修繕料を1,016万9,000円増額するものであります。

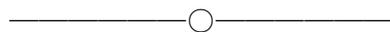
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第46号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第15 議案第47号 令和5年度志布志市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

○議長（平野栄作君） 日程第15、議案第47号、令和5年度志布志市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第47号、令和5年度志布志市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和5年度志布志市農業集落排水事業会計予算につきまして、収益的収入及び支出を補正するため、志布志市農業集落排水事業が作成した予算の原案に基づき補正予算を調製しましたので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い

申し上げます。

○市民環境課長（留中政文君） 議案第47号、令和5年度志布志市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について、補足して御説明申し上げます。

補正予算書の予算に関する説明書3ページをお開きください。

補正予算（第1号）実施計画になります。収益的収入及び支出について、収入、1款、農業集落排水事業収益、2項、営業外収益、3目、補助金、既決予定額250万円に250万円増額し、計500万円に、支出、1款、農業集落排水事業費用、1項、営業費用、4目、総係費に、既決予定額4,393万6,000円に250万円増額し、計4,643万6,000円にするものです。

今回の補正については、施設の再編・集約、最適な施設規模や処理方法など、維持管理の効率化・適正化に向けた対策を総合的に検討する「維持管理適正化計画」を、当初野井倉地区を予定しておりましたが、国庫補助金の執行残が出たことから、隣接している通山地区、蓬原地区の2地区に変更し、統合に向けた可能性も併せて検討し、早期の計画策定に取り組むものでございます。

なお、この「維持管理適正化計画」につきましては、国庫補助10分の10の事業になります。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第47号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（平野栄作君） お諮りします。

日程第16、諮問第3号及び日程第17、諮問第4号、以上2件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号及び諮問第4号の2件は、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第16 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（平野栄作君） 日程第16、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和5年12月31日をもって任期が満了する上原登氏を、引き続き人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

上原登氏の略歴につきましては、付議案件説明資料の12ページに記載しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。諮問第3号は、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号は、適任とすることに決定しました。

—————○—————

日程第17 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（平野栄作君） 日程第17、諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和5年12月31日をもって任期が満了する飯野直子氏を、引き続き人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

飯野直子氏の略歴につきましては、付議案件説明資料の13ページ及び14ページに記載しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。諮問第4号は、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第4号は、適任とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（平野栄作君） 以上で、本日の日程は終了しました。

9月2日、3日は休会とします。

4日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は一般質問です。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午前11時10分 散会

令和5年第3回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：令和5年9月4日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 野 広 嗣

稲 付 洋 平

野 村 広 志

栢 山 晋 司

小 辻 一 海

玉 垣 大二郎

永 田 梓

南 利 尋

小 園 義 行

隈 元 香穂子

出席議員氏名（20名）

1 番 永 田 梓	2 番 栞 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 小 山 錠 二
財 務 課 長 鮎 川 勝 彦	総合政策課長 川 上 桂 一 郎
コミュニティ推進課長 五 代 千 加 子	情報管理課長 宮 内 真 吾
港湾商工課長 大 迫 秀 治	税 務 課 長 濱 田 茂
市民環境課長 留 中 政 文	福 祉 課 長 若 松 利 広
保 健 課 長 西 洋 一	農政畜産課長 萩 迫 和 彦
耕地林務水産課長 折 田 孝 幸	建 設 課 長 富 岡 裕
松山支所長 上 原 健 太 郎	有明支所長 北 野 保
水 道 課 長 新 崎 昭 彦	会 計 管 理 者 和 佐 浩 教
農業委員会事務局長 中 水 忍	教育総務課長 岡 崎 康 治
学校教育課長 上 木 勝 憲	生涯学習課長 江 川 一 正
危機管理監 萩 原 政 彦	



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	グループリーダー 末 原 和 幸
調査管理担当サブリーダー 大 田 和 隆	議事担当サブリーダー 前 田 範 雄

午前10時00分 開議

○議長（平野栄作君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、鶴迫京子さんと小野広嗣君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（平野栄作君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、17番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○17番（小野広嗣君） それでは皆様、おはようございます。質問通告書に従い、早速、順次質問をまいります。

初めに、人生100年時代を見据えた施策について伺います。

人生100年時代とは、ロンドン・ビジネス・スクールの教授であるリンダ・グラットンとアンドリュー・スコットによる「L I F E S H I F T 100年時代の人生戦略」という本の中で提唱された言葉で、寿命の長期化によって、先進国の2007年生まれの2人に1人が103歳まで生きる「人生100年時代」が到来し、100年間生きることを前提とした人生設計の必要性を論じ、有名になりました。人生100年時代には、働き方や教育の在り方などライフスタイルのあらゆる面に、革命的变化が起きると言われております。今後は、超高齢社会に対応するための様々な支援策が求められると思いますが、本市の認識について、まず伺いたいと思います。

次に、災害ケースマネジメントについて質問します。

9月1日は、防災の日の淵源となった関東大震災から100年という節目にあたりました。一人ひとりが地震大国に生きていることを再認識し、また再確認することで、一層の防災対策に取り組む契機となればとの思いで、質問をいたします。

5月30日、政府の中央防災会議が開かれ、被災者一人ひとりの事情に応じて支援を行う「災害ケースマネジメント」の取組などを盛り込んだ国の防災基本計画の修正案が決定いたしました。

「災害ケースマネジメント」は、被災者が抱える住まいや生活上の不安といった多様な課題に対し、伴走型で支援する取組ですが、今後、全国の自治体に整備を促していく方向性が示されております。

そこで、この件に関する本市の認識について伺いたいと思います。

次に、地球温暖化対策の実施計画推進について質問します。

本市では、昨年2月に、志布志市ゼロカーボンシティ宣言を行い、さらに12月には、世界144か国、1万2,600を超える自治体が誓約している、世界首長誓約の誓約書に署名し、持続可能で

レジリエント（強靱）な地域づくりを目指し、パリ協定の目標達成に貢献することを誓約しております。また、本年3月には、地球温暖化対策の推進を図ることを目的として、志布志市地球温暖化対策実行計画を策定しておりますが、その中で、本市の掲げる目標、計画を実のあるものにするためには、市民、事業者、行政が一体となって、全力で取り組むことが必要であるとしております。

そこで、地球温暖化対策実行計画推進のこれまでの取組と現状について、伺っておきたいと思っております。

次に、GIGAスクールの課題と対策について質問いたします。

これまでGIGAスクールに関しては、度々質問をしてまいりました。現在、本市におきましても、GIGAスクールの環境整備が進んできているところであり、一定の評価をいたしているところでございます。GIGAスクール構想によって、整備された一人1台端末環境は、令和の教育改革の柱である「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実に、必要不可欠なツールであると思うわけですが、国においては、学校間の利用格差をはじめ、様々な課題が指摘されており、改善に向けた対策が急務となっております。

そこで、本市の現状について伺っておきたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 小野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、人生100年時代を見据えた施策につきましてお答えいたします。

人生100年時代は、人の生き方が多様化していきます。超高齢化社会では、高齢者の働き方や教育の在り方など、ライフスタイルの変化に対応するための施策が重要と考えます。例えば、高齢者の雇用を支援する政策、再就職や副業の機会を提供する制度、高齢者向けのキャリア教育やスキルアップの機会を提供することも重要だというふうに考えております。さらに、超高齢化社会では、高齢者の介護や医療、福祉などの支援も重要であり、地域での在宅介護や地域包括ケアシステムの整備、高齢者のニーズに合った福祉サービスの提供などが求められます。これらの支援策は、地域の特性や課題によって異なるかもしれませんが、超高齢化社会においては、多方面からの総合的な支援が必要とされます。地域の認識に基づき、高齢者の働き方や教育、介護、医療、福祉などにおける支援策を検討し、適切な施策の展開を行うことが必要であるというふうに考えております。

続きまして、災害ケースマネジメントにつきましてお答えします。

御質問の災害ケースマネジメントであります。災害で被害を受けられた方々は、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況に違いがあることから、それぞれの課題も同じものではないことなど、個別に相談の場を設けるなど、必要に応じて専門的な知見を有する関係者と連携をしながら、それぞれの課題解決に向けて継続的に支援できるよう、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組であるというふうに認識しているところでございます。

続きまして、地球温暖化対策実施計画推進につきましてお答えいたします。

本市では、令和4年2月にゼロカーボンシティ宣言、同年12月に世界首長誓約に署名し、温室

効果ガス削減に向けて、市民、事業者と共に、省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの自給率向上を目指しております。計画策定後の取組としましては、本年、「エコライフ424（しぶし）」を作成し、市民にエコライフを実践していただく項目を記載したポスターを全戸配布しました。項目内容は、省エネ活動やごみを減らす「5R」の取組など、四つのテーマで24項目を設定しております。また現在は、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査の実施に向けて、取り組んでいるところであります。この調査結果を基に、来年度以降、太陽光発電設備を導入していく予定としております。

なお、G I G Aスクールの課題と対策につきましては、教育長がお答えします。

○教育長（福田裕生君） 初めに、人生100年時代を見据えた施策についてお答えいたします。

人生100年時代では、一つのキャリアだけでなく、複数のキャリアやスキルを持つことが求められるようになってくると考えております。そのため、継続的な学習が重要であり、一生を通じて新たな知恵を追い求める学習スタイル、いわゆるライフロングラーニングが一般的になってくるのではないかと捉えております。様々なことに対して、柔軟に対応できるスキルなどを養うために、学校だけでなく、それ以外の学びの場の多様化に対応することが重要だと認識しております。

続いて、G I G Aスクールの課題と対策についてお答えいたします。

児童・生徒一人ひとりのより良い学びにつなげるために、一人1台端末と通信ネットワーク等を一体的に整備し、G I G Aスクール構想を着実に進めてきているところでございます。従来までの実践とICT等を最適に組み合わせることで、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善など、教育の質の向上につなげていくことが重要であると考え、今まさにその道筋をたどっております。その一方で、児童・生徒や教職員の活用の在り方、情報モラル教育のさらなる充実を図る必要性、使用頻度と学習内容の定着の度合いなど、課題も見えてきております。このため、教育委員会といたしましては、学校の状況やニーズに合った整備環境の充実に加えて、教職員の研修内容や学校への支援の工夫、情報モラル教育の充実など、ハード面、ソフト面の両面から、今後も取組を進めてまいりたいと考えております。

○17番（小野広嗣君） 市長、教育長にそれぞれ答弁をしていただきましたが、一問一答で順次、お聞きをしてみたいと思います。

まず、人生100年時代の施策についてですが、これは初めに、市長のほうにお聞きをしたいと思いますが、昨年12月に発表された、厚生労働省の令和2年都道府県別生命表の概況というのがあります。それによりますと、日本の平均寿命は男性が81.5歳、女性が87.6歳で、日本全体の平均寿命が84.55歳となっております。そこで、まず本市の長寿化の進行状況について伺います。近年の市民の男女の平均寿命、そして90歳以上と100歳以上の人口は、どのように推移してきているのか、それをお示しください。また、将来予測についても、併せてお示しをいただきたいと思っております。

○保健課長（西 洋一君） お答えいたします。

本市における近年の男女別の平均寿命につきましては、厚生労働省が公表いたします市区町村

別生命表によりますと、平成27年においては、男性が79.4歳、女性が86.2歳となっており、令和2年におきましては、男性が80.5歳、女性が87.1歳となっている状況でございます。

また、年齢別の推計でございますが、まず100歳以上の人口につきましては、直近の令和5年7月21日時点で28人となっており、今後の100歳以上の人口推計につきましては、国立社会保障・人口問題研究所が公表した日本の地域別将来推計人口を基に、市独自で推計した数値によりますと、令和7年が44人、令和12年が47人、令和17年が43人、令和22年が49人、令和27年が52人で推移すると見込んでいるところでございます。

次に、90歳以上の人口につきましては、平成17年においては475人でありましたが、令和2年には876人、直近の令和5年7月時点では964人となっております。また、今後の推移につきましては、令和7年が1,147人、令和12年が1,214人、令和17年が1,106人、令和22年が1,267人、令和27年が1,355人で推移されるところでございます。

○17番（小野広嗣君） 今、課長のほうから数字的にお示しをいただきましたけれども、今後の推移というところを見ていくと、本当に特に90歳以上を見ていくと大変な数字であります。本市も超高齢化社会に、もう突入しているということが十分に分かりますかと思っておりますけれども、市長、日本老年学会と日本老年医学会のワーキンググループが、「高齢者の老化に関するデータの経年的変化に関する報告書」というのを出してしております。それによりますと、現在の高齢者は、10年前や20年前と比較して、加齢による身体や心理機能の変化が起きるのが、5年から10年ぐらいい遅くなっているんですね。「若返り現象が見られている」と言ってもいいと思うのですが、特にこの65歳から74歳までの前期高齢者においては、心身ともに健康で活発な人が大多数を占めていると、そういった調査結果が出ております。私も前期高齢者でありますけれども、確かに昔に比べて今の中老年以上の方は、体力的にも、また見た目も若くなっていると、それは市長を見ていると、それを常を感じるところであります。日本の平均寿命が年々延びる一方で、本市もそうなんですけど、懸念されていることは、この健康寿命と言われるものとの差なんですね。本市でも健康寿命を延ばすことを目標に、健康施策を進めているわけですけども、現段階におけるその達成状況、また併せて本市の近年の健康寿命について、分かればお示しをください。

○保健課長（西 洋一君） 社会保障の安定化を図るため、健康寿命の延伸を目標としまして、健康増進計画やデータヘルス計画に基づき、事業に取り組んでいるところでございます。本市の健康寿命の状況につきましては、最新の数値である令和2年におきまして、男性が78.1歳、女性が82.4歳となっております。先ほど申し上げました平均寿命との開きを見ますと、男性で2.4歳、女性では4.7歳の開きがあるところでございます。現在のところ、本市では具体的な数値目標については示していないところでございますが、今後、国・県の健康寿命に近づけるよう、取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 今、お示しをいただきましたけれども、国と県の数値は別に発表になっていまして、その国・県の差よりも、本市の差のほうが、ちょっと大きく開いているなということがデータで表れておりますので、今後とも、この健康寿命との差を縮める施策をしっかりとやっ

ていかなければいけないということは、当局も、市長も、同じ考えだろうと思っております。現在もですね、日本人の平均寿命というのが、男女ともに過去最高を更新し続けておまして、2050年には、女性の平均寿命が90歳を超えると予測されておまして、超高齢化時代を迎えているわけですが、そのような中で、本市も志布志市健康増進計画や上位計画にあたる第2次志布志市総合振興計画後期基本計画、あるいは地域福祉計画に則って、鋭意、施策の展開を図られていることは、もう十分承知をいたしておりますけれども、施政方針においても、市長は「団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年問題を見据えて、高齢者の健康増進を図り、できる限り自立し、健やかに過ごせるよう、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の取り組む」と述べられておりますけれども、その一体的な事業の取組の現状、そしてその効果と課題があったら、お示しをいただきたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 社会保障の安定化を図る上で、不健康な期間を短くし、健康寿命をいかに延ばすかが大きな課題であるというふうに思っております。次世代を含めた全ての人の健やかな生活習慣の形成や、疾病予防と重症化予防、また介護・認知症予防、フレイル対策と、あらゆる角度から取り組む必要があるというふうに、認識をしているところであります。

○17番（小野広嗣君） 今、市長の答弁のとおりであろうと思っております。市長の答弁の中にも「フレイル」という言葉も出てまいりましたけれども、これまでも質問をしてきておりますが、本市でも現在、フレイル予防に取り組んでいただいているところであります。日本人の平均寿命は、確かに年々少しずつ延びているわけですが、そういった中で、健康寿命も少しずつ延びている。しかし、先ほど申し上げたように、その差がだんだん開いていっている。ということは、いわゆる介護期間が長くなってきているということですね。そういった要介護期間が徐々に長くなってきている中で、2030年には全人口の約2割が75歳以上になる。そして75歳以上の世代の8割近い人が、自立した生活が徐々に困難になって、介護を必要とするようになることが予想されています。ですから、この徐々に生活機能が低下する、いわゆる虚弱化、フレイルですね。このことを少しでも遅らせて、例えば2年でも、3年でもですね、健康寿命の延伸を図っていくことは、喫緊の課題だと思っております。そこで、加齢に伴うこの虚弱化をどう遅らせて、健康寿命の延伸を図るのか、市の基本的小お考えを伺いたいと思っております。

○保健課長（西 洋一君） 我が国におきましては、超高齢化が進んでおまして、本市も例に漏れないところでございます。同時に高齢者の単身世帯、それから高齢者のみの世帯の増加、また要支援・要介護者も増加している状況でございます。こうした状況を踏まえまして、要介護状態に至る要因を防いでいくことが喫緊の課題となっております。その対策として、議員御指摘のフレイル予防が重要であるというふうに認識しているところでございます。現在、本市では高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業におきまして、志布志市フレイル予防プログラムを作成しており、看護師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等の医療専門職が、健診から保健事業と介護予防事業の両方の視点を持ちながら、一体的なフレイル予防に取り組み、健康寿命の延伸を図ってまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 今、担当課長より、フレイルについての取組を少しお示しいただきました。このフレイル予防には、年齢を重ねても食べる力を維持するオーラルフレイルの予防対策が含まれておりますよね。昨年の市報しぶし6月号でも、このことに関しては啓発をされておりました。この口腔機能の維持向上によって、低栄養や筋力低下を予防することは、高齢者の健康寿命の延伸に大変重要だと言われております。今後の本市のオーラルフレイル予防の取組について、全体のフレイル予防による健康増進施策の展開と併せてお示しをください。

○保健課長（西 洋一君） 議員御指摘のように、オーラルフレイルにつきましては、口腔機能の衰えを意味しておりまして、フレイル予防の三本柱である栄養、身体活動、社会参加と関係があるものと考えております。特に、高齢者の低栄養予防につきましては、口から食べ物を取り込む過程で、嚙む、飲み込むことは重要な役割を果たしているところです。また、口腔の機能が落ちることで、社会参加が億劫になるなど、多面にわたり影響を受けるため、食事の楽しさ、生きる意欲の活発さの低下を予防する上でも、オーラルフレイル予防の取組は重要であるというふうに考えております。現在、歯周病などで口の中の環境が悪くなると、誤えん性肺炎等を引き起こす様々な要因になると言われております。今後におきましても、後期高齢者の方々に、積極的に歯科検診を受けていただくことが重要であると認識しておりますので、受診勧奨等に努めてまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 今、課長のほうからの答弁にもありましたように、これは働く世代にとっても検診は大事で、働く世代は仕事があつて、なかなか歯科検診を受けていないというデータがございますね。本市も40歳、50歳、60歳、70歳の節目に検診の勧奨をしているけれども、その結果が伴ってきていないという状況があります。そして今、高齢者の検診ということを言われましてけれども、もっと言えば後期高齢者、75歳であるとか、80歳であるとか、こういった方々の口腔ケアの役割をしっかりと担っていただいて、高齢者の誤えん性肺炎の予防ということで、すごく大事になってくるとよく言われております。誤えん性肺炎というのは、食べ物や唾液などが誤って気道に入り込んだときに、一緒に口や喉の細菌やウイルスが入り混むことで起こる肺炎で、65歳以上の高齢者の肺炎の多くを占めているというふうに言われております。市としても、そういった後期高齢者も対象として、歯科検診を勧奨する、実施するという考え方はないのか、お考えを伺いたいと思います。

○保健課長（西 洋一君） 現在、76歳と80歳を対象といたしました、鹿児島県後期高齢者医療広域連合が実施する「お口元気歯ッピー健診」というものがございます。その内容については、後期高齢者医療広域連合から通知をいたしまして受診勧奨を行っておりますが、さらに対象者に受診していただくために、市のほうでも独自に76歳の方、それから80歳の方に個別に受診勧奨の通知を出して、受診をお願いする形で進めているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 本市でも、そうやって取り組んでいただいて、勧奨も行ってはいますが、なかなか数字的に成果が上がってきていないという現実があるわけですね。それはそれとして、今後のこととして、もう少し力を入れていっていただきたいなというふうに思います。も

う1点申し上げますと、いわゆる糖尿病と歯周病との総合的な組み合わせ、これを考えたときに、お互いが影響を及ぼすということが指摘されております。先進自治体によっては、いわゆるレセプトや特定健診などの情報から糖尿病、あるいはその範囲にある人に対して、その方々が歯科検診を受けていない場合は、勧奨をしっかりと、あるいは市として無料券を発行して、プッシュ方式で受けていただく。そういうことによって、糖尿病患者の対策というのを歯科検診を通じて行っている自治体が出てきております。そういったことも、今後検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○保健課長（西 洋一君） 今年度から、先ほど申しましたように高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を行っているところでございます。その中で、現状における糖尿病などの血管内疾患であったり、様々な疾患にかかる一人当たりの医療費の状況を踏まえながら、今年度からの新たな取組となっておりますので、その辺の取組の効果検証を踏まえながら、しっかりとピンポイントで対策を講じられるように、努力してまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 分かりました。いずれにしましても、市と市民の皆さんが一体となった、この健康寿命の延伸に向けた取組が、確実に実を結びつつあるのか、そのことをしっかりと確認したいという意味で、今回質問をさせていただいております。今後の民生費の抑制ということを考えたときには、やはり市内一体となってですね、こういった本市が健康増進で行っている施策を積極的に市民にお知らせし、協力を願うしか道はないと僕は思っているんですね。そういう意味では、鋭意、今後の対応について努力をしていただきたいと、これは要請をしておきたいと思えます。

あと、別の観点から少しお聞きしたいのですが、本市では、福祉計画でも一人ひとりが自分の人生を振り返り、将来の生活を考える機会が持てるよう、マイライフ・ノートの普及に努めるとしていますね。このマイライフ・ノートが本市に存在することや利活用について、市民の意識はまだまだ僕は低いとっております。その原因、そういった課題を踏まえて、今後、市民への広報啓発活動をしっかり行っていかなくてはいけないというふうに思うのですが、そこらについてはどうなっているのですか。

○保健課長（西 洋一君） 議員御指摘の内容につきましては、人生の終わりについて考える活動を略した造語である「終活」、これをテーマに、保健師が様々なサロン等で話をした際の住民の反応につきましては、「ノートを基に家族と話をしてみたい」または「どのような最後を迎えたいか、考えたことがなかった」という意見や、「死に対することについては、あまり考えたくない」というような、否定的な意見もあったところですが、まずは、「終活」を自分事として捉えていただきまして、残りの人生の充実のために行えるよう、今年度は「終活」の一つであります「人生会議」について、令和5年6月号の市報に掲載をさせていただいたところであります。今後も多様な方法で、継続した普及・啓発活動を行う必要があるというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） いろいろな声があつて、後ろ向きに捉える人もいるのでしょうかけれども、鹿児島県医師会がマイライフ・ノートを作成し、本市が配布をするという形になっておりますね。

そうした場合に、これからの人生を踏み出すきっかけとなるように作られたという、その作成の意図をしっかりと当局のほうも押さえながら、普及・啓発をしっかりとやっていただきたい。僕が話した人たちで、このことを知っている人は誰もいなかったんですよ。そういったことをしっかりと取り組める内容だろうと思いますので、もう少し枠を広げてですね、人生100年時代という展望に立ったときには、そういった対象者だけではなくて、市民全部で年齢で区切って啓発をすることかですね、そういったことが大事だと思いますので、よろしく願いしておきたいと思います。

あと、今後も人生100年時代を前提に、様々な取組や設計図を描くことが重要だと思っております。市長もこれまで施政方針で、「人生100年時代において、市民一人ひとりが笑顔と志あふれる人生を送れるよう、いつでも、どこでも、誰でも学べる生涯学習の推進に努める」と言われております。この人生100年時代においては、これまでのように教育を受けて、定年まで働いて老後を送るというこの単生計の人生ではなくて、教育長も先ほど言われたように、一人ひとりが違った働き方になる場合もありますし、自分なりの人生を追い求めるような時代になってきております。このような時代では、新たなステージで求められる能力・スキルを身に付けること、そういった機会が提供されることが、何より重要になってきている。そういった持続可能な本市のまちづくりと言いますか、健康づくりと言いますか、そういったものを目指すときには、誰もがリカレント教育や生涯教育を受けること、そういったことができる仕組みづくりというのが大事だと思いますが、この点については、市長、教育長共にお聞きしたいと思います。

○市長（下平晴行君） これは、今まで小野議員がおっしゃるように、やはり人生の生き方というのはそれぞれにあるわけでありますが、その中で、市として今ありましたマイライフ・ノート等を含めて、その方の生き方を支え合える、そして「誰一人取り残さない」ということを前提に、しっかりと内部でも協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○教育長（福田裕生君） 人生100年時代、そして持続可能なまちづくりに向けて、いわゆる広範な層、幼児期から年齢を重ねられた方、様々な方々が、生涯学習やリカレント教育を受けられる環境を整えることが、非常に重要になってきていると捉えております。

○17番（小野広嗣君） 分かりました。ここからは教育長にお聞きをします。生涯学習について、教育基本法ではその理念が掲げられております。あえて申し上げませんが、本市もその理念に沿って、生涯学習活動を展開し、事業を実施されているというふうに理解しますが、改めて、この生涯学習の意図、目的について、教育長のお考えを伺いたいと思います。

○教育長（福田裕生君） 生涯学習は、教育の機会の平等性、個人の成長と適用、社会的なつながりの強化、多様性の尊重など、「誰一人取り残さない社会」の基盤を築く重要な要素であると、私は認識しております。高齢者や障害者、ひいては様々な理由で生活に困難を感じている人々も含めて、誰もが学び、成長する機会を享受できるようにすることが大切です。また、個人のスキルや知識の向上を支援し、雇用機会を広げていくことも重要だと考えております。急速な技術の進化や経済の変化に対応するためには、持続的な学びが必要です。これにより、人々は新たな職業に挑戦したり、キャリアを転換したりすることへの自信も持つことができると思っております。

さらに、地域やコミュニティでの学びや活動を通じて、人々は人間関係をより良く築き、共同体の一員としての意識を高めます。これによって、孤立感の軽減や社会の連帯感も強まっていくものと捉えております。

○17番（小野広嗣君） 今、教育長が述べられたことに関しては、当然、納得のいく答弁でありますし、同感であります。そこでですけれども、現在では生涯学習の観点から言っても、国内や海外も含めてですが、多くの有名大学の講義というか、そういった公開講座が、インターネットを通じて無料で受けられるケースも広がってきています。このリカレント教育、学び直しと言ったほうが分かりやすいと思いますが、身近な自治体の生涯学習に広がることで、今おっしゃったようなこれからマルチステージのキャリアを求める人たち、こういった人たちの支援につながるんだと、僕は思っているんですね。そうした場合、このリカレント教育に関する情報提供や相談、広報、啓発活動、あるいは民間機関や学術機関と連携した取組、こういった事業などを展開するというのは、本市においても一定の市民のニーズが僕はあるんだと思うんですね。そこについては、どう捉えていらっしゃるのでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 学び直し、いわゆるリカレント教育、スキルを付けていくための教育を受けたいという市民のニーズがあるということは、認識をしております。例えば本年度、生涯学習講座において、学び直しの講座を募集しましたが、一定の人数に達しなかったことから、公募講座としては成立いたしませんでしたが、市民のニーズがあるということは事実ですので、9月末からは中期の短期講座において、例えば、義務教育の5教科を学べるエンジョイナイトスクールの募集を開始しているところであります。また、文部科学省が、社会人の学びを応援するポータルサイト「マナパス」を開設しております。「マナパス」では、約5,000の大学、専門学校等の講座を条件別に検索、受講できるようになっております。日本最大級の無料で学べるオンライン講座「g a c c o」というものもございます。大学や企業が提供する仕事のスキルアップに直結する講座を受講することもできます。

教育委員会といたしましては、こういった文部科学省、それから大学、専門学校等の公開講座等についての情報をしっかりと収集しながら、市民がそういった講座を受講しやすい状況ができるように、その周知等もこれから進めていくべきだと捉えております。

○17番（小野広嗣君） この学び直し、リカレント教育については、本市の教育振興計画の中にも学び直しという視点について、少し触れられておりますけれども、できれば、今後この学び直しの在り方なども、しっかりと盛り込んでいただいて、重点施策として展開をしていただきたい、このことが一つ。あと、小・中学校の段階からこの人生100年時代へ向けての人生設計について、学校教育の現場においてしっかりと子供たちに学んでもらう、このことがすごく大事だと思いますが、この2点、確認をさせてください。

○教育長（福田裕生君） 本市では、志布志創年市民大学を開校いたしまして20年を迎えております。地域の良さを知り、地域を愛する地元学をテーマにした講座等を開設するとともに、全国のまちづくりの先進事例を学習しながら、生涯学習のまちづくりを実践、研究する人材づくりを

行うなど、この取組については、全国的にも非常に注目されている事業であり、まさに人生100年時代に必要な事業であると考えておりますので、今後も大事にしていきたいと思います。

また、本市が実施している生涯学習講座、志布志創年市民大学はもとより、学び直し、いわゆるリカレント教育に関しましても、次期教育振興基本計画などに、どのような形で重点化して盛り込んでいけるか、国・県の動向も注視しながら、調査・研究を進めながらまとめてまいりたいと考えております。

また、小・中学校の段階での学習についてでございますが、現在も小・中学校においては、計画的にキャリア教育を行っておりまして、その中で、人生100年時代に向けた夢や希望、生き方について、将来設計をどうしていくかということ等の学びを深めております。キャリア教育につきましては、自分のその段階で考えたキャリアについてを記録していく「キャリアパスポート」というものを現在、小学生、中学生、高校生は持っておりますので、それらを各学校段階でしっかりと引き継ぎながら、子供一人ひとりが、自らの学びの共有、進化、発展に活かしていけるように進めてまいりたいと考えております。

○17番（小野広嗣君） ぜひですね、今後とも教育活動全体を通じて、生徒が生涯にわたって学び続けていくと、そして自らの人生をたくましく生き抜くための資質能力の育成を推進していただければというふうに思っております。この人生100年時代の施策については、最後に市長へ質問して終わりたいと思っておりますけれども、市民の誰もが願う幸せ、これは健康寿命の延伸であると思っております。多くの高齢者がピンピンコロリを願うわけですけれども、実際には、なかなかそういかない場合も多くあります。徐々に身体や認知能力が低下して、医療や介護を必要とするときが来るわけです。今後、健康で長寿を目指す生涯元気な志布志市民を、さらに増やしていく上でも、人生100年時代を見据えてのハード、そしてソフト、両方を合わせた指針の策定が必要ではないかと思っております。例えば、「志布志市人生いきいき100年構想」のようなものの策定が、必要ではないかと思っております。併せて、司令塔としての担当課の課名の変更等の検討はなされないのか。他自治体によっては、「健康長寿課」であるとか、「市民長寿課」あるいは「いきいき健康課」だとか、様々な名前を付けて工夫をいたしております。その点についても、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 誰もが元気で健康な状態で亡くなることを望むのは、当然だというふうに考えております。それを実現するためには、ソフト的な支援体制制度とハード的な施設や設備の両方を含めた総合的な施策の展開が求められます。具体的な取組としては、仮称として挙げられた「志布志市いきいき構想」や「志布志市人生100年構想」のような計画や施策の策定が必要であるというふうに考えております。これらの計画は、地域の特性や課題を考慮した上で、生涯を通じて健康で充実した生活を送るために、必要な支援やサービスを提供することを目指しております。また、司令塔として部署の設置を考えることも必要だというふうに考えております。この部署は、関連する部署や関係機関との連携を図りながら、施策の計画実施や情報の収集分析、

評価、改善などを統括的に行い、一体的な展開や効果的な推進が可能となり、生涯元気な方を増やし、誰もが健康で充実した人生を送ることができる社会の実現になろうかというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 今、市長の答弁をお聞きして、安心をしたわけですがけれども、2点ほど提案といえますか、申し上げましたけれども、それに対しては、市長が二つとも前向きな答弁をいただきました。今後の本市の超高齢化社会に向けてのいわゆる施策の充実、これまでもやってきていただいていることは十分分かっておりますので、その充実に向けて、鋭意、取り組んでいただきたいことを期待して、次の質問に入りたいと思います。

次に、災害ケースマネジメントになりますけれども、これは冒頭で申し上げたように、今後、全国の自治体に整備を促していくという流れになってまいります。これまでの被災地域で、相談会というのを展開をしているわけですがけれども、その中身を見ていきますと、やはり専門的な内容についての相談が多いんですね。専門家の力が必要である。それに加えて経済的な面、そして福祉的な面など、様々な専門家と個々のケースに応じた支援策を考えて、一体的に支援していくことが求められてきています。これがまさに、災害ケースマネジメントの考え方になるわけですがけれども、そういう観点から見た場合、どうしても本市の地域防災計画には、「被災者の生活支援のその体制づくり」というのが載っていますけれども、僕は「まだまだ弱い」と読みながら思っています。そういった意味から見れば、内容をもっとさらに生活者の再建支援という観点から、充実させていただきたいと思っているのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 災害ケースマネジメントの取組につきましては、昨年、危機管理監からその内容について聞いていたところであります。ケースマネジメント内容は多岐にわたりますので、詳細までは把握できないところでありますが、災害救助法など、国・県からの支援のほか、さらに市独自の支援を検討・実施したとしても、個々の生活再建支援に結び付けるには、細かな違いがあるというふうに思っております。幸い、本市では全国で発生しているような大規模な洪水、浸水被害は発生しておりませんが、これから起こる可能性のある大規模災害に備え、しっかりと体制づくりが必要であるというふうに認識をしているところであります。

○17番（小野広嗣君） 市長、今の答弁はよく理解をしますけれども、具体的に言うと、地域防災計画、防災会議もありますけれども、回数は年に一回ないし二回とか、そういった防災会議を通じてでも、この地域防災計画の中身を年々充実させていくということが大事だろうと思うんですね。そこについて、答弁を求めます。

○市長（下平晴行君） これはおっしゃいますように、防災会議において、現状がどうなのかということも含めて、これはしっかり対応していかないといけないというふうに思っております。

○17番（小野広嗣君） 少し長くなるのですがけれども、先進事例の一つを市長に御紹介しておきたいと思っております。鳥取県では2016年、平成28年10月21日、震度6弱の揺れに見舞われた、いわゆる鳥取県中部地震を経験しまして、災害ケースマネジメントを条例で制度化しております。災害発生後の一人ひとりの生活の再建にどう寄り添えばいいのか、大規模災害が頻発する中で、その

取組が注目されているんですね。先進自治体としては、東日本大震災で被災した仙台市が、最初に取り組んでいます。そして熊本地震、西日本豪雨の現場でも採用されております。ただ、条例化して、恒久的な仕組みとしたのは、鳥取県が初めてだということです。その内容として、鳥取県中部地震は死者こそいなかったものの、一部損壊が1万5,000棟余りに及ぶなど、住宅被害の多さが目立っております。鳥取県は、損壊率の低い世帯であっても補助金などが受けられるよう、幅広い支援を講じたわけですけれども、それでも地震発生の1年後では、家屋にブルーシートのかかっている世帯が5%、約900世帯も残っております。支援制度を知らなかったり、手続きの方法が分からなかったりする人たちと見られているわけですね。課題は、この5%の世帯のように、制度はあるのにその制度を利用していない人をどうするかでした。だから、鳥取県のこの災害ケースマネジメントの主な流れを三つで言いますと、一つ目が、職員が被災世帯を訪問し、実態を把握する。二つ目として、支援が必要と判断した世帯に個々にプランを作成をする。そして三つ目として、支援内容に応じて、専門家などで作る生活復興支援チームを派遣するというものであります。そして支援チームの構成は、建築業やボランティアグループなど、本当に多岐にわたっております。この災害ケースマネジメントの主任の話によりますと、この主任は、阪神淡路大震災や東日本大震災の被災者支援に尽力してきており、その実体験からこう言っているんですね。「予期せずに被災者となって、パニック状態になっている中で、自分の意思が分からなくなる人も多い」と、ですから「制度をつくって終わりではなく、どうしたいかということが言葉として出てこない人に対して、『どうしましょうか』という、『どうしたらいいでしょうか』という、共感から一緒に考えていく過程が何より必要だ」と訴えているんですね。被災者の中には、行政の窓口に行くことが難しかったり、各種支援制度の情報が届かなかったりするケースがあるわけで、そうした人をきめ細かくサポートすることが大事となってきており、こうした取組を平時から策定していく動きというのが、今、全国に広がりつつあるわけなんですね。今、市長に御紹介したような、こういったお話をお聞きになって、市長はどういった感想をお持ちになったのか、ぜひお聞かせをください。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、被災された方々が、同じように生活再建されていくことにはならないのではというふうに思っております。現在では、国の基準により一定の支援を受けられるものの、個々の事情により、支援の内容は細かく多くあるものと受け止めているところであります。またそれらの課題について、市単独で全てを賄うことは、大変難しいものというふうに考えております。国から示された被災地の事例などは、大規模災害の発災から長期にわたり、直接見えない部分をサポートする体制づくりが大切であるというふうに感じますし、国・県などと一体的な取組が行われること、各種専門家の協力を得ながら、個々の支援プランを作成することは大事でありますし、行政がどこまで支援すべきかなど、被災者の一人ひとりに寄り添った生活再建支援に取り組むことは、重要であるというふうに感じております。今回御紹介いただいた事例などから、学ぶことは多くあると思っておりますので、調査・研究してまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 分かりました。市長もレクチャーを受けていらっしゃるようですので、この災害ケースマネジメントについては、認識をされるようになったんだろうというふうに理解をします。市長の思いは今お聞きしましたので、では、危機管理監のほうに対しまして、この災害ケースマネジメントの効果について、現場を預かる者としてどのように捉えていらっしゃるのか、お聞かせください。

○危機管理監（萩原政彦君） お答えします。

昨年、令和4年3月に、内閣府より災害ケースマネジメントに関する取組事例集が示され、確認をしたところでありました。あまりにも規模の大きい災害事象の経験から得られる情報でありますし、危機管理担当部署のみで対応できる内容ではなかったですが、これらの取組につきましても、必要であるというふうに捉えておりました。本市におきましては、南海トラフ巨大地震などの大規模災害を被害想定としていますが、実際にはその対応に課題も多く、その課題解決に向けて、個々の実情を、関係課をはじめ、全ての課で認識しておく必要があると感じているところでした。そこで、災害時生活再建支援について、平常時から備えておくためには、専門員、例えば保健師などからの意見を聞いておく必要があること、また災害発生後の対応は全職員で行うこととなりますので、本年4月に、志布志市危機管理運営会議設置規程を新たに決めました。これは、発災時の初動対応から各種証明書の発行、災害扶助事務などをスムーズに進めるため、継続した体制づくりの確保及び確認、さらに生活再建支援における個々のケースについて、今後マネジメントが求められるものと想定した体制づくりとして、今回の災害ケースマネジメントへの対応もその一つにあると捉え、進めているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 危機管理監にとっては、この災害ケースマネジメントの在り方ということの効果も十分理解された上で、今後の展開というところまで、述べていただいたと理解をいたしますが、今、答弁でも申されたように、内閣府では全国的な災害ケースマネジメントの取組状況を把握するために、昨年1月から2月にかけて、アンケート調査を実施しております。そして、その内容を公開しております。その上で、今述べられた災害ケースマネジメントに関する取組事例集を、昨年3月にまとめているわけですね。その事例集の中身は十分御存じだと、今の答弁で理解をいたしております。一方で、この災害ケースマネジメントを導入している自治体というのは、まだまだ少ないわけで、今後増えていくことが想定されますね、国がそういう動きをしておりますので。この被災経験の少ない自治体にとっては、この平時からどのような準備をすればいいのかを想定しづらいという、そういう課題があったんですね。ですから昨年の取組事例集を受けて、政府は今年の3月、この災害ケースマネジメントの普及に向けた自治体用の手引きを作成して、発災直後から生活再建へ至る段階ごとの対応方法を具体的に示しています。これは、東日本大震災の宮城県仙台市や岩手県盛岡市、西日本豪雨の岡山県倉敷市、ここには管理監も勉強に行かれているとお聞きをしております、各市での実例を紹介しています。これは300ページを越すような内容になっておりますけれども、こういったものをしっかりと参考にいただき、今後の本市の施策としていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 「災害ケースマネジメントの実施の手引き」は、膨大な手引書になっております。危機管理監からその内容について、概要の説明を受けておりました。大変ボリュームも多く、なかなか読み切ることはまだできていないところであります。しかし、被災地方自治体の取組事例、民間団体との協定により、行政と一体となった生活再建相談事業、各被災自治体の新たな支援事業の創設など、数多くの事例が掲載されており、とても参考になるというふうには感じているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 市長も概要を学んでいただいたということで、それでも「質問通告をした甲斐があったな」というふうに思っています。やはりトップにこういった内容を知っていただくということが、質問の狙いでもありますのでね。あと今後、この災害ケースマネジメントを本市でも推進するにあたっては、この行政と民間団体との連携が必要だというのは当然ですが、その場合、行政が民間団体に委託契約をするとか、そういった財源措置などをしなければいけないという状況も、発生してくるかと思うんですね。そういう仕組みをつくることも大事だと。一方で、この平時の福祉の取組を有事のときに今度は拡大するなど、機動的な対応が求められてくると思うんですね。そうしたときに、この平時から有事に移行した際の財源措置等の仕組みづくりも、今のうちからしっかりと検討していくべきであるというふうに、私も災害ケースマネジメントを勉強しながら思ったところですけども、その辺はどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 本市の被害想定に基づく被災者支援に必要な財源の確保については、国・県の支援のほか、独自支援を構築するためには、必要不可欠なものと感じております。財政健全化に向けた取組や真に必要な財源の確保に向けて、有事の際にしっかりと取り組めるよう、民間からの提案型も踏まえながら、平時の段階から行政と民間団体が一体となった取組がなされるよう、災害ケースマネジメントの取組事例を参考にしながら、調査・研究してまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 市長の答弁はよく理解するのですが、もう1点お聞きしたいのですが、当然、この災害が起きてから情報を集めているのでは、もう間に合わないわけですね。ですから事前防災としては、この行政の持つ情報であるとか、自治会や自主防災組織、民間団体、そういう関連団体が持つ情報としっかり情報共有をして、対策を練り上げていくということが大事で、これまでも多少このことに取り組んではいらっしゃいますけれども、これをもう少しスピードアップしていかなくてはいけないというふうに、僕は思っているのですが、その点はいかがでしょう。

○市長（下平晴行君） 災害の対応は、確実な情報で、いかに早く情報を収集し、対応にあたる必要があるということに思っております。全国の被災地事例でも、被災者や避難者情報の管理の難しさが挙げられています。事前の情報を把握するには、自治会の代表者や自主防災活動に尽力いただいている方々、民生委員などと一体となった組織づくりや意見交換などを通じて課題の整理を進めていく必要があるというふうに感じているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 今、市長の答弁がありましたように、ぜひですね、そういった方向でス

ピードアップを図って、しっかりとした検討・協議を行っていただきたいというふうに思っております。

あとですね、防災に携わる人材ということでは、これまでも質問をしてきておりますけれども、人材育成という観点からですね。例えば、地域おこし協力隊を採用しているところも、実は既に結構あるんですね。いわゆる募集の際に、被災者支援とか、復旧・復興支援の条件というのを加えたり、いわゆる各支援団体との連携活動を行っていただきたいということなども含めて募集し、採用しているんです。こういった取組も、専門的な知見を持った人を呼び込む上でも大事ななと思うのですが、その点はどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今ありましたように、他県での事例として、地域おこし協力隊が防災士として活躍されている事例があることは聞いておりました。防災に関する人材育成への取組については、「防災士になりたい」、「地域防災力を発揮してみたい」という方でも、防災士を取得するための講習会は遠方で開催されるため、受講がなかなか難しく、防災士の資格取得も容易ではない状況にあるようです。現在、本市では、防災士資格を取得する養成講座を受講していただく際の支援を行っておりますが、地域おこし協力隊に限らず、各地域において、自主防災組織づくりや防災推進リーダーの育成は重要であるというふうに考えておりますので、仮に防災専門の実務も入れ込んだ地域おこし協力隊希望者とのニーズが整うようであれば、検討の余地はあるというふうに思っております。

○17番（小野広嗣君） ぜひですね、防災人材のリーダーということで、市でも鋭意、取り組んでいただいていることは十分承知をしておりますが、今申し上げたような角度で、そういった知見を持った方々を本市に呼び込むということも大事だろうと思っておりますので、鋭意、検討を加えていっていただきたいと思っております。

いろいろこの災害ケースマネジメントの効果と市長部局の認識について、伺ってまいりましたけれども、特に僕が今回聞きたかったのが、今後の災害発生に備えて、被災者の生活を再建する本市の支援の取組なんですね。だから、まずこの災害ケースマネジメントを地域防災計画にしっかりと組み込むこと、その上で、先ほど述べていただいたような早期の制度化を求めたいと思って質問しているわけですが、その点いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 災害ケースマネジメントへの取組については、重要なものと認識をしております。国からのアンケート調査が実施された際も、「災害ケースマネジメントの必要性を感じているか」との問いに、「必要である」というふうに回答したところであります。市の地域防災計画につきましては、市独自で災害対応を充実するには多くの支援が必要でありますので、県の地域防災計画との整合性や県が連携・協定している防災関係機関等との取組などがあり、今後、県の地域防災計画も災害ケースマネジメントについて検討が進められるのではと思っておりますので、それらを踏まえながら、取組をしていきたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 実はですね、日弁連に災害復興支援委員会の委員長をされた方がいらっしゃって、この方が「行政が責任を持って制度化することは、災害時の教訓を恒久化するという

点で、非常に大事な取組である」と、各自治体の制度化を提言されていらっしゃるんですね。ですから、本市も検討を速やかに重ねていただきたいと思います。ぜひですね、今回申し上げたこの災害ケースマネジメントの考え方、これと「誰一人取り残さない」、「どこまでも行政として寄り添って支援をしていく」という、そういう視点に立ってですね、市民の生活再建を支援していくというこの制度の構築を要請して、次の質問に入りたいと思います。

次に、地球温暖化対策の実行計画推進について、まず市長に、基本的なことをお聞きしますけれども、世界的にこの地球温暖化による風水害をはじめとした、様々な被害が拡大している中で、この地球温暖化防止対策は、人類の生存が脅威にさらされているもっとも重要な環境問題になってきていると思うわけですが、この現在の地球温暖化や気候変動による危機的状況について、市長あるいは本市では、どのように認識をされて、受け止めていらっしゃるのかお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 近年、温室効果ガスの排出量の増加により地球温暖化が進み、日本では巨大台風や線状降水帯による災害、世界では干ばつや山火事等が発生し、毎年多くの死者が出る甚大な被害が出ております。今後、さらなる激甚化、頻発化が懸念されることから、地球温暖化対策は喫緊の課題であるというふうに考えているところであります。このような現状は、世界中で大量の化石燃料を燃やしてエネルギーを消費することにより、温室効果ガスの濃度が上昇することが原因であるというふうに考えられます。今後、地球温暖化対策をしなければ、これまで以上の災害が発生するというふうに考えているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 市長の受け止め方をお聞きしましたけれども、当然、施政方針でも市長は述べていらっしゃるんですね。昨年12月に、世界首長誓約に署名したことを踏まえて、「今後は行動計画を策定し、市民、事業者及び行政が一体となって、温室効果ガスの排出削減に取り組む」と施政方針で述べておられます。その上で、世界首長誓約で、市長は3点の事項について誓約をされております。1点目に、この持続可能なエネルギー、いわゆる「エネルギーの地産地消などを推進する」とあるわけですが、この件について、具体的な内容についてお示しをいただければと思っております。

○市民環境課長（留中政文君） お答えします。

エネルギーの地産地消の仕組みができれば、自立的、安定的なエネルギーの供給が構築され、市民、事業者が安心して暮らし、事業を継続できます。具体的には、公共施設などの屋根に設置された太陽光設備で発電されたものを自家消費し、余剰分を蓄電池や電気自動車に充電したり、第三者へ提供することが考えられます。その自家発電した電力を、避難所で停電した際に利用する仕組みもあるようでございます。

○17番（小野広嗣君） 今、方向性を示していただいたと、現状はまだ取り組めていないということですね。それはそれでいいです。あと2点目のこの「2030年の温室効果ガス排出量の削減」については、後ほどお聞きしますので、今答弁は結構でございます。3点目の「気候変動の影響などに適応し、レジリエント（強靱）な地域づくりを目指す」とありますけれども、これについ

でも具体的な内容をお示しできれば、お願いしたいと思います。

○市民環境課長（留中政文君） 気候変動の影響などに適応するためには、大きく分けて「緩和」と「適応」の二つの対策がございます。「緩和」とは、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策による温室効果ガスの排出削減、森林等の吸収源の増加などによって、温室効果ガスの排出を抑制し、気候変動を防止するための取組を言います。例えば、家電を買い替えるときに省エネタイプにすることや環境学習を行うことなどが挙げられます。また「適応」とは、既に現れている、あるいは中長期的に避けられない気候変動の影響に対しまして、自然や人間社会の在り方を調整し、被害を最小限に食い止めたり、逆に気候の変化を利用するための取組を言います。例えば、ハザードマップを確認して自然災害に備える、夏の暑い時間帯に外出を控えるなどが挙げられます。このような取組を実施して、レジリエントな地域づくりを目指してまいります。

○17番（小野広嗣君） 一応、お答えをいただきましたけど、なぜ、あえてこういうふう聞くかという、その後、「誓約後2年以内に誓約事項」、今二つ答弁をいただきましたが、「誓約事項三つに関する目標、温室効果ガス排出量などの状況、具体的な目標達成方策などに関する『気候エネルギー行動計画』を策定・報告し、これに取り組む」とあるわけですよ。2年以内ですよ、もうあと1年弱しかない。ですから、今の状況はどうなっているのか確認したいんです。

○市民環境課長（留中政文君） 現段階の状況でございますが、「気候エネルギー行動計画」は、既に作成しております地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に代えられることになっております。この計画の中で、温室効果ガスの排出量の状況や具体的な目標達成方策などの行動計画を作成しており、ホームページで公表しております。その中で、毎年温室効果ガスの削減量と目標達成状況を報告していくこととしております。また、この計画での目標を達成するために、本年度、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査実施に向けて、現在取り組んでいるところでございます。

○17番（小野広嗣君） 今年3月に策定されておりますけれども、それ以前からもこういった計画はあるわけですからね。3月以降ではないわけですからね。そこは、当局も十分理解しておいてくださいね、それで質問しているんですからね。基本的なことはお聞きをしましたので、具体的に実行計画に関連して伺いたいと思っております。今、課長からもありましたように、この「志布志市地球温暖化対策実行計画」は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づいた「事務事業編」ですね。これは、志布志市役所の事務及び事業に関する温室効果ガス排出量の削減計画です。これは、これまでの計画の改定版ですね。そして、今言われた「区域施策編」というのは、新たに作成された志布志市内全ての市民生活や経済活動などにより排出される温室効果ガスの削減に向けた目標と施策、これが「気候エネルギー行動計画」に代わるものですね。この二つで構成されているわけですよ。ですから、まず「事務事業編」からお聞かせをください。この志布志市役所関連施設からの温室効果ガス排出量は、基準年度である2013年度より順調に減少傾向をたどっているようでありまして、具体的な2022年度までのデータとして、その成果をお示しください。

○市民環境課長（留中政文君） 基準年度であります2013年度、このときの基準排出量が8,538.1tとしておりますが、これと比較いたしまして、温室効果ガスの排出量は、2022年度で約35%減の2,961tの削減、2021年度で約41%減の3,496.1tの削減、2020年度で約51%減の4,307.7tの削減となっております。

○17番（小野広嗣君） データとしてもお示しをいただいておりますので、私の手元にもあります。市長の肝いりもあって、本当にこの件に関しては、志布志市は、国の動きより一段早くですね、減少傾向に向かっていくということがデータとして分かって、すごく評価をするところでありませうけれども、一方で環境省では、自らの再生可能エネルギー由来の電力調達の取組を通じて得られた知見等をまとめていますね。「気候変動時代に公的機関ができること～『再エネ100%』への挑戦～」というものです。これは、「公的機関のための再エネ調達実践ガイド」というふうに言われているものですが、こういったものを参考にして、本市で太陽光発電設備以外で取り組めるものはなかったのか。またその検討はなされたのか、そこらの状況をお示してください。

○市民環境課長（留中政文君） 再エネ調達実践ガイドにつきましては、脱炭素を推進していく中で、本市にとって導入可能な手法を調査・研究していきたいというふうに考えておりますが、いろいろな事業者と話をする中で、いろんな手法があるというのはお聞きしておりますが、その中で本市として取り組めるものはないかということはずっと検討はしておりますが、現在のところ、議員が「ほかの再エネ設備はなかったのか」ということもおっしゃいましたが、またそういったところも踏まえて、検討を始めているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 具体的には申し上げませけれども、中身を読んでいくと、本市でもこの事業は取り組めるのではないのかなど、このガイドを見て私なりに思うこともあるものですから、そこは今後のこととして、しっかりと読み込んでいただきながら、検討を加えていただければというふうに思います。

あと、この実行計画の10ページには、実行計画を策定することで生まれる対外的な効果というのが、5点示されていますね。この温室効果ガスの排出抑制対策に対する経験・知見を蓄積するという方向性が述べられておりますけれども、この5点目の政策的知識といいますか、知見といいますか、そういった制度的な知識を本市では今どのくらいお持ちなのか。もう1点、この地球温暖化における最新の技術情報や知見をどのくらいお持ちなのか。併せてお示しをください。

○市民環境課長（留中政文君） 温室効果ガスの排出抑制対策に関する経験・知見の蓄積でございますが、今後取組を進める中で、蓄積されていくものと考えております。現時点では、昨年度計画策定を進めていく中で、コンサルタントを委託した業者等からの情報や、九州環境事務所が主催する企業と自治体のマッチングイベントに参加いたしまして、様々な事業所からの提案を受けながら、PPAや自家発電の仕組み、自己託送エネルギーマネジメントなどの技術について、情報提供を受けたところであります。また今後は、本年度実施をいたします公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査の委託業者からの情報なども、取り入れていきたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） この計画には、かいつまんで言うと、「本市には、地球温暖化対策に関する情報提供等の支援を行う機関としての役割がある」というふうとうたっていて、「そのための技術であるとか、学識であるとか、そういった知見をしっかりと蓄積していきます」というふうにありますので、しっかりとアンテナを張って、情報を仕入れ、そしてその情報を職員の皆さんが共有し合って、情報提供ができるというような流れをしっかりと作り上げていただきたい、そのように思っております。

あと、すごく気になるのですが、温室効果ガス排出量の算定に必要な位置情報や電気使用量、燃料使用量の集計については、どのように行って、それは正確を期しているものなのか、そこが分かりにくいものですから、お示しできれば示してください。

○市民環境課長（留中政文君） この温室効果ガス排出量の算定や施設の効果の把握につきましては、鹿児島県のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量を、活動指標で按分する方法を採用しております。具体的には、都道府県別エネルギー消費統計や自動車燃料消費量調査など、統計データなどから得られたエネルギー消費量に二酸化炭素排出係数を乗じまして、産業、家庭、運輸などの部門別、分野別の二酸化炭素の排出量を算出しております。

○17番（小野広嗣君） 市単独で調査しているわけではないと、そういったデータを当て込んで比較して、出している数字だということですのでよろしいですね。

[何言か呼ぶ者あり]

○17番（小野広嗣君） はい、分かりました。そういった形でしかなかなか掌握は難しいのだろうというふうにも思いますけれども。

それでは、この「区域政策編」に関連して幾つかお聞かせください。まず、この「区域政策編」の実行計画におけるこの再エネ導入目標と、実施に向けた取組の現状、これをお示してください。

○市民環境課長（留中政文君） 現在のところでございますが、公用車につきましては、電気自動車の導入台数は、令和4年度が4台、令和5年度が2台の計6台ありまして、うちリースが1台でございます。また、再生可能エネルギー導入の実績はございませんが、本年、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査実施に向けて、現在取り組んでいるところがございます。昨年度、再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援事業の調査の中で、本市は太陽光発電が最も適しているという結果でございましたので、取組を進めているところがございます。

○17番（小野広嗣君） これは「区域政策編」ですから、市内の企業と個人に対しての調査結果、そういった取組状況をお聞きをしているわけです。この事業者向けの取組例としては、全国の事例として、さっきあった環境教育に関する事例、そして国民運動の推進、設備設置のための自治体独自の補助金とか、こういったのがあるわけですね。僕が特に聞きたいのは、企業に対してのことだけではなくて、この個人向けの取組なんです。これは、設備設置の個人向けの取組としては、国の動向として設備設置のための自治体独自の補助金を促している。そして、省エネ改修や省エネ機器導入のための補助制度などがあるんですね。各自治体でも、そういったことがあります。本市には、最も電力消費が多い家庭電化製品の省エネ型の助成が今のところないわけで

すね。省エネ型に切り替えていってもらうためには、やはり促進政策が必要だと、僕は思っております。家電の省エネ化というのが、家庭におけるこの温室効果ガスの削減に大きな効果をもたらすと言われているわけですね。ですから、自治体によっては、この省エネ家電の買い替えのための促進補助制度というのを導入している自治体が、結構増えてきております。ですから、これは市長に聞きたいんですけども、本市においても、この省エネ家電の買い替えを促進するための補助制度の導入を図っていくような検討も、加えていってほしいというふうに思うのですが、その辺、市長はこういった問題に造詣が深い方でありますので、ぜひお聞きしたいと思っております。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、このことについては、やはりゼロカーボン支援補助金みたいな、何かそのような支援ができればいいのかなと、これは全体的にですね。例えば、家庭用の太陽光発電をいわゆる蓄電池として活用し、家庭の電気をまかなう取組に対して何らかの支援をしていくことで、市民の皆さんも意識、認識が高まるのではないかなというふうには思っているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 今、市長が言われたように、太陽光発電を通じての関連、そしてエコキュートとかいろいろありますよね。クーラーであるとか、そういった省エネ家電に買い替える際のやはり後押しになるような補助制度、こういったものを考えていくと、市内中が省エネに関する意識が高まっていくと、そのように思いますので、このことに関しては、十分検討していただければなど、要請をしておきたいと思えます。

あと志布志市は、「COOL CHOICE」運動に賛同しているわけですけども、これまでこの運動をどのように取り組んでこられたのか。また、市民に向けた「COOL CHOICE」のさらなる啓発を、どのように展開されるおつもりなのか、お聞かせください。

○市民環境課長（留中政文君） 「COOL CHOICE」でございますが、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買い替え、サービスの利用、ライフスタイルの選択など、日々の生活の中であらゆる賢い選択をしていこうという取組でございます。これまでも、市報、ホームページ、環境学習会で啓発してきたところでございますが、本年度は先ほど説明しました「エコライフ424（しぶし）」の項目の一つに、「省エネ型の家電製品を選ぶなどの『COOL CHOICE』に参加します」という項目を設けまして、「COOL CHOICE」の説明をしているところであります。今後も引き続き、「COOL CHOICE」運動を周知啓発してまいります。

○17番（小野広嗣君） 僕は、すごく大事な運動だと思っておりますので、担当課としても、こういった運動をしっかり普及・啓発していただきたいと思いますというふうに思っております。

あと、この実行計画の90ページから92ページに、推進体制について書いてあります。私なりにコンパクトにまとめてみました。これは実行計画の取組を推進するため、市民環境課に置かれた実行計画推進事務局は各課及び事務局の庶務担当係長、小・中学校の教頭などの環境管理推進委員を通して、毎年度5月に前年度の各部局の取組の進捗状況、エネルギー等の使用状況を取りまとめることになっておりますね。そして、その取りまとめられた内容は、6月に実施する環境管

理推進委員会で確認の上、進捗状況や推進方策提案事項を7月の定例課長会議に合わせて開催をする。副市長を委員長、市民環境課長を副委員長とし、各課長からなる委員をもって組織する「志布志市地球温暖化防止活動実行委員会」に提出をするという、そういった流れになっていますね。そして、実行委員会で確認後、8月の市広報紙、ホームページ等において、温室効果ガス排出量、取組状況等の目標達成状況等の計画、そういった進捗状況を公表するとしておりますね。これまでは計画を、3月策定以前までは公表されたりして、僕も見ていました。しかし今回、この策定以降、いまだこの市報8月号、ホームページ、こういったところで公表、掲載がされていませんけれども、こういった流れが踏襲されていないのですか、どうなのですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、まずは環境管理推進委員会を実施して、その結果を受けて地球温暖化防止活動実行委員会を開催する流れとなっております。本年度につきましては、現在各課からのエネルギー使用量の報告を受け、ホームページ等で二酸化炭素排出量の公表はしているところでありますが、環境管理推進委員会は実施に向けて準備をしている段階でありまして、取組が遅れているというところでありますので、今後、速やかに実施をしていきたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 環境管理推進委員会は開かれていないのではないかなというふうに思っていました。この地球温暖化防止活動実行委員会も多分開かれていないというふうに思うわけですね。ですから、こういった計画というのは作って策定して、終わりではないわけですよ。しっかり実行性のあるものにしていかなければ、何のために予算を組んで、こういった計画を策定したのか、意味がないわけですよ。そこをしっかりと推進をしていっていただきたいというふうに、これは要請をしておきたいというふうに思います。

あと、市長に最後にお聞きしたいのですが、国においては、地球環境の劇的な変化の要因とも言われるこの地球温暖化に対し、その防災対策として、内閣総理大臣自らが本部長となっておりますね。そして全ての国務大臣が本部委員となって、国民運動として現に推進しているんですね。今後は市としても、市民を巻き込んだ市民運動レベルまで高めていく必要があると、僕は思っているんです。そういったことに対して、最後に市長の思いをお聞かせいただければと思っております。

○市長（下平晴行君） 国におきましては、地球温暖化対策推進本部において、地球温暖化防止に係る具体的かつ実効のある対策を総合的に推進していくこととなっているようであります。本市も国の施策を注視して、取り組んでまいりたいと考えているところであります。本年は、「エコライフ424（しぶし）」を作成し、市民への啓発を行っておりますが、今後は、市衛生自治会を中心とした市民運動はできないのか、そういうことを目指して、取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○17番（小野広嗣君） こういった問題に造詣の深い市長ですので、今、お聞きをして、市長の思いというのは十分理解をいたしましたので、今後の施策の展開に期待をして、次の質問に入りたいと思います。

最後になります。教育長にお聞きをすることになりますけれども、このG I G Aスクール構想の課題と対策については、教育長に先ほど答弁もいただいたところでありますけれども、御存じのように、この子供の学習権の保障においても、今回のこの一人1台端末と高速通信ネットワークの整備、この成果というか、効果というものは、言わずもがななんですけれども、オンライン授業をはじめとして、メタバース空間へのアクセスであったり、デジタル教科書、そして自動翻訳機能、子供データ連携機能などの提供を可能にしたわけですね。そういったことによって、この不登校であるとか、特別支援であるとか、病気療養であるとか、本当に多様な児童・生徒の事情や特性に応じた学びを保障して、そして「誰一人取り残されない」教育を実現する上でも、まさしく不可欠なインフラになってきたなというふうに僕は思うのですが、このG I G Aスクールの構想について、教育長の受け止め方についてお聞かせください。

○教育長（福田裕生君） G I G Aスクール構想の目的は、一人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供たちを含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、子供一人ひとりの関心や特性に応じ、資質能力が一層確実に育成できるような教育I C T環境を実現することであります。また、これまでの我が国の教育実践や教育資源、アナログの良さ、そして最先端のI C Tのベストミックスを図ることにより、教職員や児童・生徒の力を最大限引き出す、いわゆる魅力ある授業づくりに取り組んでいくことだと考えております。

○17番（小野広嗣君） 本当に今言われたように、魅力ある授業づくりを提供できるようにしていきたいというのが、結びの答弁でありましたけれども、いわゆるこのG I G Aスクール構想の下で、多様な質の高いソフトウェアであるとか、教材がどんどん開発されていっているわけですね。そうすると、そういった教材が日常的に活用されるようになっていけば、いわゆるこのデジタル社会の形成に向けて、必要な人材の育成にそのままつながっていくと。今後は、デジタル社会で生きていかなければいけない子供たちです。その育成に外してはならない問題だと思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 教育の目的といいますのは、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならないと、デジタル社会が進む中にありましても、このことを踏み外してはならないと私は考えております。G I G Aスクール構想の実現によるさらなる環境整備や指導体制の充実を進めることによって、一人ひとりの児童・生徒が、デジタル機器等の正しい活用の仕方を段階的に身に付けながら、自他の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重できる、そういった人材育成が求められていると私は考えております。そして、多様な人々と協働しながら、社会的変化や課題を自分事として乗り越え、持続可能な社会の創り手となる人材を育成することが、非常に重要であるという考えでございます。

○17番（小野広嗣君） 教育長の答弁は、十分理解をいたしますけれども、私は「デジタル化が全てである」と言っているわけではないですからね。であれば、6月定例会にああいう質問はし

ていないんですからね。いわゆるこういった時代が、いや応なく来るわけですよ。そういった時代に翻弄されない、そういった時代を悠々と乗り切っていける子供たちの育成ということをお願いしながら、質問をしているということを十分理解してくださいね。一方で、このデジタル化によってどの地域、学校においても、時間や距離を超えた多様で特色ある教育活動を展開できるようになったことは、地方創生を推進したり、グローバルな人材を育成する上でも、極めて大きな意義を有していると、僕は思うわけですけど、その点についてのお考えをお聞かせください。

○教育長（福田裕生君） ICTの環境整備によって、時間や地理的ハンディを克服し、多様なコンテンツに触れたり、国や地域等の枠を超え、様々な人々との交流を可能にしたりすることは、新しい価値の発見や地域が持つ魅力に気付くことができます。そのことは、多様な思考力と創造力、そして併せてイノベーションを生み出すことにつながっていくというふうに考えております。これはいわゆる社会の在り方が劇的に変わっていく、「Society5.0時代」に活躍する人材を育成し、新たな時代における地域創生の推進にも、十分につながっていくものと考えております。

○17番（小野広嗣君） 十分理解できる答弁であります。あと教育長、教員の働き方改革ということは、これまでの一般質問でも度々述べてまいりましたが、この教師と子供の一人ひとりに一台端末、そしてクラウド環境。こういった環境というのは、喫緊の課題である教員の働き方改革にも直結する問題だろうかというふうに思うのですが、その辺の御認識は当然あられると思いますが、お聞かせください。

○教育長（福田裕生君） 現在、校務支援ソフトを活用いたしまして、成績処理や出席状況の把握、教職員の勤務時間の管理等を行っております。また、デジタル教科書やAIドリルの活用、教職員間の教材やワークシートの共有など、教育データを蓄積し、教員個々が持っているものを相互に利活用できる環境整備も行っております。それらによって、教職員の業務改善が進んでいることは、もちろんでございます。この秋、さらにそういった利便性が増すソフト等も使えるような状況をつくっていく計画を立てております。

○17番（小野広嗣君） 今、4点ほどお聞きをしましてまいりましたが、このGIGAスクール構想が進展をしていくということは、子供の学習権の保障においても、今、お聞きした教員の働き方改革においても、教師、児童・生徒の力を最大限に引き出すことにつながっていくというふうに理解をするわけで、大変重要だと思っております。しかし、冒頭述べたように、一人一台端末の利用状況を国が調べたら、地域間とか、学校間で格差が発生しているということが指摘されたものですから、すごく気になって質問しているわけですけど。例えば国の調査では、小学校6年生の授業で、一人一台端末をほぼ毎日利用している割合は、都道府県政令市別では約2割から8割とばらつきがあまりにも大きいということ。そういった状況を見聞きして、本市の利活用の状況はどうなっているのか、しっかり把握できているのかという思いで、質問をさせていただいております。状況をお示してください。

○教育長（福田裕生君） 私どもも、そういった学校間の差については、非常に興味を持って取り組んでいるところでございます。ちなみに、「授業の中で、週3回以上活用している」という

ふうに、子供たちからの回答を求めた結果が出ておりますので御紹介いたします。

小学校においては、50.9%の児童が「週3回以上、授業の中でタブレットを使っている」という回答でございました。昨年度が41.3%でしたので、活用の頻度は十分向上していると捉えております。中学校におきましては、68.5%の生徒が「週3日以上、授業の中で活用がされている」という回答でございます。昨年度が33.6%でしたので、中学校のほうも総体としては活用が進んでいるというふうに捉えております。一方で、私が気にしておりますのは、こういった活用の頻度が上がることで、学習内容がしっかりと個々に定着すること、そこらあたりを今後しっかり見ていく必要があると考えております。学校にもよりますが、そこに大きな差が出て、使うけれども学力が付いていないという結果が出るのは、やはりしっかりとした対応を取っていく必要があると考えているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 分かりました。活用状況については、年々上昇傾向にあると。あとは中身ですよ、分かりました。

あと、この特別支援教育におけるICTの活用の推進とか、6月定例会も質問をしているわけですが、不登校児童生徒への一人1台端末を活用した授業の配信、また、心の状況を書き込むなどして、いじめの防止にも使うことができるツールにもなっていくわけですね。また、心や体調などの変化の早期発見の推進などにも、活用していくべきではないかと、6月定例会の質問とも少し重なる部分がありますけれども、その点についてどのようにお考えなのか、再度お聞かせをいただければと思います。

○教育長（福田裕生君） 児童一人ひとりの学習の定着や興味・関心に応じたAI型ドリル活用や児童・生徒、それから保護者の要望に応じたオンライン学習を進めることができるように、整備を進めているところでございます。大事なことは、あらゆるニーズに対応できるように、学ぶ環境を整えていくことだと考えているところです。各学校によっては、いろいろと具体的な好事例も挙がっておりますので、そういったものを他の学校と情報共有し、そして不登校であるとか、病気療養等による特別な支援が必要な児童・生徒に対して、よりきめ細やかな支援や個々の状況に応じた学びの機会を提供するように、これからも努めてまいりたいと考えております。

○17番（小野広嗣君） 今、教育長の答弁があったとおりで、ぜひ、そういった方向で進めていただきたいと思いますと思うのですが、このGIGAスクール構想の進まない理由の一つとして、国が挙げているのは、教員が端末の使い方がなかなか分からないという、これが指摘されているのですけど。こういったことは、これまでも僕も質問をしています。そういった中で、課題を探って改善できるべきところは改善していく、研修等も行っていただいています。このことは何回となく質問をしてきておりますけれども、この国の指摘に沿って言えば、本市においては、そういったものは改善できているというふうに理解してよろしいですか。

○教育長（福田裕生君） 本市においては、毎年研修の中身を工夫し、今、教師が求めているもの、それから3月には人事異動等で、新たな教員も入ってまいりますし、新採も入ってまいりますので、その方々にも対応できるような研修内容を、毎年工夫しているところでございます。こ

の夏休み期間中に研修を行いました。その内容等については、事前にアンケートを取るなどして、まさに教職員が、本市の子供たちのための魅力ある授業をつくるために何を必要としているか、それに応じた研修内容としたところがございます。本年度の教職員の利活用の状況は、昨年度よりも改善していくものと期待をしているところです。

○17番（小野広嗣君） これまでも、しつこいように聞いてまいりましたけれども、今、教育長からはっきりと改善しつつあるという答弁でしたので、十分理解をいたしたいと思います。

あと2点ほどお聞きしたいのですが、今後、国は、地域間格差の解消を最重要課題と位置づけて、課題等を抱え、活用に踏み込めないでいる自治体、学校の課題、そういったものに寄り添って、教員への切れ目のない研修機会の提供、今ありました好事例の分かりやすい提供、そして通信環境の改善支援、GIGAスクール運営支援センターや国費によるアドバイザーの派遣、そして支援を希望する自治体に対する職員の出向、そして地方自治体の首長や教育委員会への働きかけ、こういった徹底的な伴走支援を行うようになってきます。ですから、しっかり今のうちにアンテナを張って、活用へ向けた取組を検討していただきたいと思います。答弁を求めたいと思います。

○教育長（福田裕生君） 本市におきましては、これまでも地方創生臨時交付金等を有効に活用いたしまして、ICT環境整備を行ってまいったところがございます。教職員の切れ目のない研修の機会の確保、本市におります2人のICT支援員の活用、それから鹿児島大学と包括連携協定を結んでおりますので、鹿児島大学教育学部の先生にお願いした情報教育アドバイザー派遣事業、そして本市にハード、ソフトを導入している契約業者による支援スタッフの派遣、これも逐次行っておりまして、学校の課題には、スピード感をもって対応できるような体制を取っております。今後も様々な課題等が出てくることは十分考えておりますので、その際に、時間を置かず今の子供たちにとって、教職員にとって、いい状況がつかれるように取り組んでまいりたいと思います。一方で、先ほどから申し上げました学校間格差、これについても、十分な対応が必要であろうと考えております。

○17番（小野広嗣君） よく理解をいたしました。最後になりますけれども、本市はいち早く取り組んでいただいておりますので、今後は端末の更新が間近に迫ってくるという課題がございます。財政的な心配もあったわけですが、国においては、一人1台端末の整備を先行して進めてきた自治体も含めて、全国の小・中学校で切れ目なく活用が行われ、個別最適な学び、「誰一人取り残されない」教育が停滞することのないよう、ここが大事なのですが、更新経費を整備時と同様に国費で確実に措置する動きが出始めております。ですから、GIGAスクール構想の第二ステージに入ってくるわけです。そこへ向けての方向性を本市もしっかりと国の動向を見定めながら、早急に検討していただきたいと思いますという思いもあって、今回質問をさせていただきます。今、僕が申し上げたことに対する第二ステージに向けての構想、検討をしっかりやっていただきたいと思います。そこに対する答弁を求めて、終わりたいと思います。

○教育長（福田裕生君） 第二ステージに向けては、本市の場合、更新時期を令和7年度と考えております。先般、端末更新に対して、国が補助するというような情報も入りましたので、令和

6年度には更新時期に向けた具体的な検討、そして準備を進めてまいりたいと思っております。

[17番（小野広嗣君）「終わります」と呼ぶ]

○議長（平野栄作君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

次に、3番、稲付洋平君の一般質問を許可します。

○3番（稲付洋平君） 皆さんこんにちは。真政志の会、稲付洋平でございます。ちょっとお昼も近いのですが、時間がないですので、早速質問のほうに入らせていただきます。

まず初めに、物価高騰についてお伺いいたします。昨今、物価高騰により市民生活の負担は増えていく一方であります。総務省統計局が8月18日に公表した消費者物価の上昇は、3%超えが11か月も続いており、7月の生鮮食品を除いた全国消費者物価指数は3.1%であります。今後、どこまで生活が圧迫されていくのかが、行き先が不透明であり、不安しかありません。しかしながら、この数年間のコロナ禍により落ち込んだまちの活気を取り戻そうと、執行部が多くの支援事業に取り組んでいることは、十分理解をしております。企業、事業者、宿泊施設などに対し、エネルギー価格高騰対策支援や非課税世帯、家計急変世帯、保育所、介護施設に対する支援策に感謝の言葉を言われる方もおられました。しかし一方で、「なぜ、全市民に支援できないのか」という御意見を伺ったところであります。本市の人口は6月30日現在で2万9,336人です。仮に、一人当たり1万円支援した場合に、2億9,336万円となりますが、全市民に平等な支援は不可能なのでしょうか。市長の答弁をお願いいたします。

○市長（下平晴行君） 稲付議員の御質問にお答えいたします。

令和5年6月定例会にて議決いただいた地方創生臨時交付金を活用し、特に家計への影響の大きい低所得世帯への給付金をはじめ、物価高騰対策としてプレミアム商品券の発行、保育所及び小学校・中学校の給食費の支援、エネルギー価格高騰対策として、市内商工業者及び宿泊施設に対する給付金事業、市内介護事業者への支援事業、その他畜産配合飼料高騰緊急支援や新規就農者機械設備高騰緊急支援など、総事業費3億7,689万9,000円の事業を実施しております。物価高騰対策に様々な手法がございますが、まずは本市の実施している物価高騰対策について、今後の状況を注視させていただきたいと考えているところであります。

○3番（稲付洋平君） 今年度実施されたばかりの事業ですので、効果については、今後十分に注視していただきたいと思います。この総事業費3億7,689万9,000円の効果が事業者や市民につながるものであることが、最も重要であると思っておりますが、詳細については、今後、改めて質問させていただきたいと思っております。

では、プレミアム商品券についてお伺いします。8月17日から20%割増しのプレミアム商品券を発行しておりますが、20%に設定した根拠についてお伺いいたします。

○港湾商工課長（大迫秀治君） 物価高騰の影響を受けております市内事業者の支援と地元の消費拡大を促進することを目的に、8月からプレミアム商品券の販売を行っているところでございます。今回の割増しを20%に設定した理由としましては、過去の販売実績を参考に、購入する市民の皆様がお得に感じられ、一定の販売数量が見込めると判断したところでございます。割増し

率を上げるのではなく、発行冊数を3万冊と多くすることによって、希望する方全員が購入できるよう努めたところでございます。

○3番（稲付洋平君） では、今まで発行されたプレミアム商品券の実績や使用された店舗、業種などについて、公表できる範囲で結構ですので、お示してください。

○港湾商工課長（大迫秀治君） 令和4年度の販売実績でございますが2万4,119冊で、プレミアム分を含めた額面総額につきましては2億8,942万8,000円でございます。一方で、使用換金されたのが2億8,825万1,000円で、228事業所で使用されており、業種ごとの集計というのは取ってはおりませんが、使用割合としましては、大型店6店舗で26.43%、それ以外の店舗が73.57%という状況でございました。

○3番（稲付洋平君） 各店舗のパーセントは理解したところでございますが、今回のプレミアム商品券の割増し率ですね、これは20%であり、一人当たり3万円が購入の上限です。3万円購入した場合、一人当たり6,000円のお得となります。仮に、この購入の上限3万円の設定を2万円に減額し、50%割増しにした場合、一人当たり1万円お得になるわけですね。購入額は減額されても、今回8月に発行された商品券よりも、さらに4,000円お得になるわけです。もちろん財源も考慮しなければなりません、昨今の社会情勢を考えると必要ではないかと考えますが、市長、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今回のプレミアム商品券は、地元の消費拡大を図り、市内事業者を支援することを目的としております。ですので、これまで同様、一人当たりの購入上限は3万円とし、なるべく多くの方に購入をいただき、市内の消費が増えるよう、発行冊数を3万冊と多くしたところであります。物価高騰対策には様々な手法がございますが、まずは、本市の実施している物価高騰対策について、今後状況を注視させていただきたいというふうに考えているところであります。

○3番（稲付洋平君） 物価高騰に対する市民の生活支援につきましては、引き続き、経済状況を見ながら検討をするとのことでございますが、先ほど質問しました50%割増しも、ぜひ検討材料として入れていただきたいと思いますというところでございます。今回、プレミアム商品券についての質問ではありますが、購入資金を必要としない商品券、市内の店舗で使える金券というイメージを持っていただければいいのですが、そういったものを全市民に配布することは、不可能なのでしょうか。私が考えるところは、国の支援よりも先に市が支援を行い、全市民が安心して暮せるまちになることで、「移住してみようか」と思う方もいるかもしれません。魅力あるまちづくりの一環として取り組んでいただきたいと思いますと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 物価高騰対策は、本市においても喫緊の課題であることから、7月以降、関連する事業をスタートしておりますので、まずはその動向を注視させていただき、市民生活や地域経済活動への影響にも留意しながら、機動的かつ弾力的に対応してまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（平野栄作君） ここで、昼食のためしばらく休憩いたします。午後は1時から再開いた

します。

○
午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開
○

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

○3番（稲付洋平君） 昼からも引き続き、お願いいたします。

先ほどちょっと答弁途中で止まりましたけれども、最後のちょっと質問というかですね、意見として伝えさせていただきたいと思います。このプレミアム商品券については、多くの市民、事業者、様々な方から御意見を伺っております。冒頭でも述べましたけれども、エネルギー価格高騰などに対する支援も含め、この志布志市に「本当に住んでよかった」と思えるような施策を、ぜひ今後も、継続的に実施していただければと思っております。これについては答弁は求めませんが、そういった意見があるということを知っていただきたいと思います。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。子育て支援についてお伺いいたします。本市の子育て支援については、市独自の子育て支援策があり、内容につきましては、志布志市のホームページ上に詳しく掲載されておりますが、その中に就学援助制度があります。傍聴席や議会中継を見られていて、内容を知らない方もいらっしゃると思いますので、少し説明をさせていただきます。就学援助制度の内容としては、経済的な理由によってお子さんを小・中学校へ就学させるのに困っている保護者の方に対して、学校でかかる費用（給食費や学用品費など）の一部を援助することとし、申込みは各小・中学校で行うこととなっております。この就学援助を受けることができる方につきましては、志布志市内に住所があり、市立小・中学校に通学する児童・生徒の保護者であり、申請理由のいずれかにあてはまる場合に対象となります。まず一つ目、生活保護が廃止又は停止になった。二つ目、世帯全員の市民税が非課税又は減免された。三つ目、固定資産税が減免された。四つ目、国民年金保険料が免除された。五つ目、児童扶養手当を受けている。六つ目、上記には該当しないが、世帯全員所得額が市の定める基準額以下であることとなっております。この就学援助の中に、学用品費として、小学校1万1,630円、中学校2万2,730円とありますが、具体的な内容として、文房具、靴、衣類、かばん、楽器類ということで、間違いはないでしょうか。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

今、稲付議員からお示しのあったとおりでございます。円滑な義務教育の実施に資するために、文房具や体育服などの購入に係る費用を、新入学学用品費とは別に支給しているところでございます。

○3番（稲付洋平君） 今回の質問は、この学用品費の副教材などについて、市内の全ての子供たちに平等に支援できないか、質問いたします。理由として、昨年の12月議会で質問しました人口減少問題について、市長は、「子育て支援については、さらなる強化を図る考えである」また、

「今年度、子育て支援策見直しに伴う、関係課協議を全庁的に進めており、ソフト面、ハード面にかかわらず、市民の皆様楽しんで子育てをしていただけるような環境づくりを進めていく考えである」と答弁されておりました。また、「子育て支援策も含め、人口減少対策としましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけた施策を着実に実行してまいりたいというふうに考えているところでございます」と答弁されましたが、現在の進捗状況についてお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 令和4年3月に、「第2期志布志市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を「第2期志布志市総合振興計画後期基本計画」に組み込み、5年間で重点的に取り組むプロジェクトとして位置づけ、現在、1年目となる令和4年度の効果検証を実施しているところであります。

○3番（稲付洋平君） 現在、効果の検証中とのことですが、今年の3月に就学援助制度について教育委員会教育総務課が、このような「就学援助制度のお知らせ」というチラシを作成されております。本市の子育てに対する取組をうかがえるわけではありますが、この認定基準となる所得制限を撤廃し、全ての子育て世帯を支援するべきではないでしょうか。今回の質問は、学用品、副教材購入の支援について、ただすものではありませんが、就学援助を全ての子育て世帯に平等に支援することで、子育てしやすいまちとなり、人口が増える可能性があると考えます。市長、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 子育て世帯に平等に支援するという考え方もあると思いますが、一定の所得基準により、真に必要としている家庭に対して支援をすることは、合理的かつ効果的であるというふうに考えております。しかし、本年6月に閣議決定された「子ども未来戦略方針」では、児童手当の所得制限が撤廃されるなど、国でも議論が始まっていることから、引き続き国や県の施策等を勘案しつつ、子育て世帯が真に必要とする効果的な支援策を総合的に検討し、子育て世帯への支援の充実が図れるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。また、厚生労働省が本年6月に公表しました令和4年の人口動態調査によりますと、出生数は77万747人で過去最少で、7年連続減少、合計特殊出生率は1.26で過去最低で、7年連続で低下するなど、明るい兆しが見えていないところであります。このことを回復させることが、喫緊の課題だと考えておりますので、「安心して子育てのできるまちづくり」の実現に向けて、さらに取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

○3番（稲付洋平君） 「実現に向けてさらに取り組んでまいりたい」ということですので、取り組んでいただきたいと思うところです。

では、この義務教育の課程で、必要な教材が幾つかございます。学用品教材と副教材が揃うことで、教育の環境が整うと考えますが、教育長の考えをお伺いいたします。

○教育長（福田裕生君） 本市の現状も含めて、お答えいたします。

本市では、心を育む教育の一環といたしまして、これまで小学校入学時にセカンドブック事業、今年度からは小学校卒業時、つまり中学校に入学するそのタイミングで、サードブック事業といたしまして、心を耕す本の配布を行うことにしております。また、各種団体と連携をいたしまし

て、子供の安全を確保するために、ランドセルカバー、防犯ブザー、それから交通標識入りの定規、自転車通学生徒へのたすきの配布やそのほか学びの保障のために色鉛筆、クリアファイルの配布を行っております。また、これらに加えて、所得による教育格差が生じないように、就学援助制度を設けておりますので、今後も適切に運用して、家庭における教育環境の整備に、一層努めてまいりたいと考えております。

○3番（稲付洋平君） 教育委員会から様々な備品等を配布をされているということでございますけれども、これはあくまでも提案なのですが、小学校の学用品として、絵の具セット、習字セットなどがございますが、このような備品を学校の備品として購入するという考えはありませんでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 基本的には、絵の具セット、習字セットにつきましては、個人で購入していただいて、個人の学年が上がっても、ずっと使っていただきたいと考えております。学校の現状といたしましては、今、申し上げた絵の具セット、習字セットなどを、様々な事情で持ってくるできない児童のために、学校に予備の絵の具セット、それから習字セットを購入して、貸出しの対応をしているところでございます。これらにつきましては、それぞれの学校によっていろんな状況がございますので、現状におきましては、これまで同様、基本的には個人で購入していただいて、不測の事態等が生じ、すぐに準備ができない場合は、学校の備品を使っただくような形を取らせていただくとともにしております。

○3番（稲付洋平君） 分かりました。学校の実情に合わせて対応していくということですので、冒頭でも述べましたけれども、もし、そういったふうに備品等を揃えてもらえれば、きっと保護者の方も喜ぶのかなと思って、今回この質問をしたところでした。1点目の物価高騰支援についても、この子育て支援についても、やはり人口減少を防ぐために、何が必要なのかというのを考えたときに、今回この2点の質問をさせていただいたところでございます。ですので、今後、市のほうで何を定めていくか、どういう方向性を決めていくか、そういった部分において、今回の質問を少しでも取り入れていただければと思っております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（平野栄作君） 以上で、稲付洋平君の一般質問を終わります。

次に、8番、野村広志君の一般質問を許可します。

○8番（野村広志君） 皆さん、改めましてこんにちは。志みらいの野村広志であります。早速、通告に従いまして、今回4項目についてお聞きをしてみたいと思います。

まず初めに、畜産振興についてお伺いをいたします。原油高、資材高、肥料高、飼料高、そして新型コロナウイルス感染症の影響やウクライナ危機、さらには円安や為替レート等の変動により、様々な影響によるものと思われませんが、畜産経営が圧迫をされております。鹿児島県内の7月の子牛平均価格も約10年ぶりに50万円を切り、関係者は悲鳴を上げている現状にあります。そこでまず、お聞きいたしますが、このような現状下にあつて、当局としてどのような分析がなされて、対応にあたっておられるのか、まずはお聞かせいただきたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 野村議員の御質問にお答えいたします。

現在の畜産情勢につきましては、ロシアによるウクライナ侵攻や円安、原油高などの影響により穀類や化学肥料などの原料調達が困難となり、配合飼料だけでなく、生産資材の高騰により畜産経営が圧迫され、非常に厳しい現状であるというふうに認識をしております。牛肉消費につきましては、国内における新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したことに伴い、行動制限が緩和され、外食産業での牛肉消費は増加傾向にはありますが、物価高に伴う節約志向により、量販店等の家計向け牛肉消費が伸び悩んでいる状況であります。また、令和5年6月には、食肉の在庫が過去最高となり、特に冷凍保管されている和牛肉の在庫を抱える業者が多く、仕入れを抱えたことにより、牛肉枝肉価格が低迷しております。さらに8月に入ると、出荷制限がかかる状況も重なり、肥育農家も導入価格を抑える傾向となっており、これに伴い、子牛価格の下落への影響を受けていると認識をしているところであります。

これらを踏まえ、市としましては、肉用牛の繁殖農家に対する支援策として、今定例会に補正予算をお願いしているところであります。今後も、子牛等の価格動向や社会情勢を注視しながら、本市の畜産振興を図ってまいりたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） 今、市長のほうから様々ないただきましたけれども、先月7月には、曾於中央家畜市場での競り市でも、子牛平均価格が約10年ぶりに50万円を切ったわけではありますが、50万円を切ったこともさることながら、10年前に比べますと、生産コストについては、桁違いに値上がりをしているようであります。そこで具体的にお聞きをしてみたいと思いますが、農業資材や肥料、飼料の価格が上昇しているわけですけれども、この上昇率について具体的な数値をもって、少しお聞かせいただけますか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 農林水産省が公表しております令和4年農業物価指数によりますと、令和2年を100とした場合、令和4年は肥料で130.8、飼料におきましては138.0となっております。また、独立行政法人農畜産業振興機構が公表しております配合飼料価格の小売価格につきましては、全畜種の荷重平均を比較しますと、1t当たり令和2年度が6万8,530円、令和4年度が9万8,354円で、2万9,824円の上昇であり、さらには直近の令和5年6月は10万446円で、3万1,916円の上昇となっております。

○8番（野村広志君） 原料等の輸入依存が高い肥料や、家畜の餌となる飼料といった生産資材が値上がりをする一方で、米など国内の農産物の価格が低迷をしております。課長から答弁があった農林水産省が公表をしている資料と、今、私が手持ちで持っている資料と農業物価指数について少し違いがありますが、2020年度を100とした場合、農業生産資材価格指数は上昇の傾向が続いて、今年7月には総合価格指数が9.3%上昇し、116.6となり、データが比較可能な年以降では最高水準であったようであります。生産農業の物価指数と比較した場合、かなり隔たりがあるんじゃないかなと考えております。結局、先ほど申し上げましたように、円安や原材料の輸入依存が高い肥料や家畜の飼料といった生産資材が値上がりをしておりますが、その割にはこの農業生産の農産物の小売価格といえますか、そういったものがほとんど値段が上げられない状況、俗

に言われます価格転嫁が進んでいない、そういうふうな状況ではなかろうかなと感じております。このことはほかにも、市長のほうからも答弁がありました。枝肉価格の低迷にも顕著に表れているのかなと思っております。では、その背景についてであります。考えてみますと、やはり先ほどからありますように、肥料・飼料の多くは輸入に頼っている現状がありますので、肥料は中国の輸出規制やウクライナ危機で、ロシアからの輸入が滞った影響もあり、7月には36.5%上昇をしているようであります。飼料については、トウモロコシの国際相場の上昇や、円安などの為替レートの関係から、20.3%上昇をしているということもあるようでした。そこで今、述べたことなども含めながら、社会全体に影響を及ぼしていると思われる、先ほど稲付議員のほうでも少しありましたけれども、物価高によるあらゆる商品の相次ぐ値上げ等により、全てのあおりを受ける消費者が購入を控えたり、量や価格帯を考えた消費行動を取っていることも、実際にあるんじゃないかなと考えております。

そこで、畜産業に少し特化してお聞きしてまいります。志布志市においては、繁殖農家や肥育農家、また繁殖から肥育までを行う一貫経営農家があるかと思っております。現在、志布志市における繁殖・肥育農家それぞれと一貫経営農家の経営体別の経営状況について、少しお示しをいただけますでしょうか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 市内におきましては、繁殖牛専門農家が347戸、肥育専門農家は11戸、そして一貫経営農家は13戸となっております。資材、特に濃厚飼料価格の高騰によりまして費用が上昇し、また加えて電気代や燃料代、その他の資材も価格が上昇し、経営が非常に圧迫され厳しい状況にあるところでございます。

○8番（野村広志君） では、子牛平均価格、先ほど10年ぶりに50万円を切ったというようなお話をしましたけれども、志布志市の平均価格の推移について、少し数字をお持ちであればお聞かせいただきたいと思っております。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 志布志市の子牛一頭当たりの平均価格でございますが、令和2年度は63万1,572円、令和4年度が55万853円で、8万719円の下落となっており、また直近の確定値でございますが、令和5年7月は47万8,164円で、15万3,408円の下落となっているところでございます。

○8番（野村広志君） 今、数字をいただきましたが、年々非常に厳しい状況が続いているのかなと、下落傾向が続いているのかなと見受けられたところでした。この価格低迷の要因として挙げられることですが、曾於中央家畜市場で毎月行われております子牛競り市であります。現状として、これはどのようなトレンドと申しますか、基調があるのか気になるところであります。これは採算が合わないということで、肥育農家が子牛を買い控える傾向があるのか、そういったことが見受けられるのか。また、これは全国から購買者がこの曾於中央家畜市場にもいらっしゃるわけですが、そういった方々が減少しているというような声も聞くわけですが、その辺については、どのように捉えていらっしゃいますか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 曾於中央家畜市場によりますと、過去1年間での購買者数は

100件前後で推移しておりますが、把握しております7月競りでは95件の購買者であり、直近の競り市である8月競りでは、他の県と重なったり、肥育牛の出荷について一部制限がかかっているということから、導入に伴う購買者が少なかったというふうに、話を伺っているところでございます。

○8番（野村広志君） 様々な要因について、分析はされていらっしゃるということですが、もう1点、この肥育農家の牛舎の充足率についてであります。牛舎等空きが少なく、仕入れしたくても買い入れる余裕がないというようなことはございませんか。状況等把握されていれば、教えていただけますか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） まず、食肉の在庫が6月末に63万8,000tと、過去最高になっております。また、牛の枝肉価格におきましても、市長が答弁しましたとおり、東京市場のA5去勢で1kg当たり令和3年度平均で2,666円、令和5年6月平均で2,544円と約5%下落しております。また、肉用牛肥育経営安定交付金、いわゆる牛マルキンについてでございますが、令和4年8月から令和5年4月を除きます、令和5年6月までの10か月間、発動している状況であります。このような状況が重なったことが、主な要因ではないかというふうに考えておりますが、牛舎の空き等につきましては、枝肉価格が安いことから出荷を控える、また冷凍庫に枝肉の在庫があることから、一部出荷制限がかかるなどで、牛舎に空きがないというようなことは考えられるところでございます。

○8番（野村広志君） 分析をしておられるということをお聞きしました。また今朝方も少し、畜産農家さんとお話をしたところでしたけれども、やはり「枝肉がだぶついている」というようなことで、「なかなか価格が思わしくないんだよね」というような話もお聞きしたところでした。こういったことを様々分析していくことによって、本市の課題等も少し見えてくるのかなと思うわけですが、餌となる飼料のところから見ていきたいと思っております。先ほどもお聞きしたとおり、価格が高止まりをしているというこの配合飼料であります。円安等による為替レートの影響などで厳しさを増しており、歯止めがかからないような状況にある配合飼料の高止まりであります。トウモロコシや大豆の油かすなどの原料の多くを輸入に頼っているため、先ほども述べたような要因で、また先ほど課長から答弁があったところですが、2020年4月で1t当たり6万8,000円台だったという価格が、今年6月の単価で1t当たり9万8,000円後半というような形で、高値横ばいが続いているようであります。直近で10万円を超えているというような数字を、先ほどお聞きしたところでしたけれども、国のほうでも今、配合飼料価格安定制度により、通常補填と異常補填を発動して、畜産経営に及ぼす影響を緩和しておりますが、高止まりが長期化しており補填が出ないということで、少し改定して、高止まりでも補填が出やすくなるような特例措置を創設したということでありましたが、ここについて少し補足して説明をいただければと思います。資料はお持ちですか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 配合飼料価格安定制度は、配合飼料価格の上昇を緩和する制度でございます。本制度では、通常補填と異常補填、そして新たな特例といたしまして、令和5年

度第1四半期より緊急補填制度がございます。発動状況としましては、通常補填が令和2年度第4四半期から、異常補填が令和3年度第1四半期から発動し、両補填とも令和4年度第4四半期まで連続して発動しております。今、議員のほうからありましたとおり、そういう状況でございます。また、緊急補填につきましては、令和5年度第1四半期から発動している状況でございます。今回、緊急補填の内容といたしまして、令和5年度第1四半期以降の対策として、補填が出なくなる従来の配合飼料価格安定制度を見直して、緊急補填の特例を設けて補填金を交付するということになってございます。

○8番（野村広志君） 今、課長のほうから答弁をいただきました。理解をいたしますけれども、先日、これは土曜日であります、地元選出の国会議員の森山裕衆議院議員のお話をお伺いする機会を、市内の農業従事者の方々と共にいただきました。そのお話の中でも、昨今の価格低迷については大変憂慮しているとのことで、国としての支援や緩和策について、様々なお話をお聞かせいただいたところでありました。市長も同席していらっしゃるもので、内容については御理解いただいていると思いますが、畜産業は、生産コストに占める飼料の割合が高く、大抵60%から70%であると聞いております。農家の経営を圧迫しているこの配合飼料は、肉の味に直結するものであり、そう簡単には変えられないというような現状があるようです。国が改定した緊急補填の特例によって、少しでも影響が緩和されることを望みますが、現実のところ、価格が上昇した分については、生産者が1t当たり600円、飼料メーカーが1,200円と倍でしたかね、積立てをして基金による通常補填がされております。併せて、上昇率が115%を超えたものに対して、国と飼料メーカーによって異常補填という形で、追加で補填をされているようであります。しかし、これは畜産農家さんにおいては、繰り返しになりますが、全体の飼料価格が2020年度比で約1.5倍値上がりをしているわけですね。そうすると、実質の負担増加については、抜本的に解決されていないという現状にあると思います。そこで、都城市ではこういった問題を少しでも解消しようと、畜産農家さんの実質負担増額分の2分の1、これは1t当たり6,000円になりますけれども、上限額一経営体当たり300万円という補助事業を、令和4年度から実施をしております。都城市においても、畜産王国として生産者を守り、地元の畜産業を衰退させないために懸命であるのではないかなと受け止めております。当然、都城市と同様にはいかないのかなと思いますけれども、本市においてもこの飼料価格の高騰が長引くようであれば、実質負担増額分について市単独という形でも支援をして、下支えをしていく必要があるのかなと考えております。しっかりと市民に寄り添っていただきたいと思いますが、市長、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 国により令和5年1月から12月までにおいて、子牛価格が下落した際に支払われる緊急的な支援事業である、和子牛生産者臨時経営支援事業により補填されることとなり、市といたしましては、肉用牛子牛生産農家の支援策といたしまして、国の事業に上乘せをして、一頭当たり5,000円の支援を、今定例会に補正予算としてお願いをしているところであります。

○8番（野村広志君） 今、市長が答弁されたことを、また後で聞こうかと思っていたところで

すけれども、個体当たりの助成、補助というのも非常に大事ですけれども、実際に与える餌となる飼料についてのところでもあります。これは、実質負担増加分というのは、非常に金額的にも大きくなるのかなと思っておりませんが、一経営体当たり大体実質どれくらい増加しているのかということは、分析されているかというか、数字はお持ちですか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 申し訳ございません、今、数字を手元に持っていないところでございます。

○8番（野村広志君） 今回、国から示されて、先般土曜日にもお話があったとおり、様々な制度で配合飼料価格安定制度によって補填をしていただいております。令和5年度第1四半期でも、1t当たり7,050円交付するというような形で数字が出ておりますけれども、実際、全体的な飼料価格が上昇すれば、畜産農家さんの負担は増えております。やはり、その増えたところに着目をしていかなければならないと。どうしてもその標準価格から上がった部分に対する補填はありますけれども、全体のベースとして上がった分については、農家さんが負担するというような状況にあらうかと思っております。ですので、この実質負担増加分についてしっかりと状況を把握されて、本当に支援が必要だということであれば、支援する必要があると思っております。飼料価格の高騰は非常に長引いておりますので、このことが長引けば長引くほど、畜産農家さんはやる気をなくすというか、生産意欲をなくしていくのではないかなと思っております。市長、そこはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 森山先生のほうも、「配合飼料についてはしっかりと対応していく」というようなことでありました。今おっしゃったように、標準価格の上乗せでは、そうなるのも仕方がないとは思いますが、実質負担増に対してしっかりと対応して、取組をしていかなければいけないというふうに思っているところでございます。

○8番（野村広志君） 今、市長からありましたとおり、そのところは実態をしっかりと把握していただいて、農家さんの声等もしっかりと反映されながら、市の単独事業としても下支えをする必要があると思っております。これは長期化しているから、こういったことになろうかと思っておりますが、飼料価格が下落傾向になるトレンドになれば、また対応も違ってくるかと思っておりますけれども、まだまだ長期化する懸念もございますので、そういったこともしっかりと捉えていただければなど、お願いをしておきたいと思っております。

では、もう1点心配されている点についてお聞きいたしますが、10頭未満の生産農家さんについてであります。まず、本市における10頭未満で生産されている畜産農家さんの割合について、数字をお持ちであれば、お聞かせください。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 市内におけます子牛繁殖農家戸数は、令和5年1月1日時点での調査によりますと362戸ありまして、6,992頭の繁殖牛を飼養しております。10頭未満に関しましては、飼養戸数で185戸の51.1%、飼養頭数で748頭の10.7%であります。

○8番（野村広志君） 全体の頭数からすると10.7%ということですがけれども、生産戸数でいくと、約半数の方々が10頭未満の生産に携わっておられるということでもあります。今回の質問の趣

旨でもあります物価高騰の影響を受けて生産意欲を失うことが大変心配される方々というのは、こういった方々であると思っております。そこで今回、補正予算でも出ておりましたが、市の支援として、先ほど市長が一頭当たり5,000円というような形で、答弁されておりましたが、これは、子牛価格の一頭当たりの平均価格が下がっている部分に対する支援という形で、大変ありがたい支援ではなかろうかなと思えますけれども、持続可能で畜産振興につながるような支援であってほしいなと思っております。このことが、5,000円という市の支援でしっかりと補完できるのであればですね、非常にありがたい支援になりますけれども、そこら辺についても、今後農家さんの話等も聞きながら、しっかりと支援につなげていってもらえればなと思っております。今ここで、市長の先ほどの数値をお聞きしたかったところでした。

ではもう1点、お聞きいたしますが、今年10月からスタートいたしますインボイス制度についてであります。これは制度自体については理解をしておりますが、仮に小規模農家さんがインボイスを発行できなかった場合、購入する肥育農家さんが買い控える可能性があるのではないかと心配しております。また、消費税額分だけ価格が下がるおそれがあるのではないかなと思っております。そのような事態が今後起こるとすれば、ますます畜産農家さんを苦しめたり、離農のきっかけになりかねないかと心配をしておりますが、その点については、どのような見解をお持ちでしょうか。

○市長（下平晴行君） 小規模農家におけるインボイスについては、農協による説明会や加入に伴う支援等を行っているというふうに聞いているところであります。子牛価格への影響については、今後の動向を注視していきたいというふうに考えているところであります。

○8番（野村広志君） 農家さん全体や畜産農家さんのインボイスの登録状況というのは、把握はできていないのでしょうか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 現状のところでは、把握はできていないところでございます。

○8番（野村広志君） このインボイス制度について、来月からスタートということで、これはまだ予測が付きにくいのかなと思えます。今後の状況もあろうかと思えますので、この点についても注意深く推移を見守っていただきたいなど、お願いをしておきたいと思えます。様々な支援策を講じていただいておりますので、そのことが効果的に働いて、離農や離職等々を防止でき、本市の畜産経営を下支えできればと願うばかりであります。

では、このところで最後になります。本市では、今月上旬に農業サポートセンターを開設いたしました。経営段階別に伴走型支援として、大変期待されるわけですが、新規就農者支援や規模拡大といった、プラスの部分だけに力を入れていく農業サポートセンターとはならないものと思えますが、現在の畜産農家さんが様々苦悩されていることにも、しっかりと寄り添って、相談に積極的に乗っていただけるものと考えておりますが、市長、これはいかがですか。

○市長（下平晴行君） これはおっしゃるとおり、今、志布志市で「まるごと相談室」というのを設置しています。それと全く同じで、農業をされている方、あるいはこれから農業を担う方たちのために、ソフト面、ハード面からいろんなことの相談所として設置をしたところであります。

ので、農業サポートセンターとして、何らかの形であらゆる農業の関わる人たちのサポートをしていきたいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○8番（野村広志君） 早速、ホームページ等で原油価格・物価高騰等対策への取組について、農業者向けに情報発信されておりましたので、期待をしているところであります。では、実際に市のほうへ相談や、こういった畜産に関して動揺している声のようなものというものは、届いておりませんか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 今回、このような子牛価格の下落、それから配合飼料等の高騰等につきまして、農協のほうへ資金面での相談が数件来ているというような状況は、伺っているところでございます。

○8番（野村広志君） 農協のほうに資金等の相談があったということでありましたが、市としても市民から届けられました様々な声、これを精査されまして、国や県にしっかりとつないでいく、届けていくということも必要ではなからうかなと思ひます。市長、最後に、畜産農家が諦めずに踏ん張って頑張っていけるように、市としてもしっかりと寄り添うということの決意を、「市は寄り添っていくよ」というような決意のようなものを、市長からお聞かせいただければなと思ひますが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） これは畜産農家の方々が、やめてしまえばもうおしまいでございますので、そうならないように、しっかりと状況を把握しながら対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） 市長からも心強い意思を、声をお聞きいたしましたので、御期待申し上げたいなと思ひます。

次に、中心市街地の活性化についてお聞きしてまいります。6月定例会において取得することが決まった民間用地についてであります。土地の取得の目的として、まちづくり及びまちおこしの用地及び施設として考えておられるようであります。では、お聞きします。当局として、中心市街地における課題について、どのように捉えていらっしゃるのか、まずはお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 中心市街地とは、商業や住居、公共サービス等の多様な都市機能が集積し、長い歴史の中で地域の文化と伝統を育んできた「まちの顔」とも言うべき地域のことを指すと考えております。本市の中心市街地の活性化における課題としては、景気低迷やコロナ禍、大型店・ホームセンターへの消費流出、そして後継者不足などにより、空き店舗が見られるようになっていることだというふうに考えております。第2次志布志市総合振興計画の市民アンケートの中でも、商店街のにぎわいについて、重点的に取り組むべき項目とされており、商店街の再生を課題と捉え、魅力あふれるにぎわいのまちを目指し、様々な施策を展開しております。併せて、経済発展の核となる拠点として、志布志庁舎へ本庁機能を移転させてきており、庁舎周辺を「まちの顔」として、さらなる活性化を進めているところでございます。

○8番（野村広志君） 中心市街地における課題等についても、整理されていらっしゃるようですが、今回、取得しようとしている民間用地については、建屋の部分と駐車場の部分があ

ざいます。まずは、この建屋の部分についてお聞きいたしますが、取得後、しかるべき調査がされると思いますが、調査後にどのような活用策を検討されているのでしょうか。まちづくりやまちおこしという観点、そして中心市街地の課題等を整理し、こういった考え方に基づいた活性化策になると認識しておりますが、どのようにお考えなのかお聞かせください。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 今、建物についての御質問ですが、建物におきましては、調査設計が終わりましたら、民間用地の利活用を早急に進めていくため、現在庁内で、利活用検討委員会を立ち上げて、利活用案を検討しております。建物の調査設計の結果を受けて、まちづくり委員会等への意見を伺いながら、利活用案というのをまとめていきたいというふうな考えでございます。

○8番（野村広志君） この提案理由については、先ほども申しましたように、まちづくりやまちおこしというような形で提案理由をされて、取得をされるということですので、逸脱したものにならないということで認識をしておりますが、では庁内で利活用案について聴取しているということでもありますけれども、どれくらいの数値というのが上がってきて、いつぐらいにそういった方向性を出していくのかというスケジュールがございますか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） この利活用案につきましては、庁内の全職員を対象に、7月末日まで意見募集を行い、全部で21件の意見が出されたところでございます。それにつきまして、8月21日に、先ほど申しあげました1回目の利活用検討委員会を開きまして、子育てに特化する旨の方針を定めまして、それに基づいて商店街の活性化とか、そういった「まちの顔」となるような地域づくりができるような施策というのを、今後検討していくということでございます。

○8番（野村広志君） 庁内から21件というようなことで、いろいろアイデアが出たということではありますが、今後、さらに議論が進んでくるのかなと思いますけれども、これは大きな提案理由として、やはりまちづくりやまちおこしという観点、ここから逸脱した内容にならないということが大変重要だろうと思っております。その認識は十分お持ちだと思いますので、その認識に立ったときに、これは市民の立場から見た場合になります、市長も市民に寄り添って、市民目線であるということは、十分に御認識、配慮されていらっしゃるかと思いますけれども、市民の声であるとか、パブリックコメント等を参考に考える考えはないか、そこについてはどうですか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） これにつきましても、先ほどの職員からの意見や検討委員会の意見、そういったところも踏まえて、パブリックコメント等での市民の意見というのも求めていきたいと思っております。また、重複しますが、まちづくり委員会の委員の方の御意見、また商店街であれば商工会とか、観光であれば観光特産品協会とか、関連となるような機関の意見等も求めていきたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） 様々な意見を参考にしながら、今後検討していくというような理解をしたところでした。ではもう1点、まちづくりやまちおこしといった、政策的な要素が強い案件において、民間の知恵や資金が投入しやすい環境を整えて、志布志市が考える中心市街地の活性化プラン、これに一致するような提案を公募してみる方法もあるのではないかなと考えております。

これは例えば、本市がよく活用されておりますプロポーザル方式をとって、今後ゾーン分けされるエリア別のプラン案として公募して、民間の力を積極的に活用していく、そのような検討する考えはないか。そこについては市長、どうでしょうか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） その利活用案につきましては、最終的な市の方針等を決定する段階において、民間による利活用や運営が市民にとって有益であるということであり、最も効率的であるという判断に至った場合には、そのようなプロポーザル方式なり、公募を行う可能性もあるというふうには考えております。

○8番（野村広志君） 市長、民間の知恵や資金を活用する考え方について、お示してください。

○市長（下平晴行君） 先ほども課長のほうから説明がありましたとおり、そういう資金等々の活用の在り方、これは市としても、予算の合併特例債等々もありますので、そこ辺の取組ができるのかどうか、そこも含めて、予算執行の在り方を考えていきたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） 市が単独で合併特例債であるとか、資金の調達を考えていくというようなこともあろうかと思いますが、総体として民間の知恵や資金を十分に活用していくという視点を持って、今度取得するこういった民間ビル、民間地の活用方法を検討していくということは、非常に重要なことなのかなと思って、お聞きをしております。これは、いずれにおいても、調査が進んでいかないと活用できるか判断も難しいわけですが、今後において、今、提案をさせていただいた手法ですね、プロポーザル方式であったりとか、パブリックコメントであったりとか、そういったことについて、しっかりと庁内で十分に協議をしていただきまして、今後また決まりましたら、議会のほうにも御提案いただければなと思っております。

では次に、この駐車場の部分についてお聞きをしてみたいです。現在、志布志庁舎周辺の民有地における駐車場として、賃借料について少しお聞きいたしますが、これは価格帯の差はあろうかと思えますけれども、おおむねこれは、志布志庁舎近辺での民有地の駐車場の賃借料については、どれぐらいで推移しているかお分かりですか。駐車場の賃借料について、大体どれぐらいで推移をしているのか、分かれば教えていただければなと思えます。

○財務課長（鮎川勝彦君） 職員が今借りている市役所周辺の駐車場の金額は、平均3,000円程度と聞いているところでございます。

○8番（野村広志君） これは価格差があったりとか、いろいろ違いがあろうかと思えますけれども、民業への影響も加味しなければなりません。では、この駐車場についてであります。公営駐車場としての広く市民に開放するお考えなのか、それともある程度の規制と申しますか、制限をかけていくお考えなのか、その辺についての考え方をお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 民間用地については、これからの志布志市のまちづくりやまちおこし、飲食店の利用、商店街活性化を目的としたイベント、歴史遺産の活用や駐車場等の活用が見込まれるところであります。民間用地の活用策については、今後、協議をしながら決定していくこととなりますが、駐車場におきましては、民間ビルを利用される方、近隣商店街や市役所を利用される方、公用車の駐車場としての利用が考えられますが、具体的には民間ビルをどのように活用

するかにより、検討していきたいというふうに考えているところであります。職員においては、市役所周辺の有料の民間駐車場を利用している職員もおりますので、その民間駐車場との均衡を保つような形ができれば、一部有料化も検討の一つと考えているところであります。

○8番（野村広志君） このことは、今後、公共駐車場の在り方にもつながってくる考え方のかなと思っておりますが、民間との整合性や公共性といったようなものも担保されながら、あらゆる配慮や検討課題が出てくるのかなと考えております。これは例えば、アピアの前の駐車場においても、同様なことが言えるのではないかなと思っております。今回そちらには触れませんが、今後、議論していかなければならないのかなと、考えているところであります。私は、今この民間用地の駐車場については、一定部分において、一部有料化もありではないのかなと考えております。どのような運用方法が適切なのか、今、市長からありましたとおり、民間ビルまたは敷地の活用法が出てきた段階で、この駐車場の在り方についてもしっかりと検討していただきたい、有料化も含めながら検討をしていただきたいというような思いがあります。市長、もう一度よろしいですか。

○市長（下平晴行君） そのような形での利活用の方法になろうかと思っておりますので、市民の皆さんが利用できるような体制づくりをしながら、有料とするのか、そこ辺も含めて、十分内部で協議してまいりたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） あと駐車場の件でありますけれども、一部虫食い状態、虫食いという言葉が適切かどうかは分かりませんが、駐車場になっておりましたが、本定例会で追加補正として、土地の購入事業が提案されております。5筆購入するという事で予定されているのですが、このことで、ある程度駐車場としては整ってくる、解消されるというような理解でよろしいですか。

○財務課長（鮎川勝彦君） 本定例会におきまして、5筆、約750㎡程度の購入する議案を提案しております。ここの土地を購入しますと、現在、本議会に財産の取得の議決をお願いしております案件と、一体的な土地利用ができるものと考えているところでございます。

○8番（野村広志君） 私、通告書のほうで、「近隣残地の取得」というような通告の仕方をして、今、同僚議員からお叱りをいただいたところでした。「残地」ではなくて「用地」でありますので、訂正させていただければなと思っておりますけれども、この民有地について、これは先方から打診があったという捉え方でよろしいですか。市からお願いをしたという形でしょうか。どのような経緯がございましたか。

○財務課長（鮎川勝彦君） 仲介の不動産から少し情報はいただいているところでございますが、まだ予算を上げたばかりでございますので、土地の所有者等には、まだアポイント等は取っていないところでございます。

○8番（野村広志君） ということは、間に不動産会社からの推薦というか仲介があって、「この土地を」というような声があったという理解でよろしいですね。

○財務課長（鮎川勝彦君） 不動産のほうから、売りたい意思があるというのをお聞きしている

ところでございます。

○8番（野村広志君） では、購入単価についてであります。先行して購入することとなったひばりビルの用地、これは価格単価との違いがございますか。

○財務課長（鮎川勝彦君） 単価におきましては、今後、用地交渉をさせていただきますので、明確なところは申しにくいところではございますが、ひばりビルの跡地の購入価格が、一つの目安になると考えているところでございます。

○8番（野村広志君） ではもう1点、ここの最後のところになりますが、これは、近隣地で同様の物件の相談が出た場合、また、こういった相談や物件が出た場合は、同様の考え方、捉え方でよろしいのでしょうか。

○市長（下平晴行君） そのことについては、現在のところ、考えてはいないところでございます。

○8番（野村広志君） ということは、今回5筆追加補正という形で提案することで、一定の土地は取得できるというような形で、今後はそのようなことは、現段階では考えてはいないという理解でよろしいわけですね。

○市長（下平晴行君） 今、考えてはいないところでありましてけれども、今回購入する土地とのつながり、あるいは活用の見込みや更地である場合などは、総合的に検討して判断してまいりたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） 取得目的に合う形で、有効に活用されることに大いに期待を申し上げたいと思います。中心市街地におけるゾーン分けをしっかりとプラン立てしていただき、市民が親しみをもって、「あってよかったね」と「できてよかった」と、拠点になるような場所になるように、知恵を絞っていただきたいなと御期待を申し上げたいと思います。

では、次に移ります。少し関連してくるところもございますが、市民の憩いの場の提供についてお聞きをしております。2020年から続いておりますコロナ禍であります。市民生活にもコミュニティにも、大きなダメージがあったと感じております。コロナ禍以前のように市民が安心して集い、憩える場所が、現在も完全に復活したとは言い難い現状があるのではないのでしょうか。そこで、新たなコミュニティの場の創出や、これからのコミュニティの在り方を模索する場としても、屋内での市民広場のような施設の整備はできないかと考えております。新たに造るということではなく既存の施設に、例えばアピアの商業施設内であるとか、市庁舎内であるとか、空調が効いているところに給茶機等を置いて、休憩やおしゃべりなどのできる環境は、コロナ禍で疲弊した市民にとっても、大変大切な憩いの場になると考えております。お金をかけて整備するのではなく、既存にあるもので、そういった整備ができればと考えておりますが、いかがお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） コロナ禍により、様々なコミュニティが活動を縮小したり、オンラインを活用したりするという状況がありました。また、多くの市民の皆様が、孤独感や閉塞感を抱かれたことと思います。現在、市では誰でも安心して憩える場として、「市民ひろば」という名称

ではございませんが、各庁舎にそれぞれロビーを設け、椅子やテーブル、自動販売機等を設置しております。新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した後は、来庁者をはじめ、市民の方々の休憩スペースとして、自由に利用いただいているところであります。曾於市のような市民広場を新たに整備することにつきましては、曾於市がそういうのを設置しているところでありますが、現在の庁舎においては、考えていないというところでございます。

○教育長（福田裕生君） 教育委員会では、子供から大人まで全ての市民が、生涯を通じてあらゆる機会に学ぶことができ、思い思いにその成果を生かし楽しみ、心身両面にわたる健康の保持増進と、豊かな人生をつくり、それを目的としたスポーツ施設、文化施設、図書館などの多くの市民の方々が活用できる憩える施設を所管し、御利用いただいているところでございます。今後も市民の皆様が、それぞれの関心や適性に応じて、いつでも、どこでも、誰でも、いつまでも、生涯にわたり御利用いただけるスペースとして環境整備をすることは、非常に重要なことだと捉えております。

○8番（野村広志君） 今、市長からもありましたが、お隣の曾於市であります。曾於市の本庁舎に隣接して新築増床されました別館2階に、市民広場のようなものが整備をされております。利用頻度は少し分かりませんが、土日も開放しているとのことでありまして、これは、市長も御覧になられたことはございますか。

[何言か呼ぶ者あり]

○8番（野村広志君） 分かりました。これは誰しもが親しみが持てて、庁舎に足を運んでいただける環境としては素晴らしい施設だなど、防災センターの横に併設するような形になっておりましたけれども、非常に感心をいたしたところでした。これと同様のものはなかなかできないかと思えますけれども、そのような考え方をを持った市民の憩いの場の提供について、今、市長から「各庁舎に、そういったロビーというような形でつくってあるよ」ということでありましたけれども、そういった考えや気持ちに寄せることはできるのかなと思っておりますので、もう少し踏み込んだ形で、このことを考えてもらえればなと思っております。先般このこともありまして、アピアを訪問させていただきました。関係者の方々とも、様々議論させていただきました。その中で、高齢者の方々が買い物ついでに、店内にあるベンチでよく休憩をなさっているとのことでありました。こういった商業施設では珍しくはないと思いますが、そこにも小さなコミュニティの輪がつくられているんだと感じたところでした。ほかにもこのアピアについては、様々拝見をさせていただきましたが、特に2階部分については、新たな活用の可能性を大きく感じたところがございました。このような一等地の商業施設のビルに、市民の憩いの広場や市民が相談できる窓口センターのようなもの、また先般、栢山議員の一般質問でもありましたが、児童館的な施設として、子育て交流館のような施設も可能性があるのではないかと強く感じたところでした。組織機構再編計画によって、現在様々な議論が進んでいるところであると思っておりますが、ぜひ、このアピアの2階の部分も含めて、議論を検討して見ていただきたいなと思っておりますが、市長、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 現在、アピアの2階ホールは、志布志市観光特産品協会の特産品振興に係るふるさと納税やECサイト事業のための特産品の保管、作業所として活用しております。ウォークイン型冷凍・冷蔵庫なども設置されているところであります。仮にそのスペースを移転するとしたときに、現在の志布志駅にある観光特産品協会との連携や利便性に考慮した上で、同等の施設を探すとなりますと、現状では難しいのではないかとこのように考えております。

○8番（野村広志君） 市長、アピアの2階は、今ありました観光特産品協会の配送用の倉庫、最近御覧になられたことはございますか。

○市長（下平晴行君） はい。2階は、向こう半分がオラレの販売をしているということで、手前は、今言ったような活用をしているということで、現状確認はしております。

○8番（野村広志君） 私も見させていただきましたが、天井も高く、もともとホールだったところでもありますので、第一印象であります、「もったいない」というような印象を持ったところでした。確かにウォークインの冷凍・冷蔵庫が中に配置されておりますので、あれを移転するとなると、かなりの費用もかかるのかなと思います。それを差し引いたとしても、活用の方法については、やはり議論すべきではなかろうかなという思いがあります。それと併せて、あのホールの前の広場、それと以前観光特産品協会が入っていた事務所等を含めて、全て空いております。これは、一等地にある商業ビルの2階がこんな状態であるというのは、非常に残念だなと思っております。先ほども少し話をしました組織構再編等を含めながら、様々庁舎近辺等を活用しながら、また今回、民間ビルの購入もありまして、そこをいかに活用しようかというような話が出ているところです。そういったことを踏まえたとしても、このアピアの2階を活用しない方法はないのではないかと。ないがしろにするわけではありませんが、私はここを議論せずにおいて、どこを議論していくんだらうかなという気になりませんでした。これは、当然観光特産品協会がふるさと納税の発送倉庫として活用しておりますので、今後活用していくとなれば、様々議論が必要になってくるかと思えます。ぜひとも、そういった目を持ちながら御検討いただきたい。これはアピアの関係者の方々ともお話をしたところでしたけれども、関係者にとっても、もう本当にありがたい話だと、「そういったことになれば、ありがたい話だよ」と言っておられました。市民にとっても立ち寄りやすい商業施設に、市民広場のような憩いの場や市民の相談センターのような施設、そして子育て世代の方々が交流できるような、子供たちが暑さや悪天候を気にせずに、元気に走り回れるような場所が複合的に整備されれば、これはどちらにとっても、「Win-Win」の関係が築けるのではないかなと感じております。ぜひともそういった視点を持って、このアピアをもう一度御覧になっていただければなと思えますが、市長、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 言われることは、よく理解をしたところであります。再度、関係部署との協議をして、どういう形で取組ができるのか、協議してまいりたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） 併せて教育長、子供たちのこの環境として、アピアの2階等を活用していくという考え方はいかがでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 本市におきまして、子育て上の様々な課題、ニーズ等もございますので、今、市長の答弁にもありましたように、様々な関係課との協議をしながら検討していく方向でと、考えたところでもございました。

○8番（野村広志君） ぜひともそういった視点で、現場を見ていただければなと思います。様々な知恵やアイデアが湧くものと思います。市長はよく「現場で」というようなことを言われますので、ぜひ現場を見て、様々な知恵をめぐらせていただければなと、お願いをしておきたいと思います。市民が立ち寄りやすい場所に、市民が利用したい施設を積極的に検討していただきたいと思います。

併せてもう1点、提案させていただきますが、既存の施設ということで、市立図書館に市民が集える憩いの場を併設できないかについてであります。これについても、御検討いただきたいなと思っております。近年、図書館施設の多様化については、当局のほうでも御認識があらうかと思いますが、こういった施設からもたらされる効果としては、市民の方々にとっては、読書がより身近なものになることや、本を通して豊かな感性を磨けること、また近年では安らぎやリラククス効果、ストレス解消効果とも言われるようになっております。ぜひとも、総合的な見地から御検討いただきたいなと思います。私の理想としては、これは通告書にも記載しておりますとおり、民間を活用したカフェ等の併設ができれば、理想であるなと思っております。緑豊かな環境の下で読書に親しめる、いわば観光スポット的な可能性も出てくるのではないかなと感じております。これは市長、教育長にもお聞きしたいと思っております。どのようにお感じなのか、お聞かせください。

○市長（下平晴行君） 市立図書館は、平成9年、旧志布志町図書館として開館し、合併により志布志市立図書館となり、市内5か所の分館、移動図書館車を図書管理システムで結び、運営をしているところであります。令和2年6月には、本館が来館者200万人を達成し、多くの方に御利用いただいている施設でもあります。本年10月には、来館せずに24時間借りることのできる電子図書館も開館を予定しており、障がいのある方や交通弱者の方、子供から高齢者、市民の皆様が気軽に利用できる図書館を目指して、図書資料の充実と各種サービスの拡充に努めてきているところであります。御質問のカフェ等の併設に関しましては、教育長が答弁をいたします。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

市立図書館では、図書の貸出しのほかに、図書館と連携を密にする各地域ボランティアによる読み聞かせ会などの活動や、図書館職員を中心とした図書館まつりなどのイベントの開催など、年間を通じまして、各種の事業や催しを実施しております。乳幼児から高齢者まで、市民の皆様の読書環境の整備と図書館サービスの拡充に努めているところでございます。御質問のカフェ等の併設に関しましては、図書館に隣接する志ふれあい交流館の懇談スペースや、昼の部屋を開放いたしまして、昼食等の取れる憩いの場として提供し、現在、御利用いただいているところでございます。現在の図書館施設、敷地等のスペースを生かしたカフェなどの併設につきましては、他市の取組など、多様な利活用の在り方について、今後、調査・研究を進めてまいりたいと考え

ております。アフターコロナにおける市民のにぎわいの場という点では、図書館としましても、年間を通じて、定期的に読み聞かせ会やアニメ上映会などを行っておりますので、中庭のテラスを活用したイベント等を工夫するなど、さらなるにぎわいづくりができないか、開催方法なども含めて、観光特産品協会等とも十分に協議をして、調査・研究を図ってまいりたいと考えております。

○8番（野村広志君） 文化会館、図書館エリアともに高台にございます。港や海、枇榔島等も、眺望が大変優れております。もうこれは皆さん御存じのとおりかと思えます。市民にとっても、自慢の風景ではなかろうかなと思えます。こういった眺望が望める場所に、憩いの場の整備ができるのであれば、志布志市民にとっても自慢の施設になるのではないかと考えます。高台部分の文化会館、図書館エリアを文化ゾーンとして位置づけ、安らぎや憩いの場といった市民が集える場所として、総合的に考えてみてはどうかと思っております。その必要性や可能性について、もう一度市長、教育長、お答えいただけますか。

○市長（下平晴行君） 令和元年5月に、緑陰読書会を文化会館エリアの木陰で、外部団体を呼んで実施した経緯もございます。アフターコロナのイベント等のさらなるにぎわいづくりを検討する中で、開催方法等も含めて、今後、観光特産品協会等と協議しながら、どういう形で取り組めるのか、協議してまいりたいというふうに考えております。

○教育長（福田裕生君） 高台の眺望のよいエリアとして、非常に魅力のある場所に図書館、文化会館が立地しております。それらをさらに、市民の皆さんが有効に、そして楽しく利活用していただくためには、いろんなアイデアがあっただけいいのではないかと考えておりますので、今後は具体的にどういう形なら整備ができるのか、できないのかも含めて、幅広い情報収集に努めてまいりたいと思っております。

○8番（野村広志君） こういった整備についてであります。先ほどもお話をしたとおり、あまりお金をかけずに、ここでも民間の知恵や資金を十分に活かしながら、進められることが望ましいのかなと感じております。ぜひとも積極的な検討を期待申し上げまして、次に移りたいと思えます。

本庁舎5階と文化会館をつなぐ連絡橋の整備について、お聞きをしております。これも先ほど憩いの場のところとつながる場所も少しございますが、平成30年3月議会の一般質問で、同様の質問をさせていただきました。その際には、具体的に深く掘り下げた質問にはなりませんでしたが、今回、少し具体的にお聞きをしてみたいと思えます。まず、本庁舎5階部分、今この議場のあるところになろうかと思えますが、ここの部分と文化会館の駐車場、この高低差についてどの程度の高低差があるのかなということと、ここから文化会館駐車場のところまで、連絡橋でつなぐとした場合の長さについて、数字をお持ちでしたら、お聞かせいただければなと思えます。

○財務課長（鮎川勝彦君） お答えいたします。

本庁舎と文化会館までの高低差が約26mから30mと考えているところでございます。延長につ

きましては70m程度でございます。

○8番（野村広志君） これは、5階の高さから駐車場までの高さの差が26mから30mという理解でよろしいですか。

[何言か呼ぶ者あり]

○8番（野村広志君） はい。文化会館側の急傾斜は保安林になっているかと思えますけれども、この保安林に対して、構造物、この場合連絡橋というようなものになりますが、設置をすること自体には問題がないという、可能であるという認識でよろしいですか。そこについてはどうですか。

○財務課長（鮎川勝彦君） 保安林の解除におきましては、その解除の目的、整備の手法により、保安林解除の手続きによって、国の許可を得る必要があるところでございますので、その整備の内容によって、国が認めるか、認めないかというところでございます。

○8番（野村広志君） ということは、現段階では可能か、可能でないかの判断のお答えは難しいという理解でよろしいですか。仮に連絡橋ということで提案した場合、それは可能ということですか、不可能ということですか。

○財務課長（鮎川勝彦君） 連絡橋を整備する場合におきまして、法面の部分に必ず橋脚、中間に柱が必要になるところがございますので、その保安林の許可が必要になってくると考えているところでございます。そういう整備の中で、治山事業であった法面でございますので、再度その法面の補強であったり、そういった部分を補強して安定計算で保つということであれば、許可が下りるものと考えているところでございます。

○8番（野村広志君） では、技術的な観点から見たいと思いますが、現在の建築技術をもってすれば、不可能ではないと考えますが、これは確認です、技術的には可能だという捉え方でよろしいですか。

○財務課長（鮎川勝彦君） 現在、御質問の庁舎の5階から文化会館までの連絡橋ということでございますが、本庁舎につきましては、鉄筋コンクリートの5階建ての建物でございます。設計段階では連絡橋を5階部分に持たせることは想定されておりませんので、本庁舎と直接連絡橋をつなぐというのは、構造上不可能であると考えているところでございますので、もし連絡橋をつなぐのであれば、本庁舎とは切り離れた単独のものが必要であると考えております。

○8番（野村広志君） 5階と直接つなぐことは、構造上なかなか難しいということを今、答弁がありましたので、では技術的に可能という捉え方をした場合、算出される、積算されるような概算でも構いませんけれども、費用について、どの程度かかるという積算でしょうか。

○財務課長（鮎川勝彦君） 以前、御質問をいただいた際に、様々な検討を重ねてきました。なかなか何と申しますか、これがいいという答えがなかなか見出せなくて、今回その中で検討したのが、地上から10階程度のエレベーターを設置しまして、そこから70mの歩道橋を設けるといった検討をしたところでございます。当時の費用で5億円程度と、概算の概算で算定したところでございますが、先ほども申しましたように、法面部分に橋脚を設置するとなれば、法面保護の費

用がさらに追加されるのではないかということで、現時点ではまた物価上昇等もありますので、さらに高くなるのかなということを考えております。

○8番（野村広志君） これは、費用対効果も含めながらの議論になろうかと思いますが、では、これはそもそも論になりますけれども、その必要性については、市長自身どのようにお感じですか。御意見をお聞かせください。

○市長（下平晴行君） これは、必要性については文化会館、図書館等々、そしてイベント等もしょっちゅうあるわけでありまして。それから高齢者の方々の利活用も含めると、必要だというふうには考えているところであります。

○8番（野村広志君） 教育長にも通告しておりますので、教育長、よろしくお願ひします。

○教育長（福田裕生君） 現在、文化会館、図書館それから駐車スペース、それからゲートボール場、東屋、様々な年齢層の方々がそれぞれの思いで、有効に活用して楽しんでいただいております。私自身も、市内の中高生が、東屋で宿題や課題、読書などをして楽しんでいる姿を何度となく見かけたこともございます。そういった意味におきましては、下の建物のほうから直接行けるような状況をつくるということは、さらなる活用状況を広げていく意味では、必要なことだろうとは思っております。しかしながら、先ほど課長のほうからもありましたように、立地上、構造上、安全上、様々な課題等もあると考えておりますので、そういったところを丁寧に慎重に整理していく必要があるかと思っております。

○8番（野村広志君） これは先ほどの質問との関連性もあろうかと思いますが、文化会館、図書館エリアを文化ゾーンとした場合、この回遊性であったりとか、一体性、またそして庁舎機能としての可能性も含めて、この連絡橋がつながることによって、より多くの可能性や活用方法が生まれてくると私も考えております。それとこれは非常に大事な考え方だと思っているのが、こういった施設であったりとか、構造物になります。将来展望を描きながら、夢のある展望として議論をしていただきたいと考えております。確かに費用はかかるというようなことで、今、答弁がありましたので、そこは費用対効果を含めながら、しっかりと議論を積み上げていかなければなりませんけれども、想像をしてみたいと思います。連絡橋でつながった後の人の流れや動き、そして高台の文化会館、図書館エリアの活性化、将来展望、そしてこの高台の土地の有効活用まで、幅広い展開が期待できると、私は想像ができます。市長、夢が描ける展望を期待しますが、調査して総合的に勘案しながら、検討してみる考えはございませんか。いかがですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、将来の展望、それから高台にある施設等の利活用等々を含めて、私は必要であろうというふうに考えておりますので、あとは投資効果がどういう状況なのか、どうなるのかということも含めて、総合的なことを考えながら、展望としてはそういう考え方でございます。

○8番（野村広志君） では、教育長にお聞きします。先ほどの続きになるかもしれませんが、文化会館と図書館エリア、本庁舎が連絡橋でつながることについて、この文化エリアの活

性化に大変寄与すると思いますが、それについての御感想はありますか。

○教育長（福田裕生君） 今、議員の御質問をお聞きしながら、そしてお答えしながら、頭の中で描いていたところがございます。庁舎のほうから人が直接エレベーターや連絡橋を通じて上がる、そしてそこにある図書館、文化会館いろんな施設を十分に利用する。それからまた上で活動された方や過ごされた方が、今度は下りてこられて、まちのほうへ歩いて行かれる、そういったことを想定できるような絵だなと、思いだなというふうに思ったところがございます。そういう意味におきましては、まちの活性化であるとか、まちづくりに関して、アイデア性に富んだ、創造性に富んだ一つの提案であろうと思っておりますので、これはまたいろんな視点から、多くの方々の思いも添えながら、整理していく必要があるかと思っております。

○8番（野村広志君） ありがとうございます。新しいまちづくりというような形で、中心市街地の活性化にも寄与するものと思っております。当然これは、しっかりとしたエリア分けがなされること、文化エリアになるのか、下の商店街エリアになるのか、そういったことがしっかりなされた中の一貫性や整合性といったものも、担保される必要性がある施策の展開でなければならないと理解しております。その可能性については、大いに期待をしているところでありますので、こういった連絡橋でつなぐことによって、様々なことがイメージできて、想像ができると、夢が描けるということは、非常に志布志市のまちづくりにとっても大事なことかなと、私自身は思っているところであります。もう1点、これをつなぐことによって、可能性として防災上の観点から少し見たところでありました。仮に、本庁舎を避難タワーとして位置づけられた場合、この連絡橋が避難通路として生かされてくるのではないかなと考えておりますが、そういった観点についてはどのようにお考えなのか、お答えいただけますか。

○財務課長（鮎川勝彦君） 先ほどの検討の中で、エレベーターを10階にして歩道橋をという案を出したところがございますが、災害時は停電であったり、そういった部分があったりするので、なかなか避難に対しての利用は難しいのかなと考えているところがございます。また、所管課ではないですが、避難タワーであると、またより強固な建物であったり、高さの議論もあって、そのような形で、また検討を別にしていかないといけないのかなと感じたところがございます。

○8番（野村広志君） ちょっと財務課長、なかなか苦しい答弁かなと思えました。これは庁舎自体が避難タワーということで、庁舎からつなげた場合はどうかかなということを想定しておりましたので、こういった質問になったところでしたけど、全く別棟でエレベーターを設置するというのであれば、なかなかそれも難しいのかなと思ったところでした。仮に、私の考えとして、避難タワーとして、避難経路に活用できるのであれば、防災の観点から見た有利な起債というような形も、可能性が出てくるのかなという思いがありましたので、こういった質問になったところでした。そこについては、そもそも論がちょっと違ってまいりますので、ここはもうお聞きいたしませんけれども。

では、最後にお聞きいたします。仮に連絡橋で整備された場合、当局としても、今、市長からも教育長からも答弁をいただきましたので、繰り返しになるかもしれませんが、新たな活

用策が出てくるのかなと、私もイメージをしておりますし、市長も教育長も、そうイメージをされているかと思います。「仮定のことはなかなか申し上げられない」と市長も教育長も言われるかもしれませんが、あらゆる可能性を排除せずに、将来展望や夢のようなものについて、もう一度最後に、それぞれお気持ちをお聞かせいただければなと思いますが、市長、どうですか。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、今、その連絡橋を造ることでのいわゆる市民が志布志港を含めて上から見る眺望、そういうことを含めると、その連絡橋で、また違う視点でまちづくりが見えるのではないかなという気もいたします。あとは先ほど言いましたように、費用対効果の問題が出てくるのではないかというふうに思いますが、それを除くと、本当に必要ではあるというふうに考えております。私も議員を辞めるときに、最後に一般質問をした経緯がございますので、必要性は重々そのとおりだというふうに考えております。

○教育長（福田裕生君） 費用対効果であるとか、立地上、構造上、安全上の課題等々、様々な観点から議論するべきことは、それは必要なことだろうと思いますが、志布志市は「志のまち」でありますので、大人も子供も新たなこれまでやっていないことに対する夢を持ちながら、可能性を模索することについては、非常に大切なことだろうと思います。そういった観点で言っても、今回、野村議員から御提案のあった点については、私ども担当もそうですし、多くの皆さんで夢を描きつつ、どういう形ならできるのか、できないとしたらどこがどうなのかといったような議論を進めていけたらと思ったところでございます。

○8番（野村広志君） ありがとうございます。ぜひ、夢がかなうような志布志市であってほしいなと思いますので、鋭意、御検討いただければなと思います。

今回4項目についてお聞きをいたしました。特に畜産振興については、喫緊の対応が求められております。本市の基幹産業である農業振興の根幹が歪められぬよう、適時対応にあたっていただけることを重ねてお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わりといたします。

○議長（平野栄作君） 以上で、野村広志君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

—————○—————

午後2時32分 休憩

午後2時41分 再開

—————○—————

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

次に、2番、栢山晋司君の一般質問を許可します。

○2番（栢山晋司君） 改めまして、皆様こんにちは。会派、志みらいの栢山晋司でございます。早速ですが、通告に基づきまして、二つの項目にて質問をさせていただきます。

それでは一つ目の質問となります。1番目は開業支援事業についてお伺いをしていきたいと思っております。

創業支援事業制度から開業支援事業制度に変更となりましたが、その後の現状をお伺いしてい

きたいと思います。まず、開業支援事業制度について御説明をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○市長（下平晴行君） 栢山議員の御質問にお答えします。

昨年度までは、新たに創業する方に限定した創業者等応援支援事業を実施しておりましたが、本年度からは創業者に限らず、既に事業を営んでいる方が、新たな事業を開始する場合にも活用できるよう、商工業開業支援事業を創設したところであります。今年度は、これまでに8事業者から741万1,000円の申請がありましたが、昨年度の実績が11件、755万3,000円でしたので、件数、金額ともに多い状況であります。理由としましては、補助対象者の範囲が広がったことと、補助の上限額を商店街モデル地区以外で70万円から100万円に引き上げたことも、要因であるというところでございます。今後も新たな申請が見込まれており、当初予算で計上した800万円では不足する見通しとなったため、本議会で1,250万円の増額補正をお願いしたところであります。市内での新規開業が促進され、新たな店舗等が増えることで、市外に流れていた顧客が市内にとどまり、また市外からの顧客が市内に流入することが期待されるところであります。今後も商工会等と連携をしながら、補助事業の積極的な活用を努めてまいります。

○2番（栢山晋司君） 今、御説明を詳しくいただきました。令和4年度は創業支援事業制度というものが、本年から開業支援事業制度となりまして、現在、9月ですのでスタートをして丸4か月ということで、一年の3分の1が過ぎたところかと思えます。昨年の実績が11件で、今年度は4か月が経って件数が8件、申請額が740万円を超えるという非常に大きな取組というか、スピードが速いなという印象が大いにあります。なので、やはりその市民の方々としましては、使いやすい制度に変更されたのかなというのを、非常に感じる答弁でございました。今回、新たに補正のほうで追加計上されております1,250万円ということで補正が組まれていますが、これについて御説明をもう一度お願いしていいでしょうか。

○港湾商工課長（大迫秀治君） 当初、この開業支援事業につきましては、800万円の予算を見込んでいたところでございますが、今回、増額補正ということで、1,250万円をお願いするものでございます。現在8件ということでございますが、追加でモデル地区が1件、150万円、それからそれ以外の地区が11件、1,100万円ということで、合わせて1,250万円の見込みということでお願いするものでございます。

○2番（栢山晋司君） ということは、既に申請が上がってきているものと、今後予想されるものとの、合算された額になっているということになりますでしょうか。

○港湾商工課長（大迫秀治君） プラスで、今回補正ということでございます。

○2番（栢山晋司君） プラスでということで、分かりました。ではですね、昨年の創業という部分、今年の開業という部分で、新規創業でお店を出された方ですね、昨年という創業の方と既存の会社さんが新しく、既に会社をお持ちの方が新しく開業される場合も、今回は適用になるという取組ですけれども、新規創業の方と既存の会社の新規開業、この割合は、どのような割合になっているか分かりますでしょうか。

○港湾商工課長（大迫秀治君） 現在、既に8件の申請があるということで、先ほど申したところでございますが、その8件の申請の内訳でございますが、新たに起業・創業という方が4件、それから開業ということで、既に起業されている方で、また新たに開業をする方が4件ということで、合わせて8件という内訳でございます。

○2番（栢山晋司君） 創業と開業が4件ずつということで、やはり今、このタイミングがビジネスチャンスと思われる方も非常に多いのかなという印象を感じます。コロナ禍が明けたことにより、やはり人の流動がありますので、チャンスと感じる方は非常に多いのかなと。新規店が増えておりますので、市外の方から見ても、もしかしたら今、志布志市は非常に盛り上がっていると、見えるような傾向もあるのではないかなという推測もできるかと思えます。新しいお店が開かれれば、行ってみたいと思うのは、多くの方々が持つ感情というか、印象だと思いますけれども、人の流動が起きれば、新規店にとっても、既存店にとっても、大いにビジネスチャンスがめぐってくると思います。また、これまでの決まったルートではなく、その個人の方がお気に入りのお店を見つけることによって、志布志市での新しいルートの開拓も行われるのではないかなというような予測をしております。ただ、これは偶発的に起こるまちづくりではないかなと、民間の方々が、好きな場所で好きなように事業をしていくという形ですね。そこで新たなルートが生まれる、偶発的なまちづくりとも言えるので、行政のほうではこの偶発的にできるまちづくりを期待するだけでなく、その先を見越して地域計画を柔軟にブラッシュアップさせて、まちの発展に取り組んでいただきたいというふうに考えているのですが、市長、お考えがあれば、ぜひお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 去年創業を対象に取組した事業を今年、開業としたのは、先ほどもありましたように、2件も3件も事業が展開できるということになりますので、これは、一つの誘い水としての効果も相当あるというふうに思っております。創業については、新たに開業という部分だけでしたので、そういう点で評価がされているというふうに思っておりますので、そういう市外からの事業者のいわゆる開店をしていくようなことも含めて、いろんな形でホームページ等々も含めて、PRをしていかなければいけないというふうに思うところでございます。

○2番（栢山晋司君） 市外からの方の開業というのもきっとあると思いますので、その方々がこういった場所に出店をされるのかというの、また行政が力を入れている部分ですとか、こういう地域を発展させていきたいというような取組の中で、「では、ここにお店を出してみようか」というふうに考える方々も、いらっしゃるのかなというふうに思いますので、そういったコントロールとまでは言いませんけれども、まちづくり、ルートづくりの一環として、先を見越した取組、アイデアの発信というのを、ぜひ、していただきたいというふうに思っております。そして、これまで多くの事業者の方が制度を利用して、創業、開業をされたと思います。開業後ですね、以前も委員会の中でもお話がありましたが、「伴走していく」というお話もあったかと思いますが、事業者とのこの伴走については、どのような取組になっていらっしゃいますでしょうか。

○港湾商工課長（大迫秀治君） 創業後のフォローアップというところでございますが、商工会

においては、担当者が巡回しながら、創業後も伴走型の支援を行っているところでございます。相談については、経営、金融、税務など、多岐にわたるところではございますが、当初の計画の達成状況を見ながら、売上げの向上、生産性の向上等に関して、課題解決への支援をしているところでございます。

○2番（栞山晋司君） 商工会の方から、御協力をいただいているということでございます。制度そのもの自体は、今年、昨年だけではなくて、コロナ禍以前からも、この制度自体はずっとあったかと思えます。まさに今、新規事業者がどんどんお店を出されるといって、チャレンジを感じるタイミングであるからこそ、この既存の事業を頑張られた方々ですね、開業をされた方々に対しての伴走型支援そのものに、力を入れるチャンスでもあるのかなというふうに思います。コロナ禍より前にお店を開かれた方にとっては、コロナ禍という非常に青天のへきれきを感じる苦しい中を耐え抜いて、今も頑張っている方々も多いと思います。ぜひ、その方々にもしっかりと伴走をしていただいで、フォローアップをしていただいで、これからも事業が継続できるように、取組をしていただきたいというふうに考えております。例えば、先ほどもありました、まるごと相談室、農業サポートセンター、こういった他事業の分野であれば、専門的にサポートをしていただけるような取組もありますので、ぜひ事業者の方にも、そういった取組をしていただけないか、そういうお考えがないかお伺いをさせていただきます。

○市長（下平晴行君） 先ほど農業の関係でもお話をしましたとおり、いわゆる農業者についてもサポートセンターというようなものを設置したと、商業についても同じように、やはりその事業者に寄り添った取組というか、支援策をしていかなければいけないというふうに思います。先ほど課長からも説明がありましたとおり、売上げ向上や生産性向上に関しての課題解決等について、支援をしていくということでもありますので、やはりサポートをしっかり対応していきたいというふうに考えております。

○2番（栞山晋司君） サポートをしっかりしていきたいという市長の思いも、今、確認しました。県内他市でも、例えば市が予算を組んで、事業者向けの講座を行っていたり、新規事業者を目指す方々のための講座などを開催している地域もございます。私ももちろん、見学や参加などもさせていただいております。その中で、その取組の内容、「どういうところに参加してきました」というお話は、担当課のほうにはお話をさせていただいたつもりであります。事業は、やはり開業して終わりではなく、継続することが何よりも大切であることは、皆さんも重々御承知だと思います。事業者の方は、人生と生活がもちろんかかっておりますので、ぜひ事業者の方への伴走の在り方を十分に検討いただいで、そして兆しがある今だからこそ、事業者に喜ばれる伴走の実施を、ぜひ、していただきたいと考えております。お気持ちについては、先ほど市長からありましたので、ここでの答弁は求めないとさせていただきたいと思えます。民間のスピード感、行政のスピード感、なかなかプロセスが違うのか、スピード感そのものに対して認識の違いを感じることもあるかと思えます。ぜひ民間の事業者の方も、「志布志市の行政はすごいな」と感じる決断速度で取り組んでいただけたら、喜ばれるのではないかと思います。市長、いかがでし

ようか。

○市長（下平晴行君） このことについては、指定管理者制度にありますように、民間のノウハウをどう活用するかということで、その活用をすることによって、市民サービスにつながっていくんだということでもありますので、私も職員の意識改革として、いわゆる条例、規則、要綱、規程等があるわけではありますが、その中でいろんな業務をしております。しかし、市民、事業者に対して、不利益なことがもし規程等であるとすれば、それに対しての対応をしていくと、いわゆるそういう規程等も変えて、その市民のため、あるいは事業者のために対応していくというような考え方を持って、業務にあたってほしいというような話もしているところでもあります。

○2番（栢山晋司君） 市長の行政改革についての熱い思いも、併せて今聞かせていただくことができましたので、ぜひ一生懸命力を合わせて、取り組んでいただけたらと思います。施政方針の中にもありました、「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」この言葉をよくよく見てみると、「行ってみたい、住んでみたい」これは、市外の方が志布志市を見たときに感じる言葉なのかなというように感じます。市外の方に対しての目線に、比重があるように感じました。そのためにも、やはり地域、事業者の安定・発展があってこそ、それが達成に近づくのではないかなというふうに思います。「志布志市に行ってみよう」と思っていただけのような事業者の方を育てるといいますか、一緒になって盛り上げていく、そして、「このまちに住んでみたい」と思っていただけのような地域の形をつくっていく。まさに市長が、施政方針でも語っているこの内容ですけども、事業者を支えることによって、大きく前進していくのではないかなというふうに期待しております。いかがですか。

○市長（下平晴行君） これは、私が市長になったときからの言葉で、全くそのとおりであります。「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」、これは、あらゆる事業につながりがあるんだという、この思いを持って事業に、業務にあたってほしいという話もしているところでもありますので、最終的には「住んでよかった」ということにつながるような、やはり事業になることを職員一緒になってですね、これが移住・定住にもつながってくるし、あらゆる事業もうまくいくのではないかということでの言葉でもあります。

○2番（栢山晋司君） 伴走型のお話をさせていただきましたけども、ここ最近、よく聞かれる公民連携という部分ですけども、ぜひですね、地域の方としっかりと伴走をして、地域の方、事業者を支えていただきたいというふうに、強く要望させていただきたいと思います。

では、次の項目に移らせていただきたいと思います。次の項目は、パートナーシップ宣誓制度の取組状況について、お尋ねしたいと思います。市長は施政方針で、「パートナーシップ宣誓制度については取組を」とおっしゃっていましたが、現状どのような取組状況にあるかを確認させてください。

○市長（下平晴行君） パートナーシップ宣誓制度は、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において互いに責任を持ち、協力し合う二人の関係であることの宣誓について、自治体はその思いを尊重し、宣誓書の受領証等を交付する制度であります。市としましては、今年の4月に施

行した「志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例」に基づき、その目的を達成するための施策の一つとして制度の導入を検討し、実現に向けて積極的に取り組んでいるところであります。私は、社会的に大きな問題となって久しい少子化についても、ジェンダー平等とは切り離せない問題であるというふうに捉えているところであります。これまでの典型的な家庭、家族形態に加え、多様な家族の在り方や個人の選択を尊重し、またそのことに寛容な社会を目指す第一歩とするために、この制度を可能な限り、早い時期にスタートさせたいというふうに考えているところであります。

○2番（栞山晋司君） 詳しく御説明いただきました。今ありました「寛容な」という部分がありましたけども、対象者ですね。この制度に対して主に対象となる方々というのは、どのような方々なのか、お答えは可能でしょうか。

○コミュニティ推進課長（五代千加子さん） この制度を利用できる方につきましては、性的少数者の方を限定対象とするのではなく、法律婚ができる異性のカップルであったとしても、何らかの理由で婚姻できない方や事実婚の状態にある方などで、悩みや生きづらさを抱える方を対象とするべきものと考えております。

○2番（栞山晋司君） 法律婚などを含め、婚姻の関係が難しいと、パートナーの形であれば可能ではないかという方々ということで、これはニーズといいますか、どれくらいのニーズがあるのか、または声があるのかというのは、いかがでしょうか。お聞かせ願えますでしょうか。

○コミュニティ推進課長（五代千加子さん） この制度の開始にあたりまして、「市内のニーズ調査を実施すべき」という声もあったのは事実ですが、そういったことは、当事者にとってカミングアウトを強要することにつながりかねません。当事者の方にも様々な考え方がありますが、制度に救われる方がいるということを中心に前向きに取り組むという姿勢を、御理解いただければと思います。

○2番（栞山晋司君） 私もですね、この質問をしていいのかどうかというのをですね、非常に慎重にならざるを得ない部分ではあるなと思いつつも、まずニーズの確認があるのかという部分、そこについて確認をしたほうがいいのかという部分がありましたので、確認をさせていただきましたが、慎重にならざるを得ないという部分ということで十分に理解できました。では、ニーズは確認できないけども、例えば、関係団体とかがいらっしゃるかと思いますが、そういった方々との連携の状況などはいかがでしょうか。

○コミュニティ推進課長（五代千加子さん） これまでの性の多様性に関する周知啓発を中心とした市の取組に対しましては、宮崎県で活動されている当事者団体「レインボービュー宮崎」に御協力をいただき、連携して取り組んでおります。パートナーシップ宣誓制度の必要性やその運用におきましても、しっかりと当事者の話を聞きながら、進めてまいりたいと考えます。

○2番（栞山晋司君） 関係団体とはしっかりと連携を図っているということで、理解しました。では次に、鹿児島県内の取組状況、他市でこういった取組があるのか、または近隣の県で取組があるのか、例えば今も出ましたけども、一番近い隣の県といえば宮崎県ですので、例えば鹿児島

県では何件ほど実績があるとか、宮崎県ではどれくらい取組があるという状況を、お聞かせ願いますでしょうか。

○コミュニティ推進課長（五代千加子さん） 鹿児島県内におきましては、指宿市と鹿児島市が導入済みです。また10月、来月から日置市でも導入予定というふうにお聞きしております。また、宮崎県におきましては、6市3町の9自治体で導入されております。

○2番（栢山晋司君） 現在、鹿児島県では2地方自治体、それプラス、来月に日置市で3自治体となると。宮崎県では6市3町の9自治体、宮崎県のほうが、非常に先行して取組があるような状況ということになるのでしょうか。

○コミュニティ推進課長（五代千加子さん） おっしゃるとおり、宮崎県内での取組のほうが、自治体数からいいますと進んでいると言えます。

○2番（栢山晋司君） 先ほども関係団体の方とのというお話もありましたけど、どのような取組になっていくのか、実際の取組としての確認を行っていらっしゃるのか。例えば、研修や視察などは行っているのかというのを伺いさせていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○コミュニティ推進課長（五代千加子さん） 視察につきましては、宮崎市の当事者団体に協力をいただきながら、5月に日向市、7月にえびの市を訪問しまして、制度導入の経緯とこれからの課題、制度利用者の思いなどを担当者様からお話を伺いました。また、7月には鹿児島大学から講師をお招きしまして、パートナーシップ制度についての職員研修も行ったところでございます。

○2番（栢山晋司君） 研修などを行っているということですね、分かりました。この制度そのものに関して、実際、具体的にどのようなメニューと申しますか、取組としての中身はどうなっているのか。また当事者にとって、社会的にどのようなサービスが受けられるのかという部分は、御説明いただけますでしょうか。

○市長（下平晴行君） 制度の導入自治体によって、提供できるサービスは様々であるというふうに考えております。具体的な例については、担当の課長に説明させますが、この制度を実現するにあたって最も大切なことは、制度の利用を求める人が、自らの存在を公に肯定的に捉えられる、存在を認められるという喜びだというふうに考えております。その思いをまず受け止めることが、この制度の大きな役割だというふうに考えているところであります。

○コミュニティ推進課長（五代千加子さん） 制度導入済みの自治体におけます代表的な行政サービスにつきましては、家族として公営住宅の入居手続きが可能になることが挙げられます。また、鹿児島市では、軽費老人ホームでの同一部屋への入居や市立病院での病状説明、手術同意に、家族として柔軟に対応するなどが実施されております。視察に伺ったえびの市におきましては、新婚世帯家賃助成事業の対象とするなど、自治体ごとに定められております。

○2番（栢山晋司君） 公営住宅に共に住めたり、老人ホームで同室が認められたりというようなこと取組があるということは、理解しました。今、お話を伺う中で、病院での手術の同意書の部分ですけれども、例えば交通事故でもそうでしょうか、緊急の手術が必要な状態に陥ってし

まったとき、このときに通常御家族の方の同意書などが必要かと思いますが、これが家族でない方、例えばお付き合いをしている方であれば、同意書が認められないという話はよく聞くと思うんですけども、その部分でも対応が可能になってくるというふうになるのでしょうか。

○コミュニティ推進課長（五代千加子さん） 先ほど例として挙げさせていただきました鹿児島市では、市立病院という施設を持っていることから、そういったところに取り組みやすい部分があるかと思えます。本市におきましては、またいろいろ市内の病院、医師会等を通じて、そういった働きかけとかですね、まずはちょっとお話をさせていただければと考えているところです。

○2番（栢山晋司君） なるほどですね、市立病院を持っていらっしゃるから、市の取組として対応がしやすいという状況があるということで、分かりました。本市で導入が始まったとしたら、ぜひ民間の医療の方々にも御理解いただけるような、お声かけをしていく必要があるんだなというところも、併せて理解できました。この取組ですけども、開始時期というのは、いつ頃をお考えというのはあるのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 最初にお答えしたとおり、この制度をこれまでの典型的な家族形態に加え、多様な家族の在り方や個人の選択を尊重し、またそのことに寛容な社会を目指す第一歩とするために、来年の1月には、スタートさせたいというふうに考えております。

○2番（栢山晋司君） 来年の1月にはスタートさせたいという思いが、市長の中にあるということですけども、この制度そのもの自体は、「志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例」の中の制度になってくるかと思えますけども、その際に、例えば「制度が始まりました」というような、インフォメーション等はあるのでしょうか。

○市長（下平晴行君） そのとおりであります。この制度は、「志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例」に示す目的を達成するため、市の責務としてその基本理念に則り、実施する施策の一つでもあります。4月に施行されたこの条例を根拠とし、要綱を定めて、運用をしていくということを予定しているところであります。

○コミュニティ推進課長（五代千加子さん） また制度の周知等に関しましては、当事者の方々にどうやってこういった情報をお届けできるか、ホームページ、市報等、通常の周知方法もありますが、まずは、当事者の方々に届く方法を検討してまいりたいと思えます。

○2番（栢山晋司君） 非常に大切な配慮をしなければならない制度だな、というふうに感じております。例えば、制度がスタートする段階でも、本当に説明をしなければいけないのかとか、いろいろそのあたりも含めて、非常に慎重に扱っていただきたい政策だなというふうに思います。先ほど、私も言いました「志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例」は、本当に素晴らしい内容だと思っております。この条例がより充実した取組になりますように、この制度の実現を期待して、私の一般質問を終わりたいと思えます。

○議長（平野栄作君） 以上で、栢山晋司君の一般質問を終わります。

○

○議長（平野栄作君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は、志布志地区畜産品評会のため、午前中は休会とします。午後2時から本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでした。

午後3時15分 延会

令和5年第3回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：令和5年9月5日（火曜日）午後2時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 辻 一 海

玉 垣 大二郎

永 田 梓

南 利 尋

小 園 義 行

隈 元 香穂子

出席議員氏名 (20名)

1 番 永 田 梓	2 番 栞 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 小 山 錠 二
財 務 課 長 鮎 川 勝 彦	総合政策課長 川 上 桂 一 郎
コミュニティ推進課長 五 代 千 加 子	情報管理課長 宮 内 真 吾
港湾商工課長 大 迫 秀 治	税 務 課 長 濱 田 茂
市民環境課長 留 中 政 文	福 祉 課 長 若 松 利 広
保 健 課 長 西 洋 一	農政畜産課長 萩 迫 和 彦
耕地林務水産課長 折 田 孝 幸	建 設 課 長 富 岡 裕
松山支所長 上 原 健 太 郎	有明支所長 北 野 保
水 道 課 長 新 崎 昭 彦	会 計 管 理 者 和 佐 浩 教
農業委員会事務局長 中 水 忍	教育総務課長 岡 崎 康 治
学校教育課長 上 木 勝 憲	生涯学習課長 江 川 一 正
市民税務課長 木 村 勝 志	福祉保健課長 山 口 善 央



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	グループリーダー 末 原 和 幸
調査管理担当サブリーダー 大 田 和 隆	議事担当サブリーダー 前 田 範 雄

午後2時00分 開議

○議長（平野栄作君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、鶴迫京子さんと小野広嗣君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（平野栄作君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、10番、小辻一海君の一般質問を許可します。

○10番（小辻一海君） 皆さん、改めましてこんにちは。議席番号10番、小辻一海でございます。今回も市民の皆様から、御意見や疑問を多数お聞きいたしましたので、順次質問してまいりますので、誠意ある明快な答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、1987年に全線廃止された大隅線、志布志線の機関区跡地の一部に、公園として整備された志布志鉄道記念公園内のSL、車掌車、ディーゼル車の保存管理についてお尋ねします。その前に8月15日、志布志鉄道記念公園内のSLを中心に、保存運営に長年取り組まれてきた大きな柱であった宮内春芳様が御逝去されました。今回の一般質問にあたり、今までのSL等の保存整備の在り方についてお聞きしていた中での出来事で、誠に痛恨、哀悼の極みであります。ここに、生前の御功績と志布志鉄道記念公園への御尽力に対して、尊敬と感謝の念を捧げますとともに、謹んで御冥福をお祈り申し上げます。

では、本題に入ります。現在、JR日南線終着駅となっている志布志駅から、西へサンポートしぶしアピアを過ぎ、道路をしばらく進むと、クリスマス前や年末年始になるとイルミネーションが飾られる志布志鉄道記念公園があります。公園内にはSL、車掌車、ディーゼル車が展示しており、屋根の下で大切に保存されていますが、公園を訪れた若い親や子供たちは、なぜこの公園にSL、車掌車、ディーゼル車が展示してあるのか知らない人が多いと思いますので、かつてにぎわっていた志布志駅の歴史を知るためにも、まず、志布志鉄道記念公園等を整備された経緯と、3車両を取得した経緯をお示しいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 小辻議員の御質問にお答えいたします。

鉄道記念公園の整備については、昭和62年3月に旧国鉄志布志線、大隅線が廃止となり、その後の駅舎の移設により空き地となった土地に、鉄道の過去の名残を残し、住民の憩いの場とするため、平成5年度に整備を行い、平成8年4月1日に都市公園として開園しております。SLについては、昭和50年1月に、志布志線で「SLさよなら列車」運転後、同年3月に志布志運動公園に保存しましたが、鉄道記念公園整備に伴い、平成6年度に現在の場所に移設しました。現在、

車掌車、ディーゼルカーと併せて3車両を歴史教育の教材として展示しております。志布志鉄道記念公園に展示しております3車両の取得の経緯ですが、SLについては、昭和50年3月に旧国鉄から旧志布志町に無償で貸与されたものであります。車掌車については、平成3年に志布志鉄道記念公園へ設置するため、旧志布志町で購入しております。ディーゼルカーについては、契約書関係の確認ができなかったため、JRに問い合わせをしたところ、「JRでも確認ができない」との回答があったことから、廃車を契機にJRより無償譲渡されたものと認識をしているところであります。

○10番（小辻一海君） ただいまの答弁では、SLは旧国鉄から無償貸与され、車掌車、ディーゼル車については無償譲渡ということですが、無償で貸与・譲渡をされた方は、どのように保存・活用されているか、大変気になると思います。

そこで、SLについての無償貸与の条件付きのような借用証書や、ディーゼル車についての無償譲渡の財産目録とか、台帳とかは残っていないのでしょうか。

○建設課長（富岡 裕君） 契約書につきましては、SLについては車両貸借契約がございます。これは1年更新ではございますが、その更新期間につきましては、更新の切れる1か月前までに甲乙が何らかの意思表示をしないときは、期間満了の日の翌日から起算してまた1年その効力を有するもので、引き続き契約を有するものということになっています。

ディーゼル車に関しましては、市長答弁にもございましたとおり、契約書等はこちらのほうでは確認ができなかったため、再度JRのほうに確認いたしました。JRのほうでもその契約書等がないということで、廃車したということで、こちらのほうは無償譲渡ということで受けたものと思っております。

○10番（小辻一海君） 大正14年3月の開業後、大隅線、志布志線、日南線が交わる志布志駅は、志布志機関区、車掌区、保線区も配され、転車台もあったターミナル駅で、日南・大隅線用のC11蒸気機関車、志布志線用のC58蒸気機関車が配備され、九州でも最後までSLが残った機関区を持つ歴史ある駅だと聞いております。その機関区の一部を整備した公園の中に、貴重なSLだけでなく、貨物列車の車掌乗務を行うために貨物列車の最後尾に連結されていた車掌車ですとか、キハ52の一般形気動車で、キハ20形のエンジンを2基搭載し、全国で3車両のみしか残っていない貴重なディーゼル車が連結され、動かない状態で保存されていますが、歴史的な鉄道文化遺産であります。このまま放置して、朽ちるに任せるというわけにはいかないと思いますが、市長は、鉄道文化遺産を活用したまちづくりを今後どのように進めていかれるのか。また、教育の観点から、教育長にもお尋ねします。本市の「第2次志布志市教育振興基本計画」の中で、基本目標などの実現のため、教育施策の方向性が5点挙げられていますが、最後の5点目の（6）文化財の保存活用の方向性の中に、「文化財を活用した学習の場の提供」とあります。次世代を担う子供たちの教育のために、文化財を活用した学習の場は必要だと思いますが、教育長としてこういう歴史的な鉄道文化遺産をどのように教育の場に活用されていくのか、お考えをお聞かせいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 鉄道記念公園にある鉄道車両が大変貴重であることを、改めて認識をしたところであります。本市ではこれまで、鉄道記念公園での志布志イルミネーション事業やJR九州ウォーキングのコースなどとして活用しており、志布志駅と隣の志布志市多目的イベント広場では、ぽっぽマルシェなど鉄道に絡めたイベントが行われております。鉄道記念公園の鉄道車両が貴重な資源であることなど、本市ホームページをはじめ、SNSやJR日南線の沿線自治体とも連携をし、市内外に周知を図り、本市の観光資源や文化遺産として活用していきたいというふうに考えているところであります。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

まず最初に、これまでSL保存に関しまして中心となって御活躍くださった宮内春芳さんの御冥福を、この場を借りて祈りたいと思います。とともに、これまで学校関係者にも、宮内さんはいろいろと解説活動をしていただいたり、教材の提供もたくさんしてくださいました。感謝の気持ちも添えたいと思っております。

現在まで、学校におきましては、遠足や社会科見学、生活科の町探検、総合的な学習など、多くの学校が鉄道記念公園を活用している状況にあります。例えば、社会科の地域を調べる学習や志布志市の歴史、昔の暮らしを学ぶために車両を見学したり、SL保存会の説明を聞いたりして学習に活かしております。生活科の町探検では、季節の移り変わりを感じる学習の中で、春や秋の草花の様子、冬のイルミネーションなどを周辺施設も含めて、学習活動を有効に展開しているところでございます。また、小規模校においては、学校合同での遠足や生活科探検を実施する中で、見学や乗車体験なども学習の中に取り入れて、本市が有するこの鉄道文化遺産を有効に活用しているところでございます。また一方で、ボランティア活動として、中学生がSL保存会員の方と一緒に清掃活動にも参加をしております。それから、市立図書館においては、鉄道の写真展、それから宮内様から御寄贈いただいた鉄道に関する図書の展示なども、これまで実施してきたところであります。今後においても、この非常に貴重な鉄道文化遺産を本市の教育財産として生かしてまいりたいと考えております。

○10番（小辻一海君） 歴史的な鉄道文化遺産をいろんな面で利用していくお考えがありますので、お尋ねします。この公園は、通常SL公園と言われ親しまれ、花壇や芝生もあって、先日も近所の保育園児が保育士さんに連れられて遊びに来ていました。御存じとは思いますが、全国の公園等に保存されていますSLの多くが、錆や腐食等が見られる状況にあると言われておりますが、志布志鉄道記念公園のSLについては、海が近いため、錆びやすい状況の中、とても誇らしい姿ですばらしく良い状態で保存されていますが、このC58形蒸気機関車の管理・保存について、どのように取り組まれてきたのか、お示しいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） SLについては、SL保存会と清掃業務の委託契約を締結し、管理・保存を行ってきたところでありますが、令和5年4月からは、SL保存会による助言や指導をいただきながら、市内の業者に委託をしているところであります。次に、車掌車、ディーゼルカーについてでありますが、こちらは、SLのような清掃業務の委託等を行っていないところでありま

す。しかしながら、ディーゼルカーにつきましては、腐食などにより塗装が剥がれ、傷んでいたことから、平成20年に全面補修、塗装を施し、平成28年から平成30年までの3か年をかけて、2回目の全面塗装を行ってきたところであります。

○10番（小辻一海君） SLについては、志布志町SL保存会の皆さんに管理をお願いされていたとのことですが、このSL保存会の皆さんも高齢化が進み、当初40人いた会員が14人になり、今後管理がなかなか難しくなるとのことで、今年の3月までで活動を終了されたとお聞きしました。SLは、戦前からの産業を物語る産業遺産でもあり、本市の歴史を語り継ぐ上でも貴重な資源であると考えます。美しい今の状態でSLを保存するために、これからどのように取り組まれていくのか、お考えをお聞かせいただけないでしょうか。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

SLにつきましては、今年度から民間業者による委託作業ということで、作業のほうを進めております。ただし、やはりその作業の内容につきましては、今まで維持管理に努めていただきましたSL保存会の皆様の御意見を聞きながら、作業のほうを進めてまいりたいと思っております。

○10番（小辻一海君） SLについては、管理する委託先が決まったということで、次に質問しようと思ったのですが、そのことについては、今、課長が申されたとおり、やはり特殊な専門技術の磨き方などがありますので、SL保存会の皆さんにお聞きしながら、SLの保存運営にあたっていただくことを委託先をお願いしていただきたいと思っております。

では、この車掌車、ディーゼル車の塗装が剥げ落ち、腐食が進んでいる状態であることは市長も御存じのとおりであり、先ほど答弁で申されましたので、私も亡くなる前の宮内さんから説明を受けながら、公園内のディーゼル車、車掌車を拝見しましたが、錆や腐食がひどくなっています。ディーゼル車は平成20年にクリーム地に青帯の九州色から、当時の国鉄色に塗り替えられたとお聞きしております。では、ディーゼル車、車掌車はどこが管理して、塗り替えや補修など何回手を入れられたのか、お示しいただけないでしょうか。

○建設課長（富岡 裕君） SLにつきましては、保存会の皆様が維持管理をしていただいておりますが、そういった全面塗装というのはないところでございます。ディーゼル車につきましては、平成20年に全面塗装、補修をかけております。先ほど議員が言われましたように、昔の国鉄カラー、白地に青のラインが入ったのが、相当朽ち果てていた状態でございましたので、平成20年に全面塗装をかけております。それから、平成28年、29年、30年の3か年にかけて、側面部分、天井部分、また側面部分という形で3回に分けて、ディーゼル車両については塗装補修を行っております。車掌車両については、特段全面塗装というのは行っておりません。

○10番（小辻一海君） 志布志鉄道記念公園のSL、車掌車、ディーゼル車の3車両は、二度と手に入れることができない貴重なものであります。この車両の錆や腐食を防ぐ手だてというのは、最低限やはり行政にも責任があるというふうに考えますので、積極的にその手だてを講じてほしいと思っております。

そこで、公園内の展示物として、3車両を一括して長期的に少しでも美しく、少しでも長く保

存できるよう、長期保存計画を考えていただきたいと思いますと考えますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 現在、公園の調査設計を委託しているところでありますが、この委託業務の成果を踏まえた計画となります。具体的には、3車両とも全面塗装、補修の検討を行います。管理・保全については、SLと同様に車掌車、ディーゼル車についても、年数回程度の定期的な清掃の委託を行うことによる予防的な保全に努めるなどして、より良い状態で保存し続けることができるようにしていくことなど、長期的な視点に立った計画を立てていきたいというふうに考えているところであります。

○10番（小辻一海君） 志布志鉄道記念公園の管理運営を具体的にお示しいただき、都市公園調査設計委託の中に入れて運営していくということですが、SL、車掌車、ディーゼル車の保存については、錆や腐食の補修など早期に取り組まなければ、長期保存が難しくなってくるという急を要する問題であります。一方、予算面でも大きな問題だとは思いますが、戦前からの産業を物語る鉄道文化遺産を保存していくには、ランニングコストの試算は当然必要であり、志布志鉄道記念公園整備というのは、志布志市の観光や人の流れを左右する大変重要なものです。まずは、来年の当初予算の中に、錆や腐食の補修と塗り替えを計上していただき、都市公園調査設計の中で、5年ごとに志布志鉄道記念公園内の鉄道文化遺産整備計画を考えていただきたいと思いますと考えますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、長期的な視点で早め早めの対応をしていくということで、しっかり管理をしていくということで、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○10番（小辻一海君） 来年度の予算編成もじきに行われると思いますので、3車両の長期保存の予算計上を要望しておきたいと思っております。

では、先ほど活用については少しお聞きしたのですが、鉄道記念公園内の3車両は、貴重な観光資源としての可能性を秘めたものと考えております。観光客の誘客による交流人口の増加に向けて、より一層活用すべきと思いますが、今後、どのように観光資源として活用していくのか、具体的な取組についてお示しいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 志布志鉄道記念公園は、「第2次志布志市観光振興計画」で、観光客を迎え入れるJR志布志駅の周辺施設として、またにぎわい創出イベントの実施施設として位置づけられております。JR志布志駅内の総合観光案内所では、お客様に本市での滞在時間をお伺いし、それに合った観光施設を御案内しておりますが、特に、鉄道やバスの待ち時間が短いお客様に対し、志布志鉄道記念公園を御案内しているところであります。しかしながら、ディーゼル車の希少性等については、周知が足りていない部分もございますので、お客様により興味を持っていただけるよう、観光特産品協会との連携もしっかりして、観光資源として活用してまいりたいというふうに考えているところであります。またSNS等で情報発信をすることで、鉄道ファンの新規取り込みにもつながっていくものと考えますので、しっかりと活用してまいりたいというふうに考えております。

○10番（小辻一海君） 志布志鉄道記念公園内には、「シゴハチ」の愛称で親しまれたC58形蒸気機関車や、全国で3車両のみで九州では唯一残っている貴重なディーゼル車、貨物列車の車掌乗務を行うための車掌車が連結して、展示してあります。全国各地から鉄道マニアの方や関心のある方が、たくさんおいでになると聞いております。先ほども市長のほうも、「貴重なものと先ほど知った」というようなお話でありましたが、「市民の皆さんは、この貴重なSL、ディーゼル車が鉄道記念公園に展示してあることを、市民の何人の方が認識されているのだろうか」と思うところです。同公園のSL、ディーゼル車等に関しての周知や広報をどのようにされているのでしょうか。また、周辺に案内の看板等は設置されていませんが、設置の検討はされているのかお伺いいたします。

○建設課長（富岡 裕君） このSL、車掌車、そしてディーゼル車がとても珍しい車両であるということ、公園に訪れた方が、どういったものなのかというのが認識しづらい状況にあると思います。実際、看板も1か所あるのですが、なかなかはっきり詳しく載っていない。特に、ディーゼル車とか、車掌車についての記載が全くないというようなこともございますので、改めて今回調査設計業務を行う中で、そういったサイン工事といいますか、SLそして車掌車、ディーゼル車も含めて、そういった案内看板の設置について検討を行っていきたいと思っております。

○10番（小辻一海君） 大体情報発信はされているということですが、看板等の設置は、一度設置してしまえば費用はあまりかかるともなく、長期にわたってPRができます。また看板だと、誰もがそれを見る機会が多くなり、人から人への情報伝達が高くなって、貴重な観光資源として観光客の誘客につながると思いますので、公園へ訪れた市民や観光客が分かりやすい3車両の形式、歴史を織り込んだ看板等の設置の検討を早急をお願いしたいと思いますが、もう一度、その確認ということでお願いします。

○市長（下平晴行君） 先ほど課長のほうでも答弁がありました調査設計を委託しておりますので、それぞれの車両の案内板の設置などをしっかりと検討して、対応していきたいというふうに考えております。

○10番（小辻一海君） 志布志鉄道記念公園内の貴重な鉄道文化遺産を、次の世代に残す責任があります。他自治体では、SL、ディーゼル車をしっかり鉄道文化遺産として保存しているところもありますので、そちらを参考にしながら財源を工夫して、本市の観光にも寄与する取組を検討していただくことを要望し、SL保存会員の皆さんはもとより、市民の皆さんとしっかりと見つめていきたいと思います。最後に、歴史的な鉄道文化遺産の長期保存と、観光資源としてのしっかりとした保存活用についてのお考えをお聞きして、次に入ります。市長、お願いします。

○市長（下平晴行君） 志布志鉄道記念公園は、第2次志布志市観光振興計画で、観光客を迎え入れるJR志布志駅の周辺施設として、またにぎわい創出イベントの実施施設として位置づけられております。JR志布志駅内の総合観光案内所では、お客様に本市での滞在時間をお伺いし、それに合った観光施設を御案内しているところであります。そういうことで、ディーゼル車の希少性については、先ほど言いましたように、周知が足りていない部分等もございますので、お客

様にそういう情報提供をしっかりとしながら対応していくということで、その情報についても、SNSや観光特産品協会のホームページ等を活用して、テレビ・ラジオ等のマスメディアに対しても積極的に情報提供を行いながら、対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○10番（小辻一海君） よろしく申し上げます。

次に、環境行政についてお尋ねします。環境行政につきましては、生物多様性を守るための「志布志市生物多様性地域戦略」の策定や、メリケントキンソウなど外来生物対策、地域の生態系保全などを主体に幾度となく質問してまいりましたが、今では、生物多様性を守ることがSDGsの目標の15番になっているだけでなく、全てのSDGsの目標の根幹となっていることについて、質問のたび、生物多様性の知識を学ばせていただいたことに、大変感謝しているところでございます。今回は、毒グモ「ハイイロゴケグモ」についてお尋ねします。南日本新聞で3回掲載され、NHKニュースでも報道され、また香月小学校ではハイイロゴケグモの環境学習が行われたと、新聞、テレビで報道されていまして。市では、特定外来生物毒グモ「ハイイロゴケグモ」の生息状況を把握されているのかどうか、また教育委員会として学校の現状と志布志運動公園周辺において生息が確認されておりますが、所管する管理施設において状況を把握されているのか、まずお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 特定外来生物であるハイイロゴケグモにつきましては、本年4月、鹿児島県外来動植物対策推進員である窪健一氏から、市内で確認されたとの報告を受け、市民環境課職員も同行し、確認したところであります。その後、発見が確認された公園等の所管課への注意喚起の看板を設置するよう依頼し、志布志港湾振興協議会にも、若浜・新若浜地区の企業へ注意喚起をしていただくよう依頼したところであります。また同年5月には、市民環境課職員で大浜緑地からしおかぜ公園までの周辺住宅地で生息調査を行い、6月には、発見場所周辺において薬剤散布を行っております。その後、窪氏に同行して、継続した生息調査と駆除活動も行っているところであります。現時点での生息状況につきましては、志布志区、東区、香月校区、安楽校区、通山校区の一部で確認をされているところであります。

○教育長（福田裕生君） 教育委員会の所管する施設におきましては、志布志運動公園及びしおかぜ公園で生息が確認されたとの報告を受け、現地確認を行ったところ、ベンチ下、街灯ポール安定器配線やカバー内で、成虫や産卵が確認されたところであります。生息が確認されたのち、クモの特徴やかまれた際の対処法を記載した看板を直ちに設置いたしまして、利用者へ注意喚起をしているところでございます。現在までのところ、被害報告は受けておりません。また、市内の学校におきましても、4月に確認情報を窪さんのほうからいただいた後、すぐに学校内の確認を依頼したところでございました。現在までのところ、学校施設内での生息の報告は受けておりません。

○10番（小辻一海君） 本市でも、ある程度把握はされているようですが、本来は、オーストラリアに生息する毒グモであるハイイロゴケグモが、平成20年に大浜緑地公園に隣接する街灯ポー

ル箱の中から、環境省の環境カウンセラーである窪健一さんが発見され、県・市で対策会議を開き、市報などで注意を喚起し、平成26年までに大浜緑地公園周辺や港内でも、継続的に駆除を実施されたと聞いております。本市で初めて確認された大浜緑地公園周辺は、51年ぶりに開催される「燃ゆる感動かごしま国体」の成年男子サッカー会場となっていることから、窪さんは大変心配され、今回9年ぶりに調査を実施されたところ、県・市道、ふれあい広場、しおかぜ公園の街灯ポールや自動販売機などで、成体、幼体、卵の抜け殻の拡散状況に驚かれ、毒グモ専用のスプレーで駆除した後、抜け殻と一緒に焼却したとのことでした。この毒グモは、志布志港をはじめ、周辺の公園から通山地区のコスモス前の交差点道路照明灯まで、幹線道路沿いへ生息区域が広がっているようですが、平成26年までに開催されていた毒グモであるハイイロゴケグモ対策会議は、現在どうなっているのでしょうか。

○市民環境課長（留中政文君） ハイイロゴケグモ対策会議につきましては、平成23年度に1回開催しております。当時の担当者に確認しましたところ、関係機関と情報共有や対策等について、情報交換を目的に開催したというふうに聞いております。

○10番（小辻一海君） 対策会議は1回だけ行って、あとはしていないということですね。そういうことですから、このような拡散状況になっているのですよ。生物多様性地域戦略推進委員会というものもありますよね。そういう委員会がなければ、そういう会議等は開かれていないのですか。生物多様性地域戦略ということで、そのために設けたのではないですか。

○市民環境課長（留中政文君） 今年度の令和5年4月26日に、第1回生物多様性地域戦略推進委員会を開催したところでございます。その中で、昨年度から志布志市生物多様性センターも開所しておりますので、そういった活動報告とかを行ったのちに、窪さんも推進委員でございまして、窪さんのほうから特定外来生物のハイイロゴケグモについて、情報提供をいただいたところでございます。

○10番（小辻一海君） ハイイロゴケグモ対策会議は、もう開催されていないということですね。生物多様性地域戦略推進委員の皆さん方、窪さんのほうの御意見をいただいて進めているとのことですが、今後は、その駆除対策に向けた取組活動が重要になってくると思われまして。では、ハイイロゴケグモ対策に関して、推進委員会が開催されたのは1回ですね。それも、ハイイロゴケグモに関してではないのでしょうか。

○市民環境課長（留中政文君） 先ほど答弁いたしました、過去の資料等が確認できなかったものですから、データを確認したところ、平成23年度に1回開催したということで、当時の担当者に連絡を取りまして、その確認はしたところでございます。

○10番（小辻一海君） それは分かっているんですよ。というのは、平成23年に1回開催されて、そのハイイロゴケグモ対策会議はもうなくなったんでしょう。だから、その会議がないのだったら、さっき言いました生物多様性地域戦略推進委員会という会があるわけですので、すぐ委員会を開いて、生物多様性に対しての委員会ですので、そこで検討はできなかったものなのかということですよ。

○市民環境課長（留中政文君） 生物多様性地域戦略推進委員会につきましては、先ほど申し上げましたとおり、4月に開催して、今後は今年度中にもう一回開催する予定としておりますが、現在のところ、生物多様性地域戦略推進委員会の中でハイイロゴケグモについては、最初の会議のときに情報提供等を行っておりますので、今後は、平成23年度に開催したハイイロゴケグモ対策会議の中で、関係機関がそれぞれの施設において継続駆除をするというようなことを確認したということで、その後は開催していないところでございます。

○10番（小辻一海君） ハイイロゴケグモ対策会議に代わる会議が生物多様性地域戦略推進委員会だと、私は思っているんですね。それも開催されていない、所管課に対応をお願いしたと。所管課は、生物多様性地域戦略推進委員会の専属の課ではないですよ。施設を持っていて、そこまでその課に任せたって、多分大変だと思いますよ。やはり生物多様性というのは、市民環境課が主体になって取り組まなければいけないものだと、私は思いますよ。だから、そのあたりは、今、せっかく生物多様性地域戦略推進委員会というのを作っていらっしゃるわけですので、その方々と一緒に取り組んでいくというようなことをしてもらったほうが、私はいいと思います。それと、毒グモが確認された施設を管理している国・県、事業者、特に市長が会長になっている港湾振興協議会などと、生物多様性地域戦略推進委員の皆さんが一体となって、駆除対策など必要な情報を共有できる組織を早急に設置して、これだけ拡散しているわけですから、対策に取り組んでいただきたいと思いますが、市長のお考えはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほどありました、生物多様性地域戦略推進委員会そのものを設置する考えはないかということではありますが、この推進委員会の組織そのものをどういう形で今までであったのか、そこも含めて、今ありましたように、港湾振興協議会等とも含めて、特に港に近いところに生息している状況でございますので、対策会議との関連も含めて、どういう関係機関と協議して、その委員会の立ち上げができるのかですね、そこは十分内部で協議させていただいて、対応してまいりたいというふうに考えております。

○10番（小辻一海君） 現在、国・県・市、事業者などと、駆除などの必要な情報を共有できる対策会議等は開催されていないわけですが、環境省では、生態系、人の生命・人体、農林水産業に被害が及んでもおかしくない外来生物を防除するため、特定外来生物法の大規模な見直しに伴う改正が今年の3月31日に行われ、6月から施行されています。特定外来生物に指定されている外来種は防除が必要であり、本市の生物多様性地域戦略の中にも、市で確認された外来種は、緊急防除種としてハイイロゴケグモなど4種類、重要防除種としてウシガエルなど4種類、一般防除種としてオオキンゲイキク1種類が掲載されていますが、生息環境等の変化もあり再調査が必要と考えます。市民の皆さんから、特定外来生物の毒グモを発見したとの報告がなされたとき、駆除の方法等を現地で指導されているのか。また、駆除された後の死滅確認調査はどのように実施されているのか、市長、教育長にお伺いいたします。

○市民環境課長（留中政文君） ハイイロゴケグモが発見されたときの市民への周知についてということですが、今年4月に確認がされまして、その後、市のホームページに注意喚起

の記事を掲載したところでございます。市報5月号に注意喚起の記事を掲載し、発見された場所については、注意喚起等の看板等を設置しております。また、先ほど議員がおっしゃいました新聞とか、NHKとか、そういったところで報道もしていただいたところでございます。

○教育長（福田裕生君） 教育委員会では、市内の全小・中学校にカラーポスター、このような形のものなどです。カラーポスターを配布して、ハイイロゴケグモ、セアカゴケグモについて、「見つけた場合は素手でつかまない、触らない」「かまれたときの処置の仕方」「見つけたときの殺虫剤散布による殺傷」などの対応策について、教職員への周知指導、そして教職員から児童・生徒への指導を行っているところでございます。また、管理職研修会等におきましても、今申し上げた内容については、確認・指導を行ってきております。現在のところ、心配されるような状況にはなっておりませんが、この件につきましては、いつ、どのタイミングで発見されるか、発生するかということは全く分かりませんので、実は、9月の始業式の日にも、改めて各学校に指導の要請をしたところでありました。各学校においては、担任が教室で改めてポスターを活用して、視覚的に分かりやすく指導したりとか、大型テレビ等につなげて生態や危険性について学ばせるなど、注意喚起を徹底してきているところでございます。今後についても、この件については引き続き指導・啓発を行ってまいります。

○10番（小辻一海君） 今回、毒グモが発見されたわけですが、このクモは攻撃性があるわけではないですが、かまれるとその部分がうずいたり、発熱したりするが、重症化することはないとのこと。極端な風評被害も問題になってきますが、毒となると、このまま放置するわけにはいかないと思います。本市では、まだ健康被害報告もなく、最悪の事態は避けられていますが、志布志港を中心に、周辺の公園から幹線道路沿いへ生息区域が広がっているようです。平成26年以降から現在まで、どのような取組を進められてきたのか、そのあたりをお尋ねします。

○市長（下平晴行君） 最初の発見から現在の取組につきましては、先ほど答弁しましたとおり、本年4月に窪氏からのハイイロゴケグモ確認の連絡を受けてから、鹿児島県自然保護課に対応の相談をするとともに、関係課と連携を図り、確認された市の施設に注意喚起の看板を設置したところであります。また、市報やホームページを用いて、市民への注意喚起を行い、薬剤散布などを行ってきたところであります。今後も引き続き、国や県と連携して市民への周知を図るとともに、定期的な生息状況調査や駆除活動を実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○10番（小辻一海君） 平成26年度までは対策会議が行われて、駆除をいろいろとされてきたということだったですね。その平成26年度から現在まで、私は何も取り組んでこなかったと思うんですよ。たまたま今回発見されたから、駆除をしたということじゃないかなと私は思うのですが、そこなんです。平成26年度まで対策会議があって、そういう駆除を港などでやって来られたわけでしょう。もし今年、窪さんが発見されなければ、そのままだったわけです。そのことはどうなっているかと聞いているのですよ。

○市民環境課長（留中政文君） 平成26年度から今年度発見するまでの期間について、特にハイ

イロゴケグモの駆除とか、調査は行っていないところでありまして、そこについては、非常に反省するところでございます。

○10番（小辻一海君） 行政を責めるつもりもありませんが、平成20年に大浜緑地公園に隣接する街灯ポールから発見され、現在までの間、拡散状況にあるわけです。最初の発見から今まで、港の管理者である県と協議をされるなり、また市においても確認調査や駆除を継続的に実施するなど取組が進んでいたら、このような状態にはならなかったと、私は思います。そのことについて、どうお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） まさにそのとおりで、流れがそういうことだというふうに課長から答弁がありました。やはりその間、しっかりと対応をしてこなかったというのが、これはもう事実でございますので、今後はそのようなことがないように、先ほども言いましたように、生息調査と駆除活動を実践して、しっかりと対応していくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○10番（小辻一海君） 志布志港がどんどん大きくなり、輸出・輸入物が多くなるにつれて、外国からセアカゴケグモ、ヒアリなど、毒性を持つ特定外来生物が侵入する可能性が大いにあります。市民に親しまれる安全・安心な港づくりという点からも国・県・市、施設管理者において、今後、効率的・効果的な駆除対策ということを進めていくべきではないかと考えますが、どういう形で進めていかれるのか、そのあたりはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 外来種によって、日本の国内でもいろんな被害等が出ているようでありますので、やはり外来種をすぐ排除する、駆除をする、そういうことを基本にすることで被害等も少なくなるわけでありまして、先ほどからありますように、そういう関係機関との連携をしっかりと取って、対応してまいりたいというふうに考えております。

○10番（小辻一海君） お願いします。先ほどの答弁で、課長のほうだったですかね、志布志市生物多様性センターということが出ましたよね。昨年的一般質問でも「志布志市生物多様性センターを中核として、生物多様性の保全と持続的な利用確保に取り組んでまいりたい」と答弁されていますが、外来生物対策、地域の生態系保全など、生物多様性を守る環境問題は、SDGsとしても重要視される中での九州初という生物多様性センターの開設となったわけですが、名前だけのセンターになってほしくないところです。将来的に、生物多様性の保全にしっかりと取り組んでいけるセンターであってほしいと思います。では、外来生物対策など、生物多様性地域戦略の目標を達成するために、センターをどのように活用されていくのか、具体的にお示しいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 昨年11月の開所以来パネル展示、ホームページ開設、ケーブルテレビ取材対応など、生物多様性に関する情報の発信、ネイチャーウォッチングなどのイベントの開催、外来生物の調査・駆除、講演会の開催などを行ってきております。今後も引き続きイベントを開催するなど、生物多様性の普及・啓発について生態系の維持に貢献できるよう充実させていきたい。先ほど言いましたように外来生物の調査・駆除、こういうことをしっかりと対応するために

も、この志布志市生物多様性センターの活用を関係機関と連携を取って対応していきたい。そして先ほど言いましたように、生態系の維持に貢献できるように、充実させていきたいというふうに考えているところでございます。

○10番（小辻一海君） 外来生物対策など、生物多様性に関してしっかりと取り組んでいきたいという答弁でありました。そこで、職員体制については、現在、ソフト面、ハード面ともに一人体制ということですが、メリケントキンソウ、オオフサモ、ウシガエル、ジャンボタニシ等々の多くの外来生物の駆除問題、今回のハイイロゴケグモの問題もですが、このような外来生物の駆除や生態系の保護、農林水産業への被害を防ぐための対策など、生物多様性地域戦略の目標を達成するための事業が多岐にわたって計画されていますが、生物多様性センターの業務遂行のための人員確保は、考えていらっしゃるのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 現在一人体制であります。イベントなどの状況に応じて、生物多様性地域戦略推進委員に御協力いただきながら活動しているところであります。志布志市生物多様性センターを開所してから1年程度でありますので、活動していく中で、今の体制で対応できるのか、推進委員の方の意見等も聞きながら、必要に応じた人員体制の対応をしていきたいというふうに考えているところであります。

○10番（小辻一海君） 生物多様性地域戦略の目標を達成するための事業が多岐にわたって、このセンターに託されていますので、1年経ったということですので、早めに人員確保等をしていただき、すばらしいセンターになるようお願いしたいと思います。そのあたりはしっかり対応をお願いしたいと思います。点検・調査・駆除などについては、予算なども多額になることが予想されますので、市の財政を圧迫しない補助や交付金はないかと考え、8月24日の質問のヒアリングがあった後に、鹿児島県自然保護課、野生生物課の担当者の方に電話でお聞きしたところ、「今年から環境省が新たに外来生物対策管理事業を設け、地方公共団体が外来生物対策に主体的に取り組む事業について、交付金により支援を行う事業が開始されたので、良い支援制度であることから、市民環境課に手続き方法や交付金など詳細な文書を届けた」と聞いておりますが、市民環境課には当然届いていると思いますが、確認されているのでしょうか。

○市民環境課長（留中政文君） 外来生物対策管理事業の資料については、確認をしているところでございます。

○10番（小辻一海君） 県のほうから「良い制度であるので活用を促したが、市からは連絡がなかった」とのことでした。良い制度であるのにもかかわらず、なぜ、ハイイロゴケグモの駆除に活用するよう取組みななかったのか。できれば、理由をお聞かせいただけないでしょうか。

○市民環境課長（留中政文君） 国の交付金事業が新設されたという情報は得ておりましたが、今回、改めてこの交付金事業の内容を確認したところ、この特定外来生物の駆除等に十分使える交付金であるということが確認できたところではあります。県に確認したところ、一次公募が3月27日が締切りで、そして二次公募が7月7日ということで、今回はもう期間が過ぎておまして、環境省にも確認をしたところであります。今のところ次回の募集については未定という

ことで、またそういう募集等がありましたら、積極的に応募していきたいというふうに思います。

○10番（小辻一海君） 理由になりますか。5月かその頃に来たんでしょう。そう言われましたよ、県のほうは。これは、良い付金事業だから、さっき言われた一次募集、二次募集までされているんですよ。その内容は、令和4年度にはこの生物多様性保全推進事業を活用して、志布志市生物多様性センターを整備されていますよね。これは、事業費の2分の1以内の交付金だったと思います。今年から始まった外来生物対策管理事業は、特定外来生物防除事業で、これはまた一緒に交付率2分の1。しかし、特定外来生物早期防除計画策定事業は定額で上限250万円、また外来種対策戦略検討等事業は定額で上限250万円、それぞれ定額を超えた場合は定額の250万円と上限の定額を超えた事業分の2分の1が、また交付金として交付されるんですよ。250万円までは市の予算を使わずに、外来生物の駆除等が交付金により支援される助成制度ですよ。本当に県のほうは良い制度だと、もうこれをですね、5月頃には送っていらっやいますよ。私はこれを聞いて、せっかく250万円は市の予算を使わずにできるわけですよ。そしてその定額をオーバーした分も、2分の1交付してくれるんですよ。こんな良い制度はないですよ。どう思われますか。

○市民環境課長（留中政文君） 今、議員のほうから申されたとおり、実際、このハイイロゴケグモが発生してこういった事業を使えば、非常に効果的であったというふうには考えるところでございますが、この交付金事業をこちらのほうではうまく事業に取り組みなかったということで、非常に反省をしているところでございますが、今後については、またそういった状況が発生しましたら、積極的に応募していきたいというふうに思います。

○10番（小辻一海君） 県へ連絡して来年からでもいいですので、市に有利や補助、交付金はどんどん活用していただくことを要請しておきたいと思います。毒グモ「ハイイロゴケグモ」のことについて、一部の市民の方にお聞きしましたが、あまり知っている方がいらっやらないのが現状で、駆除を呼びかけたとしても、まだまだ市民の皆さんへの認知は低いと思われます。先ほど少しお話しいただいたのですが、看板設置による注意呼びかけやチラシの配布で、市民の皆さんへ認識を深めていただくことは大事だと思いますが、市民の皆さんへの啓発の取組について、具体的にお示しいただけないでしょうか。

○市民環境課長（留中政文君） これまでも各施設への看板設置、学校へのチラシ配布、市報、ホームページ等で周知を図ってまいりましたが、十分であったかというところではなかったところもありますので、今後も必要に応じて周知していきたいと思います。また、外来生物とか、そういったものが大量に発見されたとか、今まで発見されていないような外来生物であったときには、速やかな対応をしてまいりたいというふうに思います。

○10番（小辻一海君） 先ほど答弁もありましたが、4月24日の市ホームページでの注意喚起の記事、市報5月号での注意喚起の記事を見ましたが、あれで市民への周知ができたかと危惧するところでした。毒を持つ特定外来生物ですので、駆除が終わって拡散状況が落ち着くまでは、1回限りではなく、連続してハイイロゴケグモの生態の特徴やかまれたときの被害の説明、かまれたときの処置の仕方、駆除方法等を記載すべきだと思いますが、どうでしょうか。

○市民環境課長（留中政文君） 1回の周知では、その記事を見なかった方については周知が行き届かないという面もありますので、必要に応じて周知のほうはしていきたいというふうに思います。

○10番（小辻一海君） 「必要に応じて」じゃないですからね、毒を持った毒グモはどんどん拡散しているわけだから。「必要に応じて」というのは、ちょっとおかしいですよ。ちゃんと駆除方法等は、確実に周知するように記載すべきですよ。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、回を重ねてですね、いろんな角度から情報提供してまいりたいというふうに考えております。

○10番（小辻一海君） 市ホームページの中で、市内の確認場所が、通山校区、志布志区、東区、香月校区、安楽校区と示されていましたが、毒グモとなるとその校区の皆さんは恐怖感を覚え、また風評被害も問題になってきますので、確認場所を例えば「志布志のしおかぜ公園の街灯ポール」とははっきり確認された場所を伝えることで、市民の皆さんが混乱を招かず、安心して自宅や仕事場の周りなどから、駆除への機運を盛り上げていくことになるかと考えますが、そのあたりはどうでしょうか。

○市民環境課長（留中政文君） 生育場所につきまして、より具体的にというようなことで、内部でも検討したところでございますが、あまり特定すると、そこに住んでいらっしゃる方の不安をあおるといようなことにもつながるのではないかとということで、ある程度大きく地区を掲載することで、周知をさせていただいたところでございます。

○10番（小辻一海君） 市民環境課長が言われるのも分かるのですが、校区は広いですからね。そうなれば道路沿いとかそうじゃなければ全部「これは、毒グモではないだろうか」といって、市民はかえって心配されるのではないかなと、私は思います。まあ、いいでしょう。看板設置については「確認された施設へ注意喚起看板の設置を所管課へ依頼した」と先ほど言われましたね。私が聞いた中でハイイロゴケグモが確認された施設を見て回りましたが、看板が設置してあるところ、看板が設置されていないところ、また、看板の内容も各課まちまちであります。施設担当課は、ハイイロゴケグモに関しての情報は詳しくないと考えますので、生物多様性地域戦略を担当している市民環境課で、毒グモ「ハイイロゴケグモ」の生態の特徴やかまれたときの被害の説明、かまれたときの処置の仕方、見つけたら素手で触れず、殺虫剤を使ったりして駆除する方法等を説明した看板を作成していただき、毒グモが確認された施設担当課のほうにおいて、看板設置を行うというような取組が良いのではと思いますが、どうでしょうか。

○市民環境課長（留中政文君） 看板は、それぞれ発見された施設の所管課に連絡して、設置をしていただいたところでございますが、議員の申されるとおり、内容がばらばらであって、そこについては、今後は市民環境課のほうで作成して、設置のほうをお願いしていきたいというふうに思います。

○10番（小辻一海君） 危険なものに近寄らないほうがいいと思いますが、人体に有害な生物であることを知らなければ、つい触れたいくなるものです。本市にも、マムシやスズメバチなど、人

体に有害な在来種の生物もいます。今回のように、特定外来生物が侵入して生息する可能性もありますので、それぞれ生物の活動が活発になる時期に、特定外来生物、在来種に限らず、毒を持つ生物の注意喚起なり、市報やホームページ等を使うなりして、市民の皆さんに情報を伝えていただければと思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

○市民環境課長（留中政文君） 市内で、危険生物が何種類もいるというようなことは把握しておりまして、例えば、ハチ、ヘビなどの外来生物ではない危険生物につきましては、通常生息しておりますので、過度な情報発信は不安をあおることになるというふうに考えております。ただし、大量発生した場合や通常生息しない場所で発見された場合、新たな危険生物が発見された場合につきましては、市民への注意喚起を行ってまいりたいというふうに思います。

○10番（小辻一海君） ちょっと課長の考えることと私の考え方は違いますが、まあいいです。そのことは、お願いしたいと思います。生物多様性については、メリケントキンソウ、オオフサモ、ジャンボタニシや今回のハイロゴケグモ等々、外来生物の駆除や生態系の保護対策には、多くの課題が残されていますが、環境問題に即座に取り組む姿勢こそ、志布志市が「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」に、当然なると思いますので、早急に取り組を進めていただくことを要望して、次に入ります。

次に、道路行政について、進捗状況と見通しについてお聞きしてまいります。近年、国・県の厳しい財政状況により、予算獲得も大変厳しくなっておりますが、自由民主党選挙対策委員長、衆議院議員森山裕先生をはじめ、県内出身の衆議院議員、参議院議員の先生方の御尽力により、国土交通省関係の道路局、港湾局等の多くの補助事業、交付金事業など、多額の予算獲得に御協力いただいております。昨日も野村議員の質問の中にもありましたが、9月2日に森山裕先生のミニ国政報告会が開催され、参加させてもらったのですが、サツマイモ基腐病対策や茶振興に関する補助事業の新設、肉用牛肥育経営安定交付金制度の見直し、さらに鳥獣被害及び駆除に関する補助の検討など、それぞれの代表者が予算要望をされましたが、特に、道路等の事業をやっていくには、市町村の取組の力の入れ具合が予算獲得に大きく影響を及ぼすものと思っており、市長の政治姿勢が問われるときだと思っておりますが、市長の国・県への予算要望活動の取組について、お考えをお聞かせいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 国・県が事業主体となって進めていただいております東九州自動車道や都城志布志道路等についても、さらなる整備促進に向けた各種団体と連携して、毎年数回要望活動を行っているところであります。

○10番（小辻一海君） 今後も要望活動に尽力していただくことをお願いしたいと思います。

では、本題に入ります。県道110号塗木大隅線の田之浦郵便局前から尾野見に通ずる約3.4km未改良部分の県道改良についての質問となります。この路線については、幾度となく質問しているわけですが、市長も重要路線として認識され、令和3年3月議会の一般質問の答弁で、「令和元年度から志布志地区大越1工区に着手しており、完成にはもうしばらく時間を要するため、事業の早期完成に向けて、引き続き県のほうへ強く要望していく」と答えられましたが、この路線に

ついて、県へ具体的にどのような要望活動の取組をされたのか、お聞かせいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 要望活動としては、曾於地区土木協会や曾於地域土木事業連絡会を通じて、要望活動を数回行っているところであります。また、担当課より県単道路整備事業の要望箇所として県と協議する際にも、積極的に書面による要望を行っているところであります。

○10番（小辻一海君） この路線は、22年間中断していた未改良部分の改良工事が、平成29年度に着手され、大野原局部改良工事が平成30年度に完了、大越1工区を完了させ、順次大越2工区に着手すると聞いていましたが、大越1工区が完了してからなかなか前へ進まない状況で、「また中断するのではないかと」と、地元の皆さんが大変心配されていますが、今年度はどの区間で工事が着工されるのか、具体的な改良区間の箇所と予算をお示しいただけないでしょうか。

○建設課長（富岡 裕君） 今回ですね、市道稲ヶ迫・大野線から大越地区にかけての700m区間でございますが、新規採択されております。この区間は、地域住民の皆様方から尾野見工区区間として1.4kmの要望箇所がございました。そのうち松山地域からの700m区間が今回、新規事業ということで、測量設計業務を今年度発注したということをお伺いしております。

○10番（小辻一海君） この区間の改良整備計画をお示しいただいたわけですが、改良工事が完了している宮下地区から約200mの山手側の県道区間が大雨のたびに必ず決壊し、昨年大雨や台風時にも、土砂崩れで土のうやブルーシートが置かれ、そのたびに通行止めとなり、迂回路を通る状況です。また、山手側の反対の県道沿いには人家も点在しており、大雨や台風時には大災害にならないかと心配しているところです。このような中、道路改良を行っても雨のたびに決壊となれば、そのたびに改修工事を施工することが危惧され、市民の皆さんに大変な迷惑をかけることとなりますので、山手側の土砂崩れを防止するための法面工事を含めた道路の拡幅改良はできないものか。またそういうことにならない拡幅改良工事の工法を、県のほうへ要望していただきたいと考えますが、どうでしょうか。

○建設課長（富岡 裕君） 今回ですね、今年度測量設計をこの区間で実施します。特に、議員言われましたように、台風のたびに土砂崩れ、崖崩れ等の災害が起きているような状況でございますので、今回測量設計をする中で、やはりそういった災害に強い改良拡幅工事ができないか、県に対しても強く要望していきたいと思っております。

○10番（小辻一海君） 国・県の道路整備になると、市の管理区域と違いますので、大変難しい立場だとは思いますが、この路線は、尾野見小学校、松山中学校の通学路でもあり、あの狭い危険な道路を児童・生徒が毎日通学しているわけです。また、東九州自動車道の曾於弥五郎インターチェンジ、都城志布志道路の松山インターチェンジに接続する重要地方道路でもあります。地域にとりましては、一日も早い全面改良が悲願でございますので、市長自ら県へ出向くなり、あるいは地元選出の県議の先生とも連携を強めながら、一日も早い全面改良の要望をお願いし、不可能を可能にしていくことは、市長の政治姿勢が問われるときだと思っておりますが、市長の今後の取組についてのお考えはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、やはり市民の安全・安心ということで、しっかりと対応をしていかなければならないというふうに思っております。先ほど課長から答弁がありましたとおり、いろんな角度から県そして国に対しても、要望活動を年に何回でしょうか、相当お願いをしているところでもありますので、引き続き重点路線としての整備をお願いをしまいたいというふうに考えております。

○10番（小辻一海君） 地域にとりましては、一日も早い全面拡幅改良は悲願でございますので、早め早めの対応をお願いして、道路行政について2点目になります。

国道220号線沿いの上天神ガソリンスタンド前の歩道整備と信号機設置に向けた進捗状況と今後の見通しについてお伺いします。この質問は、令和3年3月議会でも市長とやり取りをしておりますが、「平成30年度に新規事業として採択されており、これまで測量設計、用地調査を実施して、平成30年8月21日に地元説明会が開催され、現在、用地交渉を実施しているところで、用地が整い次第、工事实施を行うと聞いている」との答弁でしたが、歩道整備に着手されていないのが現実です。「どうなっているのか」と地域の方がお聞きになるのですが、どのような状況かお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 今、議員がおっしゃるように、平成30年度に地元説明会が開催されたということで、今年度用地進捗にめどがついたため、今後、工事着手予定であるというふうに向っているところであります。

○10番（小辻一海君） そのことは、積極的に国のほうへお願いしたいと思います。

では、信号機の設置は、志布志市通学路安全推進会議の中で現地調査を行い、歩道設置が可能であれば信号機の設置となるとのことでした。そこで、用地については「国が令和3年度に予定している」との答弁がありました。国が予定していた令和3年度の用地は、どうなっているのでしょうか。併せて、用地を確保した時点で、信号機設置に向け、改めて県公安委員会と協議を行っていききたいとのことでしたが、今の時点では、志布志警察署や県公安委員会と信号機の設置に向けた要望活動の協議は進んでいないのでしょうか。

○建設課長（富岡 裕君） 現在、信号機設置に向けての協議は行っております。ただ、歩道が設置され、場所が確保できたら、現地調査を行い、再度、協議を行うということでございましたが、国のほうから用地の確保ができたということでございますので、今年度をめどに、引き続き設置に向けて、志布志警察署、県公安委員会と協議をしていきたいと思っております。

○10番（小辻一海君） 今、課長がおっしゃったように、歩道整備後に信号機設置の要望となれば、期間的に設置まで長期になるわけですが、歩道整備を行うと決まっているわけですので、現時点で事前協議を進めて、歩道整備と一緒に設置することはできないのでしょうか。

○建設課長（富岡 裕君） 議員言われるとおり、歩道の設置と同時に信号機が設置ができれば、こちらとしても一番ありがたいと思っております。ただ、志布志警察署を含め県公安委員会の考え方といいますのが、まず、「歩道改良により歩道が設置された時点で、信号機の設置の必要性について再度検討する」というような回答をいただいております。ただ、やはりそれについては、

市としても、なるべく歩道設置とセットになるような形にならないかということで、再度協議はしていきたいと思っております。

○10番（小辻一海君） よろしく申し上げます。地域の方々は、危険な状況が大変危惧され、一日も早い歩道と信号機設置の実現を望まれているわけです。私は、安全対策は、やはり歩行者優先のまちづくりをするというときに、どういう考え、行動で臨むかということにもつながる話だと思っています。あの地域の歩行者の安全と、特に児童・生徒の安全確保ということが課題であることをしっかり認識していただき、一日も早い歩道と信号機設置の実現に向けた、市長の早急な対応への意気込みをお聞きしたいと思います。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、人身の安全・安心が一番でありますので、先ほどからありますように、平成30年度に事業採択されてもう5年経過しているところでありますので、引き続き、大隅河川国道事務所との意見交換や曾於地域土木事業連絡会の要望活動の中で、しっかりと早期事業完成に向けて、取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○10番（小辻一海君） もう少し時間が残っていますので、市民環境課のほうへ参考ということで、ハイイロゴケグモの看板を作成してほしいと質問しましたが、窪健一さんが作成され、学校に配布されたポスターを持ってきました。これは、窪さんが自ら作って「学校へ配布してください」ということで、先ほど教育委員会のほうから見せてもらったのですが、こういう形を参考にしながら、先ほど言いました市民環境課のほうで工夫して、こういうポスターを作成していただき、各公園等も見て回ったのですが、まだ一つ、二つでは足りませんよ。やはりこういう形で工夫すれば、この小さいところを大きくしてですね、こういう形で作って、やはり市民に危険を知らせたほうが良いと思っておりますので、よろしく申し上げます。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（平野栄作君） 以上で、小辻一海君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

—————○—————

午後3時30分 休憩

午後3時40分 再開

—————○—————

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

次に、15番、玉垣大二郎君の一般質問を許可します。

○15番（玉垣大二郎君） 皆様、こんにちは。会派、志みらい、玉垣大二郎でございます。早速、質問させていただきますが、昨日は、人生100年時代を見据えた施策についての質問がありました。私は、その後の質問をさせていただきます。少々重たくなるとは思いますが、よろしくお願い申し上げます。

それでは、市営墓地についてお伺いいたします。本市には、伊勢堀墓地、中道墓地、夏井墓地、

久保墓地と四つの市営墓地があります。まず、市営墓地全体で何区画を有しているのかということと、現在の墓地の承継調査事業を実施されておりますが、これを実施する目的と進捗状況についてお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 玉垣議員の御質問にお答えいたします。

今、議員からありましたとおり、市内には四つの市営墓地があり、全体で3,369区画が使用可能であります。各墓地の使用可能区画の内訳は、伊勢掘墓地が1,740区画、中道墓地が1,206区画、夏井墓地が107区画、久保墓地が316区画となっております。また、未承継墓地の解消につきましては、墓地の所有者が死亡したときに承継されていない未承継墓地の利用者を特定するとともに、その利用者に善良な管理者の注意をもって、当該墓地の維持管理に努めてもらうことを目的としているところであります。承継された墓地の直近3か年の実績であります。死亡届の提出の際、承継手続きを行った分を含め、令和2年度が21件、令和3年度が26件、令和4年度が99件となっております。令和4年度の99件のうち51件が、未承継墓地の解消につながったところであります。

○15番（玉垣大二郎君） 大分、承継確認作業も進んでいるようですが、墓を引き継がれなかったり、よそに住んでいることにより、墓じまいをするということに至った事案がどれくらいあったのか、分かっていたら教えてください。

○市民税務課長（木村勝志君） 墓じまいをされる理由といたしましては、お墓の管理が難しくなり、お寺の納骨堂に移されるという理由が多いところでございます。なお、墓地の移転、墓じまいなどの直近3か年の廃止届の件数につきましては、令和2年度が17件、令和3年度が24件、令和4年度が47件と、年々増加しているところでございます。

○15番（玉垣大二郎君） 廃止届の件数が、令和2年度で17件、令和3年度で24件、令和4年度で47件と、年々増加傾向にあるようです。お寺の納骨堂については宗派の問題もあり、また霊園については高額で、利用するのが難しい方が多分いらっしゃるのではないかと思います。廃止届を出すにあたっての遺骨等の取扱いについて、市への相談や葬祭場への紹介などの案件がありましたら、教えてください。

○市民税務課長（木村勝志君） 市内外を問わず、市営墓地や集落墓地からお寺の納骨堂に移転する際の手続き方法や、県外の方が遠方のため、墓地の管理ができないということで、「墓じまいをしたいがどうしたらいいのか」などの相談があるところでございますが、その際は、手続き方法の説明や葬儀社、石材店の紹介など、相談者に寄り添った対応を行っているところでございます。

○15番（玉垣大二郎君） そういうときは、最後まで寄り添った形で、お願いしたいというふうにあります。

次に、天神の中道墓地には、中央ロータリー横に水汲み場が設置してあり、その裏手に1.2㎡ほどの無縁納骨堂が造られています。ここには、どのような方が何柱納められているのか、お伺いいたします。

○市民税務課長（木村勝志君） 無縁納骨堂には、行旅死亡人などの身元が不明な方や、身元は

判明していますが身寄りがなく、遺骨の引き取り手がない方、49柱が収蔵されているところでございます。

○15番（玉垣大二郎君） 49柱ということで、本市にもそのような方がいらっしゃったということですが、近年において、行旅死亡人や身寄りのない方などの事案があるのですか。あるとすれば、簡単で結構ですので、手続き等を教えてください。

○市民税務課長（木村勝志君） 住所や住居、氏名が分からない、いわゆる行旅死亡人につきましては、平成28年度を最後にそのような案件は発生しておりませんが、身元は判明しておりますが身寄りがなかったり、身寄りがいるのかどうか分からないという方の案件は発生しております。行旅死亡人や身寄りのない方が死亡された場合、基本的には警察署や病院から市に連絡があり、対応しているところでございます。

まず、行旅死亡人につきましては、行旅病人及行旅死亡人取扱法に、所在地市町村が火葬または埋葬すると規定されておりますので、本市でそのような案件があった場合は、市が火葬を行い、その後発見されたときの状態、火葬をしたこと、遺骨を保管していること、連絡先等を官報に公告いたします。次に、身寄りのない方につきましては、その方の氏名、住所等を手掛かりに、可能な範囲で戸籍調査を行い、親族を探し、見つければ連絡をして現状を伝え、火葬とその後の対応を行っていただくよう依頼しますが、御遺体を長期間そのままにしておくことはできず、限られた時間での探索となるところでございます。見つからない場合や、見つかって依頼しても承諾いただけない場合など、火葬を行う方がいないとき、または判明しないときは、墓地、埋葬等に関する法律により、死亡地の市町村長が火葬を行うこととなっております。

○15番（玉垣大二郎君） 身寄りのない方については、市のほうで火葬費用などを立て替えての代行をするということですが、遺留金がなかった場合、市の立て替え分はどのようになるのか、お伺いをいたします。

○市民税務課長（木村勝志君） 遺留金がない場合は、相続人調査を行い、相続人が判明すれば相続人に請求することとなります。相続人が判明しない場合や判明するまでは、市の負担となるところでございます。

○15番（玉垣大二郎君） 費用支払い後の遺留金に残りがあった場合には、どのような手続きになるのかということと、本市にそういった遺留金があるのかお伺いいたします。

○市民税務課長（木村勝志君） 遺留金品等の取扱いにつきましては、相続人調査を行い、その後の手続きを進めてまいります。最終的に相続人が判明しない場合は、供託や相続財産管理人の選任申立て等を行っていくこととなります。現在もその事務を進めておりますが、相続人調査に時間を要している状況でございます。そのため、現在、市が保管している遺留金品が存在するところでございます。

○15番（玉垣大二郎君） 現在、無縁納骨堂に49柱が納められており、現在も身寄りのない方の死亡事案が発生しているということで、理解いたしました。

それでは次に、人生の終末期をより良く生きることについてお伺いいたします。都市部の大き

なまちでは、人生の終末を迎えるにあたり、介護、葬儀、相続などについての相談を受け、不安や悩みを解消するとともに、今後の人生をより豊かで充実したものとしていただくことを目的として、終活安心センターを開設しているところがあるようです。本市においては、志布志庁舎福祉保健課内に「まるごと相談室」が設置されており、赤ちゃんから高齢者までのあらゆる相談を、関係機関と一緒に課題解消に向けて支援されております。市として、高齢者の近未来に来る不安や相談も扱っていらっしゃると思いますが、どのような相談が多いのか、お伺いをいたします。

○福祉保健課長（山口善央君） お答えいたします。

「まるごと相談室」に寄せられる相談は、多岐にわたりますが、高齢者の相談といたしましては、健康や介護に関すること、家族に関すること、生活に関することなど様々でございます。まずは相談者のお話をお伺いしまして、状況に応じて支援方法を検討いたします。高齢者の場合には、地域包括支援センターと共同して支援を行うことが多くなっているところでございます。

○15番（玉垣大二郎君） 相談業務には、地域包括支援センターと一緒に相談をしているということですが、お隣の曾於市においては、終活支援企業と終活に係る業務の支援に関する協定書を締結し、市民や市役所職員等に向けた終活の啓発活動や、終活専用相談ダイヤルの設置、エンディングノートの作成などの事業を展開されているようです。これは私のお婆のことで誠に申し訳ないのですが、「自分の葬儀は自分で思ったように行いたい」ということで、遺書ではないのですが、葬儀の在り方の全てや香典の返礼品まで、きっちりとノートに書き写して、娘に迷惑のかからないようにして、自分の葬儀を済ませたという事案がありました。年齢がそれ相応に到達していくと、「自分のことは自分で思ったように決めたい」「周りに迷惑をかけたくない」と思われるのだろうなと感じたところであります。「頼れる親族がおらず、今後のことを考えたい」とか「認知症になったとき、お金の管理が心配」あるいは「葬儀やお墓について、どうすればいいのか」など、多くの方が心配されているのではないのでしょうか。高齢者が住み慣れた地域で安心して、自分らしく人生を謳歌していただくためにも、行政が担う高齢者の相談業務は、重要な役割を担っているものと考えます。気軽に相談できる体制づくりに努めていただきたいと思います。このことについてはどのように支援されているのかということと、昨日もありましたエンディングノートの取扱いについては、どのように使用されているのか、お伺いをいたします。

○福祉保健課長（山口善央君） 本市では、重層的支援体制整備事業への移行準備事業を、今実施しております。その中で、包括的相談支援事業に取り組んでいるところでございます。これは、市内にある各支援機関や庁舎内窓口が、相談者の属性や世代、相談の内容にかかわらず、まずは相談を受け止め、必要に応じて各支援機関と連携し、支援につなげていくものでございます。引き続き様々な部門と連携して、「誰一人取り残さない」体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

○保健課長（西 洋一君） エンディングノートについてお答えいたします。

エンディングノートにつきましては、本市ではマイライフ・ノートと呼んでおりまして、窓口などで相談があった場合は、内容をお聞きし、必要な方にはそれを配布している状況でございま

す。また、ふれあいサロン等でも終活をテーマとした、「人生の最期をどのように迎えたいか」という内容で、保健師が講話などを実施し、マイライフ・ノートを活用・配布、それと市報等で告知をしているところでございます。

○15番（玉垣大二郎君） 相談業務については、関係機関一丸となって支援に努めているということで、今後とも、高齢者の思いに沿った支援をお願いしたいというふうに思います。エンディングノートについては、私自身も若いときには使わないだろうと思っていたのですが、現在、先行きが見えてきたところで、妻や子供に対し、いろいろなものを書き残しておく必要性をひしひしと感じてきているところであります。また、市としてもこのノートの必要性を周知してもらうことにより、ゆくゆくは市が携わる身寄りのない方や、独居老人の事案に対して、その方の意思が分かれば、その後の対応の仕方もスムーズにできるのではないかと考えます。今後、多くの機会に、このマイライフ・ノートの取扱いについて説明していただき、多くの方々に利用していただきますよう要望しておきます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

これもまた私事で申し訳ないのですが、めったに連絡のない兄から電話があり、いろいろと今後のことを話しているうちに墓の話となり、今回のこの質問になったところであります。祖父母の眠っている墓を、父が亡くなったときに納骨式に造り替えたばかりだったのですが、退職後は帰ってくると思っていた兄が、「療養上の都合で、志布志市に帰ることができなくなった。墓を引き継ぐことはできない」という話になりました。今後は私に墓の管理をお願いするということになったわけですが、将来、私の子供も仕事柄、志布志市に帰ってくることは望み薄であり、よって私の代で継承することが途絶えてしまうという現実に行き当たってしまったということです。現在、新聞紙上でも多く取り上げられていますが、私の場合と同じように、核家族化や少子高齢化が進む中、「継ぐ人がいない」、「離れて暮らす子供に苦勞をかけたくない」との思ひで、墓じまいや管理を霊園やお寺に委ねる永代供養の納骨堂や合葬墓に関心が高まっているようです。供養方法も、今は散骨や樹木葬などいろいろあるようですが、散骨については、特別なルールの下で実施しないとトラブルになるケースもあるようです。鹿児島市は本年度、市営星ヶ峯墓園に初の合葬墓を整備し、2024年1月から受け入れを始めるといふ新聞の掲載記事がありました。合葬墓は家族や家、一族単位ではなく、多くの方の遺骨を合同で納める墓で、少子高齢化や核家族化の進行に伴い、墓の継承者がいない人のほか、経済的理由で墓を持たない人などの利用を想定されているようです。鹿児島市の市営墓地の墓じまいは年間300件ほどで、墓不足ではないものの、後継者不足により管理が行き届かない墓を少なくしていきたいとの考えからであるとのことのように思ひます。志布志市のあるお寺に話を聞いたところ、遺骨を預けることは年々増えてきているようで、市が市営墓地の中で整備・管理してくれることを望んでおられました。先にお伺ひしました墓地の継承調査事業は、こういうことを念頭に実施されているのかなと思ひたところですが、本市においても墓地を整備して公園化を図り、誰もがお参りしやすい、そして低料金で永代供養できる合葬墓を計画してくださる考えはないか、お伺ひをいたします。

○市長（下平晴行君） 墓地につきましては、先祖を敬う大切な場所であるという考え方から、

管理につきましても、親族で行っていただくことが基本であるというふうに考えております。しかし、議員がおっしゃったように、様々な理由により墓地の管理が難しくなっている現状もあるようであります。現在、市内の宗教法人が設置しています納骨堂の利用者も増えている状況でありますので、合葬墓については早急に設置する考えはありませんが、将来を見据えて、調査・研究をしてみたいというふうに考えております。

○15番（玉垣大二郎君） 核家族化が増えている現在、近い将来には身寄りのない孤独の中で亡くなられる方々や、また墓じまいを考える方も多くなるのではと想定され、今ある無縁納骨堂では、収骨できなくなるものと考えます。すぐにとということではございません。ゆくゆく大きなものに造り替えるのであれば、誰もが希望すれば、合同で弔うことができる合葬墓建設をお願いしたいと考えます。再度、市長の考えをお願い申し上げます。

○市長（下平晴行君） 鹿児島市が、今回合葬墓の設置を始めたことでもありますので、まずは情報収集をしながら、調査・研究をしてみたいというふうに考えております。

○15番（玉垣大二郎君） ただいまの答弁、私には「近い将来の建設を見据えて、調査・研究をしてみたい」と聞こえましたので、建設されることを期待しながら、合葬墓完成を心待ちにしたいと思っております。よろしくようお願い申し上げます。

それでは次に、前回質問しました放置竹林対策について再度お願い申し上げます。質問後、少しは何かしらの展開があるのかなと思っていたところでしたが、竹林が伐採され、整備されたというような話は聞かなかったところでした。梅雨時や雨が降った後などは、相変わらず竹が雨の重さでしなり、道路のほうへ覆い被さって交通の妨げになっている状況のようです。前回の質問で、「放置竹林解消に向けて、3名以上の構成員で森林経営計画がされていない0.1ha以上の森林であれば、侵入竹の伐採・除去活動等に交付金がある森林・山村多面的機能発揮対策交付金が創設されており、様々な媒体を使って周知を図っていきたい」との答弁でありました。まず、森林経営計画はされていない0.1ha以上の森林とは、どのようなものなのかということと、森林・山村多面的機能発揮対策事業の周知状況とその結果について、お伺いいたします。

○耕地林務水産課長（折田孝幸君） 御質問にお答えしたいと思います。

森林経営計画とは、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的として、森林所有者または森林の経営の委託を受けた者が、自ら森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画でございます。一体的なまとまりを持った森林については、計画に基づいた効果的な森林の施業と適切な森林の保護がなされている森林というふうになります。森林経営計画が策定されていない森林は、場合によっては手入れが行き届いていないことがあります。本市の森林簿に記載されている森林約1万1,359haのうち、約8,252ha、76.2%の森林について、森林経営計画が策定されておらず、このうち御質問の0.1ha以上の森林が森林・山村多面的機能発揮対策事業の対象となる森林でございます。森林・山村多面的機能発揮対策事業の周知等につきましては、市ホームページに事業の案内を掲載するとともに、既に活動組織が設立されていれば、森林・山村多面的機能発揮対策事業に

も取り組みやすいのではないかとということで、農地の多面的支払交付金制度の研修会の際に、活動組織の皆さんに森林・山村多面的機能発揮対策事業の説明を行ったところでございます。現時点で、相談は1地区のみとなっておりますが、事業の実施に向けて窓口となる「公益財団法人かごしまどりの基金」の担当者に同席していただきまして、相談のあった地域の方へ説明会を開催したところでございます。

○15番（玉垣大二郎君） ホームページや至るところで、その説明をしてくださったということですが、要は、この森林簿に記載されている72.6%が森林経営計画にないから、対象になりますよということよろしいわけですね。

○耕地林務水産課長（折田孝幸君） はい、議員のおっしゃるとおりでございます。

○15番（玉垣大二郎君） そしたらこの事業は、森林への侵入竹ということですが、それは一般的な竹林は、この事業の対象になるのでしょうか。

○耕地林務水産課長（折田孝幸君） 事業の対象となる活動は、侵入竹の除去のほか一般的な竹林の整備活動も含まれており、これまでも全国の他の地域で森林・山村多面的機能発揮対策事業において、一般的な竹林の適正な管理活動等が行われているところでございます。

○15番（玉垣大二郎君） 一般的な竹林も対象となるのであれば、国の交付金を受けられて、この事業を実施しようとしている団体に対し、市として持続可能な事業の展開がされるような支援は考えられないか、お伺いをいたします。

○耕地林務水産課長（折田孝幸君） 他の地域では、荒廃竹林を対象に事業を実施した例を見ますと、1年目に枯れ竹等の伐採・搬出等を行い、2年目からは段階的な間伐や山道の整備、タケノコの採れる竹林の回復などに取り組んでいるようでございます。タケノコが採れる状態まで回復し、持続的に出荷販売を行うような場合におきましては、枝物や椎茸のように、特用林産物としての支援が考えられるところでございます。

○15番（玉垣大二郎君） 整備された後は、そのような事業に移ることができるということなので、そのこともお願いしますが、国へ申請される段階から、申請も複雑というふうに聞いていますので、そちらの手続きの方法や、また認可を受けられてから事業の展開ができるように、新たな竹林の選定等を含めて、持続可能な経営ができるように手厚い支援をお願いしたいというふうに思います。

9月1日の南日本新聞にも掲載されておりましたが、隣の大崎町では、昨年、地域おこし研究員が着任され、地域の未利用資源の活用を地域住民が担う仕組みを実践しようということで、障がい者支援施設や地域住民、食品加工業者、大崎町社会福祉協議会、慶應義塾大学、大崎町役場での農畜福連携体制を構築されたという記事が紹介されていました。放置竹林を整備することで、竹炭や畜舎の敷料にして、使用後はそれを畑にまき、芋を育てて干し芋にし、販売するという事業を展開されているようです。前回の質問で、「竹には有用な産業が生まれる可能性があり、出水中・田之浦中学校跡地における産業創出のためにも、企業誘致はできないか」と質問したところ、「積極的に誘致活動を行っていきたい」との答弁でありました。その後の経過はいかがだっ

たのか、お伺いをいたします。

○港湾商工課長（大迫秀治君） 放置竹林の解消に向けた産業の誘致ということではありますが、都城市におきまして、その放置竹林を活用した企業があるというような情報が入っております。事業について、調査・研究したところでございますが、誘致に係る用地等を含め、具体的な誘致には至っていないところでございます。引き続き、放置竹林の解消に向けた検討が進み、新たな産業の誘致が有効的であり、学校跡地利用につなげていくという方向性になった場合には、用地や各種支援制度の紹介等を積極的に行いながら、具体的な誘致に取り組んでいきたいと考えております。

○15番（玉垣大二郎君） 田之浦中学校跡地については、今回の定例会に財産の無償貸付けの議案として提案されておりますので、理解したところですが、出水中学校跡地の活用については、現在どのようになっているのか、お伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 出水中学校跡地につきましては、潤ヶ野校区コミュニティ協議会の潤ヶ野地区まちづくり計画に基づいて、キャンプなどの宿泊施設として運営できないかなど、地域による活用に向けた協議が行われているところであります。

○15番（玉垣大二郎君） 潤ヶ野校区コミュニティ協議会のほうで計画が進められているということですので、理解いたしました。竹林を整備していくことで景観の改善はもとより、市民生活の安全性、新たな観光資源と産業創出につながるものと考えます。市民への周知を含め、放置竹林を整備することで、竹産業の新たな展開につながる施策を取っていただきたいと考えますが、市長の考えをお願いいたします。

○市長（下平晴行君） 放置竹林は、災害防止や道路管理、景観や環境の保全等の観点から、大きな課題であるというふうに考えております。本市といたしましては、森林の有する多目的機能の発揮に向け、地域住民等による森林の保全管理活動等の取組を森林・山村多面的機能発揮対策事業等で支援し、個別具体のケースについて対応策を関係課連携の下、協議・検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

○15番（玉垣大二郎君） 何回も申しますが、竹については利用の仕方で、生活に必要な資源に生まれ変わります。ただ伐採するだけでなく、活用することで、持続可能な未来への活路を生み出してくれるものと思っておりますので、引き続き、放置竹林の整備と竹利用の産業誘致について、努力していただきたいと要望し、私の質問を終わります。

○議長（平野栄作君） 以上で、玉垣大二郎君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（平野栄作君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は、有明地区畜産品評会のため、午前中は休会とします。午後2時から本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでした。

午後4時13分 延会

令和5年第3回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：令和5年9月6日（水曜日）午後2時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

永 田 梓

南 利 尋

小 園 義 行

隈 元 香穂子

出席議員氏名（20名）

1 番 永 田 梓	2 番 栞 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 小 山 錠 二
財 務 課 長 鮎 川 勝 彦	総合政策課長 川 上 桂 一 郎
コミュニティ推進課長 五 代 千 加 子	情報管理課長 宮 内 真 吾
港湾商工課長 大 迫 秀 治	税 務 課 長 濱 田 茂
市民環境課長 留 中 政 文	福 祉 課 長 若 松 利 広
保 健 課 長 西 洋 一	農政畜産課長 萩 迫 和 彦
耕地林務水産課長 折 田 孝 幸	建 設 課 長 富 岡 裕
松山支所長 上 原 健 太 郎	有明支所長 北 野 保
水 道 課 長 新 崎 昭 彦	会 計 管 理 者 和 佐 浩 教
農業委員会事務局長 中 水 忍	教育総務課長 岡 崎 康 治
学校教育課長 上 木 勝 憲	生涯学習課長 江 川 一 正



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	グループリーダー 末 原 和 幸
調査管理担当サブリーダー 大 田 和 隆	議事担当サブリーダー 前 田 範 雄

午後2時00分 開議

○議長（平野栄作君） これから本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、鶴迫京子さんと小野広嗣君を指名いたします。

○
日程第2 一般質問

○議長（平野栄作君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、1番、永田梓さんの一般質問を許可します。

○1番（永田 梓さん） 皆さん、改めましてこんにちは。今日は、みどりの食料システム戦略についてと、母子手帳交付事業についての二つを質問していきたいと思います。早速ですが、質問に移らせていただきます。

みどりの食料システム法は、令和4年7月に施行された法であり、2050年までに持続可能な食料、農林水産業へ取組をしましょうとつくられたものであります。消費、調達、生産、加工・物流といったものがありますが、今回は、生産、消費の部分を市長または教育長、そして担当課の課長に質問してまいりたいと思います。早速ですが、一つ目の質問です。市長は所信表明でも、みどりの食料システム戦略について、「地域の将来を見据えた持続可能な食料システムの構築が急務となっており、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立のイノベーションを実現する『みどりの食料システム戦略』に取り組むため、地域の実情に合わせた本市独自の計画を策定し、関係団体との連携により、有機農業の推進、食料自給率の向上、環境負荷軽減等を図ってまいります」と述べられています。では、実際に市は現状どのように受け止め、今後どのように取組を行っていくのか伺います。

○市長（下平晴行君） 永田議員の御質問にお答えします。

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略につきましては、2050年度を目標年度に、有機農業の取組面積の拡大や低リスク農業への転換、カーボンニュートラルの推進など、中長期的な観点から持続可能な食料システムの構築に向け、取り組むものであります。本市としましても、重要な取組と受け止めているところであります。そのような中、令和5年3月に策定した「志布志市農業振興計画」において、本市としてもみどりの食料システム戦略の推進を図るために、特に有機農業の推進、化石燃料からの切り替え等による二酸化炭素排出量削減、脱プラスチックの推進の三つの項目について推進を図ることとしたところであります。今後、市内農業者をはじめ、市民の方々への周知・啓発を行いながら、持続可能な農業推進のためのプロジェクトを立ち上げ、具体的な推進方策等について、取り組んでまいりたいというふうに考えているところ

であります。

○1番（永田 梓さん） プロジェクトを立ち上げるということで、担当課にも伺っているのですが、プロジェクトを立ち上げる委員会でよろしいんですかね。その中には、どのような方を集める予定でいらっしゃいますか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 現在、課内における協議の段階ではございますが、志布志市有機部会をはじめ、JAや曾於畑かんセンター、消費者代表等、多岐にわたるメンバーで構成し、活発な意見交換をさせていただければというふうに考えております。

○1番（永田 梓さん） できるだけたくさんの方の意見を収集して、早期に有機農業の推進に取り組んでいただきたいと思います。

二つ目ですが、現在、全国での食料自給率は、令和3年で37%でしたが、鹿児島県内では77%だそうです。「では、志布志市ではどのぐらいかな」と思ったのですが、志布志市では現在、食料自給率は出していないとのことでした。国は、2030年までに国内外の有機食料の需要拡大を見通し、生産及び消費の目標を設定しています。有機の食品の国産シェア率を60%から84%へ、高い目標を掲げていますが、志布志市の有機農家さんは、全体の8.1%ほどとのことでした。2030年まであと7年を切りましたが、現在、農業をされている方の中にも、新たに有機を始めたいという方も少なからずいらっしゃると思います。国の有機転換推進事業もあるとのことですが、その方々が気軽に有機転換できる、もしくは新規で取り組める、そんな市独自のサポート事業をつくっていただきたいと思いますので、市長、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 有機農業に取り組む基本的な考え方は何かということで、これは私も議員のときに、大隅半島のほうで150を超える有機部会をつくっておりました。志布志市もぜひ有機部会の立ち上げをお願いしました。いわゆる有機部会を設置できますと、有機農業者にも影響を相当与えるということで、現在は有機部会で、今、給食センターのほうにも納入しているわけですが、そういうふうには有機農業者を増やすために、例えば、菜園畑みたいなのも今回も取組をしようということでありましたけども、今回はできませんでしたが、そういうふうには有機農業をしてみたい、したいという市民の皆様の取組を今考えているところでありますので、その実現に向けて取組をしていきたいというふうに考えております。

○1番（永田 梓さん） 市長も、有機を前向きに考えていただけているということで安心いたしました。宮崎県綾町が、近隣市町村で有機に関して先駆けて取組をされている代表的な自治体だと思いますが、綾町には、有機農業開発センターがあります。先ほどの繰り返しの質問になりますが、農業サポートセンターができたので、農業サポートセンター内でいいと思いますので、有機に特化した人材または担当部署を開設し、スムーズに転換できるようなサポートというのは可能か、もう一度市長、答弁をお願いいたします。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） お答えします。

現在、国の助成制度といたしましては、慣行農業から有機農業に転換する際に活用できる有機転換推進事業や、有機農業に取り組む農業者の定着に向けて支援する環境保全型農業直接支払事

業等があるところでございます。本市といたしましては、志布志市有機部会を組織していただき、その事務サポートを行っているところでございます。今後、本年3月に策定いたしました「志布志市農業振興計画」に沿って、持続可能な農業推進プロジェクトを立ち上げ、多方面から様々な視点で御意見をいただきながら、有機農業の推進を図ってまいりたいと考えております。そのためにも、まずはみどりの食料システム戦略の啓発活動を行いながら、機運の醸成、意識付けに取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○1番（永田 梓さん） 次に、農林水産省が推進している有機農業に地域ぐるみで取り組む地産（オーガニックビレッジ）というものがあります。これは、現在県内4か所の自治体が既に宣言しておりますが、本市も宣言し、積極的に取り組む考えというのはあるのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 有機農業の生産から消費までを一貫し、農業者だけでなく事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取組を進める産地として「オーガニックビレッジ宣言」を行うにあたり、有機農業実施計画を策定し、生産・流通・加工・消費までの一連の流れを確立させることが必要とされているところであります。本市においては、本年3月に策定した「志布志市農業振興計画」があることから、現在の社会情勢や各種課題を踏まえながら、計画に沿った有機農業の推進に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○1番（永田 梓さん） 「オーガニックビレッジ宣言」は、今のところしないという考え方でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） 今回、志布志市農業振興計画を策定しましたので、先ほど言いましたように、そういう計画に沿った有機農業の推進を図っていくと、そういう流れの中で取組をしていきたいということでもあります。

○1番（永田 梓さん） その有機を進めるにあたって、市が2020年3月に策定した「第2次志布志市環境基本計画」でも、有機・無農薬農業は非常に重要で密接な位置づけになると思います。農薬を減らすことにより、現在、個体数の減少してしまった生き物が元に戻ってくる可能性も十分に期待できます。そのような調査に関しましては、生物多様性センターと協力して調査できると考えます。昨日、小辻議員からも、生物多様性センターの運用人数について指摘がありましたが、人員を増やして様々な分野に対応していただきたいと思います。農家さんや新規に挑戦したい方の負担が軽減されることと、販路についてもサポートをお願いしておきたいと思います。

次に、子供たちに体にいいものを安心して食べてもらうために、オーガニック給食の推進に取り組む考えはないか伺いますが、毎日オーガニック給食となると、コストもかかる上に、現時点で食材の確保に無理があるのは十分理解しています。まずは、年に一回でも二回でも「今日の給食は、オーガニックのものしか使用していません」や「今日のお米や野菜は、オーガニックですよ」というところから挑戦できないか伺います。

○市長（下平晴行君） 化学肥料や農薬を原則使用せずに生産された農産物によるオーガニック給食を導入することにつきましては、地域農業を支え、食料自給率を上げ、環境を守り、子供たちの身体を健やかに育むことにつながるというふうに考えております。しかしながら、このオー

ガニック給食を導入するためには、有機農産物は数量の確保が難しいことや、食材価格が通常の農産物よりも高価になること、形が不揃いになることなどにより調理の際の下処理に時間を要すること等、クリアしなければならない課題がたくさんあるところであります。本市といたしましては、先ほど言いましたように志布志市農業振興計画を基に、有機農業の推進を図りながら、関係機関からの意見も参考に、収量の増加やコスト削減等についても模索ができればというふうを考えております。

○教育長（福田裕生君） 学校給食は、子供たちが生涯にわたって健康に生きていくための体や心をつくる基礎づくりとなることから、地産地消を推進しながら安心・安全な給食提供に努めているところでございます。オーガニック給食の導入につきましては、より子供たちの身体を健やかに育むことにつながると考えております。一方で、有機農産物の数量の確保や食材価格、調理作業工程など様々な課題があることから、農政畜産課と情報を共有しながら協議し、取組を進めてまいりたいと考えております。

○1番（永田 梓さん） ぜひ、担当課と協議しながら進めていただきたいと思います。

千葉県いすみ市は、有機米を学校給食に活用しています。人口3万7,000人程度で、移住が人気のエリアだそうです。いすみ市では、3年間で約70倍の有機の拡張に成功しています。また、先日スマート農業について、宮城県大崎市に所管事務調査で勉強に伺わせていただきましたが、Wi-Fiを活用した水田の水管理システムは、本市でも場所により十分に活用できると思われました。比較的安価な費用での導入が可能で、生産者の負担を軽減できるスマート農業を取り入れながら、有機農業を増やしていければと思います。販路についてが課題となってきます。そこで、学校給食に使用するために市の契約農家として、まずはお米から有機に取り組むというのはできないか、伺います。

○市長（下平晴行君） 実は私も、米を有機で、全く無化学肥料、無農薬、無除草剤という形で作付けをしているところでありますが、有機農業の場合は、そういうのを作るためには大変な労力と経費がかかります。そういう中で、先ほど言いましたように、今、有機部会の中でも有機農業の生産者、そういう方を増やしていくような取組はできないかということで、協議をしているところでありますが、先ほど言いましたように、そういう経費の問題、労力の問題等々がありますので、そこをどうクリアしていくかということも含めてですね、これは本当に子供の安全・安心という部分では、私も前から給食にいわゆる有機米を利用していき、あるいは有機に関わる野菜等も含めてですね、このことは本当に真剣に考えているところでありますので、面積や収穫する量をどういう形で増やすことができるのか、これも一つの大きな課題でありますので、そこもしっかりと取組の体制について、有機部会等含めて、協議してまいりたいというふうを考えております。

○教育長（福田裕生君） 現在、学校給食センター運営審議会に諮り、有機農業に取り組む農家さんを納入業者として登録し、提供していただいた物資を実際納入しております。それを食材とし、調理に使っているところでございます。必要とされる農産物の種類や数量の確保、食材価

格も一般的な食材よりやや高くなる傾向がございますので、そこらあたりが今後課題になると捉えております。先ほども申し上げましたとおり、今後も農政畜産課そして関係者と十分に情報を共有しながら、より拡大できるような状況になれば、その納入する内容を増やすなどしていきたいと考えております。また一方で、有機野菜等で調理した食材について、給食に提供した際には、そういった内容のものであるということを広報することについては、今後、進めていく必要があろうかと思っております。

○1番（永田 梓さん） 先日、同年代の有機をされている生産者の方とお話をして思ったことがあったのですが、学校給食では、食材が足りずに課題がたくさんあるかもしれません。ですが、保育園や幼稚園で給食を作るところがあれば、有機を取り入れやすいかもしれません。小さい頃からの食育は、バランスよく食事を取ることや丈夫な体をつくること、そして食品ロスをなくすことなどにもつながりますので、保育園や保護者に有機を使用する給食について、意識調査を試みてはいかがかなと思うのですが、こちらは通告していませんでしたので、答弁は結構です。

次ですが、ある自治体で給食に食用のコオロギが出たことで、全国的に話題になりました。私のママ友と言っていいのか、友人の間でも非常に話題になり、少し前に給食センターにも伺わせていただいて確認はいたしました。今後、保護者の承諾なしに、コオロギが給食に使用されるなどということは絶対はないのか、この場で確認をさせてください。

○教育長（福田裕生君） いわゆる昆虫食につきましては、ヨーロッパを中心に、たんぱく質の不足を補う候補の一つとして注目されているということは認識しております。しかしながら、本市においては、そういった食文化が日本にはないということ、それから安全性に不安を感じるなどのことから、現在のところは、使用する考えはないところでございます。

○1番（永田 梓さん） 現在のところは、使用する予定はないとのことですが、もしも使用されるときには、保護者に必ず連絡がいくのでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 「現在のところは」と申しましたが、それがいつどのような形でというようなことは、全く今のところ考えておりません。万が一、そういった状況が出てくるとすれば、それはしかるべきところで、学校給食センター運営審議会等で諮るなどして、十分に理解をしていただいた上でのことになろうかと思えます。

○1番（永田 梓さん） 近い段階で出ることはないということで、安心しておきたいと思いません。そういうコオロギを使う前に、廃棄している食材や、せっかく作ったのに売ることができなかったという農家さんがたくさんいらっしゃると思いますので、フードロスの観点からもずれていると、私は、すごく不安感とか、危機感を感じています。

最後ですが、食育、有機・無農薬農業の観点から、ぜひ志布志市でも上映していただきたい映画があります。教育長のお考えをお聞かせいただきたいと思いますが、8月26日、曾於市の教育委員会が主催で「いただきます」という映画が上映されました。その少し前には、霧島市でも同様の映画が民間の主催で上映されました。今、大変オーガニックとか、環境にいいものは、注目度が高まっています。私も拝見しましたが、子供たちがおいしそうに食べる姿や、何十年も失敗

を繰り返しながら無農薬の栽培に挑戦する農家さんに、非常に感動しました。今の育児は良くも悪くも簡単なものが溢れていて、無農薬などの食材や土に触れる子供たちが少なくなってきました。この映画では、昔の人の知恵や食に関して、地球汚染に関して、原点を学べるようなものになっています。こちらのシリーズを志布志市でも上映していただけないか、答弁をお願いします。

○教育長（福田裕生君） 映画「いただきます」につきましては、その内容について概要等を私も把握しております。一方で、この映画が大変多くの方々から注目を集め、好評を得ているということも理解をしているところでございます。食育の本質を伝えながら、子育て、発酵文化の伝承、地産地消など、幅広いテーマとつながっており、食育の観点からの非常に優良なものであると認識しているところでございます。今後、本市での上映に向けまして、関係課、関係団体とも十分協議をして進めてまいりたいと思っております。

○1番（永田 梓さん） ぜひ、たくさんの方に見ていただきたい作品となっていますので、本市でも上映できることを楽しみにしています。みどりの食料システム戦略については、これで終わらせていただきます。

次に、母子手帳交付事業について伺っていきます。この件につきましては、担当課に何回か確認させていただいているのですが、この場を借りてもう一度質問させていただきます。母子手帳とは、皆さん御存じだとは思いますが、病院で妊娠が確定した際に、住民票のある自治体から交付してもらう大切な手帳です。交付の際に、妊娠届出書というものをどこの自治体も記入するのですが、自治体により、記入しなければならない項目に大きく差があります。志布志市は、近隣市町から比べても、かなり細かく記載しなければなりません。この細かく記載する内容が、非常にデリケートな内容になるため、最低限の情報での交付にできないか伺います。

○市長（下平晴行君） 妊娠、出産、育児に関する母子保健活動の出発点である妊娠届出及び母子健康手帳交付は、妊娠、出産、子育てに関して、困難に直面する可能性の高い母親を把握して、支援につながる重要な機会であるというふうに認識をしているところであります。妊娠の届出については、母子保健法第15条に規定されており、届け出る事項として、届出年月日、氏名、年齢及び職業、居住地、妊娠月数、医師又は助産師の診断又は保健指導を受けたときはその氏名、性病及び結核に関する健康診断の有無が、母子保健法施行規則第3条に定められておりますが、これらの情報のみではなく、ハイリスク妊婦の把握や個別の丁寧な支援を行うことが難しいため、法定事項以外に項目を定め、効果的な支援となるよう工夫して実施しているところであります。何か問題が起こってから関わるのでは、予防的な関わりや支援が求められており、本人も自覚していない健康リスクや社会経済的リスクを抱える妊婦の把握に努め、妊娠、出産、子育て期の切れ目のない支援を行ってまいりたいというふうに考えているところであります。

○1番（永田 梓さん） 私個人のことで、ちょっと申し訳ございませんが、先日私も母子手帳の交付手続きを13年ぶりに行いました。その際、これは必要あるかなという項目が幾つかあり、非常に嫌な気持ちになりました。手元に、県内8自治体の現在使用されている用紙がありますが、

志布志市が一番細かい内容になっています。ほかの自治体では一切聞かれない父親の健康状態、ほかの自治体でも聞くことはありますが、流産、死産、早産まで記入するようになっていきます。さらに流産の中には自然何回、人工妊娠中絶何回、全ての項目に何週、何歳のことでなのか記入するようになっていきます。まず市長、このことを御存じでしたか。

○市長（下平晴行君） はい、聞いておりました。

○1番（永田 梓さん） 担当課の方に伺います。市役所内で、これはどこまでの方が情報共有をされて、何年保存されて、またこの様式は何年前から使用されているのかを教えてください。

○保健課長（西 洋一君） お答えいたします。

今回、母子手帳交付の際における対応する職員は、どういった職員が対応するかというところでございますが、母子保健事業に関する業務を実施する職員が、それぞれ志布志庁舎、有明庁舎、松山庁舎それぞれにおりますので、その職員が聞き取りを行っているところでございます。それからこの届出書の保存期間でございますが、文書については5年保存となっております。ただし、その内容につきましては、健康管理システムのほうに入力をしまして、管理をしているところでございます。それと妊娠届出書の今、お示ししております様式につきましては、令和3年度に見直しを行いまして、令和4年度から現在の様式を使用しているところでございます。

○1番（永田 梓さん） その令和3年に見直しをされた際に、どうしてもこの細かい内容が必要ということだったということで、よろしいでしょうか。

○保健課長（西 洋一君） 今回、見直しを行った理由としましては、基本的に個人の考え、それから経験年数を問わず、支援の必要性を見極め、客観的に評価できるように様式の見直しを行ったところでございます。それから、先ほど御指摘のありました、妊娠届出書の内容が非常に細かすぎるという御指摘につきましては、先ほど市長が答弁したとおり、支援が必要な妊婦を把握するために、判断基準として確認させていただいているところでございます。確認の手法につきましては、届出書の記載と併せまして、アンケート、それから母子保健カードという形で、別途ですね、情報収集を行っている自治体が多くありまして、議員御指摘の内容が簡易な届出書を採用している自治体であっても、付随するアンケートなどで、本市と同様の項目について記載していただいているような状況でございます。

○1番（永田 梓さん） 記入項目が少ない自治体の中には、3年ほど前に母子健康保険法が改正されたのを機に、見直しをされた自治体もあるとのことでした。職員が異動しますよね、異動したらまた新しく異動してきた職員が、その情報を見るという理解でよろしいですか。

○保健課長（西 洋一君） 基本的には、この母子保健事業に限らず市役所内の業務においては、異動した職員がそれぞれの業務を担当する際には、その業務に携わるわけですが、守秘義務がありますので、その携わった業務において、異動後にその情報について、また閲覧するというような状況ではないというふうに考えております。

○1番（永田 梓さん） すごく嫌な言い方になるかもしれませんが、病院での問診なら出産時に直接対応してもらうので、この細かい記載というのは非常に理解できますが、市役所でこの妊

娠履歴などを基に、実際にサポートにつながったという事例があるのでしょうか。

○保健課長（西 洋一君） 今回、いろいろ情報確認項目をこちらの届出のほうに記載していただいて、実際の支援の事例等でございますが、例えば妊娠歴の把握につきましては、産後の家族計画の指導として、助産師による訪問の場で活用をしているところでございます。妊娠歴につきましては、ハイリスク妊婦を評価するために有用であり、妊婦のハイリスク評価を用いることで、もれなくハイリスク妊婦の選定を行って、早期からの継続的な支援につなげるように努めているところでございます。妊婦の身体的リスクを把握し、今後の妊娠・出産時に起こり得るリスクを基に、保健指導という形で行政としてつなげているところでございます。また、複数回の流産歴につきましては、癒着胎盤や頸管無力症のリスクがあることが考えられます。例えば、癒着胎盤が起こることによる出産後の大量出血のリスクに対しましては、妊娠中から貧血予防などを含めた全身管理、それから頸管無力症に伴う流早産リスクに対しましては、症状の有無の確認、症状や対処法の保健指導、必要に応じて訪問指導を行っているところでございます。先ほどからお話をしている中で、何か起こってからという対応ではなくて、あくまで行政としては予防的な関わりをもつというところで、様々なリスクを想定した形で、健康リスクについては医療的なケアが必要になりますが、行政としては社会経済的リスクを勘案した形で、いろいろな背景を考慮して、今後の対応に生かしていくために必要というふうに考えているところでございます。

○1番（永田 梓さん） いろんなリスクを考えて、これを聞いているということですが、ちょっと病院により違うかもしれませんが、現在、私が通院している産科の先生にですね、この届出書について意見を伺ったところ、非常に驚いていました。ハイリスク妊婦の場合は、病院側から自治体に連絡をすることもあるそうです。実際、病院側から「ハイリスク妊婦です」という電話が来たことがあるかどうか、把握されていますか。

○保健課長（西 洋一君） 基本的に病院側からの情報提供につきましては、母子健康手帳の交付の際に、健康診査受診票のつづりをお渡ししまして、これを持って病院で受診をして、病院側からその健診の結果という形で検査所見、それから診察所見、そういった形の報告がなされているところでございます。過去にそういった中で、「異常あり」ということでの所見が出された経緯はあるかと思えます。

○1番（永田 梓さん） 「異常あり」というのが来てからでは駄目なのかなと思っております。死産、流産は、特に母親にとって忘れられないようなショックな出来事で、母子手帳交付前に経験してしまう方や、母子手帳を交付した後に流産してしまったという方もたくさんいらっしゃるわけですが、御自分を責める方や周りの誰も言えない方、様々な事情を抱えた方がいる中で、やっと母子手帳の交付の週末でおなかの中で育てくれたのに、市役所でまた流産、死産の細かい情報を書かされ、思い出すことは本当にきついことだと思います。また、交付時にパートナーや第三者と交付に来られた方は、それ以上の滞りを感じると思います。現在、パートナーや第三者と交付に来られた方に、どのように対応されていますか。

○保健課長（西 洋一君） 基本的に、母子手帳交付におきましては、御本人様が来庁されて面

談をしていただくということで、お願いをしております。ただ、本人さんの体調が思わしくないという場合においては、委任状を出していただいて、代理人の方が母子手帳交付にお越しいただくという形で対応しております。実際、そのパートナーと一緒に、交付の面談を受ける場合もあるのですが、その際は一応聞き取りをしながら、プライバシーに配慮すべき内容もあると思いますけれども、そこら辺は一応配慮した形で取らせていただいているつもりではありますが、配慮が足りなかったというところが多々あれば、改善はしていきたいというふうに思っております。

○1番（永田 梓さん） 私もパートナーと交付しに行ったのですが、この内容を一切知らされず、目の前にこの紙を置かれ「記入してください」で、この内容を一緒に見るわけです。それはもちろん、どっちもびっくりすると思います。他の自治体では、妊婦さんだけを別部屋に案内して記入してもらうという対応しているところもありますし、妊娠届出書を簡易なものにして、あとはアプリで登録するというところもあるようです。今、産婦人科の助産師さんもそのような個別対応をされています。ほかの市町にも問い合わせをさせていただきましたが、志布志市、曾於市、鹿屋市は、妊娠回数や人工中絶、死産、流産を書くようになっていっているようですが、大崎町、東串良町では、記載する欄はないとの回答でした。その代わり、先ほど課長が言われたように、個別に聞き取りをしているというふうに伺っております。また、志布志市では記載するようになっていながら妊娠していないときの体重、そして現在の体重、BMIなど、ほかの自治体には記入欄はありませんでした。このような状態は本市だけでなく、調べてみたら多くの自治体で同様の議論があり、2020年には関西のMBSニュースや朝日新聞にも「女性への配慮が欠けている」や「人権侵害」といった声が上がっています。鹿児島県のほうにも、私と同じ疑問を持つ方が問い合わせ調べていただきましたが、「必ず聞かなければいけない内容以外については、各自治体に任せているので把握はしていない」という回答をいただいたそうです。逆に言えば、必ず聞かなければいけないという項目になっていないということです。大阪府43自治体をMBSニュースでは調べていまして、全ての自治体にこのような項目はないそうです。おそらく本市の「寄り添う」と私たちの「寄り添ってもらった」の受け止め方というのが違うと思いますが、どうしても私には、個人情報やプライバシーの侵害にあたるような内容に思えます。まず、簡易的な様式にして、ヒアリング等でサポートが必要なのか、ステップを踏んで確認していただけるなどの対応をしていただきたいと思うのですが、そちらはいかがでしょうか。

○保健課長（西 洋一君） こちらが聞き取りをさせていただきますそれぞれの項目につきましては、それぞれの項目の裏に潜むリスクの可能性を探るために、我々としては必要であるというふうに考えております。家族の関係性であったり、経済的基盤であったり、育児に対する不安など、将来的な部分も含めて、様々なリスク要因が潜んでいる可能性があるため、その必要性を見極める際の重要な判断材料として、必要な情報であるというふうに考えておりますが、まず初めに、妊娠届出を行う際の面談は、妊婦に対する支援のスタートラインということでもありますので、様々な不安を抱える妊婦のよりどころとして、関係性をしっかりと築いていくことが、重要

であるというふうには認識しております。議員御指摘のように、しっかりと丁寧に説明をしまして、安心して相談できる体制づくりに、今後は努めていきたいというふうには考えております。

○1番（永田 梓さん） 市民の方から、ほかにも「この記載は必要なのか」や「送られてきた書類に何げなく書いてある言葉がショックだった」などの声が聞かれます。書類を見た人がどのように受け止めるかは様々ですが、全ての課でプライバシー侵害や人権侵害になるような記載になっていないか、いま一度確認していただけたらなと思います。市長に、最後答弁をお願いいたします。

○市長（下平晴行君） 私もですが、課長のほうでもいわゆる妊娠リスク回避のために、詳細に調査をしているということでありますが、相手に関わるデリケートな内容については、段階的に聞くとか、そこ辺は内部で十分協議していかなければいけないというふうに、私も今、聞きながら思ったところであります。そして、私はやはり申請に行くときには、「自分事として対応してほしい」ということも、職員にはかねがね話をしているところでありますので、そういうことでの対応をするように、内部でも十分協議をしてまいりたいというふうに考えております。

[1番（永田 梓さん）「終わります」と呼ぶ]

○議長（平野栄作君） 以上で、永田梓さんの一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

午後2時41分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

次に、5番、南利尋君の一般質問を許可します。

○5番（南 利尋君） こんにちは。会派、志民の声、南利尋でございます。通告に従って質問させていただきます。

地域振興について伺います。各地域で地域コミュニティ協議会が設立されました。協議会では地域活性化を図るため、新たな事業に取り組んでいます。行政としても、新規支援体制を構築すべきではないかと考えますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 南議員の御質問にお答えします。

地域コミュニティ協議会は、市と対等なパートナーであることを認識し、お互いが協力しながら協働によるまちづくりを進めており、地域の活性化を図るよう取り組んでいるところであります。まずは、地域のまちづくり計画を進める上で、どのような支援が必要であるか。地域と一緒に考えて、情報共有を図り、財源確保のため、国や県などの補助事業の案内や申請手続き等も含め、支援してまいります。

○5番（南 利尋君） 先月、8月20日に八野地区ふるさと協議会で6年ぶりの夏祭りが開催されました。これはすごく本市の目指す地域コミュニティ協議会のすばらしい取組ではないかと思

いまして、ちょっと皆様に御紹介します。協議会の方々の想定を超える多くの方々が訪れ、大変な盛り上がりでありました。祭り前日から地元の多くの方々が櫓を組んだり、会場づくりをしておりました。丸ごとのイカを調理して、漬け込んで焼きイカとして調理されておりました。地元で収穫した食材でガネといわれる揚げものを揚げたり、大変な準備をされておりました。準備には、「たまには、八野地域に来てもらいたい」という思いから、役員や関係の係以外の若者から高齢者まで、多くの住民の方々が汗だくになりながら取り組んでいました。祭りが始まると、櫓の上では迫力満点のちりめん太鼓や踊り、バンド演奏、カラオケなどで大変な盛り上がりでありました。祭りのフィナーレは、地元企業などの協賛による大迫力の花火が打ち上げられておりました。翌日は、多くの住民の方で櫓を解体したり、汗だくになりながら、きれいに後片づけをされておりました。後日、反省会があり、若者から高齢者の方々が達成感を感じるような笑顔で、酒を飲み交わしていらっしやいました。反省会の中では、次の保全活動や行事についての話し合いも行われておりました。私は、準備から反省会までの地域住民の取組に、八野地区ふるさと協議会のすばらしい団結力と底力を見せていただいたような気がしました。このような取組こそが、本市の目指す地域活性化、持続可能な地域づくりの良い事例ではないかと思えます。市長も参加されておりましたが、どのような感想を持たれましたか。お伺いします。

○市長（下平晴行君） 今、南議員が言ったとおりの感想であります。地域の皆さんが一緒になって、地域づくりの活性化を図ろうという取組をされていたということで、私も大変嬉しく一緒に参加をさせていただいたところではありますが、先ほど言いましたように、地域コミュニティ協議会は市の対等なパートナーとして、まちづくり計画を策定して、その計画に基づいて事業を運営していくということと併せて、八野地区のふるさと夏祭りについても、一致団結して取組をされているというふうに、大変ありがたいというふうに思ったところであります。

○5番（南 利尋君） 本当にすばらしい取組だと、私も感動したところであります。各地域の協議会では、地域活性化を図るために新たな事業に取り組んでいます。新規事業には、新たな予算を確保しなければなりません。しかし、設立間もない地域コミュニティ協議会では、予算確保が難しいのが現状でないかと考えます。国や県には、コミュニティ助成事業があります。助成事業の条件に該当すれば予算が確保できますが、どうしてもその地域に必要な事業であっても、該当しなければ事業は行えません。そのような事業に対して、新たに本市独自のコミュニティ助成事業を設けるべきではないかと考えます。国や県のコミュニティ助成事業には該当しなくても、その地域に必要な事業であれば、所管課に事業計画を提出してもらい、しっかりと精査し、市長が必要と認める事業であれば助成するというような、本市独自のコミュニティ助成事業を設けるべきではないでしょうか。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） これは先ほど言いましたように、まちづくり計画に基づいて事業を展開しているわけでありまして。その中で、計画する中でないもの、新たに事業を展開する、これは協議会ができる事業なのか。あるいは、建設課あるいは港湾商工課、市としての事業でなければいけないのか。そこをやはりしっかりと精査していかないと、お金で地域コミュニティ協議会が実

施するということとは、また違うというふうに思います。

○5番(南 利尋君) 地域コミュニティ協議会では、いろんな協議をしているといろいろな新しい案が出てくるわけですね。建設課にもどこにも当てはまらないような事業というのもですね。今は、これから新しい次世代のそういう地域をつくるということで、私たちには想定できないような事業もあり得るわけです。現状でいけば、これは建設課ですねとか、これは何課ですよねという話になるわけですが、そういう「本当にこれがあれば、地域コミュニティ協議会がもっと活性化するよね」というような、そういう事業が出てきたならば、そこで所管課と市長がしっかり精査していただいて、そういう流れの中で、助成事業も必要ではないかということなんですが、見解をお願いします。

○市長(下平晴行君) おっしゃるとおりであります。いわゆる地域コミュニティ協議会の中でできる事業なのか、市としてやらないといけない事業なのか、そこをしっかりとわきまえて、地域コミュニティ協議会が本当にやる事業で、「こういうことをやりますから、支援をしてほしい」ということになれば、お互いにそこで協議をしながら、その事業の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

○5番(南 利尋君) ぜひですね、そういうコミュニティ事業が、しっかりと達成できるような支援を行っていただきたいと思います。今回、潤ヶ野校区コミュニティ協議会の事例で質問させていただきます。潤ヶ野地区は、地域コミュニティ協議会のモデル地区としてスタートしました。次世代の潤ヶ野地区を担う若者で「未来共創部」という部署を設け、県のコミュニティ助成事業を活用して、潤ヶ野フレンドパーク、キャンプ場を整備させていただきました。年間を通じて利用者を増やすために、「もっと地域の特性を生かしたキャンプ場運営を行うためには」ということで、外部からの協力もいただきながら、何回も協議を行ってまいりました。その一つとして、潤ヶ野地区には志布志市でも標高の高い笠祇岳があるということで、登山を推奨していこうということになりました。笠祇岳は、標高444.2mです。頂上に4cmの石でも置いてみれば、標高が444.24mになります。4月24日は「志布志市の日」ですが、笠祇岳の標高は、偶然にも「444.24(しし、しぶし)」とびっくりするくらい、志布志市に縁のある数字ではないかと私は思っておりますが、あまり驚かないですよ、皆さんね。見た瞬間「すごいな」と私は思ったんですね。笠祇岳は、頂上に上がりますと、宮崎県のほうは串間市のまちから都井岬、志布志港、志布志市内全域、大隅半島全てのものが見渡せまして、とても景観の良い、本当にびっくりするような大絶景が広がるそういう頂上なわけですね。昨年までは、県境のところから登山者や車などで上れたのですが、昨年、杉の木が全て伐採され、昨年発生した台風や大雨で、数か所の崖崩れが発生し、落石も多くあり、危険な状況になってしまいました。今年度から地域コミュニティ協議会の予算で、田床地区から昔通っていた道路を整備しております。安全な登山道を整備するには、今の予算だけでは何年かかるか、先々が本当に見通せないような状況であります。潤ヶ野校区コミュニティ協議会では、地域の特性を生かして潤ヶ野フレンドパークを中心に、旧出水中学校、笠祇岳、片野洞穴を連動した事業に取り組んでいますが、目玉である笠祇岳登山道が崩壊

したことにより、事業が進まなくなっております。このような事例こそ、所管課に潤ヶ野校区コミュニティ協議会の事業計画を精査していただいて、市長が必要と認めていただける事業であれば、新たな本市独自のコミュニティ助成事業を設けて、対応していただくべきではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） その前にですね、地域コミュニティ協議会ができる事業なのかどうかだと、僕は思うんですね。地域コミュニティ協議会で例えば生コンをやって、登山道というのを作られるのか。そして全体的に経費が幾らぐらいかかるのか。まずはその前に、地域コミュニティ協議会が独自でできるのかどうかですね。そこを先ほど言いましたように、コミュニティ推進課と地域コミュニティ協議会としっかり連携を取って、共有して、課題解決をしていくというのが、地域コミュニティ協議会の大きな趣旨、目的でございますので、その予算をどうこうという前に、やはり地域コミュニティ協議会が、コミュニティ推進課との協議をぜひしていただきたい。その次の段階で、予算的なものは考えられるのではないかというふうに思います。

○5番（南 利尋君） そのとおりだと思います。私も、先日その地域コミュニティ協議会の事業に参加させていただいて、笠祇岳の頂上を消防団、地域コミュニティ協議会のいろんな地元の方々を含めて、40人ぐらいで大掃除をしたんですね。そのときはまだ崩れていなかった状況で、みんなが上がったわけですね。みんなで弁当食べたりして、「これから頑張っていこう」という場面になったわけですが、それから崖崩れが起きたりするような状況であります。現実的に言いますと、市の予算の中で、現状でやりくりをしなければいけないわけですが、潤ヶ野地区にとっては、とても大きい30万円という予算をですね、今、市長がおっしゃいました、そういう古い道路に穴埋めをしたり、業者に頼んでコンボを入れていただいて、そういう道を歩いてでも、とりあえず危険でも歩いて通れるような状況にして、一応、地域コミュニティ協議会としてはできることは、一生懸命努力しているわけです。みんなボランティアで、木の伐採をしたりをやってるわけですが、なかなか頂上まで到達するには何年かかるかなという話で、みんなへこんでいる状況があるわけです。そういうところは、所管課もしっかり今、市長が答弁されました、いろいろ現場とか、その計画書をしっかり精査していただいて、「この事業は、潤ヶ野校区コミュニティ協議会にとっては必要な事業であるよね」「この事業の中身で、事業計画では行うべきだよね」というような結論が出る場合であれば、しっかりとした予算的なものも含めた対応をお願いできないかなということなのですが、見解をお願いします。

○市長（下平晴行君） 今、議員がおっしゃったとおりでございます。やはり、まちづくり計画の中で計画を立てているもの、新たに事業を展開するもの、そういうものはしっかりコミュニティ推進課と協議をして、できるのか、できないのかというようなことも含めて対応していただければ、そのことについても、先ほども言いましたように、市がやるべきことなのか、それとも協議会でできる範囲なのか、そこはしっかり詰めていきたいというふうに思います。

○5番（南 利尋君） 分かりました。ぜひですね、会長に「所管部署に行ってください」ということでですね、伝えておきます。現在、各地域コミュニティ協議会で、地域活性化に向けた取

組が行われております。下平市長は、市長就任時に、「頑張るところには、全力でバックアップしていく」というようなことを述べられました。活発な地域コミュニティ協議会活動が衰退しないためにも、本市独自のコミュニティ助成事業を設けていただいて、しっかりと地域コミュニティ協議会と連携を図りながら、地域活性化に向けた事業に取り組んでいただくことを強く要望しておきます。

有害鳥獣捕獲事業について伺います。イノシシの個体数が増加している現状で、猟友会の高齢化が懸念されています。新規会員増加に向けた取組について伺います。

○市長（下平晴行君） 現在、本市では99名の猟友会会員により、有害鳥獣の捕獲活動を行っていただいておりますが、その平均年齢は64.18歳となっているところであります。本年は、特に「イノシシを見かけた」という声が多く聞かれ、農作物への被害が拡大するのではと懸念されることから、まずは、個体数を減らす取組が重要であると捉え、6月定例会において、猟期中にも5,000円の支援、そして一斉捕獲期間にも5,000円を7,000円、いわゆる2,000円上乗せした報奨金の増額も承認をいただいたところであります。今後、この取組等の様子や捕獲実績等と併せ、新規会員募集について市報やメディア等を通じ、周知をすることで、猟友会会員の新規獲得につなげていきたいというふうに考えているところであります。

○5番（南 利尋君） 6月議会ですすね、猟期中にも報奨金を支給していただくというような、本当に猟友会の方々も士気が高まっているような、そういう感じが私はしております。本当にですすね、新規会員の増加には、所管課も本当に大変な苦勞をされているというのは重々分かっております。前回の質問を行ってから、地元の中で何人かの方、何人かと言うと何人だという話になりますので、猟友会5人、サツマイモ農家5人、畜産農家6人、兼業農家4人の方とですすね、個別に有害鳥獣捕獲事業について話をしてみました。サツマイモ農家の方は「電柵をすれば被害はないが、イノシシの出る畑は、作らないようにした」ということでした。畜産農家の方は「牧草を荒らされた」「畜舎に、カラスやムジナなどが来ることがある」とのことでした。兼業農家の方は「食べる分の米しか作らなくなった」「イノシシの出る田んぼは、作らなくなった」「税金がかかるので、市のほうに無償譲渡できないのかな」という方の意見もありました。私は、被害状況や出没する場所を認識されている生産農家や畜産農家の方々に、狩猟免許の取得を促すべきではないかと考えます。自分の耕作地や土地は自分で守るという自助の観点からも、そのような取組も必要ではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） そのことについては、現在、個々の農地を守るための取組として、国のワイヤーメッシュ整備事業や、先ほど言われました電気柵補助を実施しているところであります。

○5番（南 利尋君） 生産農家や畜産農家に、そういう狩猟免許の取得を支援していただだけませんか。メッシュ柵とかいろんなものは、今、国の補助事業でいろいろ取り組んでいる、そういう地域もあるわけですね。個体数を減らすためにどうして取り組んでいくかという話になると、どういった方を新たなメンバーに加入していただくかということが、大事なことになるわけですね。若者や何やと、今までいろんな協議が行われてきたわけですね。現場と被害状況を一番知っ

ていらっしゃる方、地形を知っていらっしゃる方は、地権者とか耕作者とか、牛舎であればそういう畜産農家の方が、一番被害状況とか詳しいわけですから、簡単に言えば、自分が被害を受けるところは、自分で捕っていただけませんかというようなですね、そういうことを推奨していくべきではないですかという質問なわけですけど、見解をお願いします。

○市長（下平晴行君） 新規会員獲得については、各地の猟友会の勧誘をはじめ、様々な機会を通じて案内をしてまいりたいというふうに考えているところであります。また、どのような効果的な取組ができるのか。これはやはり、猟友会長の皆さん方から意見等を聞いて、それを参考にしてどのような取組ができるのか、対応してまいりたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） 猟友会と話をしていくのが一番大事なわけですけど、先月、猟友会の方と話をしましたということで、今、質問をさせていただいているわけなのですが。実際そういう生産農家や畜産農家の方々が、被害を受けていらっしゃるわけですよね。であれば、そういう方々に、狩猟免許、わなの免許を取っていただいて、そういう出沒するところにわなを仕掛けていただいてというような流れが必要ではないかということ、今、お伺いしているわけです。例えば、そういう生産農家や畜産農家の方々に、「狩猟免許を取って捕獲してもらえませんか」ということを、いろいろお話をさせていただいたのですが、両者とも今いろんな大変な状況、経費とか何とかいろんな大変な状況で、「なかなか難しいんじゃないかな」という話をされていたわけですね。それで、私が次の質問で、「経費に対して補助制度があり、捕獲報奨金の支給があれば、どうですか」というようなことで、いろいろ質問させてもらったら、今、約20人ぐらいの方と話をした中で、5人の方が「それだったら取り組んでもいいかな」みたいな感じで、そういうニュアンスの方がいらっしゃったわけですね。ですから、そういう方々に対して、ぜひ、そういう狩猟免許の取得を促していくべきではないかなと思うわけですね。これが今、所管課の目的としては、そういう個体数の減少と鳥獣被害をなくすということが目的だと思うんですね。であれば、今、すごく個体数が増えて、猟友会の高齢化が進んでいるという現状があるわけですから、5年なら5年という期間限定でそういう補助制度を設けて、狩猟免許を取っていただいて、そういうわなを購入する方がいらっしゃれば、そのわなの補助制度とかを期間限定でやって、取り組んでいくことで、狩猟免許を取っていただければ、必然的に猟友会のメンバーは増えるわけですよね。そう考えたときに、今、予算がうんぬんとかという話もいろいろありますが、この前ですね、「大原地区のローソンの前で、昼間にウリボウが何匹か走っていたよ」という話もお聞きしました。市内全域で、どこにイノシシが出沒しているか分からない状況なわけですね。だから、そういう意味でも、期間限定のそういう補助事業を設けていただいて、生産農家や畜産農家の方々に協力をしていただいて、狩猟免許を取っていただいて捕獲していただくような、そういう事業も必要ではないかなと思いますが、見解をお伺いします。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 市長が最初に答弁いたしましたけれども、今回につきましては、6月定例会の補正予算におきまして、一斉捕獲報奨金、それから猟期中にも報奨金を出すといったようなことで、これでどれぐらいの効果があるのかということも検証する必要があると思いま

す。そして、そういったことをまた猟友会長さんたちと協議をいたしまして、今後どうしても、その狩猟免許を持っている方々が高齢化しているということで、新規会員を増やしていかないといけないということであれば、今、議員のほうからありましたとおり、生産農家の方々がそういった補助制度なりあれば、免許を取ってもいいというようなお話も伺いましたので、今回の取組を検証した上で、猟友会の会長とも協議を行いまして、どのような補助のやり方が効果的な免許の資格を取る方が増えていくのかということも、十分協議をさせていただきたいというふうに考えるところでございます。

○5番（南 利尋君） ぜひですね、所管課の方々は本当にイノシシの夢も見るといえないかなというぐらい、寝れないときはイノシシを数えて寝るような、そういうこともあるんじゃないかなと思ってですね、僕もいろいろ勝手に心配しているわけですが。猟友会の方々に伺いますと、わなの仕掛け方によって、年間何十頭も捕獲する方もいらっしゃる、全く捕獲できない方もいるとのことであります。捕獲できない方は、わなを仕掛けなくなっていくそうです。そのような状況を改善するためにも、熟練された捕獲技術を持った方に、行政のほうから、講習会や現場指導を行っていただくようお願いも行っていくべきではないかと考えます。「各地域単位で行ってけば、可能ではないかな」と言われる猟友会の会員の方もいらっしゃいました。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 今ありましたとおり、捕獲講習会の開催については、聞いていて本当に必要ではないかというふうに思ったところでありますので、このことも、先ほど課長のほうでも答弁がありました、猟友会長等と協議しながら、講習会の開催に向けて、どういう形で取り組めるか、準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） 何度も言いますが、本当に所管課も大変苦慮されているのは重々分かっているわけですね。猟友会の方々と連携を図りながら、前向きに取り組んでいただくことをお願いしておきます。

観光振興について伺います。各自治体の歴史のまちづくり事業では、立地条件の良い場所に、飲食店や休憩所が整備されています。本市も同様の整備について、取り組むべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 歴史のまちづくり事業については、他自治体の事例も参考にしながら、本市の歴史的背景や受け継がれてきた歴史的資源等を考慮し、本市独自の事業として進めているところであります。議員お尋ねの飲食店や休憩所については、観光客へのおもてなしの観点から、観光拠点の周辺に必要な施設と考えております。今年度は策定を進めております「志布志東部地区エリア基本計画」では、民間活用を導入した歴史的建造物等の再生がその核となり、既存店舗等と競合しない形での飲食店や分散型ホテルとしての活用計画が盛り込まれる予定であります。全国から観光客が訪れている志布志城を含む志布志麓ゾーンでは、令和6年4月の公開を目指して、福山氏庭園の整備を進めているところであります。福山氏庭園の公開と併せて、歴史的資源等が数多く存在している志布志麓ゾーンから、歴史的資源等の整備と活用を広げていく予定とし

ているところでもあります。

○教育長（福田裕生君） 「志布志市東部地区エリア基本計画」の概要につきましては、今、市長が答弁したとおりでございます。今年度、歴史的建造物等の再生をその核とした基本計画を策定してまいります。教育委員会といたしましても、歴史的資源等を活用することで、保全につながっていくものと考えております。今後、その積極的な活用も進めてまいります。計画書では、志布志東部地区を志布志麓、町屋、門前通りの三つのゾーンに大別し、それぞれに歴史的建造物等を活用した拠点施設を整備することで、波及効果を生み、点から線へ人の流れを生み出すことで、地域活性化を図る展開を考えております。また、この事業展開は民間活力を積極的に導入して、歴史的資源等を活用する（仮称）地域まちづくり会社を組成し、コミュニティ存続のための強固な域内連携を構築していくことで、実現していくものと考えているところでございます。

○5番（南利尋君） 今の答弁で、そういう方向性といいますか、ある程度の方向性は理解するわけですが、私もこれまで、多数の歴まち事業に取り組んでいるまちに行ったことがあります。日南市の飢肥、串間市、鹿児島市、知覧町、千葉県香取市、埼玉県川越市とかですね。現地に行くと本市同様に、歴史遺産を活用して事業に取り組んでいるわけですね。そこの飲食店の店主や地域の方々にいろいろ聞いたりしてみると、祭りやイベントごとがあるときは大変にぎわうということですが、普段はなかなか訪れる方は少ないというところが、ほとんどなわけですね。ほかにはない魅力的な、そういう人を呼び込むようないろんな手段も考えていかなきゃいけないということではなからうかと思うわけですね。市長が歴まちに対して熱い思いを持っていらっしゃるということは、皆さん理解されている。市長がイメージされる歴史のまちというものというのは、どういうものをイメージされて、例えば、知覧町とか日南市とか埼玉県川越市とかいろいろあるじゃないですか。どういうところを見られて、どのようなにぎわいを創出したいということのイメージを持たれているかをお示しく下さい。

○市長（下平晴行君） おかげさまで志布志市は、文化財が豊富にあるわけでありまして。国も歴史のまちづくり事業ということで、平成20年に歴まち法が制定されたということで、ぜひ、その文化遺産等を観光として活かしていくというのが、これが狙いでありまして。そういうことで、武家屋敷、それから山城等々を活かしたまちづくりを進めているところです。これは、活用して保存されるという観点から、今、志布志市埋蔵文化財センターに案内ガイドの方々がいらっしゃるのですが、私もどういふ方々が来られるのかということで確認してみますと、ほとんどよその方が来ておられると。ですから、いわゆる山城、武家屋敷等々を見て、そして上町を歩いて、志布志市埋蔵文化財センターのほうに来て、その手前で飲食店で食事をして、そして志布志駅のほう、それから志布志港というようなことの散策をして帰っておられるというようなことをお聞きしておりますので、そういうことも含めて、志布志市の場合は、どういふまちづくりを考えているかという、今、企業版ふるさと納税ということで寄附をしていただいている企業もありますので、そういうお金を活用した歴史の武家屋敷の建設とか、そういうことも含めて、あの文化ゾーンエリア、志布志小学校周辺、山城等を含めて、それをどう生かしていくかということですね。点か

ら線にできるような取組をしていくことで、今回もまちづくりの専門家の方々をお呼びして、その協議をしていくということになっているわけでありますので、先ほど言いましたように、そこにあるものをどう活かすかということでの考え方で、しっかりと先人たちが培ってくれたものを活かして、そして、次の後世の方に引き継いでいくという大きな役割がありますので、そのことを踏まえて、歴史のまちづくりにしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） 答弁はすごく理解するのですが、私にはイメージができない状況にあるわけですね。例えば、歴まち事業に対しては、しっかりと議会が予算を可決して取り組んでいるわけですから、何も私はやるなとか何とかという話ではないわけですよ。その事業がある限り、魅力的な事業に少しでもしていただきたいということで、いろんな提案をさせていただいているわけです。歴史遺産を活用した魅力ある観光まちづくり計画というものの中には、東部地域においての計画とありますが、今、教育長が答弁していただいたように、三つの地区に分けてこれから進めていこうということで、計画が始まったということも理解いたしました。休憩所や飲食店の拠点整備に取り組むということは、市長がおっしゃいます山城の魅力というものも、もちろんあると思いますが、山城というのは全国にあるわけですよ。それを活用した観光事業をやっけいこうということでですね。ただ、志布志市オリジナルの目玉は何かということに考えたときに、今、議会が可決した結構な総工費の予算を使いながら、福山氏庭園の復元工事をやっているわけですね。お釈迦まつりでにぎわう宝満寺があるわけですね。計画書には、「前川を利用したアクティビティイベントを開催します」というような計画もあるわけですね。であれば、志布志オリジナルのそういう歴まち事業のスポットはどこかと言いますと、福山氏庭園、前川、宝満寺のあるあの辺の場所が、一番、志布志オリジナルの歴まち事業の拠点ではないかなと、私は思うわけですね。前川でいろんなイベントができたり、前回、教育長が答弁していただいた、福山氏庭園の横で、弓道とかそういう体験的なものもいろいろ考えているとかですね。そういうものを経験した上、また川浴いでいろんなSUPとか、何とかいろいろ計画書には書いてありますが、そういうものの体験を行うとか、あと宝満寺でお釈迦まつりがあるとかですね。その辺が一番のメインになるんじゃないかなということで、福山氏庭園の前に県道がありますよね。県道沿いには結構空き地とか、空き家とかが点在しているわけですね。そういう意味でも、もう具体的にいろんな事業が始まっているわけじゃないですか。バーチャルの何かが始まったとか、もう来年、福山氏庭園も工事が終わるとかあるわけですから、早急に休憩所、休憩とお茶ぐらいは飲める場所は、最低でも必要になってくるわけですよ。現状では、そういうところはなかなかないわけですから、福山氏庭園の前の空き地とか、そういう空き家をですね、空き家の利活用について民間事業者との包括連携協定を締結しているわけですから、そういうところに、休憩所と飲食店の拠点をつくるべきではないかなというふうに私は考えますが、見解をお願いします。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたけれども、飲食店や休憩所については、観光客へのおもてなしの観点から、観光拠点の周辺に若干は必要かなというふうには考えているところであります。先ほど言いましたように、志布志市東部地区エリア基本計画では、やはり民間活用を導

入した歴史的建造物等の再生がその核となって、既存店舗等と競合しない形での飲食店等々の活用計画が盛り込まれているということでもありますので、そういう考え方で取組をしてみたいというふうに考えております。

○5番(南 利尋君) 計画どおりに則ってということですね。今、私たちにいろいろ見せていただけるのは、この概要版しかないわけですね。この中でいろいろ、「こうがいいんじゃないかな」というような、私なりにイメージをしていくわけですけど、「前川を活用した」というのが結構書いてあるものですから、その辺も含めれば、そういう福山氏庭園の周辺にですね、そういうものを整備するべきではないかと思えます。道の駅事業では、いろいろ市長が答弁していただいて、「私見ではありますが、あったほうがいいと思います」ということで、答弁されたことがあります。市長が個人としてあの辺に、もし休憩処とかそういうものが、のんびりできるような前川と宝満寺と福山氏庭園のそういうところにすぐ行けて、すぐ休憩してみたいなものがあれば、どうですかね。私見的にでも構いませんが、見解をお願いします。

○市長(下平晴行君) 私見的ではありますが、そうですね、ないよりはあったほうがいいということで、例えば、あそこにお茶屋さんがありますので、そこでお茶が飲めるような、そういう椅子等を置いたり、そういうこともいいのかなと。これはやはり民間活用を導入して、今、事業を展開しているわけでもありますので、当然「ウラカフェ」等々も経営していただいておりますので、そういう方々が事業展開する中で現れてくるのではないかなと。そして今回、開業支援事業の新設もいたしましたので、2店舗以上でもそういう事業ができるわけでもありますので、そこも一つのきっかけになるのではないかと考えているところであります。

○5番(南 利尋君) あったほうがいいかもしれないという、そういう感じでは、みんなあそこでは駄目だよというのは、あまりないと思うのですが。私かなぜ、あそこの福山氏庭園前の県道沿いのそういう提案をさせていただくかといいますと、福山氏庭園前のあのイメージにぴったりの歴まち事業の休憩所が、串間市の旧吉松家住宅前のスペースなんですね。道の駅があって、道路がありまして、その奥のほうに市道があるわけですね。あそこに旧吉松家住宅と言いまして、串間市の歴まちの事業ですごくあの前で祭りがあつたりとか、イベントがあつたりして、いろいろにぎわっているわけですよ。あの通りのイメージが、福山氏庭園前にそっくりなんですね。あそこは市道なものですから、市道に石畳を張り詰めて休憩所を置いて、そこにカフェとか、食事処とか、和菓子屋さんとかがあるわけですよ。道路を行きますと、串間市はその向こう側に道の駅とか、そういうのがあるわけですが、そのイメージをぜひ一回、市長もプライベートでもぜひ見ていただければ、こんな感じは民間の知恵を出さなくても、このイメージで福山氏庭園前に整備すれば、気楽に立ち寄れる場面ではないかなということですね、ぜひ教育長も、教育長は行かれたことはありますか。

[何言か呼ぶ者あり]

○5番(南 利尋君) ですよ、ということなんです。もう3回領いていただきましたので、もう何回も行かれていますということで、1回ですか、はい。本当に市民の憩いの場になっており

ますので、ぜひ視察をしていただいて、そのイメージを参考にいただければいいのかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

次に、ダグリ岬周辺の定期的な環境保全に取り組むべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） ダグリ岬周辺の景観につきましては、今年度ダグリ岬ベイサイドパーク構想の中心的な拠点として、活用予定の三角地や国民宿舎ボルベリアダグリ周辺の樹木の伐採作業を行うなど、景観整備に着手をしたところであります。ダグリ岬周辺は、「第2次志布志市観光振興計画」においても、重点コンテンツとして位置づけておりますので、市といたしましても、この風光明媚な自然環境を訪れた観光客に存分に感じていただけるよう、引き続き景観整備に努めていく必要があるというふうに考えているところであります。

○5番（南 利尋君） 今回はですね、今、整備に努めていただいているわけですが、「定期的にそういう整備していきませんか」ということの提案です。現地に行ってみますと、今、市長から答弁がありましたように、三角地周辺は伐採されて除草がされているわけですね。伐採・除草作業が行われたときに、私はたまたま行ったのですが、もう盆前ぐらいから始まったわけですね。そのときは既に海開きはされていまして、利用客も結構いらしてたわけです。であれば、伐採する前に初めて夏井地区に来られた方は、どういう気持ちになったのかなとふと考えると、あまり喜ばしいことではないのかなというふうに、私は感じたわけです。にぎわいを創出している観光地の共通点は、環境保全がしっかりと行われていることではないかなと思います。新しい観光施設がオープンしても、久々に行くとか閑散としている場所もあります。除草作業やトイレ掃除がしっかりと行われている施設は、何回行ってもまた行きたくくなります。ダグリ岬周辺に新たな施設を整備しても、保全管理が行き届かないと、長期的なにぎわいの創出は不可能ではないかと思えます。昨年、ダグリ岬ベイサイド構想が策定されましたが、景観保全の行き届いたベイサイド構想を実現するためにも、当初予算において、ダグリ岬周辺景観整備事業として予算を計上し、定期的な景観整備に取り組むべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○港湾商工課長（大迫秀治君） 今回、樹木伐採に取り組んだところですが、ダグリ岬周辺の魅力ある景観を維持するという点については、非常に大事な事かなと思っております。併せて、不法投棄などのそういったごみも落ちていないような、利用者が大切に利用する、そういった取組も大切であると考えておりますので、しっかり周辺を管理する指定管理者等とも連携しながら、日常的な除草作業、景観の維持に努めてまいりたいと考えております。

○5番（南 利尋君） 今年度までは、雑草が伸びたからやるとか、整備事業に対して補正予算が計上されたとかという場面なわけですね。私が今回お願いしたいのは、当初予算でベイサイド構想の地域内をしっかりと定期的に、今おっしゃいました不法投棄があつたりとか、雑草が伸びたりするような場面を、年間を通じて定期的なそういう除草・伐採、景観保全の在り方に取り組んでいくべきではないかということで、今、質問させていただいております。見解をお伺いします。

○港湾商工課長（大迫秀治君） 今、おっしゃったことにつきましては、しっかり所管課としましては予算を要求しまして、その景観維持ができるような形で努力してまいりたいと考えております。

○5番（南 利尋君） ぜひですね、ダグリ岬ベイサイド構想がにぎわいを創出できるか、できないかは、私は、保全管理が本当に重要なポイントだと思っておりますので、ぜひ当初予算の中で、そういう伐採事業に対する予算を計上していただくことを強く要望しておきます。

次に、伐採・除草作業の在り方についてお伺いします。私は先日、JR日南志布志線に乗車しまして、「海岸線は、どういう状況なんだろう」ということで、志布志駅から油津まで往復して乗らせていただいたわけなのですが、駅の伐採は今回通告していませんので、駅に入った瞬間、線路上は草が伸びて、イベント広場のフェンスも寒根葛（かんねんかずら）というやつですか、あれが巻きついて、フェンスが何か分からないような状態になっていたわけですね。列車が発車しまして、窓を見たら、「危険ですので窓から顔や手を出さないでください」と書いてあるんですね。「そういうことか」と思いまして乗っていたら、天神辺りに来たら、いきなりばっちゃんばっちゃん音がするんですね。竹や雑木の枝がもう列車を叩きまくるんですね。「顔や手を出さないでください」というレベルではないんですよ。「窓を開けたら、どうなんだよ」という話になるわけですから、「すごい状況だな」ということで、いつも利用しなければいけないのですが、徐々に乗車したものですから。だから、フェリーさんふらわあで訪れたお客さんが、日南線に乗って日南方面に行こうとする場面で、JR日南線に乗って、窓を開けようと思っても注意書が書いてあるのでとりあえず開けないでいたら、いきなりばっちゃんばっちゃん「何だこりゃ」というんですね。なんかもう、ジェットコースター並みのそういう迫力があるわけですね。もうすごい状況になっておまして、夏井駅を通り過ぎるときは、周辺も雑草が生い茂って、駅も掃除が行き届いていない状況でしたね。パラダイス跡は、その寒根葛とか、雑木が生えて伸びて、もう一瞬しか海は見えないわけですね。「そういう状況なんだな」ということが改めて分かって、ほかの自治体の駅は、JR利用促進事業をやっていますが、もうほとんどの駅が草ぼうぼうなんですよな。「大変な状況だな」ということで思ったということもあったのですが。これはJR九州に「伐採をしてくれ」と言っても、なかなかしないと思うんですよ。だから、夏井駅のちょっと志布志駅寄りからパラダイス跡地のあるところまで、その真ん中には山があつて海は見えなくなっていますから、ベイサイド構想のある場所だけでも、線路内は入れないわけですから、この法面の竹ですよな。あれを伐採すると、そこだけとはりあえず、串間市もなかなか見えない状況になっているわけですから、夏井駅からパラダイス跡地のところまでは、とりあえず海はきれいに見えるような状況を、最低でもそういう伐採に、JR九州と協議をしながら取り組むべきではないかなということをお伺いしますが、見解をお伺いします。

○総合政策課長（川上桂一郎君） JR日南線沿いのそういった伐採という御質問ですが、議員が先ほどおっしゃったとおり、線路内というところで、やはりそういったなかなか制限があるというふうに思われますので、その点についてはJR九州のほうとまた協議をさせていただきたい。

可能なのか、こういった形でできるのかですね。敷地の関係でどの程度までとか、やはり民地の関係とかもあつたりとか、ちょっとその辺が不明ですので、そこは協議をさせていただきたいというふうに思います。

○5番(南 利尋君) 竹や雑木が生えているのは、線路内じゃないんですよ。両サイドから伸びているわけですね。だから、線路内には立ち入れないというのは、もちろん分かっていますので。それは今、答弁していただいたJR九州としっかり協議を行っていただいていますね、せめてベイサイド構想の範囲だけでも、そういう法面だけでも列車から見えるような状況を、ぜひ協議していただきたいと思います。よろしくお願いします。

何点もあるのですが、国道沿いに東屋があるんですね。パラダイス跡地を過ぎて、カーブのところの左側のほうに東屋があるんですよ。あそこも、今まで除草作業が行われていないわけです。あれは国道沿いですから、国の機関の管轄になるわけですね。昔、あそこの東屋ができた頃は、海まで見えていたんですよ。今、全く見えない状況で、なかなか食事を取ろうとか、休憩をしようというような状況ではないものですから、ぜひですね、関係機関にそういう伐採、保全管理を徹底していただくように要請すべきではないかと思いますが、見解をお伺いします。

○市長(下平晴行君) 私が明日にでも行って、伐採しておきます。

○5番(南 利尋君) 僕も手伝いに行きます。本当にすごい景観のいいところなんで、ぜひ関係機関に連絡をしていただいて、取り組んでいただくことを要請しておきます。

三角地の作業後の状況は、もちろん新しい不法投棄はなくなっている状況なのですが、海側の法面まで、不法投棄のごみが埋まっているのが目立つわけですね。ペットボトルから何からですね、風が吹くと埋もれたビニールが多く、箇所で揺れているわけですね。車の中からも見えて、不快感をもたらすような状態なので、早急にやはり不法投棄のごみが埋まっているものは、撤去すべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○港湾商工課長(大迫秀治君) まず、三角地につきましては、伐採を今回させていただいたところでございます。人力でするには、おっしゃるとおり、かなりの埋まった廃棄物等もあるようでございますので、ここについては、また状況を見ながら早い段階で、そういった予算が必要であれば予算のお願いと、そういったことも検討していければと思っているところでございます。

○5番(南 利尋君) ぜひですね、海水浴シーズンが終わっても、夏井地区のダグリ岬の砂浜は、結構いろんな方が訪れていらっしゃるんですよ。もちろん所管課の方も御存じだとは思いますが、結構昼間でも訪れる方がいらっしゃいますので、ぜひですね、本当にペットボトルとかが埋まっている状況をみんな見ていると思うんですよ。やはり清潔感のある観光地づくりを目指していただければ、ぜひ対応をよろしくお願いします。

何個もあつたので、分けて質問させていただいておりますが、この国民宿舎ボルベリアダグリに上がっていく左側の斜面ですね。今、今回の三角地と一緒にソテツみたいなものまでは、伐採とツタをみんなきれいに取っていただいたわけです。その奥は、昔は市長も、あそこで勤められたことがあるので分かると思うのですが、本当にきれいな状況だったんです。プールがあつて、

何があって、そのイメージがにぎわいを創出した理由なのかなど、私は今思っているんですよ。一生懸命今、新しい指定管理者が頑張っているんですけども、上がり口がああいう感じのイメージであれば、なかなか一流の宿泊施設とは見られないと思うんですね。やはりそういう意味でも、市長が「観光地の景観保全是、必要不可欠である」ということを前回回答弁していただきましたので、斜面の辺りも、ぜひ竹とかそういう雑木を伐採していただいて、イメージチェンジをしていただくようお願いしたいと思いますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） これはもうしっかりと景観を整備して、やはり来られるお客様に対しておもてなしの心と申しますか、これが一番大事なことだというふうに思いますので、対応してまいります。

○5番（南 利尋君） ぜひですね、にぎわいを創出する観光拠点づくりには、定期的な景観保全が必要不可欠であると思います。次年度からでも取り組んでいただくことを強く要望します。

次に、夏井漁港付近に海釣り公園を整備し、観光振興を図るべきではないかと考えますが、見解をお願いします。

○市長（下平晴行君） 夏井漁港につきましては、漁業の用途で整備されておりまして、海釣り等のレジャーや体験型観光施設として利用できないため、ダグリ岬ベイサイドパーク構想の対象区域に含めていないところであります。夏井漁港からダグリ岬先端付近の区域につきましても、水域等が漁港区域に指定されており、開発にあたっては、関係団体との協議等が必要になってくる場合があります。なお、夏井漁港手前から海水浴場手前までの区域における釣り施設の設置について、調査・研究を行ったところ、海まで下りる動線や駐車スペースの確保が難しいこと、ほとんどの場所において防波堤が設置されていない外海に面しておりまして、お客様の安全確保ができないこと等から、この区域における海釣り施設の設置は、現在のところ、困難であるというふうに判断をしているところであります。

○5番（南 利尋君） とりあえず、新型コロナウイルス感染症が発生してから、三密を回避できるアウトドアレジャーとしてですね、釣りを楽しむ方が結構増加しております。釣り情報誌によると、20代から30代の読者が多く、さらに女性やファミリー層も釣りが浸透してきたということです。キャンプなどと併せて、釣りをやりたい家族も増えているそうです。しかし、本市では、瀬渡し船などが廃業し、釣り人が激減しております。漁港の防波堤の釣り人と漁船とのトラブルも起きているということも、お聞きしたこともあります。そこで、夏井漁港付近に海釣り公園を整備して、のんびり安全に釣りが楽しめるようにすべきではないかということの質問なんですけど、今、市長がおっしゃいました、ちょうどこの振興計画のど真ん中なんですよね。今、課長が持っているらっしゃるその計画体系図のど真ん中が、ちょうど防波堤があって、周囲を防波堤で囲まれているわけですよ。夏井地区のほうから下りると島もあって、安全は確保できる場所なんです。ダグリ岬遊園地から後ろのほうに下りて利用できるわけですから、遊園地のアクティビティとしても、利用できるような状況があるわけですね。市長、行かれたことはありますか。

○市長（下平晴行君） はい、昔はしょっちゅう行っていました。

○5番(南 利尋君) 裏に下りて行けるわけですよ。水産試験場とかそういう建物がありますよね。ちょっと夏井漁港側になると、この岩場といいますか、本当に景観のきれいな場所なんです。アマモがいるらしいんですよ。アマモって、きれいな海に生息する藻の一種らしいんですけど、そういうのも生えているようなきれいな場所なんですよ。私の今回の提案は、そのイメージをしていただくような場面なんです。市長のイメージされる場所と、多分、今写真の場所の場面は、ちょっとイメージが違うと思うんですよ。この防波堤に囲まれてダグリ岬遊園地から下りて、ちょっと浮き橋でも整備していけば、簡単にはできませんが整備可能ではないかなという場所で、今、提案しているわけですが、見解をお伺いします。

○市長(下平晴行君) 先ほども言いましたように、お客様の安全確保ができないというようなことから、この区域に施設の設置は、現在のところ困難だというふうに判断をしているところであります。

○5番(南 利尋君) この前ですね、いろいろ現地に何回か行ったのですが、あそこで除草作業をしている高齢者の方がいらっしゃって、いろいろ説明していただいた場面があったのですが、「大歓迎だ」というような話で、「ぜひ、提案してくれ」というような話もあったものですから、今、提案させていただいております。もうちょっと今、いろいろ場所の確認とかをされていると思うのですが、この件に関しては、いろいろ調査・研究していただいて、現地調査もしていただいて、はっきりとですね、前の質問で「ダグリ岬周辺の伐採作業をお願いします」と言ったら、「できません」という答弁があったのですが、後日「県に申請すれば、伐採はできます」というような答弁が、ちょっと変更になったこともあるんですね。だから、そういう意味でも、本当にイメージすれば、皆さんもイメージが湧くと思うんですよ。ダグリ岬遊園地から後ろに下りたら、釣り竿のレンタル場があって、そこで親子で楽しんで釣ったら、キャンプ場で晩飯のおかずにするとかですね。いろんなこともできるような、そういうアクティビティの一つなので、もう一回、調査・研究していただいてみてもらえませんか。

○市長(下平晴行君) そこはそことしまして、この前の8月23日に開催された志布志港長期構想検討委員会において、「志布志港内に、海釣り施設の配置検討を行うことはできないのか」という意見の申入れがあったということでございますので、そういうこの委員会の中での話も進めておりますので、そういう形のほうが、海釣り公園という形よりは、前に進むのではないかなというふうには思っているところであります。

○5番(南 利尋君) どのほうが進むということですか。海釣り公園が進むという話になっているのですか。

○市長(下平晴行君) 進むというか、この委員会において、志布志港内にそういう施設はできないのかという、欲しいというか、設置できればということの意見があったということになります。私も機会あるごとに、森山先生のほうにも鹿児島市が設置、造っております海釣り施設ですね、そういうものもできないのかどうかということも、お願いをしているところでもありますので、この委員会と併せて、そういう意見等々があるということは、同じ方向に向いて取組ができれば

というふうに考えているところであります。

○5番(南 利尋君) ぜひですね、いろいろできるか、できないかと言ったら、市長が言われる「どうやったらできるか」ということを、この件に関しては検討していただいて、取り組んでいただくことを期待しております。

ちよっともう一つ、前向きなことにならなかったのも、旧国道から夏井漁港に入りますと、すぐ入った左側に、きれいに整備された結構広い駐車場があるんですよ。行かれたことはありますか。

[何言か呼ぶ者あり]

○5番(南 利尋君) その駐車場に車をとめて、しっかりと安全な階段があって、奥のほうに安全に行けるような状態にあるわけですね。そうすると、もう本当に危険とか、安全確保ができないじゃなくて、イメージは本当に安全に行けるような状況の場所だということを、私は提案したかったのです。階段を下りていけば、小さい島があるんですね。そこはなんと巖島神社があり、弁天様がいるわけですね。潮が引くと、その島に歩いて行けて、お参りができる状況になるんですね。夏井・陣岳ふるさとづくり委員会が設置した看板の説明によりますと、「弁天様は女の神様で、男を大事にしなければならないという教えの神様」だそうです。市長、取り組みませんか、そういう事業に。そういう教えの神様が、いらっしゃるわけです。これは、看板に書いてあった文言ですからね、私が個人的に言っているような話ではなくて。皆さん、一回行ってみてください。「女の神様で、男を大事にしなければならない神様」、どうのこうのと本当に看板には書いてあるわけですね。だからそういうものもありますので、ぜひですね、観光地として利活用もできるようなですね、そういう場所なんですよ。だから、夏井地区にそういう新たなですね、広島県の巖島神社とかありますけど、遠くに行かなくても、そういう神社が志布志市にもあるわけですよ。島に行って、参拝できるような場所が志布志市にはあるわけですね。だからそういうのもベイスайд構想とは別に、一つの観光PRになる資源だと私は思うわけですね。そういうことなんですけど、ぜひですね、その辺でその駐車場を利用して階段を下りて、イメージとして奥に行けば海釣り公園があって、その階段を下りたところに弁天様に渡れて、お参りができるという場所があれば、その夏井地区は結構空き家とかそういうものが点在しておりますので、そういうところで、夏井漁港で獲れた新鮮な魚介類を食べさせていただくような、今1軒ありますよね、すごくおいしく料理を食べさせてくれる漁師さんがいらっしゃるのですが、ああいうところのようなものがあれば、夏井地区の地域活性化にもつながると思うんですね。だから、新たに海釣り公園ができるか、できないかですね、そういうはっきりした答弁をもらえなかったのも、そこら辺も含めて、ぜひ、新しい観光拠点として生かしていくべきではないかなと考えますが、見解をお伺いします。

○市長(下平晴行君) 多分、弁天島のことだろうというふうに思うところでありますが、この夏井公園、車も10台ぐらいはとめれるというようなことでありますので、景観等も含めてPRはしていきたいというふうに思っております。

○5番(南 利尋君) ぜひですね、観光資源として、いろいろPRしていただければと考えます。

次に、新しいまちづくりについて伺います。JR志布志駅周辺を中心とした、新たなまちづくりについての進捗状況をお示してください。

○市長(下平晴行君) JR志布志駅周辺については、令和4年3月に策定した「第2次志布志市総合振興計画後期基本計画」の施策として、安全・快適な交通拠点としての整備を進めることや、「おもてなしの玄関口」として駅周辺のにぎわいづくりと総合観光案内所のさらなる充実を図ることとしているところであります。東九州自動車道や都城志布志道路の整備促進を図りつつ、既存の飲食店等の事業者への誘客を支援し、令和3年度に整備した多目的イベント広場を活用したぽっぽマルシェや各種イベントの開催をすることで、にぎわいを創出しているところであります。

○5番(南 利尋君) 第2次志布志市総合振興計画後期基本計画の基本目標1の中に、「JR志布志駅周辺については、市民や事業者とともにまちの玄関口にふさわしい魅力ある拠点となる整備を進めます」とあります。市道香月線の整備もあり、車の流れも多くなっております。周辺ではスポーツ大会や合宿、イベントなどが行われております。今年2月には、志布志クリテリウムが行われました。10月12日から15日まで、かごしま国体成年男子サッカー競技が行われます。今のこの駅周辺の中において、志布志クリテリウムが開催されたときに、あの周辺に対してどのような経済波及効果があったかをお示してください。

○港湾商工課長(大迫秀治君) この自転車の大会につきましては、今年2月に実施されたところでございますが、直接的な経済効果は、フェリーさんふらわあの利用も含めまして、約700万円弱の経済効果があったところでございます。

○5番(南 利尋君) そのときに、アピアの中で働いていらっしゃる従業員の方にお伺いしたときに、「どうでしたか、結構忙しかったですか」という話をしたら、「外は人通りが結構あったけど、中は普段と変わりませんでした」と、そういうことをおっしゃる方もいらっしゃいました。例えば、振興計画でも、JR志布志駅周辺を魅力的な玄関口として整備していくというような計画があるわけですから、この市道香月線沿いには、空き地や空き家が散見されるわけですね。振興計画の基本目標にもある「魅力ある拠点づくり」の礎を築くためにも、散見される空き地や空き家を把握して、地権者と協議を行い、区画整理に取り組むべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○総合政策課長(川上桂一郎君) 議員おっしゃるとおり、まず、その志布志駅周辺の様々な取組については、「第2次志布志市総合振興計画後期基本計画」もあるのですが、都市計画マスタープランというのでも平成30年度に策定しておりますので、その中でも、今おっしゃったゾーンに対しての空き地また住居の状況等の調査をします。今回、建設課のほうで、立地適正化計画という策定を計画しておりますので、その中で、そういった調査等も実施していきたいというふうに考えております。

○5番(南 利尋君) ぜひですね、あの周辺の土地活用の現状についてしっかりと把握していただきまして、これからこの沿線に対して地域経済活動の活性化について、どのように寄与できるかということも含めまして、しっかりと調査をしていただくことを期待しております。

今、市道香月線沿いには、さっきおっしゃいましたぽっぽマルシェとか、あとスポーツイベントなどが結構開催されております。その辺の利用客の方々や市民の意見とか要望、また志布志市に赴任されてこられた方々の要望も、しっかりと把握すべきではないかと考えるわけですね。市民の方の意見としては、「市道香月線沿いに食事ができたり、休憩するカフェなどがあれば、休日も市内でのんびりできる」とかですね、「スポーツイベントがあるとき、周辺で食事ができればありがたい」とか、「黒豚三昧井、背白ちりめん三昧井など、志布志市のグルメを提供してくれる飲食店などがあればありがたい」などがありました。港湾関係では、志布志市に赴任されている方の意見の中には、今までいろんな方と飲食店やいろんなところでお会いして、志布志市のことについていろんな話をする機会が何人かと申しますと、最低でも30人とかそういう方々がいらっしゃると思うのですが、「赴任して1年以上経っていますが、志布志市のことは分かりません」とかですね、「休みの日は、志布志市にいません」とかいう意見があるわけですね。東京や大阪に本社のある企業ではですね、「志布志支店を希望する社員は、ほとんどいません」とかですね、本当に厳しい意見を言われる方が、これがリアルな情報なんですけど、いらっしゃるわけですね。だから、いろんな市民のそういう市道香月線に対する思いとか、そういう志布志市に赴任された方々のいろんな志布志市に対する思いとか要望をしっかりと把握して、その事業計画に取り入れていくべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長(下平晴行君) それも大切なことだろうというふうに思うのですが、やはり既存の商店等々のPRをしっかりとしていくことも、大事なかなというふうに思っておりますので、飲食店のマップやSNS等を活用した、そういう情報発信をしっかりとしていかなければいけないというふうに思っているところであります。

○5番(南 利尋君) ですよ、既存の商店がもちろん一番なんですけど、夜は結構あるんですが、昼間のそういう食事をしたり、休憩したりするような場所がないということなんです。夕方までイベントでいらっしゃって、「じゃあ、志布志市で食事をして帰ろうか」というと、いろんな飲食店がありますのでそういう利用ができるのですが、昼間の状況では、「カフェとか、そういうものがない」ということの見解も、しっかりと把握していただきたいということなんです。振興計画の施策の中に、商工業の基盤強化とあります。目指す姿に、「元気な中小企業が増え、地域経済が活性化しています」とあります。商工業という表現は、商業と工業が対になっております。工業に対しては、国や県の港湾事業などにより活性化が見込めます。しかし、商業に関しては、行政と民間企業で活性化を図らなければなりません。需要と供給のバランスが図れなければ、地域経済は衰退します。東九州自動車道や都城志布志道路の開通により、市外で経済活動を行う方が増加しているのは、間違いありません。振興計画には、市民の取組として、「地元で商店で買い物をしましょう」とあります。行政の施策には、「志布志グルメのPRを推進し、志

布志市の名物づくりに努める」とあります。志布志港がますます発展すれば、交流人口・関係人口は確実に増加していきます。地域経済を活性化させるためにも、市道香月線沿いに新たなにぎわいを創出するような経済活動拠点整備に、早急に取り組むべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） JR志布志駅を起点としたそのような取組をすることでの人の流れ、これは確実にそうだというふうには思うところであります。そういうようなことから、ゾーニングの面からも動向を注視して、食の志布志市のブランディングを達成するためにも、そういう取組ができないか検討してまいりたいというふうに思います。

○5番（南 利尋君） ぜひですね、そういう取組も、しっかりとこの基本計画にあるわけですから、前向きな取組を期待しております。

本市を訪れた方々にどこに宿泊されているかを伺うと、近隣自治体に宿泊されている方が結構いらっしゃいます。理由としては、「市内で予約が取れなかった」とありました。合宿やイベントがあるときは、市内宿泊施設だけでは対応できていません。平日でも港湾関係者の方には、「予約が取れなかった」という方もいました。志布志港の発展により、来訪者は増加します。振興計画の目標宿泊者数9万人を達成するためにも、宿泊施設誘致活動にスピード感をもって取り組むべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○港湾商工課長（大迫秀治君） 志布志市の宿泊施設が、そういった大会等でいっぱいということに関しましては、所管課としては非常に有り難い、嬉しい悲鳴ということですが、絶対的に足りないということであれば、おっしゃるとおり、そういった新たな宿泊施設等の誘致、そういったところも検討しなければいけないのかなというふうに感じたところでございます。

○5番（南 利尋君） 「足りないのであれば」ということを、今、答弁していただきましたが、足りないから、市長も以前の答弁で「誘致活動に取り組んでいく」という答弁をされているわけですよ。現状では増えていないというのが、現状なわけです。あれから3年経っているわけですね。その辺をしっかりと取り組まなければいけないのではないですか、ということの提案なんです。

○市長（下平晴行君） 市の取組の中で、土地を購入してその事業を運営していきたいという事業者もおられるわけでありますので、そこ辺も含めた連携を取りながら、どういう形でその宿泊施設の確保ができるのか、そこも十分今後協議をしてまいりたいというふうに考えております。

[何言か呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 以上で、南利尋君の一般質問を終わります。

○

○議長（平野栄作君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでした。

午後 4 時18分 延会

令和5年第3回志布志市議会定例会会議録（第5号）

期 日：令和5年9月7日（木曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 園 義 行

隈 元 香穂子

出席議員氏名（19名）

1 番 永 田 梓	2 番 栞 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	7 番 青 山 浩 二
8 番 野 村 広 志	9 番 八 代 誠
10 番 小 辻 一 海	11 番 持 留 忠 義
12 番 平 野 栄 作	13 番 西江園 明
14 番 丸 山 一	15 番 玉 垣 大二郎
16 番 鶴 迫 京 子	17 番 小 野 広 嗣
18 番 東 宏 二	19 番 小 園 義 行
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（1名）

6 番 市ヶ谷 孝

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 小 山 錠 二
財 務 課 長 鮎 川 勝 彦	総 合 政 策 課 長 川 上 桂 一 郎
コ ミ ュ ニ テ イ 推 進 課 長 五 代 千 加 子	情 報 管 理 課 長 宮 内 真 吾
港 湾 商 工 課 長 大 迫 秀 治	税 務 課 長 濱 田 茂
市 民 環 境 課 長 留 中 政 文	福 祉 課 長 若 松 利 広
保 健 課 長 西 洋 一	農 政 畜 産 課 長 萩 迫 和 彦
耕 地 林 務 水 産 課 長 折 田 孝 幸	建 設 課 長 富 岡 裕
松 山 支 所 長 上 原 健 太 郎	有 明 支 所 長 北 野 保
水 道 課 長 新 崎 昭 彦	会 計 管 理 者 和 佐 浩 教
農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 水 忍	教 育 総 務 課 長 岡 崎 康 治
学 校 教 育 課 長 上 木 勝 憲	生 涯 学 習 課 長 江 川 一 正

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	グ ル ー プ リ ー ダ ー 末 原 和 幸
調 査 管 理 担 当 サ ブ リ ー ダ ー 大 田 和 隆	議 事 担 当 サ ブ リ ー ダ ー 前 田 範 雄

午前10時00分 開議

○議長（平野栄作君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、鶴迫京子さんと小野広嗣君を指名いたします。

ここで市長から、昨日の南議員の質問に対する答弁について訂正の申出がありましたので、発言を許可します。

○市長（下平晴行君） 昨日の南議員の東屋の除草についての質問で、私が、早急に対応するために「自分でする」というふうに答弁しましたが、関係機関としっかり連携して処理をしてまいります。訂正しておわび申し上げます。

○議長（平野栄作君） ただいまの発言の訂正については、会議規則第67条の規定によって、議長の許可を得てすることになっています。市長の発言訂正の申出は、これを許可します。



日程第2 一般質問

○議長（平野栄作君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、19番、小園義行君の一般質問を許可します。

○19番（小園義行君） おはようございます。日本共産党の小園義行でございます。今、国会も閉じていまして、国の政治の在り方を見ていますと、本当に国民の側をしっかりと向いた政治、そういったものが行われていない中で、地方自治体及びそこで働いている職員の方々は、大変つらい思いをしながら仕事をさせられているというふうに、私は感じています。マイナンバーカードの問題についても、当然であります。一方、岸田総理大臣は、「国民の声を聞く力を、私は持っています」と言いました。そして総理大臣になりました。その約2年ほど経ちますけど、どうでしょう。先の広島で開かれたG7で、核廃絶に向き合うということだけでなく、被爆者の声を聞かないで核抑止、そこに持っていくようなやり方。一方で、福島県で原発の汚染水、そしてそれを処理した処理水を、漁民の声をしっかりと受け止めて約束もしていたはずなのに、近隣諸国をはじめとして、しっかりと説明もしない中で一方的に放出を決めて、いろいろな問題を引き起こしております。私は、一番末端と言うと変ですが、先端の地方自治に少し関わりを持つ一人の議員として、やはり国の政治がしっかりと国民の信頼性を持って行われなければ、地方自治体そして地方自治体で働く職員、そういった人たちが大変苦勞するという実情があるというふうに、冒頭言ったところであります。ぜひ、当局におかれては、住民の皆さんの声、ひいては議員のいろいろな提案、そういったものを真摯に受け止めていただいて、行政の執行にあたっていただきたい。そのことを心からお願いをして、通告をしていました点について、順次、質問をさせていた

できます。

まず、個人情報の保護についてということで、現在、マイナンバーカードをめぐるトラブルについて、個人情報が漏れいしている現状がある。このことを新聞、テレビ、そういうもので連日のように報道されているところでもあります。個人の情報が漏れている、そういった状況をどのように受け止めておられるのか。併せて、個人情報の保護の在り方に関して、市長としての基本的な考え方をお示ししていただきたい。

○市長（下平晴行君） 小園議員の御質問にお答えします。

個人情報は、個人の権利、利益を保護すべきあるものと同時に、効果的に活用されることにより、社会及び個人の生活における利便性の向上等に資する有用性を持つものであると考えております。その両面に配慮しながら、法令に基づき、適正に個人情報の取扱いを行い、個人情報の保護を適切に実施していく必要があるというふうに考えているところであります。

○19番（小園義行君） 市長もしっかりとその個人情報に関しては、「対応していく必要がある」とそういうふうに述べられて、答弁としてありました。先の議会で、志布志市個人情報保護条例、これは廃止になりました。そして、個人情報の保護に関する法律に基づいて、今後は運用していくということで、その法律の施行条例が志布志市ではあるのみであります。よって、個人情報の保護に関する法律に基づいて、今後は対応していく。それが無くなるときに、質疑としまして、「今後、志布志市における個人情報の保護の在り方についてはどうですか」と質疑をして、答弁として「今までと変わらない」という答弁があったところでもあります。そこで、個人情報の保護に関する法律第3条第2項で、基本的な理念が述べられております。第5条で、地方公共団体の責務が述べてあります。また法の第1条では、目的で「個人の権利利益を保護することを目的とする」とうたっております。こうしたことを考えたときにですね、非常に志布志市のいろいろな個人情報の保護という観点については、この法に基づいての市長の答弁というふうに当然理解するのですが、そこについては、しっかりと今おっしゃった答弁と併せて全くそのとおりでと、この法律に基づいてきちんと目的、理念、そういったものを踏まえて対応していくというそこについては、しっかりと担保できているというふうに理解していいですね。もう一回、お願いします。

○市長（下平晴行君） 先ほど申しましたとおり、法令に基づき、適正に個人情報の取扱いを行い、個人情報の保護を適切に実施していくという必要があることから、そのように考えております。

○19番（小園義行君） そこで、先の6月議会で、自衛隊の名簿情報の提供を本人の同意なしで、提供していることが分かったところでもあります。令和3年からだと、これは閣議決定をしたことでそうだというようなことでありました。そのことと今市長がおっしゃったその答弁とを照らして、個人の情報が提供されていることについては、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 自衛官及び自衛官候補生の募集事務の一部につきましては、自衛隊法第97条の規定に基づき、都道府県知事及び市町村長が行うこととされ、また自衛隊法施行令第120条に基づき、募集対象者情報の資料募集事務に使用することを目的として提供しているものであ

ります。保有する個人情報の取扱いにつきましては、個人情報の保護に関する法律第69条に基づき、適正に運用しているものと考えております。

○19番（小園義行君） 市長は、適法だというふうに答弁があるわけですけど、本来、本人の同意なく、個人情報を勝手に、勝手にと言うと変ですけど、提供するというのは、憲法が定める基本的人権、そのことを無視しているというふうに私は思うところであります。そこで、個人情報の保護に関する法律第17条で、利用目的による制限をうたっております。第18条3項の4で、「本人の同意を得ることなく、事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときなどは、適用しない」というふうにうたっているわけですね、利用制限をね。同意を得ることが、その自衛隊に名簿を提供することで、同意を得てからやるとしたら、どんな支障があるのか。そのことについて、答弁を求めます。

○総務課長（小山錠二君） お答えいたします。

まず、同意を得ずに自衛隊に情報提供するというところでございますが、基本的には、法令に基づいて行っているということでございます。個人情報の提供につきましては、適正であるということと考えているところであります。

○19番（小園義行君） 個人情報の保護に関する法律は、「ちゃんとやれ」とうたっているわけですね。そして閣議決定があったその自衛隊法、そういったものについて義務ではないわけですよ。あれは、「できる」となっているだけで、「やらなければならない」とうたっているわけじゃないですよ。これはもう先の議会で議論しましたので、それはしませんよ。個人情報の保護というこの大切な基本的人権を、国の求めで「出してくれ」と言われて当局が「はい、はい」という、そのことがどうなのかということをお聞きしているわけです。実際に、その募集を本人から同意を得てやるとしたら、どんな弊害があるんですか。

○総務課長（小山錠二君） 本人に同意を得るということでございますが、今年度で言えば約400人ほどの情報の提供ということでございましたが、その方々から全て同意を得るということに関しては、相当な事務作業になりますけれども、このことについては、同意を得ずに提供できるということでございますので、本市としては、提供しているところでございます。

○19番（小園義行君） 平たく考えると、同意を求めるとなかなかその回答が集まらないという、簡単に言うとそういった心配があるということですよ。あなた方は、除外申請を設けたとなっているんですが、なぜ、その除外申請を設けられたんですか。

○総務課長（小山錠二君） お答えいたします。

提供することについては、法令に基づいて提供しているところでございますが、問題があるとか、ないとかということではないのですが、希望されない方の心情に配慮し、今回、令和5年度より除外制度を設けたところでございます。

○19番（小園義行君） 希望するもしないも、あまりそういう提供しているというのはよく知られていないわけで、本来は、これは先の議会でもしましたけれども、「きちんとそのことが分かるように周知徹底をしないと、こういった基本的人権の侵害になるよ」というようなことで、や

り取りをさせていただきました。除外申請を設けた理由としても、基本的には望まない人は提供しないということですよ。それが当たり前だと思うんですよ。そこで、令和3年から提供をしているわけですが、この除外申請の件数がこれまでどれぐらいありましたか。

○総務課長（小山錠二君） 令和5年度より実施しております。令和5年度におきましては、除外申請の申出があった件数については、ゼロ件でございます。

○19番（小園義行君） 令和5年度はないわけですね。なぜ、ないかと言ったら、そういうことをやられているということを知らないからですよ。今、総務課長のほうも大変苦勞されていると思うんです。冒頭私が言いましたね、国の政治の在り方で、地方自治体及び地方自治体の職員は、本当に困難な仕事をやらされているというふうに僕は思うんですね。もっとやはり国民が主人公なんですから、国の政治の在り方も、もっと国民の寄り添った形でやらないといけないというふうに思います。そこで、除外申請を設けてもゼロだというのであれば、一番簡単な方法としては、これまで鹿児島県内でたくさんの自治体が提供してきたと、志布志市は令和2年度までですかね、そこまでは閲覧にとどめていたわけですよ、県内では二つの自治体、もう一つありますけど。今、総務課長も大変答弁に苦慮されていますけど、市長、もう一回ね、閣議決定で自衛隊法第97条とかをそういうのをおっしゃいましたけど、住民基本台帳法に基づいて、志布志市は閲覧にとどめますと、もう一回そこに返るといふ選択肢はありませんか。

○市長（下平晴行君） 先ほども総務課長が答弁しましたとおり、基本的にはやはり法令に基づいて対応しているということと併せて、情報提供につきましては、地方自治法施行令第1条において、自衛隊法施行令第120条に規定された法定受託事務として対応すべきものということで、判断をしているところであります。

○19番（小園義行君） 市長、もう自衛隊法のそれは6月議会で大いにやり取りしましたのでね。でもそれは、義務ではないということなんです。だから当局だって、除外申請をわざわざ設けたんでしょう。設けたということは、義務ではないから設けたわけですよ。だったら、国のやり方、政治の在り方によって難儀をしないために、住民基本台帳法という法律があるわけですから、「閲覧にとどめます。どうぞ見に来てください」って、それで解決すると思うんですけど。そういう立場に立てませんか。いかがですか。

○市長（下平晴行君） 閲覧については住民基本台帳法第11条、写しの交付については同法の第12条の2に、「それぞれ法令で定める事務の遂行のために必要である場合にはできる」と規定されております。自衛隊への情報提供は、自衛隊法施行令第120条に基づく法定受託事務であるため、この場合に該当し、法令違反ではないというふうに考えているところであります。

○19番（小園義行君） 法に基づいて仕事をされるのが、行政の在り方です。住民基本台帳法は、そう求めています。閣議決定があって、だから「できる」としました。自衛隊法こうこうでね。でもそれは、本来考えると、当局だってそれはちょっと問題があるよね、だから除外申請を設けたわけでしょう。そうすると、一番国のやり方に対して、国と地方は対等の関係にもなっているんだから、きちんと私たちは法律に基づいて、「うちの自治体は、住民基本台帳法に基づいて閲

覧でやります。どうぞ見に来てください」と、これで済む話なんです。では、私たち議員が、「選挙人名簿をちょうだい」といって写真を撮ったり、いろんなことしたって、それを許しますか。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、議員もおっしゃるように、我々は法令に基づいて業務をしているという観点からも、そういう対応の処理と申しますか、事務手続きをしているということでございます。

○19番（小園義行君） もう一回、除外申請を設けた理由を教えてください。

○総務課長（小山錠二君） 除外申請を設けた理由でございますが、先ほどもお答えしましたが、希望されないという方の心情に配慮したということと、あとまた近隣自治体におきましては、約10の団体におきましても、同様の対応をしているということでございますので、合わせて除外制度を設けたということでございます。

○19番（小園義行君） 「希望されない方については除きます」と、希望するもしないも、やっと今後市報とか、何とかで、「こういうことをやっていますよ」というのをお知らせされるんでしょうけど、一番簡単なのは、「住民基本台帳法に基づいて、閲覧にとどめます」と、市長、それで済むんですよね。なぜこんなことになったかという、安倍元総理大臣が「全国の6割の自治体が協力を拒否している」と言ったから、こういうことに今なっているわけですけど、そのことについては、先の議会でもありましたように、こういう形で我がまちはやっておりますということを、よく分かるようにやるということでしたので、それについてはそれなりでしょう。でも基本は、法に基づいて行政執行していくわけですので、「住民基本台帳法に基づいて、我がまちはきちんと対応します」と、これだけでいいんですよ。国と地方は対等の関係になっているのですからね。ぜひね、このことについては一貫して、今後、電子媒体で提供するというものになっていくのしょうけど、これは本当に憲法が求めている基本的人権の問題ですよ、その立場からしたらね。これについては、市長はやらないということですのでね。今後またこの問題については、ここで議論したいと思います。あくまでも、「法に基づいて、住民基本台帳を閲覧してください」と、私たちにもそう求めますよね。農業委員の選挙は今ありませんけど、いろんな案件で窓口にきたときに、「どうぞ閲覧してください、これは結構でございます」と対応すると思います。どこかの市長さんが勝手に全部名簿を取り出して、失職して、再選して、またやっているという問題が、またそれでいろいろ問題になっています。個人情報保護の取扱いというのは、「法に基づいてやってくださいよ」ということなんです。自衛隊法とか、何とかじゃないんです。この個人情報保護に関する法律に基づいてやればいいんですよ。それだけです。このことについては、また議論したいと思います。

次にいきます。国民健康保険についてお願いします。国保の限度額が毎年引上げをされてきているわけですけど、毎年引上げで提案されている大きな要因というのは、どこを根拠にして当局はされているのですか。

○税務課長（濱田 茂君） この課税限度額の引上げの背景でございますけれども、被用者保険

において最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が、0.5%から1.5%の間になるように法定されていることから、このことの均衡を考慮して超過世帯割合が1.5%に近づくように、段階的に賦課限度額を引き上げていく必要があるということでございます。

○19番（小園義行君） 今、被用者保険のルールということでありました。確かに、労働者やその扶養家族が加入している健康保険の運用ルールを定めた健康保険法では、第40条で、今おっしゃった1.5%を超えた場合にこうだということですね。でも、国民健康保険法については、そのことは書いてありますか。

○税務課長（濱田 茂君） お答えいたします。

国民健康保険税の課税限度額につきましては、例年、法施行日に合わせまして、国が設定した課税限度額と同額とする条例改正を提案し、議会においても承認いただいているところでございます。現状、国に準じた課税限度額としているところでございますが、その額については、地方税法で規定された法定限度額の範囲内で、各市町村が実情に応じて条例により定めることができるものであることは、存じているところでございます。

○19番（小園義行君） 今、税務課長のほうから地方税法のそれをおっしゃったんですけど、この国民健康保険については、2015年、平成27年ですよ、さっきおっしゃった被用者保険、協会けんぽですね、そこの1.5%ルール。そこのバランスを考慮してということ、毎年こういうふうに引き上がっているわけですよ。そのときの理由が、いわゆる高額所得者と低所得者とのバランスをとるとかいつてなっているんですけど、実際に、毎年引き上がっているからですよ。2008年に後期高齢者医療制度が始まってから、この14年間で34万円も引き上がったんですね。実際に国は、被用者保険とのバランス、これについては、1.5%ルールは、あくまでも厚生労働省の目標値なんですよ。実際、国民健康保険法には、一切そのことはうたってありません。国民健康保険法のいわゆる法律ですよ、その中に100分の1.5の定めはないですよ。僕も何回も読みましたけど、それはないですよ。そこで、あくまでも厚生労働省の目標値であって、実際に我がまちの国保に加入されている方々がそれを見たときに、この課税の限度額がどんどん引き上がっていくことというのは、このまち、個々の自治体で決められる。さっき税務課長もちょっと答弁されましたね、個々に委ねられている。だから、ぜひ今度、国がそういうふうに変えてきたとしても、我がまちでこれはできるというふうにならなくて、市長、今後課税限度額をどんどん引き上げていくと、協会けんぽは、それぞれ国民健康保険とはちょっと性質が違いますので、そこについては、少し判断を間違わないでほしいと思う。志布志市でこれは決められるわけで、全国いろんなところが、国のその求めに応じないでやっているんです。そういう立場に立つ考えはありませんか。

○市長（下平晴行君） 課税限度額については、国民健康保険被保険者間の保険税負担、公平性確保の観点、国民健康保険財政健全化の観点、負担能力のある方に適正な保険税を負担していただき、中・低所得者の負担を軽減するという観点等から判断する必要があるというふうに考えております。そういった判断の中で、現状では地方税法で規定された法定限度額のとおり設定する

ことが、適当であるというふうを考えているところであります。

○19番（小園義行君） 市長、この国保の仕組みと協会けんぽは別ですからね。保険者間の格差、いわゆる協会けんぽと国保、これを協会けんぽの上限、いわゆるそういった協会けんぽの上限の引上げルールを一律に国民健康保険に適用すると、高額所得者とは言えない中堅、いわゆる事業者やそういった人が、負担増にさらされているというのは現実見えているじゃないですか。ここでいちいちそのことの数値は出しませんよ、時間もないから。ここでは、そういった問題を我がまちで決められるんだということに対して、市長としての考えを聞いているわけですよ。それは法律にないわけですよ、国民健康保険法に「100分の1.5」というのは書いていないです。ぜひね、そこについては、他のけんぽの上限額は、どんどん引上げできる1.5%ルール、これは法律にうたってありますよ。ない中で、一律に国保に適用するというのはちょっと問題だと、そのことを今議論しているわけで、ぜひね、国保の収入未済額はすごい金額ですよ。そのことをよく分かって、もう決算も出ていると思うのですが、それを考えたらやはり、そこらについても少し考えていくべきだというふうに、私は思います。市長、今質問していますが、あなたたちは法律に基づいて執行されているでしょう。ぜひね、そこについては、保険者間の格差ということで協会けんぽのルールを適用してやるというのは、問題だというふうに僕は言っているわけです。ぜひ今後このことについては、よく庁内で検討していただけないか。

○市長（下平晴行君） 今、話がありましたとおり、内部でも協議してまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） ぜひですね、これについては、協会けんぽと国保だと倍くらいの保険料を払っているんですよ。そういうこともよく分かって、検討していただきたいというふうに思います。

次にいきます。令和6年度の県への納付金額の仮算定があるわけですね、もうその時期ですよ、もう11月ぐらいには出るんですけど。これは昨年ちょっとやったところでしたが、この仮算定が示されて最終的に国保運営協議会、いろんなところで議論して、我がまちの国保税の在り方が決まっていく。昨年、県の条例が改正されて、国保財政安定化基金、納付金の上昇抑制のための基金ですよ。これを活用することが可能になったということで、去年ちょっと議会でやり取りさせていただきました。そこで少し教えてください。本年度この県の基金、国保財政安定化基金というのが幾らぐらいあって、そのうち市町村が活用できる可能な基金は幾らになるのか。ちょっと市長、お願いします。

○保健課長（西 洋一君） お答えいたします。

現在の県の国保財政安定化基金の残高につきましては、令和5年度当初予算時点で、約88.3億円というふうになっております。そのうち、令和6年度事業費納付金の上昇抑制に幾ら活用できるのかという御指摘でございますが、令和5年度当初予算時点で、令和6年度事業費納付金の上昇抑制に活用可能とされる財政調整分の約58.3億円と、令和4年度の決算剰余金から積立予定額約19.5億円の合計約77.8億円の範囲内で、活用可能というふうになっております。しかしながら、

今年度の県内医療給付費の実績が、現時点で増加していることによる基金取崩し額33億円を見込んでいることから、最終的には44.8億円が事業費納付金の上昇抑制に活用できる上限額として、県が試算をしているところでございます。

○19番（小園義行君） もう一回、県の基金の残高、パーセントとかそれはいいから金額で、88億円とか聞こえたりしたのですが、「そんなにあるかね」と思って。県の国保財政安定化基金が幾らある。そして市町村で使えるというのが幾らですかというのを、もう一回、ちょっと分けてお願いします。パーセントはいいから、金額だけ教えてください。

○保健課長（西 洋一君） 国保財政安定化基金残高総額で88.3億円。そのうち、事業費納付金の上昇抑制に活用できるのは、実質44.8億円になります。

○19番（小園義行君） 今、市長、こんなに基金があるというのは、志布志市が頑張って納めました納付金。でも、それだけ必要なかったということですよ。志布志市だけじゃないですよ、ほかの自治体も全部納めてこれだけ基金がある、去年は六十何億円だったと僕は思っているんですけど、これが88億円現在あるということを課長のほうから答弁がありました。これは、いわゆるそれだけ医療費が少し必要なかったということもあるでしょう、県のほうの努力もあるでしょう。44.8億円あるということです。ぜひね、去年もここでやり取りさせていただいて、当時の課長も頑張っていて、県には声を上げていただいて、志布志市は令和5年度国保税の引上げがなかったんですね。市長、引上げを提案されていないですよ。だから今年もこの基金の活用が、「本年度限りでございませう」という答弁もありましたので、ぜひ、これが来年ですね、令和6年度もこの基金を活用して、それぞれの市町村の国保税の引上げにならないように、県にきちんと声を上げるという考えはありませんか。ぜひ、要請してほしいと思うんですけど、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 住民非課税世帯の未就学児に係る国庫負担の減額調整措置については、平成30年度に既に廃止されているところでありますが、現状としては、就学時から高校生世代までに係る国庫負担の減額調整措置は、現在も残っているところであります。減額調整措置の廃止については、全国市長会や鹿児島県国民健康保険運営協議会において、国に要望しているところでありますが、6月13日に閣議決定された「こども未来戦略方針」においては、国でも減額調整措置を廃止するよう検討がなされているという状況でありますので、国の動向を引き続き注視していきたいというふうに考えております。

○保健課長（西 洋一君） ただいまの市長の答弁に、補足して説明を申し上げます。

先ほど議員から御指摘のあった令和5年度の国保事業費納付金につきましては、仮算定から本算定における増額の変動がありましたので、協議の結果、県の国保財政安定化基金を取り崩し、納付金上昇の抑制に活用されたというところで、御承知のことかと存じます。また、令和6年度の国保財政安定化基金を活用した納付金の在り方につきましては、7月に財政部会というものが開催されまして、改めて協議がなされたところでございます。協議の結果、県平均一人当たりの納付金額が前年度から10%以上増加した場合に、財政安定化基金を活用できるものとされたところですが、そのほか新たな要件としまして、財政安定化基金の残高が積立目標額を上回ることで、

剰余金が発生した場合においても基金の活用ができるよう、部会案が取りまとめられたところでございます。また、その部会案につきましては、今後開催される県の国保運営連携会議、それから国保運営協議会での協議を経まして検討されることになっておりますが、医療費水準の変動等により、事業費納付金が急激に上昇することが見込まれる場合は、国保財政の運営状況や基金残高を鑑みながら、必要に応じて見直すことも県としては想定しているということですので、今後も継続して県が開催する国保運営連携会議等で、事業費納付金の在り方について検討してまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 今、課長から答弁がありましたように、この財政部会が最終的にそこで決定していくんですね。だから、この地域の国保運営連携会議財政部会というのは、この近隣では鹿屋市と東串良町の自治体はそのメンバーなんですよ。去年と同様にぜひその方たちに、志布志市の声も届くようにして、県のほうに大きな声を、全県で上げて、やはりこの基金がそれだけあるんだったら使って、引上げをしないように努力しよう。今、課長からありましたように、一人当たりの給付金が10%超えたことないんですよ。その条例は10%を超えないと基金は駄目だと言っているから、それじゃないでしょう。ここにあるんなら、ぜひそれを活かして引上げをしないようにしてくださいと、それをぜひ市長、我がまちはこの財政部会のメンバーではないので、市長のほうからぜひ県のほうに声を上げていただいて、この基金の活用というのを来年度、いわゆる令和6年度も、令和5年度と同じようにできるように声を上げてくださいということを、僕はお願いしているんですけど。それをぜひ市長、お願いできませんか。

○市長（下平晴行君） 先ほど課長が答弁しましたとおり、いわゆるそういう基金の活用できる部会で案が取りまとめられているということでもありますので、部会案を今後どういう形でそのことが言えるのかどうかですね。そこ等を含めて、県の国保運営連携会議と国保運営協議会との協議を経て、検討されるというようなことでもありますので、そこ辺の動向を見ながら、対応してまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） ぜひですね、いろんな機会でのこの国保運営というのは、本当に担当課も大変ですよ。徴収される税務課のほうも大変。ぜひそういった形で引上げがなされないで、住民は払えるようになっていく。そして運営がうまくいくように、ぜひそうした積み立てるお金があるんだったら使えるように、ぜひ市長、県のほうに要請をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

次にいきます。森林環境税についてということをお願いします。令和6年度から、実際これは徴収をされていくということでもあります。そこでちょっとお伺いします。これは住民税非課税ですから、所得が幾らから徴収されて、何人ぐらいの方がそれになるのか。そして併せて、どれぐらいの金額になるのか。令和6年度ですよ、今の状況で分かれば教えてください。

○税務課長（濱田 茂君） お答えいたします。

森林環境税の課税につきましては、例としまして、配偶者、扶養親族の方がいない場合で38万円の所得を超えた際に、対象となるところでございます。また、対象者数及び税収につきましては

は、令和5年7月末現在の個人市県民税納税義務者数から推計すると1万3,631人となり、1,000円を掛け、1,363万1,000円が森林環境税相当となる見込みでございます。

○19番（小園義行君） 今こういうことで、所得38万円からということで、1万3,631人の方が住民税均等割にプラス1,000円して、来年度から徴収があると。金額等々約1,360万円という答弁でありました。来年度がそういうことですね。これは森林環境譲与税として、これまで令和元年度からずっと国から来ていたわけですけど、この基金の金額は幾らになるか。これは通告はしておりませんでした、この森林環境譲与税のこの基金ですね、課長が分からなければ、僕が言います。答弁は大丈夫ですか。

○耕地林務水産課長（折田孝幸君） 議員おっしゃるように、令和元年から森林環境譲与税が譲与されております。令和元年度が1,254万5,000円、令和2年度が2,666万円、令和3年度が2,593万7,000円、令和4年度が3,277万2,000円ということで、段階的に県と市町村の割合は、だんだん市町村のほうが増えてきているという状況で、こういった金額になっております。残額でございますが、直近のベースで6,889万7,000円の残額というふうになっております。

○19番（小園義行君） 今、基金としてそれだけあるということですね。来年からそういうことだということで、少しこれまでのそれを歳入、歳出いろいろ見たんですけど、令和5年度の当初予算だと、森林環境譲与税が3,300万円ほど入っていますね。そして予算の中で、基金から繰り入れて3,800万円。そして歳出の中で、また今度は積立金として約3,300万円ほどまた積み立てていますよね。こうして考えると、実際にこうした状況でこの森林環境譲与税というのは、「森林保全そしてCO₂削減による地球温暖化防止のために、森林整備及びその促進に関する費用に充てる」というふうにされているわけですね。本市では、どういった施策がこれまでになされてきたのかというのを、ちょっと教えていただけますか。

○耕地林務水産課長（折田孝幸君） お答えいたします。

議員がおっしゃるように、森林環境譲与税につきましては、法律の規定により、森林整備、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及・啓発などへの費用に充てることとされており、本市におきましては、私有林の所有者が管理できない山林を市が経営管理権を取得して、所有者に代わって管理する森林経営管理事業を実施するための意向調査や、森林情報管理システムの導入、そして、今までもやっております林道維持作業に要する経費などに活用しているところでございます。

○19番（小園義行君） この予算、決算をずっと見てきて、入ってきたものを言葉は悪いけど、その金額がまた積み立てられていくと、具体的に「どうなのかね」と思って、総体で1億円ちょっと入っていますよね。その中で約7,000万円の基金と残りのそこで、当局は努力をされているというふうに思うわけです。実際は、来年から1,360万円ほど徴収し、そして国に上げて、それがまた譲与税として全額はおそらく来ないですね。これ徴収されたものが全額来ますかね。そこについては、非常に難しいなと思うんです。それはそれでいいです。県もこれで努力をしていく、市町村も努力をしていくということで、今年の当初予算の中で保安林に対して、県から「こ

んな事業がありますよ」ということでちょっと出て、議論した経緯を覚えてはいますけど。ぜひ、この森林環境税というのは、本来はそれを排出する企業とか、そこから本来もらうべきだと思うんですね。でもここでは、法律をつくる場所でもないからあれですけど、実際に、これまで当局がいろんな施策を展開してきました。この森林環境税をめぐる議論というのは、ちょっと調べたんですけど、国有林を管理している林野庁でも、企業負担を求める提案がされたんですけど、それは却下になって、国民に広く均等に御負担いただくということで、令和6年度からこういう森林環境税の形になっているわけですね。本来、地球温暖化の原因物質の製造者や排出者である企業への責任も、やはり問われないとこれは問題だなというふうに僕は思うものですから、国や企業の負担をね、やはりこれは市長、何らかの形で知事会とか、市長会とか、いろんなのがあるでしょう。ここにもきちんと求めないといけないというふうに、僕は思うんです。国民に負担をさせて、CO₂とかそういうものを出す車とか、そういうものを製造しているところに求めないというのは、やはり問題だなと思って。企業やそこにもきちんと森林環境税を市民だと1万3,631人、こういう人がきちんと納めているわけで、私たちは地方に住んでいると、酸素の供給量を税金で換算してくれると非常にいいなと思うんですけど、そんなこと全くされないじゃないですか。実際に頑張って森林を守って当局も努力をして、そういう民間の私有林の難しいものは市が管理して、こういうことになっているわけで。本来だと、その地球温暖化のもとになっている企業の責任も、これはちょっと負担してもらわないといけないというふうに。だから市長会とかそういうところで、この森林環境税の在り方ね、人口、私有林、林業従事者で、これが配分されるようになっていますよ。だから、ぜひこれは市長会を通してでも企業にも責任を求めるように、ちょっと市長、要請ができませんか。

○市長（下平晴行君） SDGsの12番ですかね、「つくる責任、つかう責任」というのがありますので、そのことがどこまでできるのかですね。これはおっしゃるとおり、それは十分あるというふうには思いますけれども、その市長会等でこれが質問できるのかどうか、そこは内部で十分検討して、対応してまいりたいと思います。

○19番（小園義行君） ぜひ、当局も頑張って、いわゆる環境を守るためにいろんな事業をされてやっています。ぜひ、そこにはきちんとした応分の責任というのを求めるのは、当然だと思います。ぜひそこについては、市長も今、市長会等を通じて対応がどうできるのかということを検討したいということでしたので、これについては、ぜひ国に声を上げていただきたいと、そう思います。

次にいきます。福祉行政ということで、今回、児童扶養手当のことをお願いしました。児童扶養手当は、いろんな形でお一人で子供さんを育てている方々に18歳の3月31日まで、障がいを抱えている人を扶養している場合には20歳までということになっていますが、現在、この児童扶養手当は、どれぐらいの方が手当を受けているものか、ちょっと教えてください。

○福祉課長（若松利広君） お答えいたします。

令和5年7月現在の児童扶養手当受給世帯数は372世帯となっております。内訳としましては、

母子世帯が342世帯、父子世帯が29世帯、祖父母などの養育者が1世帯となっているところがございます。

○19番（小園義行君） 課長は背が高いから、マイクを極力近づけて答弁していただきますよう、よろしくお願いします。ちょっと聞きづらいもので、ごめんなさいね。それで、これまで372世帯だということでありましたが、扶養義務者の関係で所得が上がったり、一緒に住んでいたり、同居をしたりしていることで、どれくらいの方が例えば扶養義務者の取扱いの関係で、国が示している基準をちょっと満たさないからということ、これが支給停止になった例というのがあるんですか。なければいいし、これぐらいが近々ありましたというのが分かれば、ちょっと教えてください。

○福祉課長（若松利広君） 前年度までは受給していたけれども、支給停止となった世帯でよろしければ、児童扶養手当の支給切り替え時期であります11月1日時点で申し上げますと、令和4年が9世帯、令和3年が13世帯、令和2年が21世帯となっているところがございます。

○19番（小園義行君） そういう状況ですね。そこで、国が基準を示していますね、扶養義務者のいわゆる6点ですね。税法上扶養関係、住民票の分離、公共料金の支払状況、生活の共有、健康保険の扶養関係、家賃の第三者を介した契約、この6点がありますね。これに基づいて今、課長がおっしゃった停止になったという人の数は、この中のどれかにあったわけですね。そこで、この6つ要件を全部満たさなければ、支給を受けられないというような考えなのか、そこについてはどういう受け止め方ですか。

○福祉課長（若松利広君） 児童扶養手当の受給資格につきましては、受給者と同居している扶養義務者がいる場合、原則、生計同一とみなされまして、扶養義務者の所得の状況に応じて手当の判定が行われることとなります。扶養義務者と同居している場合、国が示しております児童扶養手当事務処理マニュアルにおいて、対象児童が受給者の税法上の扶養親族かの確認や扶養親族と受給者の居住実態の確認など、六つの要件が示されておりまして、これらの六つの全てを満たすことが、認定の要件となっているところがございます。たとえ受給者が扶養義務者に家賃や生活費を支払っていたとしても、これらの要件を客観的に証明できなければ世帯は同一とみなされて、児童扶養手当の受給はできないというところがございます。

○19番（小園義行君） 課長、大変申し訳ないです。6点全て満たさないと駄目ということですか。

○福祉課長（若松利広君） マニュアルに記載されている現状では、6点全て満たすというところがございます。

○19番（小園義行君） この問題も一人で頑張ってお育てされる、たまたまDVだとかいろんな関係で、実家に帰ってきたりとか離婚という形があったり、それはいろいろあるでしょう。その中で、今、志布志市に関しては国のマニュアルどおりに6点だという、これは1999年2月10日に国会の中でやり取りを、僕はここに持ってきたんですけど、「消費生活が別個であれば、同一生計ではないと見ていいか」という議員の質問ですね。それに対して、当時の宮下創平

厚生大臣が、「消費生活が別個であるということは、いろいろな意味で世帯の独立性というようなものが前提になっていると存じますので、基本的にはそういう方向でいいのかなという感じを持ちました」。「消費生活が別個であれば、同一生計ではないと見ていいか」「そうです」ということですね。そして、生活と健康を守る会という全国組織があるんですけど、そこが厚生労働省といろいろやったんですよ。これは2009年3月に改めて、厚生労働省と今おっしゃったその関係をただしたときに、「同一生計であるかどうかを判断する際には、1から6までの要件全てを満たさなければならぬわけではなく、欠けている事由については、本人から申立書を提出させ、その事実関係のための生活実態調査を行った上で判断された」、あくまでも志布志市で判断してくださいということなんですよ。全部満たさなくてもいいよということだと、これでは思うんですけどね。実態調査をしてくださいよということ。そこで、申立てがあったことがあるんですか。

○福祉課長（若松利広君） 申立書の提出があったのかと御質問ですけれども、過去3年間におきまして3件の提出がございました。その3件につきましては、2世帯住宅であったり、住所は一緒でありましても別棟という判定ができましたので、児童扶養手当を支給したところでございます。

○19番（小園義行君） あくまでも国は、個々が判断してということですので、そして厚生労働省も、全部そうでなきゃいけないよということではない立場ですね。ここについては、国はそういう立場なんですけど、「いや、志布志市はそうじゃないよ」って、6点全部満たさないと駄目と、そういうことだという考え方なんですか。

○福祉課長（若松利広君） 本市といたしましては、生計同一とみなされないためには、公平性の観点から、6点全ての要件を満たすことが必要と判断しているところでございます。なお、他市の状況も確認しましたところ、「児童扶養当事務処理マニュアルの要件を全て満たす場合のみ、適用しています」というような回答もいただいておりますので、今のところは、この国が示した6点を全て満たすことが、要件というところで考えております。

○19番（小園義行君） 本人の所得ががんと上がれば、これは当然だろうと思います。ここに、1人のとき、2人のとき、3人のときという、ここに持っていますけど、基本は、本人がシングルマザーで頑張って、一生懸命子育てをしているのに、たまたまそこにいろんな関係性で父親、母親と同居しているという部分で、父親の所得ががんと上がったとかしたときに、「ごめんなさい」ってやられると、その方たちにしてみると悲しいですよ、正直ね。だから、そこについては、この申立てというのができるという制度ですので、きちんとそこについては受け止めてあげて、実態調査の中で私がこの6点を見たときに、この家賃とか、公共料金の支払状況とか、そういうものかなというものが同一、同居人ですよ。いわゆる住民票が分離している、世帯が別だというそういうのがある中ではそこだけですので、ぜひね、申立てをした際に、その実態に即して判断してほしい。この申立書がありますよなんていうのは、多分、大半の方が知らないんじゃないかというふうに僕は思うんですけど、この状況下ではね。ぜひ、ここについては、そうい

う申立てができますよというのも含めて、該当しない方たちになったときにはお知らせをしてくださいよ。そこの、数とか、そういうのもよく分かりました。一応、6点示しているこれが、全部該当しないと駄目ですよということでもないというのは、課長の答弁だと「いや、これです」とおっしゃるけど、基本的には国がそうでなくていいと、あなたが判断してと、いわゆる志布志市がということですので、ぜひね、これについては申立書なり対応していただけたらと思います。そこで、申立書を見たとき、世帯分離に関する申立書ですよ。これは当局から頂きました。いろいろそれぞれそうだねと。裏側に民生委員の意見・証明欄というのがあるんですよ。これは生活保護だって、もうとっくに民生委員の証明は要らないとなっているのに、いまだに民生委員がその状況を証明するというね。個人情報ですよ、別な人に依頼するのは難しいじゃない。役所がするなら分かりますよ、民生委員さんは地域におられますのでね。ここについては、どんな議論がされたんですか。

○市長（下平晴行君） 民生委員が日常的に地域住民と深く関わっているという趣旨の下、証明事務を行っていると思われませんが、国が通知をした児童扶養手当等の審査要領は、昭和48年に発出されていることなどから、神戸市など一部の都市部においては、地域のつながりが希薄化する現代において、面識のない民生委員に対し、プライベートな事柄を伝えなければならない市民にとっては、心理的に負担が大きいとして、国に見直しを求める動きもあるようですので、今後、国の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 今の段階では、このままだと。市長の答弁では、国に要請をしているということですね。ぜひね、個人の情報ですよ、僕の財布の中身を隣の人がべらべら調査して、そういうことが果たしてどうだろう。生活保護でさえもこの民生委員さんの署名、押印、証明というのは要らなくなっているんですよ。これはなぜ、児童扶養手当だけ残っているのかなど。これは非常に

個人情報の保護ということも冒頭やらせていただきました。それから見ても、これは非常に問題がある。これは市長、これ僕だったらもう「即刻やめてくださいよ」という、こういったものは、やはり行政に携わっている人たちとしたら、きちんとかいこう変えていくべくところは変えていいわけですから、ぜひね、ここについてはそういう対応をしてもらいたい。お願いをしたいと思います。

では、前年まではオッケーだったけど、今年度から駄目となった場合には、申立書を出して、あくまでも国の大臣だって、「あなたのまちで判断してということに、国はなっている」というふうに言っていますので、そこについてはぜひね、そういった人たちが、本人の所得でこうなったらしょうがないですが、同居している人の所得でそういう状況になると困るなど思う。そこについてはしっかり受けて止めていただいて、実態調査の上判断すると、市長、そういう理解でいいですね。

○市長（下平晴行君） やはりその立場に立った考え方を持つとすれば、申立書ですか、そういう実態調査はすべきじゃないかなというふうには思ったところでありますので、これは内部でど

ういう形で取り組めるか、協議してまいりたいというふうに思います。

○19番（小園義行君） これですら最後です。ぜひね、仮にこの申立書があったときに、「民生委員さんのところに行って、書いてもらいたくありません」と、これがないから駄目とかそういうことではなくて、やはりその方に寄り添うというのが、行政の在り方じゃないですか。僕は、法律はこうなっていると思いますけど、これが改善されなかったら何なんだろうねと。生活保護のときはもうなくなっているのに、児童扶養手当は何か問題だと。そこについてもよく、うちの場合だとそこがないから駄目というふうにはしないという、そういう理解で市長、いいですか。

○市長（下平晴行君） そこも含めて、内部で十分協議して対応してまいりたいというふうに思います。

○19番（小園義行君） ぜひ、その住民に寄り添うというそういう立場で、努力をしていただきたいものだというふうに思います。このことについては終わります。

次、インボイスについてお願いします。国は、この10月から実施ということで動いているわけですが、今、全国で「見直しをして」とか、「延期して」とか、「中止して」とかいろんな声があります。この問題について業者の方々、農家さん含めていろんな業種あります。もちろん国がやることですが、志布志市としては、このインボイスの実施に向けて、周知徹底を含めて、どういった対応をやってきたのかということをちょっと教えてください。

○市長（下平晴行君） インボイス制度については、令和5年10月から開始される予定となっております。目の前に迫る中、国税庁ホームページや政府広報等においても、積極的に周知が図られているところであります。本市においても、国からの依頼に基づき、広報・周知を実施しております。具体的には、パンフレット等の関係部署への設置やホームページへの掲載、そして支援措置の案内、事業者や農業者に向けた説明会等になります。本市としましても、事業者の皆様にも制度を理解していただいた上で、より適切な判断や準備を進めていただけるように、引き続き広報・周知を実施してまいりたいというふうに考えているところであります。

○19番（小園義行君） 当局としては、できることをやってきたと。でもなかなかこの問題は、私も、農家さんなどいろんなところを含めて話をしますが、インボイスというそのものが、まだ十分に理解をされていないというふうに、正直思います。もっとこれは、国もただ法律をつくったからそうだというね、そうじゃなくて、本来だと国が、もう少しここについては何かやらないといけないのに、これ、なかなかですよ。そこで、3月の議会で、私が自治会使送便の対応を質問したときに、当局から答弁が保留されて、後から来たんですね。この自治会使送便、もう10月からインボイスが始まりますので、シルバー人材センターとの関係、そういったものがどういうことになって、10月実施というふうにこれになっているのか。そのことについて、ちょっと答弁を求めます。

○市長（下平晴行君） シルバー人材センターに確認したところでありますが、まずは、自治会使送便につきましては、請負ではなく派遣であるため、インボイスの対象となるものではないということが分かったところであります。これまで、インボイスの対象となる前提で説明を申し上

げており、大変申し訳ありませんでした。その上で、インボイスの対象となる請負につきましては、対応の方向性を確認したところ、シルバー人材センター会員各位を課税事業主とすることはなく、その結果、新たに生じる消費税につきましては、シルバー人材センターが納付する意向でありまして、それに伴い、新たに財源の確保を必要とする場合は、受注料金を値上げすることによって確保する意向であるということでありました。

○19番（小園義行君） シルバー人材センターが、きちんと事業者として課税、いろいろ受けるよということ。派遣だからシルバー人材センターは関係ありませんという、そういう言い方でしたけど、今、後段の部分では、シルバー人材センターが値上げをしたりいろんなことをやるという、市長、そういうことでしたね。であれば、この自治会使送便をシルバー人材センターにお願いする市としては、向こうが値上げをすると予算措置をしなければいけないですよ。それは、補正予算の内容を僕も見たんですけど、それが入っていますか。僕なんかでも事務費とか何とかの中に入っているのか知らないけど、まだ予算委員会が開かれていませんで、分からないんですけど。予算の中に、この自治会使送便がシルバー人材センターに10月から支払う半年分、きちんとそれが入っているのかどうか。そこについては、いかがですか。

○総務課長（小山錠二君） お答えいたします。

令和5年度途中での受注料金の値上げがあるのかということですが、シルバー人材センターに確認をしたところ、「現時点では、値上げをせずに済む見込みである」ということであります。「今後の状況によりましては、値上げの可能性もゼロではない」ということであったところでございます。

○19番（小園義行君） じゃあそこで、誰が消費税を払うんですか。

○総務課長（小山錠二君） お答えいたします。

先ほど市長のほうから、請負と派遣ということであったところですが、このシルバー人材センターの派遣につきましては、派遣ということになりますので、このインボイスの対象外となるところであります。ただし、今後の様々なそれ以外の物価高騰とか最低賃金の値上げとか、そういうことが起こり得る可能性がある場合については、その分についての値上げが発生するかもしれないということでの話は伺っているところでございます。

○19番（小園義行君） シルバー人材センターは、配分金でやっていますので、じゃあ会員さんが実際、損害を被るということなんですかね。会員さんは、免税業者のままでいくということですよ。免税業者のままでいって、シルバー人材センターは「いいよ、いいよそれで」って、「その分、うちが負担するから」って、簡単に言うとそういうことじゃないですか、今の考え方でいくと。シルバー人材センターが「派遣をしているから、うちは関係ありません」と、じゃ派遣というのは、いわゆる会員さんが、派遣の仕事をしてもらう人ね、その方が事業者となるんですかね。シルバー人材センターが派遣して、派遣するのはその会員さんですよ。だから、会員は登録しているわけでしょう。そこで、その消費税分の配分金が減らされるのか、そういったもののくくりは、どういうふうになっているのか、ちょっともう一回、分かりやすく説明してくだ

さい。

○総務課長（小山錠二君） 先ほど申し上げましたように、請負ではなく派遣業務ということでございますので、現在行われているシルバー人材センターの自治会使送便の額に関しましては、会員さんの額が減るわけではございません。そしてインボイスの対象外ということでございますので、先ほど申しましたが、今後また、物価高騰、最低賃金の高騰になる場合については、そういう値上げがあるということでございますので、それについての対応については、シルバー人材センターと市と協議をしながら、進めてまいりたいと考えているところでございます。

○19番（小園義行君） 非常に分かりにくいです。では、今後のそれは契約の形態を市とシルバー人材センター、シルバー会員の3者契約に変更するということですね。今の答弁だと、シルバー人材センターが派遣するんだから、「管理業務だけやりますよ」というそういうことですよ。そうすると、シルバー会員への支払いというのは、シルバー人材センターからの配分金ではなくて、市からの直接払いとするのですか。

○総務課長（小山錠二君） もちろん、市とシルバー人材センターとの契約でございしますが、シルバー人材センターから会員さんへ配分金といいますか、給与という形で支払うということですので、人材派遣ということで市のほうに会員を派遣していただくということで、市は県シルバー人材センター連合会のほうに支払いますので、シルバー人材センターから会員に、直接給与というような形で支払われるということになります。

○19番（小園義行君） ちょっと不勉強です。派遣すると、派遣業法に今度は引っ掛かりますよね。そういったもので済ましていいのだろうか。

○福祉課長（若松利広君） 派遣につきましては、シルバー人材センターが発注者から業務を受注し、会員と雇用契約を締結し、発注者の事務所などに派遣する形態でございまして、インボイス制度導入に伴う新たな消費税負担は、会員が形式的に個人事業主に該当する請負の場合は発生いたしますけれども、派遣の場合には雇用関係であるため、インボイス制度導入による影響はないというところでございます。

○19番（小園義行君） ということは、発注者は市ですよ。市がシルバー人材センターに発注して、シルバー人材センターは、今度は派遣業法に基づいて人を派遣する。そこだから、一切消費税とかそういったものが発生しないと、そういうことなのですか。

○福祉課長（若松利広君） 派遣につきましては、確かにインボイス制度の影響は受けないところですが、これまでどおり、シルバー人材センターが受注して会員に請負をさせた場合には、当然個人事業主となりますので、そのインボイス制度の対象にはなりませんけれども、今回、そのインボイス制度の対応につきましては、シルバー人材センターのほうで今後値上げ等をして、対応をしていきたいというところで、回答を得ているところでございます。

○19番（小園義行君） もう一回、お願いします。市が発注して、シルバー人材センターが仕事を受注するんでしょう。そして、その会員さんを派遣するんですよ、派遣元はシルバー人材センターですよ。シルバー人材センターが「あっちいたっせ、仕事しっくれ」と言ってやって、

お金がそこに発生して、当然経費が出てくるわけですね。その方が仕事をするために、業者さんとしてガソリンだ何だっているいろいろあるわけで。だから、そこら辺についての明確なくくりとしては、いわゆるインボイスはどこも発行しないというそういう制度で、派遣という形を取りますと、そういうことですね。ということは、市の予算としては、当初予算で出てきたそのとおりのままでいいんだという、そういう理解ですね。

○総務課長（小山錠二君） 予算につきましては、今言われたように、当初予算の中で対応ができるということで伺っているところでございます。

○19番（小園義行君） 少しその派遣業法の関係については、今、急に言われたものですから、市が発注して受けたシルバー人材センターが、今度は業者を派遣するという、その派遣業法のそこには問題がないのかなという。会員なら問題ないけれども、今度は、人を派遣する派遣業法というもう一つの法律がありますからね。そこについては、「大丈夫ですか」ということを僕は言っている。このことについては、少し私自身も不勉強です。でも当局は、そういうシルバー人材センターが人を派遣する派遣業法のくくりの中でそれをやるから、インボイスは発生しないと、そういうことですね。派遣業法のそこについては、少し私も不勉強でしたので、次の議会でもこれはやりますけど、発注元は市、受注元はシルバー人材センター、そしてシルバー人材センターが会員さんに仕事をしてもらうのではなくて、人を派遣するという、今度は派遣業法からしたら、そういう手続きは取られているのですか、問題だと僕は思いますけど。そこについては、あなたたちの責任ある答弁として、派遣業法にも何ら抵触しないということであればいいですよ。そこについては、ちょっと僕も不勉強でした。まさかそんなことをやるとは思わないものだから、そういうことなんですね。ということは、自治会使送便に関しては、今度はシルバー人材センターの会員ではない、シルバー人材センターが派遣した人、そういうことなんですね。会員さんでない人が今度受けたとき、仕事だから、経費でインボイスが発生しないというのは変ですよ。

[何言か呼ぶ者あり]

○19番（小園義行君） 時間がないからもう、それが当局の責任を持った答弁ですからいいです。あとは、マイナ保険証についてちょっとお願いします。全国で今、いろんなことが起きているんですけど、市長、このマイナ保険証のトラブルの状況を、どういうふうに受け止めておられますか。

○市長（下平晴行君） マイナ保険証をめぐる状況につきましては、マイナンバーカードと公的医療保険情報がひも付けされておらず、マイナ保険証として使えない状態になるなど、トラブルが相次いで発覚する状況となっております。そのような中、国においては、省庁横断の情報総点検本部を設け、11月末までに点検を完了させ、令和6年秋に、従来の保険証をマイナ保険証に切り替える方針としていただいております。デジタル社会の構築に向けた取組については理解するところでありますが、その実現のために、まずは国民の不安の払拭と信頼を回復することが不可欠であります。確実な点検や省庁を超えた横断的なサポート体制など、様々な問題解決に向け、一丸となって取り組む必要があるというふうに認識をいただいております。今後におきま

しても、デジタル化の進展による市民の利便性向上と安全性の強化を念頭に置きながら、引き続き国の動向を注視してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○19番（小園義行君） そんな受け止めですね。では、現在の保険証で、何か問題があるというふうに、市長はお考えですか。

○市長（下平晴行君） 問題というより、市民の皆さんが簡単にといいですか、手軽に出すこともできるし、また事務業務を扱っている行政としても、中身がしっかりと分かってくるということで、余計な提出書類も無くなるというようなことも含めて、これはやはり進めていかなければいけないのではないかなというふうには思っているところであります。

○19番（小園義行君） 問題があるというふうには全く思いませんが、では現状を教えてください。保険証登録の状況と医療機関のそうした対応は、どういうふうになっていますか。

○保健課長（西 洋一君） 本市におけるマイナ保険証に関する登録数につきましては、現在、厚生労働省のホームページにおいて、全国の保険証利用登録者数の公表はございますが、市町村単位での公表はされていないところでございます。それから、マイナ保険証が使えるカードリーダーでございますが、こちらを設置している市内医療機関等での普及率については、現在、市内に45か所の医療機関等がございますが、そのうち44か所で運用しており、普及率については約98%というふうになっております。

○19番（小園義行君） 本来は、保険者が自分の被保険者が何人いるかも分からないような、こんなシステムは問題ですよ。保険者はあくまでも志布志市ですよ。国保も含めてね。現状はそういうことで、分からないということです。国がいろんなことを示して、今後の対応として、高齢者や障がいを抱えている住民の皆さんが、これに対応できるというふうに考えておられるのですか。

○市長（下平晴行君） 国におきましては、今般マイナンバーカードの申請手続きのサポートや、施設等で管理するにあたっての留意点を示した福祉施設支援団体に向け、マイナンバーカード取得管理マニュアルを作成しております。やむを得ない理由で、顔写真を撮影できない方に対する対応など、支援が必要な方に応じた留意事項が示されたところであります。その内容に沿って、対応してまいりたいというふうに考えているところであります。

○19番（小園義行君） 認知症や重度の障がいを持っている人たちにとって、このマイナンバーカードの申請そのものが難しい。国は、「後見人を立てなさい」と、そういうことを言っているんですよ。そんなことまでして、法律は任意でもあるにもかかわらず、そんなことをやっている。そういうもので今、市長が答弁されたようなことには、僕はつながらないと思います。本当に大変なことです。この介護施設の90床の方、これは対応できますか。

○保健課長（西 洋一君） 先ほど市長のほうで答弁いたしました国のマニュアルによりますと、今回、暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードの申請受付交付を、本年11月頃より予定しているというふうなことでございます。また、マイナ保険証を持たない方につきましては、資格確認書の発行となっておりますが、その資格確認書での管理につきましては、現行の紙の保険証と

同様に施設等での管理が可能というふうに、情報が入っているところでございます。

○19番（小園義行君）　そういうのが報じられていますね。でも実際、自分がその立場になったらどうですか。これ難しいでしょう。法律は「任意でよい」と言っている。一方、6月の国会で自民党、公明党、国民民主党、そして日本維新の会、ここが法律を作ったから、これはなくすという法律ですよ、保険証をなくすという法律を国会で可決したから、これにずっと固執しているんだろうと。でも全国では、6割、7割の方が「この保険証を残してくれ」と言っている。この保険証を残すことが、問題を起こさない一番の方法だというふうに思うんですよ。もう一回国に対して、そういう国会のメンツとかそういうことじゃなくて、現実には、その法律に対して問題があれば変えていけばいいわけですので、ぜひそこには、きちんと国に声を上げないと。市長、我がまちでどれだけの方がマイナ保険証を持っているか分からないんですよ。保険者は市長、志布志市ですよ。その中で今後おそらくこういう問題が起きて、マイナ保険証の登録数は、まだ全体でいったら6割ぐらいですよ。そういう状況がある中で、やはり国に問題があるなら「保険証を残しておくのが一番いいですよ」という市長、そういった声をやはり上げるべきですよ。マイナ保険証が100%いくことはほとんどないと僕は思うんですけど、そこについては変えるべきは変えればいいわけで、国に対しても、しっかりと「保険証を残せ」というような声、併せて「見直しをしろ」という声を、きちんと届けませんか。

○市長（下平晴行君）　先ほど課長の説明もありましたように、紙の保険証の代わりに資格証明書の交付ができ、その申請条件等も緩和する措置が講じられる予定となっておりますが、まだ詳細部分については不明な部分等もありますために、今後も引き続き国の動向等を注視しながら、対応してまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君）　今回、いろいろ言いましたが、国の政治の在り方で、地方自治体、そして職員の方たちも、大変困難な仕事をさせられているというふうに思います。今のこのやり取りを見ても、本当にきちんと分かっていますよね。実際、国自体が分かっているんだから。やはりそれは改めるべきは改めていけばいいわけで、ぜひですね、しっかりとそういうものを、地方自治というのが憲法でもうたっています。市長、本当にこのまちを守っていく、住民を守っていくという立場に立ったとき、国がとんでもないことをするときには、地方自治体はその防波堤になって、しっかりと住民を守るといふ、それがとても大事なことだというふうに私は思います。それが、下平市長の仕事だと思います。いかがですか。

○市長（下平晴行君）　私のほうは、市民の安全・安心のために業務をしておりますので、そのことは基本的なことだというふうに考えておりますので、先ほど申しましたように、国の動向等を注視しながら、対応してまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君）　ぜひですね、本当に主人公は住民の皆さんです。その立場に立って、これからも真摯に、一緒に仕事をしていけたらいいなというふうに思います。終わります。

○議長（平野栄作君）　以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

○
午前11時34分 休憩

午前11時43分 再開
○

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

次に、4番、隈元香穂子さんの一般質問を許可します。

○4番（隈元香穂子さん） 皆さん、こんにちは。早速ですが、老老介護、認認介護という言葉が御存じだったでしょうか。老老介護とは、高齢者の介護を高齢者が行うことです。主に、65歳以上の高齢の夫婦や親子、兄弟などのどちらかが介護者であり、もう一方が介護される側となるケースです。私が5年後に主人の介護を担うことになるのであれば、それがまさに老老介護ということになります。いくら自分が若いつもりでいても、はたから見れば現実はそのようになるわけです。認認介護も同様に、高齢の認知症患者の介護を認知症である高齢の家族が行うことを指します。認知症はもはや「5人に1人が罹患する」と言われておりますので、気付かないところで、認認介護が始まっているというケースもあるでしょう。まずは、当市における老老介護、認認介護についての状況を、把握されているようでしたらお答えください。

○市長（下平晴行君） 隈元議員の御質問にお答えします。

介護する方、介護を受ける方の双方が65歳以上の高齢者であるいわゆる老老介護や、双方が認知症であるいわゆる認認介護の状態にある高齢者等の市内全体の状況については、把握はできていないところであります。現在、市では地域包括支援センターにおいて、民生委員からの情報提供や、社会福祉協議会に委託している地域福祉ネットワーク事業等を通じて、各地域の支援が必要な高齢者等の情報を収集しているところであります。寄せられた情報を基に、地域包括支援センター職員が各世帯を訪問し、状況の聞き取り等を行い、関係機関等と連携しながら、各世帯に応じた支援を行っているところであります。

○4番（隈元香穂子さん） この老老介護問題の中には、ヤングケアラーについての課題も含まれておりまして、あらゆる年代の家族介護者への相談対応を拡充する上で、昨今、今おっしゃいました地域包括支援センターの体制も強化していかなければ、対応できなくなってきたという自治体も多くなっているようです。本市には、地域包括支援センターのほかに、複合的な相談事を受ける「まるごと相談室」や、地域包括システムの中の生活支援の部分を担う社会福祉協議会が設けられておりますが、老老介護、認認介護について、御家族や御自身などから相談があった場合、通常こういった流れで対応されているのか、お示してください。

○保健課長（西 洋一君） 御質問にお答えいたします。

まず、先ほど市長の方で答弁がありましたように、現在、市のほうでは地域包括支援センターにおいて、民生委員からの情報提供、それから社会福祉協議会に委託しております地域福祉ネットワーク事業等を通じて、情報を収集して、その対応にあたっているところでございます。今、申し上げました地域福祉ネットワーク事業につきましては、社会福祉協議会にお願いしまして、

社会福祉協議会のほうから各地域のいわゆる地区社協にお願いをしまして、要援護者についての見守り活動を行っていただく事業になります。要援護者につきましては、引きこもりがちな一人暮らしの高齢者であったり、障がい者及び高齢者夫婦世帯、それから介護状態の者がいる世帯、幼い子供のいる母子・父子世帯、その他見守りが必要と思われる世帯の見守り活動を行っていただいているところがございます。それぞれの地域において活動を行っていただいているのですが、ネットワーク会議等を開催しまして、その中に地域包括支援センターの職員が入りまして、またその方々に必要な支援等を検討して、支援を行っているというような状況でございます

○4番（隈元香穂子さん） 民生委員の方々も回っていらっしゃるでしょうけれども、「体制はできているから、相談をまずしてください」ということになりますね。在宅で介護を行う場合、要介護4または5の認定を受けていらっしゃる世帯には、介護手当が支給されますので、申請される時点で把握ができるのでしょうかけれども、事業対象者が介護度の高い方に限られておりますので、要介護3、2、1または要支援となると、把握する方法が大変難しくなると想像はしておりました。これについては、調査・研究などしていらっしゃいますでしょうか。

○保健課長（西 洋一君） 今、御指摘のように、要介護4、5の方につきましては、介護手当支給事業等の対象となりますので、把握することは可能となっておりますが、それに該当しない方については、先ほど申したように状況把握等については、全て市内の方々の把握は行えていないところがございます。現在、来年度からの第9期の介護保険事業計画の策定段階でございまして、その中で、それぞれの地域の課題等の洗い出しをしておりますので、今後、支援が必要な方に対するニーズ等も把握しながら計画を立てて、その計画の中で、また支援策を講じていきたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） 例えば、40歳から64歳までの第2号被保険者のうちに、特定疾病であるがん、関節リウマチ、脊椎管狭窄症、パーキンソン病などを発症し、介護認定を受けないまままで通院、治療を続けて65歳を過ぎてしまったという方などは、脳梗塞などのように後遺症が残り、リハビリを要する疾病と比較すると、介護の現状を見つけにくいのではないかと感じます。そういった方を把握するために何か工夫をすると、そういったことに今からなっていくのでしょうか。7月4日、厚生労働省が3年ごとに行っている国民生活基礎調査の結果を公表しましたが、2019年、配偶者や子、親族など、同居の主な介護者の3分の2近くが65歳以上だったものから、さらにこの2022年、昨年ですが、3.8ポイント上回り65歳以上の老老介護が63.5%となっていて、2001年の調査開始以降、初めて6割を超えてきました。家庭での介護の担い手が、高齢化しているという現状が浮き彫りになったとあります。高齢者全体が全世帯に占める割合とともに上昇し、高齢化が進む中、介護する側、される側も75歳以上の後期高齢者というケース、これも35.7%と同様に上昇しています。2025年には、人口規模の大きい団塊の世代全員が後期高齢者となりますし、2040年には、高齢者人口がピークを迎えますので、以降10年以内もしくはそれ以降、老老介護の割合はさらに高まると思われまます。現在、こういった状況を踏まえ、先を見据えた対策を講じていらっしゃれば、こういったものかお考えをお示しください。

○市長（下平晴行君） 2025年は、全国的に団塊の世代が後期高齢者となる時期とされておりま
す。本市におきましても、後期高齢者、要介護認定者が増加することに伴い、在宅で介護を受け
る方は増加していくものと考えております。現在、第9期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業
計画の策定作業中でありますので、策定委員会において、地域の実情や中長期的な視点を踏まえ、
在宅介護者の困り事等に対する施策について、検討してまいりたいというふうに考えているとこ
ろであります。

○4番（隈元香穂子さん） この9月議会の介護保険特別会計で、介護保険基金積立金として、
2025年を見据えて5,000万円、2040年を見据えて1,000万円、合計6,000万円の補正予算が計上さ
れています。私の質問に先もって答えを出してくださったかのような政策が立ち上がり、大変嬉
しく思いました。この老老介護の原因の一つが、核家族化や子供が遠方にいること。そして「子
供には子供の生活がありますし、子供に迷惑はかけたくない」という理由で、夫婦や兄弟など、
身近なもの同士での介護を強いられることになっているのですが、この老老介護や認認介護の主
な問題点は、四つあると言われております。そこで、一つずつお尋ねしていきたいと思いま
す。

一つ目、体力的・精神的負担が大きく、共倒れになる可能性がある。老老介護では、65歳以上
の高齢者が介護をするため、体力面での問題が起きやすくなります。介護では、入浴や排泄、着
替えなどの世話が必要となり、これらには体力を要します。大人一人の移動の補助や日常生活の
世話は、高齢者にとって非常に大変になります。そこで、見つけ出す方法として、このような状
態にある方々をピックアップしていかなければならないのですが、現在、地域コミュニティ協議
会へ移行する中でのサポート事業、体制など、これまでと変わってくる形があるのでしたら、教
えていただきたいと思います。

○保健課長（西 洋一君） 先ほど御説明いたしました、地域福祉ネットワーク事業につきまし
ては、現在、校区公民館が地域コミュニティ協議会に移行する過渡期であるため、今まで同様、
社会福祉協議会に委託し、状況把握に努めているところでございます。今後、地域コミュニティ
協議会に完全移行をする頃をめぐり、市と地域コミュニティ協議会が直接連携するなど、関係性
の再検討を行っていききたいというふうに考えております。地域コミュニティ協議会と市とは対等
な立場として、パートナーシップ協定等を結んでおりますので、その観点からも、また今後、地
域コミュニティ協議会での市の業務についてのこういった見守り活動の強化も含めて、検討して
いききたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） パートナーとして連携をしながら実施していくと、支え合いの地域
づくり、仕組みづくりをしっかりとつくっていくということで安心しております。その答えです
ので、しっかり構築していただきたいと思います。

二つ目、経済的な負担です。高齢者世帯のうち公的年金が総所得の100%を占めるという世帯
が現在44%、全体の半数近くに上り、80%から100%を占めるという世帯を含めると、公的年金
受給世帯の6割が、ほぼ年金だけを頼りに暮らしていることとなります。となると、生活そのも
のを維持することで精いっぱいという世帯がほとんどとなるでしょうから、施設入所や社会的資

源を活用することについては、諦めるもしくは初めから視野に入れないということが起きてくるわけです。特別養護老人ホームなど10万円以下で入所できる施設があるにはありますが、介護度の条件が要介護3以上ということになっておりますし、待機でいっぱいであります。実際、特別養護老人ホーム「賀寿園」、「小松の里」、「やっちく」を合わせて、統計上は約178名の待機となっております。経済的負担、特に年金だけでは十分でない場合、最善の提案はどういったものになるのでしょうか。

○保健課長（西 洋一君） 入所施設利用の場合は、介護サービスの自己負担分に加えまして、居住費等の費用が必要となるため、利用者の負担額が大きくなるというふうに考えております。入所施設利用者の負担を軽減する措置といたしまして、所得の状況に応じて介護サービスの自己負担額が所得ごとの上限額を超えた分が後から支給されます高額介護サービス費、それから入所する施設によっては、所得の状況等に応じて居住費等の負担を軽減する負担限度額認定の制度等があるところでございます。議員御指摘の入所施設利用者の自己負担額につきましては、現行の仕組みの中で、所得に応じた軽減策が取られているところではございますが、入所施設の自己負担額に対しての個別の支援策につきましては、現時点での検討は行ってないところであります。在宅介護者の困り事に対する施策につきましては、在宅介護者のニーズ等を踏まえた上で、先ほど申し上げましたように、現在策定中の第9期介護保険計画策定の策定委員会の中で十分協議しながら、検討してまいりたいと思っております。

○4番（隈元香穂子さん） その検討の中に入れていただきたいのですけれども、たしか入所になりますと自己負担額が大きくなりますので、この特別養護老人ホーム入所要件の要介護3以上というステージについては、中重度の介護が必要になるのですが、認知症の場合、特に運動機能が衰えることなく、症状が進んでいく場合がありますので、そうなると、身体的視点から要介護3以上の認定、判定がもらいづらいこともあり、入所するとなると民間の施設、グループホームなど、特別養護老人ホームと比較すると、高額な使用料が必要な施設になってきます。デイケア、ショートステイなどの手だてをしても、在宅介護が困難な状況になり、それがこの金銭的な部分だけ補填してもらえれば解決となった場合、例えば入所に伴い、これは介護度の高い方ですけれども、在宅介護手当の支給分を入所一時費用などに充当させる、このようなことはできないのでしょうか。

○保健課長（西 洋一君） 現在、在宅家族介護者等への支援といたしまして、介護手当支給事業のほか、家族介護用品支給事業等も行っているところでございます。今、議員御指摘の手当の別途支給というところにつきましては、今後、現状を踏まえまして、こういった形で支援をすることがその対象者について一番いい支援になるのかということも、ニーズ調査等も行っておりますので、そこも踏まえて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（平野栄作君） ここで、昼食のためしばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

午後0時00分 休憩

午後0時59分 再開



○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

○4番（隈元香穂子さん） 午前中に、金銭面の負担の部分だけでも補填できないかと、入所一時費用に在宅介護手当の支給分を充てていただくようなことはできないのでしょうかと、お尋ねしたところでした。第9期介護保険計画というのを今作成中だそうですので、こういった部分も角度を変えてしっかりと補助していけるような、何か政策を考えていただきたいと思います。昨年、警察に届出があった認知症の行方不明者が1万8,709人、10年連続で増加して、過去最多となっています。大半は、その後無事に見つかっているようですが、前年度以前に届けられた人を含め、491人が遺体で見つかっています。徘徊やせん妄が始まると、在宅での見守り、介護は、本当に目が離せません。認知症でも介護度が低いわりに症状が重いと、人手不足の観点から施設側に断られるという場面もありますので、せめて、受け入れてくださる施設に係る費用の負担を補える施策を用意していただけないものかと思うわけです。サロンなどにお邪魔して、皆様とお話する中でも、こういった不安、老後の心配を抱えていらっしゃる方は大変多いようです。市長、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 老老介護、認認介護についても、地域から孤立させない介護者の身体的・精神的負担の軽減等の対策は、重要であるというふうに考えております。そのようなことから、それぞれのケースで抱える課題は様々であるというふうに考えておりますので、地域や関係機関と連携しながら状況把握を行い、個々のケースやニーズに応じて、しっかりと個別に支援していく必要があるというふうに考えているところであります。

○4番（隈元香穂子さん） おっしゃいますように、ケース別に本当に様々に、多様にパターンが違ってきますので、しっかりと捉えていただきたいと思います。

三つ目には、社会との接点が少なくなるということです。介護に要する時間が増えると、他者との交流や外出機会が減ります。外部の助けを借りることができなくなるため、一人で解決しなければならないというストレスにもつながりやすくなります。24時間、365日在宅では、片時も目が離せないというプレッシャー、これは相当なものです。当然ながら、自分の時間を捻出できず、介護うつにつながってしまうケースも多いようです。そうすると、引きごもりがちになってしまい、介護者が認知症になる。結果、認認介護につながってしまうというリスクもあります。この介護者の孤立対策については、こういった対応をお考えでしょうか。

○保健課長（西 洋一君） 先ほど地域福祉ネットワーク事業のお話をさせていただいたところで、ちなみに令和4年度の地域福祉ネットワーク事業で、見守り対象者と言われる方が市内に540人いらっしゃったという報告がなされているところでございます。これは、一概に老老介護をされている方だけではないのですけれども、この中に、そういった方々も含まれているということは予測できることではあります。そういった方々の精神的な負担の軽減というところでは、

やはり一人でそういった悩みを抱えていらっしゃる方も多いので、現在、本市が行っております「認知症カフェ」であったりとか、そういった様々な交流を行うことで、心の負担を軽減できる場を提供していきたいというふうには考えているところです。

○4番（隈元香穂子さん） おっしゃいますように、本市では、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる取組「オレンジほっとカフェ(認知症カフェ)」が現在5か所設置されています。こういった活動に参加することで、「救われた」と、「自信が持てた」との声を聞いております。介護する側、される側問わず、うまく利用していただけるとよいのですが、この「オレンジほっとカフェ」との連携は、うまくいっているのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 現在市では、認知症になっても住み慣れた地域で安心して尊厳のある生活を継続することができるよう、認知症の方やその家族、地域住民等の誰もが気軽に集い、互いに交流する場として、市内6団体に「認知症カフェ」の開設を委託しているところであります。実施状況の把握につきましては、月ごとに実施日時、参加者数、実施内容、相談内容等と記載した事業報告書の提出をお願いしているところであります。また「認知症カフェ」に寄せられた相談の中で、地域包括支援センターやもの忘れ進行予防相談会等の事業につながるべき案件等があれば、つないでいただくようお願いをしているところであります。

○4番（隈元香穂子さん） 今、6団体になっているということでした。私は5か所あるという認識でございましたので、その中の1か所に「まだ担当の方が行っていない」ということを、ちょっと最近お聞きしましたものですから、こういった質問をさせていただきました。介護の現場にいました私でも、自宅介護で母の介護、終末ケア、看取りをした際に、随分と精神的に追いつめられるという場面がありました。何が正解かを求めて実践しても、行き届かない部分は出てきます。そういった家族介護で生まれる弱ったメンタルの部分をケアしていく手だてとして、ぜひ活用させていただきたいと思えます。

四つ目は、正しい介護ができない可能性があるということです。特に、頻度の高い入浴介助、排泄介助、居所移動、こういった介助では、足腰への負担が大変大きくなります。ケアの仕方によっては、体の状態を悪化させてしまうこともあります。転倒リスクも上がりますので、弱くなった皮膚の剥離など、ちょっとした刺激でもケガにつながります。また、認知症、高齢によるもの忘れて、服薬管理ができなくなると、定期薬の飲み忘れ、重ね飲みなど、これまた同様に危険が及んでしまうということになってきます。そこで、文教厚生常任委員会の場をお願いをしたことがあるんですけども、力任せの介護ではなくて、コツをつかんで、楽に介護をするための簡単な在宅での介護講座や初任者研修講座など、市が主体として開催する予定はないのか、お尋ねいたします。

○市長（下平晴行君） 現在、本市においては、今指摘のありました講座等については開催していないところでありますが、高齢者の介護をしている介護者が、日常の介護から一時的に解放され、心身の負担の軽減及びリフレッシュを図るとともに、在宅生活に係る知識を得て、高齢者の在宅生活の継続を支援することを目的とした介護者総合交流事業を行ってまいりました。コロナ禍

以降、ここ数年は実施できていないところではありますが、事業を再開するために、介護者の要望等を確認しながら、体制づくり等の必要な支援について検討し、介護者の心身の負担軽減を図ってまいりたいというふうに考えているところでもあります。

○4番（隈元香穂子さん） ちょっとしたことでも楽に介護できるようになると、介護される側にも安心が生まれます。非常に重要なことです。先日、看護師長として、長年キャリアを積んでこられた方とお話することがあったのですが、老老介護、認認介護いずれにしても、「介護される側の状態に合わせて、コツや要領を教えてあげることができますよ」とおっしゃっていました。こういった方々に自宅に訪問していただいて、様子や状態を見たうえで介護を教えていただく。こういったことがあれば、すばらしいなと思うわけです。今は、初任者研修と言いますけれども、ホームヘルパー2級と言っていた頃に、講師のお仕事をされていた方とも御縁をいただき、いろいろとお話をさせていただきました。一線は退いても、現場で多くの経験をしてこられた知識や知恵を活かして、まだまだ現役で頑張っていたいただきたいなど、頑張っていただけだろうと、そういう元気のある皆さんでした。そこで、こういった方々を募り、人材バンクとして登録していくなどのお考えはありませんでしょうか。

○保健課長（西 洋一君） 介護者の心身の負担軽減を図るため、要望等をしっかり確認しながら、支援内容を検討する必要があるというふうには考えております。今、御指摘の一線を退いた方の活用につきましても、そういった方々がどの程度いらっしゃるかという把握も含め、また、その方がどういった支援ができるのか、ニーズにどういった対応ができるのかというところも検討する必要がありますので、その辺はしっかりと前向きに検討していきたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） 今、看護師さんは現場で70歳が定年ですとか、75歳が定年ですとか、五つ、六つではなくて、10も15も定年が延びているという現状があります。確かに年齢に合わせた現場に配置されるわけですがけれども、介護施設で看護師をされている方を最近テレビで見ましたが、92歳という方がいらっしゃいました。そういったことで、こういった人材バンクにつきましても、介護や看護の現場で起きている人手不足の解消にも、大いに貢献できるものだと思います。これは、とても重要なことです。時期的にこれから高齢化社会を迎えますので、そろそろ構築していってほしいと思います。これは難しいものだとお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） これはおっしゃいますとおり、年齢がどんどん上がっていく中では、大変な状況だというふうに思いますので、そういう人材バンク等でも対応していければというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） 市報などに掲載して募って応募者がなくなった場合、そのままにしておかず、対象者のお一人お一人に積極的に声をかけていく。できないとしておくのではなくて、できる方法を模索し実行する。これが大変大切なことだと考えます。お一人にきっかけができましたら、口コミですとか、紹介ですとか、女性はそういった横のつながりがたくさんありますので、人材バンクは介護、看護以外にも、保育士、最近よくSNSでも保育士募集のページを

見かけます。全部、志布志市内の保育園であります。教職員、専門性のある有資格者と時間をかけてでも広く構築していけば、本市全体の機能向上に大きな効果を生むはずで。私も、きっかけづくりなどはお手伝いさせていただきますので、ぜひ調査・研究していただくようお願いいたします。ちなみにこれは、現在までに取り組まれたことはありますでしょうか。

○保健課長（西 洋一君） 現在まで、そういった形での取組はしておりませんが、今回、御提案いただいた内容につきましては、先ほどから答弁しております介護保険事業計画の策定委員会というのがございまして、その中には、医師、歯科医師、歯科衛生士であったり、介護サービス事業者であったり、社会福祉協議会、民生委員等々の関係者で構成されておりますので、その中でも十分意見を聞いて、検討していきたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） 大変な作業になるかと思えますけれども、市役所の窓口や病院ですとか、スーパーですとか、そういったところに貼り紙をしたりとか、WEB上、LINE上、あらゆる場面で告知していただければ、口コミや紹介のきっかけ、糸口がつかめると思えますので、諦めずに取り組んでくださることを強く希望いたします。

以上、大きく問題となる四つを取り上げましたが、これ以外にも老老介護は、介護をする側も高齢者であるため、多くの問題を抱えています。介護者自身も身体機能が低下していたり、持病を抱えていたりします。思うように介護ができない中、身体的・精神的なストレスも加わります。在宅介護でデイケアやショートステイを利用される場合、はたから見れば、「日中は、介護から解放されるからいいじゃないの」と、そういった意見がありますが、そうではありません。介護が必要な高齢者、認知症の方を相手に、早朝から出かける準備をする、それを介助していくということは、いかに大変なことか、これは経験者でなければ分かりません。さらに、介護対象者が帰ってくるまでの時間を、全て介護する側の自由な時間として使えるわけではありません。介護上の虐待や介護放棄など、施設で起きるものが大きく取り上げられますが、在宅介護でも起きています。事件性のあるものに発展させないためにも、しっかりと把握し、様々な角度からケアをしていける、そういった体制をぜひ整えていただきますようお願いいたします。最後に市長、見解をお願いいたします。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますように、身体的・精神的なストレスというものが、老老介護、認認介護についてもそういうことが考えられますので、そこをしっかりと把握して、その中で、市が支援できることは何なのかということを含めて、対応してまいりたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） ぜひ、細やかなケアがとれるようお願いいたします。

次に、ひとり親について質問いたします。この8月は、ひとり親世帯の皆様が受給される児童扶養手当について、現況を届け出る時期でした。現況で、ひとり親家庭の世帯数を先ほど小園議員の質問で示してくださいましたので、ここは割愛いたします。これは増加傾向にあるのでしょうか、それとも減少傾向にあるのでしょうか。

○福祉課長（若松利広君） お答えいたします。

児童扶養手当の受給者でございますけれども、昨年と比較しますと、46世帯の減少となっているところでございます。

○4番（隈元香穂子さん） 減少なんですね、増加ではないかと想像していましたが、減少ということで。ひとり親世帯について貧困率が、今2人に1人というほど増加している。こういった問題とは切り離せません。この生活に困窮している世帯について、しっかりと把握できているのか、お答えください。

○福祉課長（若松利広君） お答えします。

ひとり親世帯の中で、生活が困窮している世帯の把握につきましては、それぞれの世帯の状況にも違いがあることから、一定の要件を定めて生活が困窮している世帯と判定することは、大変難しいと考えております。ひとり親世帯に対しましては、所得の要件を満たせば児童扶養手当を支給しておりますけれども、児童扶養手当の現況届を提出する中で、その世帯の収入や養育費の状況をはじめ、親族からの援助があるのかといった生計維持に関する調書を提出いただいておりますので、ある程度の生活状況については確認しているところでございます。しかしながら、児童扶養手当の現況届を提出する際に聞き取る内容だけでは、その世帯が生活に困窮しているのかどうかの確認・把握は、できていないというのが現状でございます。

○4番（隈元香穂子さん） 私は懐かしいんですけども、ここに現況届があるんですけども、これの見直し自体は、いつ頃されたかお分かりですか。お分かりでなかったら結構ですが、私が書いていた時代と大分変わっているかと思って見ましたら、ほとんど変わっていないということでした。先ほど小園議員もおっしゃいましたけれども、ここにもあるんですね。世帯分離に関する申立書のところに、やはり民生委員さんのところに行って、私もそれでしたので、これは毎年、本当に苦痛でした。先ほどの質問に付け加えておきます。あと、把握するというのは本当に難しい作業だと思います。この聞き取りをしても、なかなか自覚がない方とかいらっしやいまして、それはよく私も分かります。子ども食堂に関わっておりますので、フードバンクから支給される食材や米の配布が、不定期ではありますが実施されているんですね。果たして、全体に行き届いているのかと、一人も取り残されない観点で考えた場合、まずは、状況を把握することが大切だなと感じたところです。御本人に自覚がなかったり、遠慮をされたりする方もいらっしやるでしょうけれども、そういった方々でも子供に話を聞くと「今日は御飯は食べていないけど、お菓子は食べたよ」とか、普通にそう答えてくるんですね。こういった栄養状態の子たちもいるということは、本当にこの時代においてさびしいというか、悲しいというか、切ない、そういう思いになります。現実には、本当に困っているからそういう食生活になるわけですから、関わり方そのものは大変難しい事例でしょうけれども、こういったパターンについての把握が、一番大切なことだと考えられます。実際、行政のほうも困っていらっしやると思いますけれども、そういったことを見つけていくという何か手だては、考えていらっしやいますでしょうか。

○福祉課長（若松利広君） ひとり親世帯などの方が生活自立のために相談をする機関が、生活自立支援センターというものがございますけれども、そちらに寄せられた令和4年度の相談件数

は121件で、そのうち、ひとり親世帯の相談は17件あったと伺っております。相談内容の主なことにつきましては、収入のことであったり、生活費のことが11件、病気や障がいについてが4件、その他、債務やローン等の相談があったというふうに伺っております。そういったところが、機関を通して相談を受けることによりまして、何らかの支援につなげていければというふうには考えております。

○4番（隈元香穂子さん） こういったふうに、相談に来てくださる方はいいんですけども、先ほど言いましたように、自覚がなかったりとか、遠慮をされたりとかいう方々は、おそらく相談にはいらっしやらないと思います。虐待の発見を近隣の方が通報されたりとか、そういった中の一部にですね、どうも食事をちゃんと食べていないんじゃないかというのは、私の近くにも実はいらっしやいまして、いつも何にもつけずにパンを1枚持って、外に出てくるんですよ。そういった子で、あそこはもう間違いなく貧困というふうに、私は判断しましたので、子ども食堂のフードバンクの食材をたまに届けてはおります。そういったことがありますので、相談機関だけではなくて、何か発見する手だてというのもつくっていただきたいなと思うところです。「虐待の通報をしてください」それから「食生活が大変な困難な方を、お気づきでしたら教えてください」と、そういったことも一つ加えていただくと、有り難いかなと思います。子供は分からないわけですから、それが当然普通だと思って育っていますので、ぜひ見つけてあげていただきたいと思います。近年、問題になっていますのが、この経済的要因による子供の教育格差、体験格差の拡大です。貧困家庭の大学進学率や習い事、クラブ活動への参加は、全世帯と比較すると、当然、ひとり親世帯が低くなっているようです。こういったことも、当然把握していらっしやると思います。いかがでしょうか。

○福祉課長（若松利広君） ひとり親世帯の把握につきましては、児童扶養手当の受給者でしか把握はしていないところでございます。

○4番（隈元香穂子さん） ここは、教育に関することですので、私が教育長に通告するのがよかったのかなと、今、思ったところです。失礼いたしました。当然ですね、この貧困家庭の流れですので、今申し上げたことは、通常は想像がつくかと思います。家事と子育てを一人で担うために、短時間労働になってしまうことや、子供が病気になったときなどにフォローしてもらえ環境に恵まれず、非正規雇用になってしまう、そもそも雇用してもらえないというケースもありますし、養育費も受け取らずに生活している世帯は60%に上るといいますから、低所得であるということは容易に想像できます。いつも例に取り上げている兵庫県明石市は、この養育費の立て替えをしていることでも有名です。私も養育費の取決めをしたことがありますが、何の意味もなく、もらったことなどありませんでした。まさかそれを自治体が立て替えてくれるなんて、すごい政策だと思います。市長、この養育費の立て替えの件は御存じですか。

○市長（下平晴行君） はい、それは承知しております。

○4番（隈元香穂子さん） 本市でも、養育費を立て替えてくださいと申し上げているのではありませんので、御安心ください。これまでの常識だと、もらえないなら泣き寝入りというパター

ンがあった養育費ですので、考えつきもしない政策ですが、こういったことに切り込むことが、まさに行き届いた子育て支援政策の一つだと考えたから、例に取って申し上げたところです。そこで、今年の3月末をもって、ひとり親世帯の見守りなどの活動に取り組んできた志布志市母子寡婦福祉連絡協議会が解散したとお聞きしましたが、これは事実でしょうか。

○市長（下平晴行君） これまで、ひとり親世帯の見守り活動に取り組んでいただきました志布志市母子寡婦福祉連絡協議会につきましては、会員の減少や高齢化をはじめ、役員の担い手不足により、母子寡婦会としての活動が厳しくなったため、残念ながら、解散するに至ったと伺っております。

○4番（隈元香穂子さん） この母子寡婦会の始まりが、戦後の未亡人のためのそういった集まりで始まったというふうに私もお聞きしておりますので、皆さん高齢化で、若い方々の加入もなくて、解散したということで承知いたしました。例年8月、現況届に行くと、母子寡婦会の方が会場にいらっしやいまして、その場で母子寡婦会の会費を徴収されていたという時期がありました。私もひとり親時代「会費をください」と言われたので、「どのような活動をされているんですか」とお尋ねしましたら、寡婦側活動以外は説明がなくて、ひとり親を中心とした活動については、その中身が全く見えてきませんでした。日々の暮らしに不安のあるひとり親から会費を集めて、ひとり親を対象にした活動の実態がないというのは、おかしなものだと考えたのですが、この会費ですね、解散時残金があったと思いますが、それはどう処理されたのでしょうか。

○福祉課長（若松利広君） 令和4年度の収支の状況によりまして、収入から支出を差し引いた額で、最終的に余りましたのが4円となっております、4円につきましては、寄附されたということで伺っております。

○4番（隈元香穂子さん） 私の想像では、もうちょっとあったんじゃないかなと思ったものですから、会場で支払われる場合に領収書を書きますので、「返してほしかったな」と、そういったことです。私が尋ねたのは30年前だったのですが、会費が4円しか残っていないということは、しっかり活動されていたということだと解釈しますが、昨今、この母子寡婦会はどういった活動をしていらっしやったのでしょうか。

○福祉課長（若松利広君） 志布志市母子寡婦福祉連絡協議会の主な活動といたしましては、県母子寡婦会主催の運動会や研修会等への参加をはじめ、市内の清掃活動やボランティア活動への参加などといった活動を行っていたようでございます。

○4番（隈元香穂子さん） やはり、ひとり親家庭を対象としたものは、あまり活動としてはなかったということでよろしいですね。母子寡婦会の目的は、「ひとり親家庭を対象とした就業相談、養育費などの相談、生活に関わる様々な悩みを聞いたり、一人ひとりに合った支援情報の提供や相談窓口の紹介などを行い、研修やレクリエーションなどを通じて仲間づくりや情報交換、心の交流を深める」とあるのですが、今のお話では、そういったことは十分ではなかったということです。間違いはないですね。子供やひとり親についての活動は、あまり行われていないという解釈でよろしいでしょうか。例えば、言われた清掃活動などに、ひとり親の方も参加されていた

のでしょうか。

○福祉課長（若松利広君） 解散理由が、高齢化による会員の減少ということもありまして、なかなかそのひとり親の方、若い方の参加や加入が、どうしても促進できなかったということも解散の理由になっておりますので、そういった意味では、若い方のひとり親を対象にした支援活動というのは、なかなかできない状況にあったのかなというふうには推測しているところでございます。

○4番（隈元香穂子さん） その若い方の勧誘は、行政側からは何もお知らせをしたり等はしていなかったのでしょうか。

○福祉課長（若松利広君） 児童扶養手当の現況届時におきまして、母子寡婦会のパンフレット等を配布し、その活動内容につきましては周知したところでございます。

○4番（隈元香穂子さん） 承知しました。なかなか勧誘が難しかったということですね。当時、私は活動の中身が見えませんでしたので、加入しませんでしたけれども、私自身は福岡で過ごしていた時代に、この母子寡婦会の「母子」、すなわちひとり親の側でお役をいただきまして、地域、保育園のひとり親家庭の仲間たちと遠足、カラオケ、お茶飲み、交流の機会をつくりまして、活発に活動をしておりました。時には、お互いの子供を預かることもありましてし、頂き物をお裾分けしたり、悩みを相談したり、まさに支え合うサークルのようなものをつくりました。本市の場合、こういった活動をする場はないと認識しておりますが、活動の中身はともかく、母子寡婦会が解散した今、それに代わるもので「誰一人取り残されない」信念の下、ひとり親の見守り、サポートをする組織づくりについては、どうお考えでしょうか。

○福祉課長（若松利広君） 具体的な手法等は、まだ検討しておりませんが、他市の取組の一例を申し上げますと、市ホームページ等を活用して、ひとり親家庭と寡婦を対象に母子寡婦会の活動内容等を掲載して、参加希望者を募集しているようなところもあるようですので、そういった事例も参考にしながら、市としても取り組んでまいりたいと考えております。

○4番（隈元香穂子さん） 今の事例ですと、母子寡婦会への取組といたしますか、それに代わる機能を持った組織が本市にはないわけですから、まずは、そこのお考えです。そういったものをつくっていかねばいけないというお考えはありませぬでしょうか、ということです。

○福祉課長（若松利広君） 母子寡婦会につきましては、まだ解散後間もないところですので、今の段階でそういった母子寡婦会の再考といたしますか、再設置の要望等もまだないところでございますので、今のところそういった組織を市が自らから立ち上げるというところは、考えていないところでございます。

○4番（隈元香穂子さん） 活動の実態がなかったものを、「またつくってください」と。実際、ひとり親の皆さんがこの母子寡婦会自体を御存じないのに、それを向こうから要望してくださいということは、ちょっと不可能ではないかと。考えられないことですので、行政が用意をしてあげるべきだと私は思います。母子寡婦会がなくなって日がないとおっしゃいますけれども、実際、この母子寡婦会がなくなった自治体は、ほかにも幾つかございます。そういった解散後に、他自

治体ではこういった取組をされているか、そういったことは、もうお調べになっていますよね。

○福祉課長（若松利広君） 県の母子寡婦福祉連絡会に確認しましたところ、県内でも南さつま市、垂水市など、解散しているところもあるようでございます。ほとんどの理由が、高齢化による会員数の減少というところでございますけれども、その中で、先ほど申し上げましたとおり、垂水市におきましては、市のホームページ等を活用して、ひとり親家庭と寡婦を対象に母子寡婦会の活動内容を掲載して、参加を募集しているというような状況でございます。

○4番（隈元香穂子さん） 垂水市は、母子寡婦会をもう一度つくろうとしているということですか。

○福祉課長（若松利広君） そういう形で、市のホームページ上で募集の記事を掲載しているというところで聞いております。

○4番（隈元香穂子さん） 志布志市は、もう一度取組を行う考えは、今のところないということですね。

○福祉課長（若松利広君） 現段階では、具体的な手法等は検討していないというところでございます。

○4番（隈元香穂子さん） 今のところ、具体的な手法は検討していないというお答えですが、これは何もないままでいいと思っていらっしゃるとは思いません。私もそう思いますので、「今のところ」を過ぎたときにはですね、必ず次の手段として、こういったひとり親をサポートしていく、見守っていくという、何らかの組織を構築していただきたいと思います。私が母子家庭であった35年前、福岡市では母子医療費について、既に現物支給が確立しておりまして、初診料の800円さえ支払えば、入院も、手術も、もちろん通院も無料でした。そこに母子寡婦会活動が充実しているということも手伝い、近隣地域、大宰府市、筑紫野市、宗像市などから、ひとり親家庭の方々が多く移住してこられたという事実がありました。ひとり親家庭の方々が福岡市に来られることで、政策で暮らしの保障がされているようなものですから、こういった結果があったのですが、子供たちが学び、遊び、豊かに暮らす、やがて奨学金を利用して進学をする子供も出てきます。大学へ行き、知識を身に付け、そして地元に戻り、働き手となる。こういった青写真の下、ひとり親にも優しいまちづくりをしてみてもどうかと考えます。いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今、話がありますように、特にひとり親の方々が、やはり子供についての相談相手とか、そういう悩み等の話ができるような体制づくりというのは必要であるというふうに思っておりますので、これから内部でもそのことと母子寡婦会との関係も含めて、十分協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） 協議の機会をもっていただくということで、有り難いと思います。ありがとうございます。これは毎回申し上げますが、どの角度からであっても、子育て支援の充実は必須です。優しく、手厚く、子育て世帯の負担を取り除く手助けをしながら、子供、この宝を志布志市に増やす手だての一つとして、御検討いただきたいと思います。以前、担当課にこういった質問をしたことがあったのですが、「ひとり親家庭の移住で、児童手当をはじめ、福祉予

算は膨らむといったことが考えられますが、それと比較して、人口が増える、子供が増える、どちらが市のためにはいいと考えますか」と尋ねたところ、「人口、子供が増えるほうがいいです」と、そういった答えでした。市長にも同じ質問をさせていただきます。どちらが市のためになると、お考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 当然、移住・定住の促進も図っているところでもありますので、そちらのほうが必要だと思っております。

○4番（隈元香穂子さん） それでしたら、ぜひ方向性を確立させていただき、手厚い施策を打ち出してくださるようお願いいたします。市長が行政運営の参考にされている、岡山県の北東部にある人口5,700人余りのまち、「少子化対策の奇跡のまち」として注目を集める岡山県奈義町の施策は、高校生まで医療費自己負担なし、高校生の就学支援金、年間13万5,000円、中学生までひとり親の支援、年間5万4,000円、在宅育児資金、月に1万5,000円、奨学金、町内居住で半額返済免除、小・中・高の教育資材費無料、アドバイザー配置の集いの広場、ここですね、一時預かりの子育てサポート、保護者当番制の自主保育、こういったものが見守りの機関で行われるというのが理想です。子供を大切にする子育て支援の取組は数々ありますが、結果、この町の出生率が2.95まで回復しています。大切なことは、この奈義町が起死回生の目玉を打ち出したわけではなくて、地域のニーズを住民参加型の施策に反映し、住民意識を高めながら、少しずつ支援策を拡充する取組にいきましたということです。この数々の子育て支援策の中で、市長、本市に反映されたものはありますか。

○市長（下平晴行君） 志布志市もいろんな角度で支援をしておりますが、私もこの岡山県奈義町は、行政運営を参考にしているということでアンケートに回答をしているところではありますが、今、話があったとおり、支援策についてはいろんな角度で支援がされているということで、市としましては、小・中学校の給食、いろんな形で志布志市も取り組んでいるというふうに私は思っております。そういう中で、子育て支援に対して見える形ですするためには、やはり福祉課と保健課が一緒になって対応していくべきだというようなことも含めて、あまり見えていないという部分がいっぱいありますので、そこも含めて、支援策をしっかりとしてまいりたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） 前回ですけれども、市長が「中途半端な支援をしても、人口増加にはつながらないのでは」という話をされましたので、大変気にしておりました。しかし、市長がこういった大変すばらしい町を参考に、本市のかじを取っていらっしゃるということで、「本当によかったな」と安心いたしました。奈義町に追随し、結果を出していくために、なお一層の努力をお願いいたします。繰り返しになりますが、最後に市長、見解をお願いいたします。

○市長（下平晴行君） 子育て支援については、私はやはり、合計特殊出生率の向上が必要だというふうに思っております。そしてそのためには、やはり国がしっかりとしたそういう支援策を創設してもらいたいということ、そして私どもは、やはり一つはジェンダー不平等にならないような対応をしていくということも、大きな子育て支援、あるいは移住の施策になるのではないかと

というのも含めておりますので、しっかりと見守ってまいりたいというふうに考えております。

○4番(隈元香穂子さん) では、最後になります。JR日南線の存続について質問いたします。4年に一度統一地方選を機に行われる、マスコミによる47都道府県知事と1,741の市区町村長の計1,788人を対象としたアンケート、全国自治体首長アンケートというのがあって、WEB上で公開されています。統一地方選が4月でしたから、おそらく今年の2月頃、市長がお答えになったのではないかと思います。市長、このアンケートは覚えていらっしゃいますでしょうか。

○市長(下平晴行君) はい、しっかりと覚えています。

○4番(隈元香穂子さん) この中に、鉄道のある自治体を対象としたアンケート結果が公表されています。「鉄道の赤字路線がありますか」、「あります」と。「直近の赤字の路線もあります」と。「鉄道路線のない自治体を含め、全ての方にお聞きします。JRが不採算路線の収支を初めて公表するなど、鉄道の赤字路線をめぐる議論が進んでいます。赤字路線を維持するべきだと思いますか。廃線とするべきだと思いますか」という設問の答えにですね、市長は「どちらかといえば廃線とするべきだ」と、お答えになっていらっしゃいます。この理由が「十分な需要が見込めない」「赤字が続けば運賃値上げで、利用者負担が増す可能性がある」「マイカーやバスなど、ほかの交通手段がある」これを理由にされております。それと「廃線とした場合、後はどうしますか」という質問、これには「代替えの路線バスに転換する」、志布志市には、路線バスはあまり走っていない場所も多いと感じました。それと「線路の用地に専用道を設けて、バスを走らせるBRTに転換する」、これもテレビで見ましたけど、これも大変な工事だなど、金額も大変にかかるでしょう。これはJRが負担するのか、市が助成するのかよく分かりませんが。それとこの3番目、「利用者の予約に応じて、運行するデマンド交通を導入する」、これはチョイソコしぶしのことだだと思います。そう答えていらっしゃいます。まず、こういった公に公開されるアンケートで、首長自ら廃線ありきの回答をされているということに驚いたのですが、まずは、「どちらかといえば廃線とするべき」と、そう答えられた理由、お考えをお示してください。

○市長(下平晴行君) このことについては、人口減少やマイカーの普及による日常的な鉄道利用者の減少など、現状を踏まえると、赤字路線を維持することが将来的には困難になることが想定されることから、私個人としては、宮崎空港までの快速便や線路と道路の両方走るDMVによる運行など、利活用促進を図るため、様々な代替手段を沿線自治体やJRとともに検討する必要があると考えているため、限られた選択肢の中で一番近いものを選択したものであります。決して廃線を推進するものではありません。市としましても、引き続きJR日南線の存続に向けて、沿線自治体と連携し、利用促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

○4番(隈元香穂子さん) 今の答弁ですと、廃線を望んではないということですが、実際、私はこのWEB上で見たときに、そういった様々な理由はもちろんなく、アンケートは答えのみですから、そこを見た場合に感じたままでも原稿を作っておりますし、最終的にはちょっと疑問も投げかけますので、このまま続けます。このJR日南線は、昭和62年に沿線4市町、宮崎市、日南市、串間市、旧志布志町が、JR日南線利用促進連絡協議会というのを設立してい

て、「地域の鉄道であるJR日南線の利用を促進し、未来に向けて維持するために様々な取組を行っている」とあります。となると、他の沿線3市の首長は、どのように回答されたのであろうと気になりましたので、見てみました。まず、宮崎市長は、「通勤通学で必要なので、どちらかといえば存続するべきだ」と回答。日南市長は、「廃線にすると、地域の衰退が加速する。観光客の呼び込みに必要である」などの意見で、「維持するべきだ」と回答をされておりました。残念ながら、串間市長は、アンケートそのものに回答を寄せていらっしゃいませんが、宮崎市、日南市、共に沿線などの関係自治体が「鉄道会社に財政支援などを行って、維持に努めるべきだ」と回答されています。串間市の意向は別として、宮崎市、日南市、この二つは維持存続を望んでいるところへ、志布志市だけが廃線へ傾いた回答をしていることが、どうしても腑に落ちません。アンケートがあった時点で、利用促進連絡協議会は発足していたはずですので、沿線4市、当然、足並みが揃っているはずだと想定しておりましたが、どうも本市だけそうではなかったようです。市長、利用促進連絡協議会は、足並みを揃えて、存続をうたう協議会ではないのですか。

○市長（下平晴行君） 当然、そうではありますが、私は先ほど言いましたように、「どちらかといえば、廃線とするべき」と回答した趣旨は、今すぐ廃線ということではないわけでありまして、今のような状況が続くようであれば、先ほど言いましたように、利用促進を図るために宮崎空港までの快速便や線路と道路とを両方走るDMVによる運行など、代替手段の転換策を提案の上で選択をしたということでもあります。

○4番（隈元香穂子さん） 皆さんも、いろんな場面でアンケートを答えられることがあると思うんですけども、どちらかといえば何々、何々とはっきりと二つに答えるのではなくて、例えば今言われたように「どちらかといえば廃線とするべき」「廃線とするべき」「どちらかといえば存続するべき」「存続するべき」そういった少し甘いアンケートの場合は、皆さんどう感じられますか分かりませんが、私は、傾いているほうが「どちらかといえば」というのは付け足しのような感覚であります。それと、今度は8月13日の南日本新聞に掲載されていた記事、口頭で説明をいたしますと少しややこしいので、ゆっくりとお話します。「鉄道路線の存続か、廃線かを議論するために、自治体や事業者の要請で国が設置する再構築協議会制度の導入を前に、乗客が少なく、この協議会設置の目安に当てはまる鹿児島県内と隣県の15自治体を対象になされた」、これもアンケートで、「自ら協議会設置を要請する考えがない」という結果が出ていました。これは、この再構築協議会の趣旨が、廃線を前提に設置されるものと警戒しての回答のようで、「廃止を前提とした協議は行わないなどと、協議に慎重な姿勢が見られた」とありました。また一方で、「鉄道事業者側から要請があれば、多くが応じる」という答えもあり、この再構築協議会設置そのものの持つ意味が、暗に事業者側からすれば、それこそ廃線ありきのことではないかと伝わってくる中身でした。このアンケートに、本市はどういった回答をされたのかお示してください。

○総合政策課長（川上桂一郎君） お答えいたします。

まず、再構築協議会なのですが、これにおきましては、地域公共交通の活性化及び再生に関する

る法律等の一部の改正がなされまして、本年4月28日に公布され、10月1日からこの再構築協議会が施行するというようになっております。まず、この再構築協議会の設置においては、事業者であるJR側または自治体側が、その設置というのを申し出るということになっております。今回、この再構築協議会の設置におきましては、今のこの沿線自治体の考えでは、利用促進をとにかく図っていききたいというところから、この再構築協議会においては、今、議員がおっしゃった廃線というの、やはり展望としてあるのではないかというところから、自治体としては、この設置の要望はしないというふうに、本市では回答しております。

○4番（隈元香穂子さん） ちょっと難しいので、理解しづらいかもしれませんが、対象となる県関連7線区の中に、本市も含まれているわけですが、「協議会設置を要請しない」と回答したのは11自体で、多数意見でしたから、本市の回答はその中の一つになります。ほかに4自治体が検討中、指宿市は「今は必要と思わない」、鹿児島市は「一定の利用がある」、宮崎県の自治体は「利用促進に取組中」という理由が多くを占め、その他「情報収集をしたい」、「自治体としては存続してほしい」、「国が調整役として責任を持つべき」などの回答がありました。また、先ほど述べましたように、JR側からの要請があれば、大半の自治体が対応するというものでした。先のアンケートで市長は否定されますけれども、「どちらかといえば廃線とすべき」とお答えになっています。これは事実、お答えになっています。このアンケートの答えでは、「協議会設置は要請しない」とお答えになっていて、数か月の期間で「どちらかといえば廃線とすべき」というお考えから、廃線を警戒した多数意見へと答えが移行していると、私は理解したんですけれども、これは何か意味があるのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 全く意味はありません。

○4番（隈元香穂子さん） 分かりました。1987年、全線廃止となった志布志線、大隅線、この議場にいる皆様の中にも利用された方がいらっしゃると思いますが、市民が通勤、通学、買い物などに国鉄を利用し、にぎわいが見られたことがありました。もちろん収支状況の悪化から廃線へと移行したわけですが、まちの衰退にも大きく関わっていると考えられます。以降、バス路線もしかり、公共交通機関は消えていっております。まちの景色から明かりが消えていく。市長はそんなふう感じられませんか。

○市長（下平晴行君） 先ほどから申しますように、事業者であるJR九州が、しっかりと将来に向けて利用活性化というか、利活用を促進していくというような取組をしていただくためにも、このようないわゆるアンケートの回答をしたところでもありますので、そのことについても、内容についてはこれを廃止ということが基本ではないということは、分かっていたきたいというふうに思います。

○4番（隈元香穂子さん） JRだけでなく、沿線のこういった自治体もしっかりと助成をしながら、利用促進に努めていくということですので、そこは、私も理解をいたします。なので、JR任せにしているようなふうに、今ちょっと聞こえてしまったものですから、今、こういったことを申し上げたところです。7月23日、2023志布志みなとまつりが行われました。主催者発表4

万5,000人が同じ夜空を見上げて、夏の日の一夜を楽しんでくださったことと思います。そこで、この様子をSNSに投稿しましたところ、はっとする御意見をいただくことになりました。これが、今回の一般質問のきっかけになったわけです。そしてこの方が、花火大会の帰り道に志布志駅に立ち寄りまして、宮崎方面行きの最終列車の時刻を見たら、20時46分だったということから、「これだと、JRを使って花火を見に来ることはできないな」というコメントでした。確かに宮崎方面、日南市、串間市から、花火を見に来られる方、もちろん全ての方が利用されるわけではありませんが、行きと帰りの臨時便の用意があったとしたら、渋滞の緩和、駐車場の確保、さらにはアルコールも楽しめますので、出店の売れ行きまで違っていただかかもしれません。きっと違ってははずです。担当課から、このJRへ臨時便の要請はなかったのでしょうか。

○港湾商工課長（大迫秀治君） あくまでも、みなとまつりにつきましては、実行委員会が主催しておりますので、担当課としましては、特にその臨時便の要請はしていないところでございます。

○4番（隈元香穂子さん） 県内最大の三尺玉が打ち上げられることで有名な「きばらん海」枕崎港まつりでは、花火大会終了に合わせて、指宿までの臨時列車が走りました。ここも廃線を危ぶまれる路線になります。みなとまつりの会場は、志布志駅からだとすぐの場所であり、臨時便があれば、列車移動の楽しさや便利さを感じていただける絶好の機会でした。千載一遇のチャンスを取り逃がしたようで、とても残念でした。JR日南線については、総合政策課が利用促進担当ということですので、来年以降は、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。とはいっても、まずは路線存続が大前提です。担当課はいかがでしょうか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 所管課としましても、このJR利用促進におきましては、今、イベント等での臨時便というような一過性的なことではなくて、日常的なやはり利用というのが、持続的な存続につながるというふうを考えておりますので、沿線自治体と連携を図り、この志布志駅におきましては、油津・志布志駅間、ここの利用が見込まれるというふうを考えておりますので、日南市、串間市、本市というような、まず短い路線の活用というのをですね、利用が図れるような取組というのを連携を図ってまいりたいと考えております。

○4番（隈元香穂子さん） 何かにつけ利用していただきたいという思いで、担当課長に質問をさせていただきました。さらに、ぽっぽマルシェについても、「ぽっぽと銘打って開催されておりますので、列車の利用も絡ませてみてはどうですか」と提案したところ、早速、観光協会発信のSNS上では、ぽっぽマルシェの告知と日南線の時刻表が併せて掲載された記事が投稿されておりました。即実行、これはすばらしいと思います。利用者の呼び込みはうまくいっても、いなくても、志布志市はおもてなしの玄関口です。JR日南線があるという存在そのものが、数々のイベント、まちの活性化に大いに役立っている、加勢してくれている、そういった市民である私たちがしっかりと支えていかなければならない、そう思います。そう考えられませんか。

○市長（下平晴行君） 先ほどから言いますように、利用促進策として対応してまいりたいとい

うふうに思います。秋以降企画しているフェリーさんふらわあを利用したツアー、そしてJR等の連携等々を取りながら、実施に向けて協議していますので、それをより実現できるように対応してまいりたいというふうに思います。

○4番（隈元香穂子さん） ここで、このJR日南線の利用促進事業補助金について、少しお話しておきたいと思います。利用促進の一環として、沿線市民がJR日南線への愛着を深めることを目的に、宮崎駅、宮崎空港駅を含む各駅間を団体で利用しようとする5日前までに、利用目的、利用予定区間、人数などを利用計画書に記入し、担当課に提出し、認められれば、1団体につき20万円を上限として、補助の対象になるというものです。後日、団体または代表者の口座に振り込まれる、返金されるということです。市民にとっても、特に子供たちに、遠足や列車の旅を体験させる意味でも、大変喜ばれると思う事業なのですが、これは、1年間にどれくらいの利用があったかお尋ねしましたところ、沿線4市合計で42団体が利用しているということでした。では市長、その中で志布志市は幾つの団体が利用したと思われませんか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 本市の実績ですが、4団体で、大人が47人で子供が53人の合計100人が利用されたところでございます。

○4番（隈元香穂子さん） 私がお尋ねしたときは、「志布志市はゼロでした」というお答えでしたので、ちょっとびっくりして回答しましたが、その期間はいつからいつまでですか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 今年の8月末現在でございます。

○4番（隈元香穂子さん） 昨年度1年間は、どうだったのでしょうか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） それにつきましては、今、ちょっと数字を持ち合わせていないところでございます。

○4番（隈元香穂子さん） 私はそれを聞きまして、そこがゼロだったものですから原稿を作っております。これまでの流れで、ここでゼロという数字を聞きまして、この台風14号の災害復旧の工事で、不通になっている期間もありましたし、それでもこの補助金制度ができてから、5か月は利用できたんですね、その5か月の間に、利用がなかったということだったのでびっくりしました。言葉がなかったんですよ。これがどうしてこういう結果になっているのかと、ここで質問をしようと思いましたが、違う回答でしたので、ここは割愛させていただきます。利用促進協議会が設置されたのにも関わらず、努力が足りない状態では、万が一廃線を迎えるとなったとき、市民が怒ります、本当に怒ります。大変なことが起こります。この利用促進事業補助金の件一つをとっても、ちゃんと教えてもらってれば、知っていたら利用したのにとまります。市民が知らないのですから、利用促進どころじゃないんです。この情報をあちこちのサロンや訪問先で紹介すると、「そんなのがあったのか」「使ってみたい」と、歓声上がるほど喜ばれるのですが、御存じない方がほとんどだろうということで、周知を図ってもらいたいとお願いしました。たまたまですが、市報の9月号に掲載予定でしたということです。9月1日からは、ケーブルテレビのSBS元気告知板でも放送しているようです。間違いありませんでしょうか。

○議長（平野栄作君） 答弁準備のため、しばらく休憩します。

午後 2 時 02 分 休憩

午後 2 時 03 分 再開

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 申し訳ございません。J R 日南線の利用促進補助金につきましては、ホームページに記事を掲載しているところでございます。また、さらなる周知を図るために市報 9 月号へ記事掲載と、あとケーブルテレビの S B S 元気告知板での告知放送を予定しております。また、J R 志布志駅の案内板へチラシを掲示するなど、積極的に情報発信を考えているところでございます。あと、先ほどこの利用促進補助金の実績なのですが、昨年度の実績は、議員おっしゃるとおり、ゼロ人と利用はなかったところでございます。私が答弁いたしました利用促進の実績におきましては、本年 4 月から 8 月末までの実績でございました。おわびして訂正いたします。

○4 番（隈元香穂子さん） 先ほど申し上げましたように、私がゼロという数字を聞いたときに、「5 か月間の間、何の促進もされていなかったのだな」ということが、本当に悲しかったわけです。市長が、路線存続をする意思をお持ちでなかったがゆえに、この結果だったのではないかと、今日まではそう思っておりましたので、「詮索されかねないな」、「これは本当に残念だな」と、そういったふうに感じたところでした。今回は、このたまたまのタイミングで市も周知を図っていくようですが、事業が立ち上がり、既に 1 年以上経過しています。手遅れにならないよう、後悔することのないよう、さらに市民の皆様へ浸透することを願って、私も出かけた先々で御紹介をさせていただきます。私たち議員、行政の努力なしに、「住みたいまち、住んでよかったまち」のまちづくりはできません。J R 日南線の路線存続に関しては、官民一体、市民の皆さんは知ることによって、必ず協力していただきます。知らないからできないんです。市民と一緒に強い意志を持って、市長自ら存続への意思表示をしっかりとさせていただきたい、そうお願いしておきます。市長、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 市民の皆さんには、いろんな角度から業務に対する取組について情報提供していくということで、市民の皆さんからのいろんな苦情等々もなくなるし、また利用もしていただくということでありますので、あらゆる媒体から情報提供をしてみたいと思います。

○4 番（隈元香穂子さん） こういった市民の活動にプラスになるような情報は、まんべんなく浸透させる、そういった工夫をぜひお願いいたします。では、今後の展開を市としてはどのように描いていらっしゃるでしょうか。

○市長（下平晴行君） 本年 4 月に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が一部改正され、鉄道輸送の維持高度化やバス等への転換などの利便性、持続可能性の向上を図るための方策について、自治体または鉄道事業者の要請により、国が再構築協議会を創設する制度が 10 月から施行されます。J R 日南線につきましては、再構築協議会設置の目安となる一日平均乗車数は、

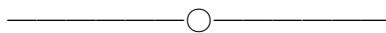
設置要件を満たしているところではありますが、現段階で、沿線自治体から再構築協議会設置の要請はしないこと、鉄道事業者であるJRから再構築協議会設置の要請があった場合には、沿線自治体で連携を図り、真摯に対応していくことを、沿線自治体間で確認しているところでもあります。これを踏まえた上で、今後の展開については、JRと沿線自治体とがさらなる連携を図り、地域間をつなぐ持続可能な移動網の構築について取り組む必要があるというふうに考えているところでもあります。

○4番（隈元香穂子さん） JR日南線は、観光地を多く持って、ここ志布志市を終着駅とした癒やしの路線です。PRの仕方によっては、他県からの鉄道マニアや観光客が呼び込めるだろうと考えます。先日、小辻議員の質問の中で、市長が答弁で「鉄道公園内展示のSLやディーゼル車両が希少なものであること、マスメディアなどを通して周知させたい」との意思を示されました。JR日南線の利用促進についても、同様に周知をお図りいただきたい。そうお願いできますでしょうか。

○市長（下平晴行君） はい、そのように取組をしてまいります。

○4番（隈元香穂子さん） それでは、今日の新聞ですね、質問する日にこういう記事が載って、大変朝ばたばたしたんですけれども、再構築協議会設置の目安が輸送密度1,000人未満の区間とありまして、県内3区間が今日発表されておりました。幸か不幸か、去年は台風14号の影響で、走っていない時期が9月から3月十何日でしたか、そこまでは運行しておりませんので数字が出ていないということで、多分取り上げられなかったのではないかなと思います。再構築協議会は、廃線ありきで進められていくような、ちょっとそういった警戒をしなければならないというような感じがする協議会です。良くも悪くも、災害復興期間で数字が出ませんでしたので、今回は選定されませんでした。やはり、まぎれもなく危ぶまれている路線ではあるわけです。それで、本市では利用促進連絡協議会の名にふさわしい活動として、全国発信で利用の促進に努め、存続していけるように決して諦めることなく、結果を導き出すための取組をお願いして、質問を終わります。

○議長（平野栄作君） 以上で、隈元香穂子さんの一般質問を終わります。



○議長（平野栄作君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から9月18日までは休会とします。

9月19日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午後2時11分 散会

令和5年第3回志布志市議会定例会会議録（第6号）

期 日：令和5年9月19日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第40号 財産の取得について
- 日程第3 議案第41号 財産の無償貸付けについて
- 日程第4 議案第42号 令和5年度志布志市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第5 議案第43号 令和5年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第45号 令和5年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第46号 令和5年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第47号 令和5年度志布志市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第49号 令和5年度志布志市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第10 陳情第3号 国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情
- 日程第11 報告第5号 令和4年度志布志市健全化判断比率について
- 日程第12 報告第6号 令和4年度志布志市資金不足比率について
- 日程第13 認定第1号 令和4年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第2号 令和4年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第3号 令和4年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第4号 令和4年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第5号 令和4年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第6号 令和4年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第7号 令和4年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第8号 令和4年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第9号 令和4年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 議案第48号 令和4年度志布志市水道事業剰余金の処分について
- 日程第23 発議第6号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書の提出について

出席議員氏名（20名）

1 番 永 田 梓	2 番 栞 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 小 山 錠 二
財 務 課 長 鮎 川 勝 彦	総合政策課長 川 上 桂 一 郎
コミュニティ推進課長 五 代 千 加 子	情報管理課長 宮 内 真 吾
港湾商工課長 大 迫 秀 治	税 務 課 長 濱 田 茂
市民環境課長 留 中 政 文	福 祉 課 長 若 松 利 広
保 健 課 長 西 洋 一	農政畜産課長 萩 迫 和 彦
耕地林務水産課長 折 田 孝 幸	建 設 課 長 富 岡 裕
松山支所長 上 原 健 太 郎	有明支所長 北 野 保
水 道 課 長 新 崎 昭 彦	会 計 管 理 者 和 佐 浩 教
農業委員会事務局長 中 水 忍	教育総務課長 岡 崎 康 治
学校教育課長 上 木 勝 憲	生涯学習課長 江 川 一 正



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	グループリーダー 末 原 和 幸
調査管理担当サブリーダー 大 田 和 隆	議事担当サブリーダー 前 田 範 雄

午前10時00分 開議

○議長（平野栄作君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、鶴迫京子さんと小野広嗣君を指名いたします。



日程第2 議案第40号 財産の取得について

○議長（平野栄作君） 日程第2、議案第40号、財産の取得についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第40号、財産の取得について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月8日、委員全員出席の下、執行部から財務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、当該土地と建物の買収価格が4,150万円との提案であるが、それぞれの内訳額はどのようになっているか。また、近隣の取引相場と比較して買収額は妥当なものであるかとただしたところ、買収に係る交渉では、相手方から土地と建物の内訳は提示されておらず、現状の全てを一括して合意に至ったところである。また、近隣の路線価から算出した土地の坪単価は4万6,200円であるが、今回の買収価格から逆算した坪単価が3万200円となっており、妥当な取得になるものと捉えているとの答弁でありました。

前回の6月定例会において、取得する土地や建物の活用方法については「まちづくり」や「まちおこし」などを目的とする説明があったが、その趣旨を拡大解釈することなく、利活用の検討が進められているかとただしたところ、土地や建物の利活用については、現在、庁舎内において総合政策課を中心として、全課・全職員から利活用の案を募集し、取りまとめを行っているところである。当然、趣旨として掲げている「まちづくり」や「まちおこし」などから、大きく逸脱しないよう検討を重ねていきたいと考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第40号については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第40号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第3 議案第41号 財産の無償貸付けについて

○議長（平野栄作君） 日程第3、議案第41号、財産の無償貸付けについてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第41号、財産の無償貸付けについて、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月8日、委員全員出席の下、審査に資するため、旧田之浦中学校の現地調査を実施し、執行部から総合政策課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、旧田之浦中学校について、酒類蔵置場として貸付けを行う提案となっているが、酒類の3年以上の熟成期間を経た後の展開について、テイस्टィングや体験活動の充実、販売所やレストランの整備など、地域活性化につなげていく視点での議論はされているかとただしたところ、現状では、貸付けの相手方と数年後までの展開を見据えた協議は行っていないが、宮崎県都城市との要衝に位置する立地でもあり、体験活動に伴う交流の創出や販売所等の整備によって、地域を巻き込んだ活性化につなげられるよう、今後も継続した検討を重ねていきたいと考えているとの答弁でありました。

体育館は、必要最小限の改修に留めて貸付けを行う関係上、学校名の刺繍が入った舞台幕が残ったままになっている。旧田之浦中学校としての歴史の重みを感じられるような物品の取扱いについては、地域住民との協議を行っているかとただしたところ、体育館の舞台及び舞台幕については、現状の設置状況のまま酒類蔵置場として使用する予定であるが、旧田之浦中学校の歴史を感じることができる物品や現況にあっては、展示や保存が実現できるような取組を検討したいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第41号については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

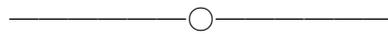
以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。
これから、採決します。
お諮りします。議案第41号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第41号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第4 議案第42号 令和5年度志布志市一般会計補正予算（第8号）

○議長（平野栄作君） 日程第4、議案第42号、令和5年度志布志市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案は、予算常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、一括して委員長の報告を求めます。

○予算常任委員長（玉垣大二郎君） ただいま議題となりました議案第42号、令和5年度志布志市一般会計補正予算（第8号）について、予算常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月7日、委員全員出席の下、審査に資するため、志布志運動公園武道館、有明野球場の現地調査を実施した後、9月11日に、執行部から担当課長・局長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

まず初めに、財務課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、今回、予備費について1億2,000万円余りの増額補正となっている。このことにのみ着目すると、本市の財政状況には余裕があると捉えることができるが、増額補正となった理由及び予備費の予算計上に係る考え方についてただしたところ、予備費の増額補正については、今後の災害や人件費の増額など、不測の事態に対応するための措置となっている。また、今回、財政調整基金の繰戻しを行い、本市の財政規模に準じた十分な基金が確保されている状況にあることから、予備費への予算計上は可能と判断し提案したものであるとの答弁でありました。

土地購入事業について、「まちづくり」や「まちおこし」等を目的とした活用が見込める民間所有地を購入することに理解はできるが、購入予定である数筆の土地は、周辺の取引状況を考慮

する考えを持っているかとただしたところ、今回購入を予定している土地については、それぞれ位置や形状に違いが見られることから、全てを同様に評価することなく、状況に応じて適正な価格となるよう十分に検討を行った上で、購入価格を設定したいと考えているとの答弁でありました。

次に、情報管理課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、しぶし志ネット設備譲渡事業を令和6年度まで延長することについて、不測の事態に対応する措置であることに理解はできるが、今後も現在のような状況が続く場合、補助金の交付も延長が継続されていくのかとただしたところ、老朽化したしぶし志ネット設備は、譲渡に関する協定書に基づき、同補助金の交付を受けて必要な更新を行うものとされていることから、今回延長の措置を講じることについて提案したところである。今後については、全国のブロードバンド事業者が負担する負担金を原資とする交付金により不採算地域の事業者に対して維持費用の一部を補填する交付金制度が新設されることから、これ以上の継続した補助金の交付は考えていない。なお、想定を超える災害の発生などによって維持管理に支障を来すような場合については、その都度、BTV株式会社との協議を行うこととしたいとの答弁でありました。

次に、農政畜産課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、園芸産地における事業継続強化対策事業において、予算提案に至る経緯や農家への周知方法についてただしたところ、本事業について、当初予算計上の段階では、ピーマン専門部会の会員4名からの要望があった。今回、県より追加で予算枠が示され、再度、ピーマン専門部会に確認したところ、最終的に7名の農家から要望があった。周知方法については、ピーマン専門部会を通じて周知を行っていたが、今後は必要に応じて、説明会の開催やJAへ協力を依頼する等の対応を行っていききたいとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、重度心身障害者医療費助成制度変更に伴うシステム改修について、助成対象者に精神保健福祉手帳1級の所持者が加わったとのことであるが、対象者は何人であるか。また、医療機関等での窓口での支払い方法が、償還払い方式から自動償還方式に変更となるとの説明であるが、受給者の負担軽減につながるのかとただしたところ、精神保健福祉手帳所持者については、令和5年8月末現在で18人である。また、自動償還払い方式は、これまで同様に、医療機関を受診して、窓口で一旦自己負担分を支払うが、市町村窓口での申請は不要になる方式であることから、受給者の負担軽減につながるとの答弁でありました。

次に、税務課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、法人市民税について、見込みを超える還付が発生した要因をどのように捉えているかとただしたところ、令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響から企業の業績が回復したことや、円安の影響によって企業の業績が回復傾向となったことから、法人市民税の予定申告納税額については大幅な増額となったところである。しかし、今年度は、エネルギー価格や原材料価格の高騰などにより減収となった法人が多数あったことが、今回の還付に

つながった主な要因であると考えているとの答弁でありました。

次に、保健課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、地域介護基盤整備事業について、新型コロナウイルス感染防止対策として、市内の住宅型有料老人ホームに、簡易陰圧装置設置費用の支援を行うとの説明であるが、どのような装置であるのかとただしたところ、陰圧装置は、室内の気圧を低くするための装置であるが、陰圧とすることで、室外にウイルスが漏えいすることを抑制し、拡散リスクを低減する効果が期待できるとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分については、質疑はなく、質疑を終結しました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、戸籍情報システム標準化・共通化事業について、令和7年度までに国が示す標準仕様書に準拠したシステムに移行するとの説明であるが、戸籍データの調査や修正を行うデータクレンジング事業の委託先はどのように考えているのかとただしたところ、委託先については、現在、本市の戸籍システムの管理を行っている事業者を予定しており、戸籍データの移行準備をしっかりと進めていきたいとの答弁でありました。

次に、建設課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、危険廃屋解体撤去事業において、現状の申請状況や今後の見通しについてただしたところ、本事業について、これまでの申請件数は、住宅が43件、付属屋が14件の計57件であり、補助金の実績額は1,414万8,000円である。今後の見通しについては、8月以降の過去の申請件数を勘案し、申請件数及び予算額を計上しているとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、シティーセールス事業について2,000万円という多額の予算を計上し、動画コンテンツによる情報発信に取り組むようであるが、本市へどのようなメリットを還元できると考えているかとただしたところ、本市のイメージアップを第一の目的とした形での動画制作を考えている。したがって、通常であれば商品の宣伝を主体とするところだが、今回は市民の姿や、改めて本市の本来の魅力を丁寧に伝える内容としたい。また、制作にあたっては、業者へ全てを任せることなく、その方針を共有しながら進めていくとの答弁でありました。

次に、教育総務課・学校教育課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、尾野見小学校普通教室改修工事について、通常は夏休み期間中に施工するものと考えているが、9月定例会において予算を計上した理由は何かとただしたところ、尾野見小学校については、令和4年5月にシロアリ駆除を実施したところであったが、巣窟の発見に至らなかったため、本年6月までの1年間、シロアリの活動確認を行ってきた。今回、シロアリが確認されなくなったこと、また、被害のあった教室については、簡易的な補修のみであったため、より早く学習環境を整える必要があったことから、予算計上に至ったところである。なお、改修工事については、教室部分は12月の冬休み期間に、教室以外の部分は授業に影響のないよう時期を調整しながら実施したいとの答弁でありました。

次に、総務課分については、質疑はなく、質疑を終結いたしました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、志布志運動公園武道館改修事業について、雨漏り箇所が増加してきたことからカバー工法により屋根改修工事を行うとのことであるが、重量が増えることで耐震性に影響はないのかとただしたところ、屋根改修工事については、現在の屋根の上に防水シートを貼り、ガルバニウム鋼板の屋根を被せる設計としている。廃材が少なく、コストも抑えられ、工期も比較的短期間で完了できると考えている。耐震性については、構造計算が必要になる建築物であるが、昭和63年に建築されており、当時の建築基準法によると、増加する重量には十分耐え得る設計であるとの答弁でありました。

次に、総合政策課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、地域力創造アドバイザー招致事業について、外部から専門家を招いて指導や助言を受けるのは具体的にどのような内容となるのか。また、地域活性化の創出については、外部でなくとも庁内からの意見や活力を見いだすような議論はされていないかとただしたところ、本事業は総務省が所管し、各分野に精通した約500人のアドバイザーが登録されている。本市としては本制度を活用し、その中でも遊休資産となっている公共施設の活用を中心として、外部からの視点による指導・助言を受け、関係人口の創出や移住・定住につなげていきたいと考えている。

また、招聘するアドバイザーに対しては、本市の各種振興計画を示し、その内容を互いに踏まえた上で事業を推進するものである。併せて、これまで行政主体の議論を進めてきたところであるが、今回、外部からの新たな視点を導入することによって、地域の人材の活用や民間の参入につながる展開が期待できるものと考えているとの答弁でありました。

パイロットオフィス整備事業について、志布志庁舎内を中心とした試験的な導入、検証を行うようであるが、松山・有明庁舎での導入はどのように考えているか。また、本庁機能の集約まで踏まえた検証であると捉えてよいかとただしたところ、本事業は、執務室のスペースを確保し、事務の効率化を図ることを目的としているが、今回はまず、一部の部署において先行導入し、その効果を見極めた上で今後の展開を検討したいと考えている。

このため、現状では松山・有明庁舎への整備等について議論は行っていないところである。また、今回は、本庁機能の集約や組織機構の再編までを見越したものではなく、主に窓口部門での事務処理にどのような形が適切なのかを検証するものであるとの答弁でありました。

以上で全ての課・局を終え、質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、地域力創造アドバイザー招致事業について、本事業は総務省が所管し、地域力創造アドバイザーを各地域に派遣し、地域活性化に取り組むものである。しかし、全国的な人口減少や高齢化が進む現代社会の中にあっては、非常に難しい仕事になるものとする。そのような懸念に対して、深い議論を行った上で展開している事業なのか疑問であり、また、国の意向を反映させやすくするような手法のようにも感じるところである。この地域力創造アドバイザー

は、地方公務員法に基づかない形で事業の推進に関わるもので、守秘義務の遵守などにおいても懸念がある。そして、職員の創意・工夫を発揮させるものではなく、外部アドバイザーの意向に沿った運用によって行政が左右されることは問題である。

次に、パイロットオフィス整備事業について、今後の執務室の在り方を検証する目的でありながら、組織機構再編も意識した議論も同時に進めている。また、一方では、日常の業務までペーパーレス化を推進する事業となっていることから、本市行政に関わる立場の全ての者に対応の負担を迫るものである。このような先々を見据えた提案であるのか疑問であることから、反対の立場である。

ほかに討論はなく、起立採決の結果、議案第42号については、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 今の委員長報告に対して、2点ほどお願いします。この地域力創造アドバイザー招致事業ということで、この方は、地方公務員法でくくられて仕事をされるのか、否か。そういった質疑があったのかどうか。併せて、本市の行政に携わっている人で、地方公務員法を適用されないで仕事をしている職員がどれぐらいいるのか。そういった質疑はなかったのか、お尋ねをしたいと思います。

○予算常任委員長（玉垣大二郎君） ただいまの質疑なんですけども、両方ともあったということであります。

○19番（小園義行君） 大切な部分であります。そういったことが地方公務員法でくくられて仕事をされるのかどうか。そのことが1点と、今の委員長の答弁ですけれども、実際、志布志市の行政に携わっている人が、地方公務員法でくくられないで仕事をしている職員が、現在いるのかどうかと、そういった質疑についての答弁を再度お願いしたいと思います。なかったらなかったでいいですよ。

○予算常任委員長（玉垣大二郎君） 地方公務員法に基づかない職員は、いないということでありました。

[何言か呼ぶ者あり]

○予算常任委員長（玉垣大二郎君） 契約の段階で、うたっていくということであったと思います。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第42号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平野栄作君） 起立多数であります。

したがって、議案第42号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第5 議案第43号 令和5年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（平野栄作君） 日程第5、議案第43号、令和5年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第43号、令和5年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月8日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、産前産後期間の国民健康保険税を軽減する措置について、令和6年1月から施行されるとの説明であるが、どのようなスケジュールで取り組む考えかとただしたところ、国民健康保険税条例の改正は、12月定例会に提案予定であるが、システム改修には、時間を要することから今回予算計上したところであり、施行までに改修を行うこととしている。また、令和5年度は、11月以降に出産予定の被保険者または出産した被保険者から免除の対象となることから、市民への周知についても、事前に進めていきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第43号は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第43号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委

員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第6 議案第45号 令和5年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（平野栄作君） 日程第6、議案第45号、令和5年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第45号、令和5年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月8日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、昨年度と比較して、償還金や一般会計繰出金の補正額が増加しているが、給付費に新型コロナウイルス感染症の影響が及んでいるのかとただしたところ、令和4年度の給付費の実績は、令和3年度と比較して1億3,700万円程度減少したところである。新型コロナウイルスの感染が、介護施設内で発生したことにより、入所手続きの調整に影響し、空床のまま運営する状況があったと聞いており、新型コロナウイルス感染症が、給付費減少の大きな要因と考えているとの答弁でありました。

介護保険基金積立金について、積立額を増額する考えはないかとただしたところ、中長期的に見据えた持続可能な介護保険制度の運用を図るため、現在は第8期介護保険事業計画に基づいて年間6,000万円を基金として積み立てている。今後の積立額については、令和6年度からの第9期計画の策定において、給付額等の見込みを踏まえながら検討していきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第45号は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第45号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第7 議案第46号 令和5年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）

○議長（平野栄作君） 日程第7、議案第46号、令和5年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第46号、令和5年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月8日、委員全員出席の下、審査に資するため、国民宿舎ボルベリアダグリの現地調査を実施し、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、非常用照明器具の取替え修繕について、内蔵バッテリーの劣化に伴うものであることは理解するが、1か所当たりの単価としてはどの程度を見込んでいるかとただしたところ、126か所中、83か所の交換に要する費用に加え、天井の高さによって足場の設置を必要とする場合もあることから、その割増し分も含めて、1か所当たり約8万9,000円を見込んでいるところであるとの答弁でありました。

今回の修繕費用負担を市が行うことについては、指定管理者との間で締結した基本協定に基づいた協議がなされ、決定したものと捉えてよいかとただしたところ、基本協定において、税込み60万円以上の修繕工事等については市が行うよう役割分担表として明示している。これに基づき、今回の漏水に伴う緊急修繕等については、市によって負担するところであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第46号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第46号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第47号 令和5年度志布志市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

○議長（平野栄作君） 日程第8、議案第47号、令和5年度志布志市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第47号、令和5年度志布志市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月8日、委員全員出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、維持管理適正化計画の策定について、本年度は野井倉地区の予定であったが、通山地区と蓬原地区の2地区に変更した理由は何かとただしたところ、この事業の財源は、全額国庫補助金であるが、補助金が増額されることとなったため、隣接している通山地区と蓬原地区との2地区について、統合に向けた可能性の検討も含め、計画を策定することとした。野井倉地区は来年度の実施となるが、全体として1年間前倒しで計画策定ができることになるとの答弁でありました。

通山地区と蓬原地区は菱田川を挟んでおり、施設の統合には莫大な経費を要することが想定される。現状においても、農業集落排水事業には多額の一般財源を繰り出しており、さらなる負担を抱えることにならないかとただしたところ、維持管理適正化計画は、施設の再編や集約についても検討項目の一つとなっているが、老朽化が進む施設の機器更新など、長寿命化対策に必要なものである。今後の施設の維持管理については、費用面も含め、様々な手法を検討しているところではあるが、施設の統合を前提とするものではないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第47号は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。
これから、採決します。

お諮りします。議案第47号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第47号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（平野栄作君） お諮りします。日程第9、議案第49号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第49号は、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第9 議案第49号 令和5年度志布志市一般会計補正予算（第9号）

○議長（平野栄作君） 日程第9、議案第49号、令和5年度志布志市一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第49号、令和5年度志布志市一般会計補正予算（第9号）につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和5年度志布志市一般会計歳入歳出予算につきまして、農業用施設災害復旧事業及び中学校施設改修事業に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ177万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ286億6,819万7,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の3ページをお開きください。

第2表の地方債補正は、災害復旧事業債を50万円増額し、限度額を140万円としております。

予算書の6ページをお開きください。

歳入の県支出金の県補助金は、農林水産業施設災害復旧事業を127万円増額するものであります。

予算書の7ページをお開きください。

歳入の市債は、災害復旧事業債を50万円増額するものであります。

予算書は8ページ、付議案件説明資料は1ページをお開きください。

歳出の教育費、中学校費は、学校敷地内の架空電線において漏電が発生し、改修工事を行う必要があるため、中学校施設改修事業に係る経費を107万円増額するものであります。

予算書の9ページをお開きください。

災害復旧費の農林水産施設災害復旧費は、台風6号により被災した農地及び農業用施設を復旧するため、農業用施設災害復旧事業に係る経費を200万円増額するものであります。

予算書は10ページになりますが、予備費は130万円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） この中学校施設改修事業ですけれども、「敷地内の架空電線において漏電が発生して、今回改修工事を行います」ということです。この九電が管理する部分と市が管理する部分の分岐点は、実際どこで分ければいいんですか。架空電線で普通にいうと、九電のほうでこれを責任持ってやるということを考えるんですけど、志布志中学校の場合、分岐点はどこになっているのですか。

○教育総務課長（岡崎康治君） 今回の分岐点でございますが、まず、今回漏電が発生した場所についてでございます。志布志中学校敷地内に設置してある受電設備から、体育館東側にある武道館までの送電線等が、樹木の間を架空配線しており、枝等の摩擦などにより破損したことが原因であるところです。事業者等との分岐点でございますが、学校敷地内に設置してあります受電設備の引込みまでは、事業者対応ということになりますが、今回の修繕対応となっている箇所につきましては、受電設備から武道館までの学校敷地内の設備でございますので、保守管理については市側となるところでございます。

○19番（小園義行君） 学校に受電設備がありますね、そこに分電盤があつて、あと武道館までの配線については、意味は分かるんですよ。でも、具体的にその分電盤までは九電がして、そのあとは全て市の責任ということですよ。でもその工事をする際に、どこの業者さんがされたのか分からないけれども、地下配線なのか、それとも架空なのかね、そういったものがきちんと明確になってないと、こういうことが実際に多々起こるわけですよ。本来、架空電線とここに書いてあるものですから、本来は武道館は武道館で一つでメーターが付いているとかね、そういった理解をするものですから。一つの校舎の入り口に分電盤があつて、それから全部それぞれの教

室、そして体育館、武道館、プールの更衣室、そういったものが今の答弁だと、その分電盤から全て分けて配線がしてあるという理解になりますよね。果たしてそうなんだろうかと、ちょっと疑問に感じたものですから。一つ一つの施設に、九電のほうでメーターを設置してという形になっていないということですね。

○教育総務課長（岡崎康治君） 今回のこの受電設備につきましては、この設備の引込みまでが事業者側の対応ということになっているところですが、また、今回漏電した送電線等につきましては、校舎棟、教室棟の配線とは分離がされておりまして、別ルートで武道館までの送電線のほうが漏電をしたというところで、九電からの引込みにつきましては、この受電設備のところまで同一で来ているという状況でございます。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第49号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第10 陳情第3号 国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情

○議長（平野栄作君） 日程第10、陳情第3号、国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました陳情第3号、国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月8日、委員全員出席の下、審査を行いました。

本陳情は、令和5年6月定例会で当委員会に付託され、継続審査としておりましたが、委員間で協議した結果、引き続き継続審査を求める意見、結論を出すべきではないかという採決を求める意見があり、まず、継続審査について、起立による採決を行った結果、起立少数により継続審査は行わないということに決定いたしました。

採決を求める意見が多数であったことから、討論を行ったところ、採決を求める討論として、次のような要旨の討論がありました。

現在、国は「withコロナ」として、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る方針を示している。しかし、国内では、原油価格の高騰や物価の上昇、ロシアによるウクライナへの侵攻に伴う経済情勢の影響など、依然として中小事業者を中心に、大変厳しい経営状況が続いている。そのような中であって、本制度に係る周知が十分に行き届いていないことや、市内の事業所、個人事業主、農業者などの経営状況を鑑みたととき、本年10月からの制度開始には大きな懸念があると考えます。したがって、制度の延期や見直しを求める本陳情の趣旨については、十分に理解できるものであり、賛成の立場である。以上のことから、採決を求めるものである。

以上で討論を終え、簡易採決に付したところ異議があったことから、志布志市議会会議規則第139条に基づき、起立による表決を採った結果、可否同数でありました。

このため、陳情第3号については、志布志市議会委員会条例第17条第1項の規定に基づき、委員長の裁決によって、採決とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

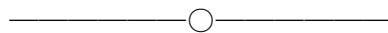
これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。陳情第3号を採決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平野栄作君） 起立多数であります。

したがって、陳情第3号は、所管委員長の報告のとおり採決されました。



日程第11 報告第5号 令和4年度志布志市健全化判断比率について

○議長（平野栄作君） 日程第11、報告第5号、令和4年度志布志市健全化判断比率についてを議題とします。

報告の内容について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第5号、令和4年度志布志市健全化判断比率につきまして、説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度志布志市健全化判断比率を、監査委員の意見を付けて御報告申し上げます。

一般会計をはじめ、全ての会計が赤字ではありませんので、実質赤字比率及び連結実質赤字比

率は算定されませんでした。

実質公債費比率につきましては、本市の早期健全化基準が25.0%に対しまして、10.1%となりました。

将来負担比率につきましても、充当可能財源が将来負担額を上回ったため、算定されませんでした。

いずれも早期健全化基準を下回っております。

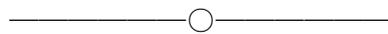
よろしくお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

以上で、令和4年度志布志市健全化判断比率についての報告を終わります。



日程第12 報告第6号 令和4年度志布志市資金不足比率について

○議長（平野栄作君） 日程第12、報告第6号、令和4年度志布志市資金不足比率についてを議題とします。

報告の内容について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第6号、令和4年度志布志市資金不足比率につきまして、説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度志布志市資金不足比率を、監査委員の意見を付けて御報告申し上げます。

資金不足比率の対象の公営企業会計である水道事業会計、下水道管理特別会計、公共下水道事業特別会計、国民宿舎特別会計及び工業団地整備事業特別会計に、資金不足額がなく、資金不足比率は算定されませんでしたので、これらの公営企業会計の経営は健全であります。

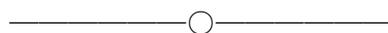
よろしくお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

以上で、令和4年度志布志市資金不足比率についての報告を終わります。



日程第13 認定第1号 令和4年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（平野栄作君） 日程第13、認定第1号、令和4年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

認定第1号、令和4年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和4年度志布志市一般会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

令和4年度決算につきましては、これまでの取組をなお一層本格化させるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、市民の皆様への安全・安心を最優先に考え、感染の状況、社会経済活動の動向等を見極めながら必要な対策を講じるとともに、物価高騰等に対応するための対策も講じました。

主要施策成果説明書の一般会計の1ページをお開きください。

決算額は、歳入総額331億7,551万円、歳出総額322億7,315万6,000円、差引残額9億235万4,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1,112万8,000円を差し引いた実質収支額は8億9,122万6,000円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

2ページをお開きください。

歳入のうち市税、寄附金、繰入金等の自主財源は、総額165億5,906万2,000円、構成比49.9%、令和3年度と比較しますと19億5,492万4,000円の増額となっておりますが、ふるさと納税に係る寄附金、ふるさと志基金繰入金の増額等によるものであります。

地方交付税、地方譲与税、国・県支出金等の依存財源は、総額166億1,644万8,000円、構成比50.1%、令和3年度と比較しますと28億8,099万円の減額となっておりますが、地方交付税、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業により国庫支出金が減額となったこと等によるものであります。

6ページをお開きください。

次に、歳出の主なものを性質別に述べますと、人件費、公債費及び扶助費の義務的経費は103億8,963万5,000円、構成比32.2%、令和3年度と比較しますと5億9,328万7,000円の減額となっておりますが、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の減額等によるものであります。

普通建設事業費及び災害復旧費の投資的経費は、40億1,968万6,000円、構成比12.5%、令和3年度と比較しますと17億5,973万9,000円の減額となっておりますが、災害復旧費の減額、畜産クラスター事業に伴う減額等によるものであります。

物件費、補助費等のその他の経費は178億6,383万5,000円、構成比55.3%、令和3年度と比較しますと12億3,029万円の増額となっておりますが、ふるさと納税推進事業の増額等によるものであります。

7ページをお開きください。

令和4年度末地方債残高につきましては207億7,337万8,000円で、令和3年度と比較しますと9億223万4,000円、4.16%の減少となっております。市民一人当たりで換算しますと70万8,000円の残高となります。

8ページから9ページの本市の主な決算財政指数を見ますと、財政状況はおおむね健全であると考えております。しかしながら、地方交付税は、普通交付税が令和3年度から一本算定となっ

たこと等から、今後も歳入の伸びが厳しい一方で、扶助費等義務的な経費や他会計への繰出金等固定的な経費が増加し、さらに厳しい財政運営が見込まれることから、「入るを量りて出ずるを制す」を念頭に、引き続き財源確保に努めるとともに、貴重な財源を有効に活用し、真に必要な事業の見極めを行いながら、健全な財政運営を推進してまいります。

詳細については、主要施策成果説明書をお目通しくさせていただきますようお願い申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。発言通告はありませんでしたので、質疑終結といたします。

お諮りします。ただいま議題となっています認定第1号については、18人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の検査の権限の委任を含めて付託したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号については、18人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の検査の権限を含めて付託することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配布いたしました名簿のとおり指名したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配布いたしました名簿のとおり選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において決算審査特別委員会を招集します。

ただいまから、この議員控室において、特別委員会を開きます。その間、しばらく休憩します。

○

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

○

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

ただいま、特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告します。委員長に玉垣大二郎君、副委員長に青山浩二君。

以上であります。

-
- 日程第14 認定第2号 令和4年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第15 認定第3号 令和4年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第16 認定第4号 令和4年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第17 認定第5号 令和4年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
日程第18 認定第6号 令和4年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第19 認定第7号 令和4年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
日程第20 認定第8号 令和4年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第21 認定第9号 令和4年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
日程第22 議案第48号 令和4年度志布志市水道事業剰余金の処分について

○議長（平野栄作君） 日程第14、認定第2号から日程第22、議案第48号まで、以上9件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を一括して求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

まず、認定第2号、令和4年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和4年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

決算額は、歳入総額43億3,213万5,417円、歳出総額41億8,428万23円、実質収支額は1億4,785万5,394円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

また、国民健康保険基金の総額は、令和5年3月31日現在で1億1,021万7,874円となっております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

歳入の主なものは、国民健康保険税が6億8,280万6,549円、構成比15.8%、県支出金が31億3,133万5,365円、構成比72.3%、繰入金が3億1,650万9,541円、構成比7.3%となっております。

また、国民健康保険税の現年課税分の収納額は6億5,036万9,133円で、収納率は95.85%となっております。

歳出の主なものは、保険給付費が29億9,827万7,324円、構成比71.7%、国民健康保険事業費納付金が10億5,298万1,314円、構成比25.2%、保健事業費が3,175万1,226円、構成比0.8%、諸支出金が6,931万4,720円、構成比1.7%となっております。

令和4年度につきましては、前年度より療養給付費等が減少しましたが、国民健康保険給付費等交付金の確定に伴う返還金に係る償還金の増加等により、実質単年度収支は3,855万8,927円の

赤字となっております。

国民健康保険は、他の医療保険制度と比較して、前期高齢者が多くを占めており、さらに医療技術の高度化等に伴い医療需要が高まり、国保財政は非常に厳しい状況が続いております。

県と一体となり、引き続き、国保財政安定化のため、国保税収納率向上による財源確保に努めるとともに、特定健康診査及び特定保健指導等の健康増進事業を推進し、医療費の適正化に取り組んでまいります。

次に、認定第3号、令和4年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和4年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

決算額は、歳入総額4億6,291万6,396円、歳出総額4億6,183万8,714円、実質収支額は107万7,682円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料が2億7,867万4,226円、構成比60.2%、繰入金が1億7,617万7,450円、構成比38.1%となっております。

歳出の主なものは、広域連合納付金が4億5,146万1,112円、構成比97.8%、保健事業費が789万7,586円、構成比1.7%、諸支出金が82万2,991円、構成比0.2%となっております。

後期高齢者医療の事務につきましては、資格等の手続き、被保険者証の発行等の窓口業務のほか、健康保持増進事業として、長寿健診等を実施してまいりました。

今後も、ますます進展する高齢化に伴い、被保険者数は増加し、医療費はさらに増えることが見込まれますが、鹿児島県後期高齢者医療広域連合と連携し、医療費の適正化を推進するとともに、適正な事業運営に努めてまいります。

次に、認定第4号、令和4年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和4年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

決算額は、歳入総額42億9,950万331円、歳出総額38億39万7,753円、実質収支額は4億9,910万2,578円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

歳入の主なものは、介護保険料が6億6,201万5,619円、構成比15.4%、国庫支出金が10億3,394万4,610円、構成比24.0%、支払基金交付金が10億1,522万9,000円、構成比23.6%、県支出金が5億7,363万7,472円、構成比13.3%、繰入金が5億6,991万3,640円、構成比13.3%となっております。

歳出の主なものは、保険給付費が36億1,253万8,321円、構成比95.1%、諸支出金が5,533万8,065円、構成比1.5%、地域支援事業費が7,075万7,313円、構成比1.9%、基金積立金が6,009万

4,297円、構成比1.6%となっております。

今後も、高齢者及びその家族が、可能な限り、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市の介護保険事業計画に基づき、中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等に応じた介護サービス基盤を確保しながら、地域の実情に応じた地域包括システムの深化・推進を図り、持続可能な介護保険制度の運営を図ってまいります。

次に、認定第5号、令和4年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和4年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

なお、下水道管理特別会計は、令和5年度から公営企業会計へ移行したため、令和4年度は、令和5年3月末で打ち切り決算となり、残高や未収未払金等は、新会計へ引き継がれます。

決算額は、歳入総額3億4,272万8,551円、歳出総額2億5,199万9,499円、実質収支額は9,072万9,052円となり、全額新会計へ引継ぎしております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料が7,379万7,780円、構成比21.5%、一般会計繰入金が1億6,584万7,000円、構成比48.4%、市債が4,500万円、構成比13.1%、基金積立金が4,232万5,084円、構成比12.3%となっております。

歳出の主なものは、職員の人件費のほか、市内4地区の浄化センターの維持管理等に要する経費の総務費が5,820万8,491円、構成比23.1%、公債費が1億9,379万1,008円、構成比76.9%となっております。

今後も、加入率及び収納率の向上を図り、効率的な行財政運営に努めてまいります。

次に、認定第6号、令和4年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和4年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

決算額は、歳入総額1,718万6,564円、歳出総額1,718万6,564円、実質収支額は0円となり、令和4年度をもちまして、志布志市公共下水道事業特別会計は廃止となりました。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

歳入の主なものは、一般会計繰入金1,691万1,000円、構成比98.4%となっております。

歳出の主なものは、公債費が1,672万3,711円、構成比97.3%となっております。

次に、認定第7号、令和4年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和4年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

決算額は、歳入総額9,045万5,761円、歳出総額9,045万5,335円、実質収支額は426円となり、

全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

歳入の主なものは、一般会計繰入金が9,030万円、構成比99.8%となっております。

歳出の主なものは、管理費が7,830万6,003円、構成比86.6%、公債費が1,214万9,332円、構成比13.4%となっております。

次に、認定第8号、令和4年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和4年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

決算額は、歳入総額1億4,676万1,915円、歳出総額1億4,675万1,462円となり、歳入歳出差引額の1万453円を翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

歳入の主なものは、繰入金が2,433万3,900円、構成比16.6%、市債が1億2,180万円、構成比83%となっております。

歳出の主なものは、事業費が1億2,327万5,000円、構成比84%、公債費が2,257万1,647円、構成比15.4%となっております。

市臨海工業団地の整備も終了し、分譲開始していますが、今後は、インター工業団地の整備に取り組み、企業進出の需要を獲得してまいります。

次に、認定第9号、令和4年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和4年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算につきまして、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

決算の結果、総収益が5億7,485万8,414円、総費用が5億1,776万7,807円となり、5,709万607円の純利益となりました。

総収益の主なものは、営業収益が4億9,244万9,004円、構成比85.7%、営業外収益が7,821万1,510円、構成比13.6%となっております。

総費用の主なものは、営業費用が4億9,669万3,948円、構成比95.9%、営業外費用が1,865万5,288円、構成比3.6%となっております。

令和4年度は、県道塗木大隅線の配水管布設替工事及び東部水源地の電気計装設備更新を中心に整備しました。

今後も、市民に安全で良質な水を安定的に供給するとともに、重要施設の耐震化対策及び老朽化施設の更新にも努めてまいります。

次に、議案第48号、令和4年度志布志市水道事業剰余金の処分につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和4年度志布志市水道事業剰余金につきまして、当該剰余金の一部を資本金として

組み入れるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

それでは、令和4年度志布志市水道事業会計決算書の9ページをお開きください。

当年度未処分利益剰余金1億94万13円のうち、その一部の4,384万9,406円を資本金として組み入れるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。発言通告はありませんでしたので、質疑終結といたします。

お諮りします。ただいま議題となっています認定第2号から議案第48号まで、以上9件については、それぞれの所管の常任委員会に付託し、これに地方自治法第98条第1項の検査の権限を委任して審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号から議案第48号まで、以上9件については、それぞれの所管の常任委員会に付託し、これに地方自治法第98条第1項の検査の権限を委任して審査することに決定しました。

日程第23、発議第6号については、委員会提出の議案でありますので、会議規則第39条第2項の規定により、委員会の付託を省略します。

—————○—————

日程第23 発議第6号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書の提出について

○議長（平野栄作君） 日程第23、発議第6号、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書の提出についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○総務常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました発議第6号、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

陳情第3号、国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情は、総務常任委員会に付託となっておりましたが、審査の結果、委員会で採択すべきものと決定いたしました。

それを受け、総務常任委員会として、別紙案のとおり、意見書を提出しようとするものであります。

提出の理由としましては、2023年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が始まる予定で、適格請求書（インボイス）を発行するためには、営業収入が少なくても課税事業者になる必要があり、消費税納税の義務が発生します。課税事業者が消費税の仕入税額控除を受けるためにはインボイスが必要となるため、免税事業者は取引から除外される可能性があり、個人事業

主、小規模農家など、広範な事業者には負担増が強いられるものであります。

加えて、「インボイス制度の中止を求める税理士の会」が主催した院内集会には、野党の国会議員のみならず、国会議員が参加・登壇し、また、与党の「責任ある積極財政を推進する議員連盟」は、政府に対し「インボイス制度導入延期」を申し入れるなど、与党内からも問題視する声が上がっております。

中小零細事業者にとって、消費税は価格に転嫁することが困難であり、インボイス制度導入を契機とした廃業の増加や成長意欲の低下を招くなど、地域経済の衰退に拍車をかけるおそれがあるとともに、制度の周知が不十分であるため、このまま実施されれば、多くの混乱を招くことも想像に難くないものでございます。

よって、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求めるため、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出するものであります。

提出先は、衆議院議長、細田博之、参議院議長、尾辻秀久、内閣総理大臣、岸田文雄、財務大臣、鈴木俊一、経済産業大臣、西村康稔でございます。

以上で、趣旨説明を終わります。御賛同方、よろしく願いいたします。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。発議第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平野栄作君） 起立多数であります。

したがって、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（平野栄作君） お諮りします。ただいま議決されました発議第6号についての字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。

—————○—————

○議長（平野栄作君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から10月5日までは休会とします。

10月6日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。
お疲れさまでした。

午前11時45分 散会

令和5年第3回志布志市議会定例会会議録（第7号）

期 日：令和5年10月6日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報告
- 日程第3 認定第1号 令和4年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第2号 令和4年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第3号 令和4年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第4号 令和4年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第5号 令和4年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第6号 令和4年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第7号 令和4年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第8号 令和4年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第9号 令和4年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第48号 令和4年度志布志市水道事業剰余金の処分について
- 日程第13 議案第50号 令和5年度志布志市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第14 議員派遣の決定
- 日程第15 閉会中の継続調査申出について
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

出席議員氏名 (20名)

1 番 永 田 梓	2 番 栞 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 小 山 錠 二
財 務 課 長 鮎 川 勝 彦	総合政策課長 川 上 桂 一 郎
コミュニティ推進課長 五 代 千 加 子	情報管理課長 宮 内 真 吾
港湾商工課長 大 迫 秀 治	税 務 課 長 濱 田 茂
市民環境課長 留 中 政 文	福 祉 課 長 若 松 利 広
保 健 課 長 西 洋 一	農政畜産課長 萩 迫 和 彦
耕地林務水産課長 折 田 孝 幸	建 設 課 長 富 岡 裕
松山支所長 上 原 健 太 郎	有明支所長 北 野 保
水 道 課 長 新 崎 昭 彦	会 計 管 理 者 和 佐 浩 教
農業委員会事務局長 中 水 忍	教育総務課長 岡 崎 康 治
学校教育課長 上 木 勝 憲	生涯学習課長 江 川 一 正



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	グループリーダー 末 原 和 幸
調査管理担当サブリーダー 大 田 和 隆	議事担当サブリーダー 前 田 範 雄

午前10時00分 開議

○議長（平野栄作君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、鶴迫京子さんと小野広嗣君を指名いたします。



日程第2 報告

○議長（平野栄作君） 日程第2、報告を申し上げます。

産業建設常任委員会から、所管事務調査報告書が提出されましたので配布いたしました。参考にしていただきたいと思います。



日程第3 認定第1号 令和4年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（平野栄作君） 日程第3、認定第1号、令和4年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は、決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（玉垣大二郎君） ただいま議題となりました認定第1号、令和4年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月21日、22日、25日、26日の4日間にわたり、執行部から、関係課長、局長ほか担当職員の出席を求め、決算書及び成果説明書による補足説明を受け、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、主な質疑と答弁について報告いたします。

まず初めに、財務課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、基金残高の決算額については、年々増加傾向となっている。一会計年度の予算は、当該年度内に執行し完結することを原則とされていることから、基金を積み立てるにあたって、本市財政の具体的な展望や考え方を整理した上で措置されたものであると捉えてよいかとただしたところ、予算については、市民への還元を前提に編成されるべきものであり、安易な基金への積み増しとならないよう議論、査定を行っている。その一方で、基金は将来にわたって持続可能な財政運営を実現するための備えでもあることから、今後の災害や、庁舎の大規模改修等を見越した全体的なバランスを考えながら、基金の形成に努めていきたいとの答弁でありました。

次に、農政畜産課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、帖五区農産加工研修センターや松山農産加工センターの利用状況はどのようになっているか。また、各センターの利用に際し、さらなる周知が必要ではないかとた

だしたところ、各センターにおける令和4年度の利用状況については、帖五区農産加工研修センターが51団体、233人、松山農産加工センターが94団体、314人となっている。今後、さらなる施設の利用を図るため周知していきたいとの答弁でありました。

次に、情報管理課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、告知放送端末管理事業について、市内全体での設置率は減少傾向にある。設置希望があった場合、現在は有償での対応となっていることが影響していると考えられるが、今後の取扱いについて課内での議論はなされているかとただしたところ、告知放送端末のセンター設備のリース期限が、令和7年12月末となっていることに伴い、告知放送端末を含めた設備の次期更新に向けた考え方を整理するため、庁舎内において関係部署による協議を行っている。その中で、地域情報通信の在り方や、情報伝達手段を検討しており、設置率が減少傾向にある告知放送端末管理事業の継続も含めて、見直しを図っていきたいとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、東京駐在所運営事業について、駐在所を設置した当初の目的は、ふるさと納税を通じた本市物産の積極的な売り込みを行うためであると認識しているが、事業効果としてその目的が達成されたと捉えているか。また、今後の在り方について議論はされているかとただしたところ、ふるさと納税を通じて、魅力や強みにあふれた本市の物産を全国へ展開させるためには、首都圏での営業拠点が必要であるとの認識から東京事務所を設置したところである。現在も、引き続きその目的を達成するために、あらゆる企業を訪問し、一人でも多くの志布志市のファンをつくろうと奔走している状況である。そのような努力が、現在のふるさと納税の伸びに直結していると考えているが、具体的な事業効果として、数字ではなかなか見えない部分もあると捉えている。このことから、東京駐在所は今後も重要な販促拠点としての位置づけで継続していきたいと考えているとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、生活保護総務費について、令和3年に国から通知のあった「コロナ禍における保護の要否判定等における弾力的な運用」について、その適用を受けた案件はあったのかとただしたところ、国が示した保護の要否判定等における弾力的な運用として、稼働能力の活用や一時的な収入の減により保護が必要となる場合の、通勤用自動車及び自家用資産の取扱い等となっており、令和4年度中の申請案件の中では該当する案件はなかったが、要件緩和を踏まえて、ケース検討会議等でも検討しており、十分反映していると考えているとの答弁でありました。

次に、コミュニティ推進課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、人口減少や少子高齢化、自治会への未加入も増加傾向にある中で、各自治会の体力が弱くなっていることは、所管課だけではなく市全体としての実感を伴っているものとする。この問題を補完するための自治振興事業により、地域コミュニティ協議会の組織化とともに、自治会の統合を促進していくことは理解するが、統合のメリットや魅力が具体的に

感じられるような制度設計となっているかとただしたところ、単独での運営が厳しい状況となった自治会に対して、近隣自治会から連携の打診があり、統合が成立したような事例があった。今後、同様の状況にある自治会が増加する懸念もあることから、現状としては、広域的に取り組むことで自治会の活動負担を分担するような形で本事業を推進したいと考えている。本市としては、自治会の活動としてどのような負担があるのか、どのようにしたら負担を減らすことができるのかを具体的に把握し、「安全・安心なまちづくり」のため、そして、楽しみながら自分たちのまちを守っていく制度の充実に向けて議論を重ねていきたいとの答弁でありました。

次に、総合政策課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、チョイソコしぶし運行事業について、令和4年度の乗り合い率が向上したようであるが、現状では市内中心部での利用が多いように感じられる。その理由として、市街地の利活用状況と比較すると、中山間部では利便性が実感しにくいからではないかと考える。今後も同事業を継続していくにあたって、このような運用の在り方を見直す考えはないかとただしたところ、本事業については、令和5年3月に策定した地域公共交通計画に基づいて運用を継続している。その間、チョイソコしぶしが重要な公共交通の一つとして定着できるよう、さらなる事業推進に取り組みたいと考えている。具体的には、利用実績の少ない地域を分析し、周知する内容を地域別に見直すことや、停留所の在り方についても地域の要望を丁寧に把握して、市地域公共交通活性化協議会において議論・協議を進めていきたいとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、漁業振興対策事業について、イワガキ等の養殖事業やイセエビの増殖場整備の実績と今後の支援の在り方についてただしたところ、養殖事業における令和4年度の実績については、ヒオウギガイは売上げの実績はなく、イワガキが21万1,122円となっている。また、イセエビの増殖場については、枇榔島周辺海域に5基設置した。今後は、市漁業振興協議会や漁協と協議し、漁業者の所得向上につながるような支援について検討していきたいとの答弁でありました。

次に、総務課・選挙管理委員会分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、災害対策事業について、災害時備蓄品の整備を行っているが、食料品にはそれぞれ賞味期限が設定されている。保管や更新はどのように取り扱われているかとただしたところ、災害発生時に備えて備蓄している食料品や飲料水は、一括して有明庁舎や志布志庁舎の倉庫等で保管・管理している。賞味期限が迫ったものの取扱いについては、社会福祉協議会への提供やお釈迦まつり等をはじめとするイベントにおいて、試食体験できるブースを開設するなどの活用を行っている。なお、全市民に対応する数量で備蓄品を保管・維持することは、経費の面でも相当な負担を伴うことから、効果的な受援の在り方を今後改めて検討したいとの答弁でありました。

次に、農業委員会分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、1目、農業委員会費、1節、報酬の不用額20万5,152円の内訳や会

計年度任用職員の体制についてただしたところ、不用額20万5,152円の内訳は、会計年度任用職員の体調不良による休職によるものである。会計年度任用職員は5名体制であり、会計年度任用職員が休職した期間については、事務に支障のない範囲で事務局、分室内の職員等で対応したとの答弁でありました。

次に、税務課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、令和4年度では114件の滞納処分が行われているが、具体的にどのような内容となっているか。また、滞納処分にあたっては、対象者の生活維持に支障を及ぼすことがないように、一定の配慮がなされた上での執行であると理解してよいかとただしたところ、昨年度の滞納処分としては、預貯金、給与、生命保険、国税還付金などの債権を差し押さえたところである。滞納処分にあたっては、再三の納付催告に対し反応がない場合など、生活状況や財産を調査した上で執行している。なお、法令によって定められた差押えが可能な範囲をしっかりと遵守し、対応しているものであるとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、青少年研修事業について、山形研修事業の見直しにより、青少年教育費が縮小されていくのではないかと危惧しているが、今後の志布志市を担う子供たちの青少年教育をどのように振興していく考えかとただしたところ、ジュニアリーダークラブやインリーダークラブの活動は、小学生から高校生までを対象としており、市の様々なイベントに、ボランティアで参加しているところである。このような事業をさらに充実させることも一つの方法と考えており、年間を通して研修や事業に参加することで、青少年の活躍の場や今後の人材育成につながっていくのではないかと考えているとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、環境保全促進事業について、衛生自治会への加入促進を行っているにもかかわらず、加入率は減少傾向である。加入が進まなければ、ごみを排出する場所がなく、不法投棄につながるおそれがあるが、加入率が上がるよう、取組を強化すべきではないかとただしたところ、ごみを排出しやすい環境づくりも必要と考えており、現在、平日に資源ごみを排出できる（仮称）循環センターの設置に向けて取り組んでいるところであるが、不法投棄を防ぐためにも、衛生自治会の加入促進に向け、引き続き普及・啓発にしっかりと取り組みたいとの答弁でありました。

次に、会計課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、基金の一括運用に昨年度から取り組んでおり、年間1,400万円を超える財産収入があるなど、貴重な歳入の確保に努めている状況だが、近年、不安定な世界情勢にある中で、損失につながるような運用リスクへの対応はなされているかとただしたところ、現在購入している債権については、利率の変動がない固定金利で、満期を迎えるまでの間、購入した時点の金利が継続されるものとなっている。このため、不安定な世界情勢や、物価高騰などの影響を直接的には受けないところである。また、元本保証もなされており、額面金額よりも安い元

本で購入できた場合には、その差額が満期時点において市の収入となる制度となっているとの答弁でありました。

次に、保健課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、出産・子育て応援交付金事業について、国は、現金給付以外の方法による支援を基本としており、妊婦等のニーズや先進事例等を把握しながら対応していくことが重要だと考えているが、今後、どのような事業展開を図っていく考えかとただしたところ、現在、応援給付金の支給の際に、アンケート調査を行っており、どのようなニーズがあるか、意見の集約を進めたいと考えている。また、庁内においても若手職員から支援策についての提案も受けており、本市の実情を踏まえ、様々な選択肢を考慮しながら、検討していきたいとの答弁でありました。

次に、建設課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、市道等道路愛護清掃伐採作業について、各自治会の依頼状況は、どのようになっているか。また、集落伐採実施後に報告書の提出を求めているが、伐採作業で気付いた点など自由に記入しやすいように改善する考えはないかとただしたところ、集落伐採については、令和4年度の参加数は202自治会であり、参加率は減少傾向にある。要因としては、自治会員の高齢化に伴う労働力不足も一因と考えている。対応としては、伐採用のトラクターなど機械化を図るとともに、伐採後の除草剤散布等を検討する。また、自治会から市道に関する要望等については、作業報告書の記載内容や記入方法等の様式を改善し、市道の維持管理について適切に対応できるよう取り組むとの答弁でありました。

次に、教育総務課・学校教育課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、各学校の高木伐採等委託事業の決算額が高額であると感じるが、どのような契約方法であったのかとただしたところ、1社による随意契約で行ったところである。高木の伐採作業には、高所作業車や大型車両が必要であり、高額となったところであるが、今後は費用を抑えられるよう検討して取り組んでいきたいとの答弁でありました。

志学教室について、「夢プロジェクト」と題した特別講座は、中学生にとって良い刺激を受ける講座であり、全員に参加してほしいと感じているが、事業の周知方法について、学校間で格差が生じていないかとただしたところ、志学教室では、テキストを通じた学習だけでなく、講話や企業訪問を行い、働く喜びや自分の夢につながる講座も実施している。参加しにくい子供もいるため、部活動の時間調整を行ったり、参加申込みをしていない子供でも参加できるようにするなど、幅広く呼びかけを行っているところである。どの中学校区からも、多くの参加が得られ、学びの格差が生じないよう周知をさらに工夫したいとの答弁でありました。

次に、監査委員事務局分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、監査を実施する日程については、識見監査委員の負担が生じるような状況とならないよう、本会議との重複を避けるなどの調整や配慮を行っているかとただしたところ、監査の実施にあたっては、議員選出・識見監査委員のうち、どちらかが不在となるような

状況は好ましくないと考えていることから、監査の日程は議会との調整を綿密に行った上で決定している。また、令和5年度から議会事務局と同じ執務室での業務を行っており、監査委員事務局の体制強化が図られているとの答弁でありました。

最後に、議会事務局分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、会議録等電子化業務委託について、書庫に保存されている旧町議会会議録等の劣化が見られることから、その一部の電子化に取り組んだところであるが、具体的な事業完了の見通しをどのように捉えているかとただしたところ、旧町から引き継いだ会議録等については、合計で1,034冊となっている。このうち、劣化の進行が見られるなど、電子化が必要と判断しているのは、昭和40年代以前の約200冊が中心となっており、令和4年度の実績から算定すると8年程度を要するものと考えている。また、作成したデータを基に、AI-OCRを活用して検索が可能な形へ整備することについても、今後の課題として取り組みたいとの答弁でありました。

以上で全ての課・局を終え、質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、マイナンバーカード推進事業について、令和5年3月時点で交付申請のない市民への対応を市当局へただした結果、「交付ありき」の考え方で同事業が進んでいると受け止めたところである。障がいのある方や高齢者が交付申請しようとしても、成年被後見人の来庁を求められるような高いハードルがある中で、現状における対応の在り方を見直すような議論は進んでいないと考える。

本市における年間の証明書発行数は4万9,418枚であり、その大半は窓口での直接交付となっている。それに対し、証明書コンビニ交付事業の開始に伴うコンビニ店舗での発行総数は、2か月間で税証明等を除いて408枚という結果であった。デジタル化の恩恵により市民の利便性が向上するという本事業の目的であったはずだが、実際には窓口での対応が求められていることを数字が示している。また、本事業は議会の附帯決議を受ける形で開始しているが、そのことを踏まえた深い議論をもって推進しているとは思えないものである。

特別支援教育奨励費と就学援助費を区別することは、特別支援学級に在籍する児童・生徒を同級生に含めないことと同じであり、人権を侵害していると考える。国の指針に基づいた運用であり、市当局の苦勞に一定の理解はするが、特段の区別をすることなく、就学援助費の中で対応すべきである。

今回の決算審査において、組織の再編についての議論が進んでいると判断した。福祉課と保健課の統合、生涯学習課の廃止など、市民サービスを低下させない視点をもって議論されているか疑問である。

基金について、前年比で約21億円、前々年比で53億円もの積み増しにより一般財源としての活用が難しくなることで、市民サービスの提供に影響を及ぼす懸念がある。総計予算主義の原則に基づいて、基金積立の前に、1年間の財源をどのように活用すべきか議論を重ねることが重要だと考えることから、認定第1号については反対である。

一方、賛成討論として、令和4年度もコロナ禍に伴って慌ただしい業務遂行が求められたが、今回の決算審査における質疑を重ねた中で、各種事務事業は適正に執行されているとの判断に至ったところである。基金の在り方についても、市当局は委員会での指摘を真摯に受け止め、尊重する姿勢を示している。このため、不認定とするほどの重大な問題はないことから、認定第1号については賛成である。

以上のように、反対・賛成の両討論がありました。

討論を終え、起立採決の結果、認定第1号は、起立多数をもって、認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。採決は、起立によって行います。

認定第1号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平野栄作君） 起立多数です。

したがって、認定第1号については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。



日程第4 認定第2号 令和4年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 認定第3号 令和4年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 認定第4号 令和4年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第5号 令和4年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第6号 令和4年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 認定第7号 令和4年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第8号 令和4年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第9号 令和4年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について

日程第12 議案第48号 令和4年度志布志市水道事業剰余金の処分について

○議長（平野栄作君） 日程第4、認定第2号から日程第12、議案第48号まで、以上9件を会議

規則第37条の規定により一括議題とします。

それぞれ所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、一括して委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（青山浩二君） ただいま一括議題となりました認定第2号から議案第48号のうち、総務常任委員会所管分における審査経過の概要と結果について報告いたします。

本委員会は、9月28日、執行部から、港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

初めに、認定第7号、令和4年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

港湾商工課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、国民宿舎ボルベリアダグリについては、経年劣化している箇所が増加傾向にある。20年以上経過した施設である以上、やむを得ない状況にあることは理解するが、今後の長期的な改修計画や展望の協議、議論を行っているかとただしたところ、施設の改修については、修繕が必要な箇所のリストを作成し、指定管理者との協議の中で優先順位を付けながら対応しているところである。今後は、施設の構造や、備品の製造年月日など具体的に把握することによって耐用年数を洗い出し、交換・修繕のタイミングを見極め、長寿命化に寄与できるような取組を進めていきたいとの答弁でありました。

指定管理者からの納付金について、過去においては厳しい経営下にあっても納付されてきた経緯がある。近年では、コロナ禍を考慮した免除が続いているが、そのような状況を理解した上で、現指定管理者となった企業としての責任を今後は果たしてほしいと考える。市当局として、指定管理者との向き合い方をどのように捉えているかとただしたところ、令和4年度までの指定管理者については、予期しないコロナ禍や物価高騰の影響を受け、経営に大きな打撃があったことから、基本協定に基づいた協議を踏まえ、納付金の免除はやむを得ないと判断したものである。現指定管理者については、いまだ物価高騰の影響はあるものの、観光産業は回復の兆しが見える中、指定管理期間を20年間設け、投資を行える状況下で指定管理を受けていただいている。そのようなことから、早期の売上げ向上に取組んでいただき、その収益から納付金を納めることができるよう成果を求めていきたいと考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第7号については、全会一致をもって、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第8号、令和4年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

港湾商工課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、臨海工業団地整備事業について、4工区の造成工事が令和4年度末に完了し、同工区の分譲や、インター工業団地の整備に向けた動きが進んでいく中で、将来的な今後の展望についてどのように考えているかとただしたところ、令和4年度で造成を終えた臨海

工業団地4工区については、令和5年度中の分譲に向けて順調に手続きが進んでいる。現在、臨海工業団地は5工区までの展開となっている中で、志布志港周辺の新たな整備計画は進行していないところだが、志布志港の発展と併せて、東九州自動車道や都城志布志道路等の整備事業と連携しながら、中長期的な工業団地開発の可能性にはしっかりと対応していきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第8号については、全会一致をもって、認定すべきものと決定いたしました。

以上で、認定第2号から認定第9号のうち、総務常任委員会所管分の報告を終わります。

○文教厚生常任委員長（丸山 一君） ただいま一括議題となりました認定第2号から議案第48号のうち、文教厚生常任委員会所管分における審査経過の概要と結果について報告いたします。

本委員会は、9月28日、執行部から、関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

初めに、認定第2号、令和4年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

保健課長、税務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、75歳到達による後期高齢者医療制度への移行などに伴い、被保険者数が年々減少しているが、国保財政へどのような影響を与えているかとただしたところ、被保険者数の減少により、保険給付費総額の減少につながっている面もあるが、一人当たりの医療費で分析した場合、昨年度と比較して2,869円増加するなど、高い給付水準が続いているところである。今後とも療養給付費の推移に注視し、安定した国保財政の維持に取り組みたいとの答弁でありました。

はり・きゅう施術料助成事業は、申請者数が少なく、申請後の利用率も低いという問題点がある。利用する方とそうでない方の差が明確であるが、これまでどのような対策を講じているのかとただしたところ、本年度からは、事業対象者を30歳以上から40歳以上に変更し、対象を絞って見直しを行ったところである。はり・きゅう施術を受けたことがない方もいるため、制度の周知や施術効果等の情報発信を行い、利用促進を図りたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、当局の努力は理解するが、事業の執行方法や周知方法には改善を要する点がある。また、市民の健康を守るべき保健師や管理栄養士、助産師等の専門性についても、その活かし方が十分ではない。一方で、「国民健康保険税は高い」との声があり、収入未済額は過年度を含めると1億5,000万円を超えている。これは国が、国庫負担金を減らし続けた結果であり、このような状況が続けば、国保会計を維持していくことは困難となる状況が想定され、国の姿勢には問題があるとの観点から不認定という立場であるとのことでありました。

ほかに討論はなく、起立採決の結果、認定第2号については、起立多数により、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第3号、令和4年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、

審査経過の概要と結果について報告いたします。

保健課長、税務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、重複・頻回受診者等への訪問指導の実績についてただしたところ、令和4年度の訪問指導の実績としては、実人数28人に対し、延べ58回訪問を行った。対象者の方は、健康等に不安を抱えている方も多いため、丁寧な説明を重ね、状況に応じた適正受診について、理解が得られるよう取り組んでいるとの答弁でありました。

後期高齢者の医療費を抑えるために、本市独自の事業を実施する考えはないかとただしたところ、本市の事業としては、長寿健診事業と重複・頻回受診者への訪問指導を行っている。本年度からの新たな取組として、高齢者の保健事業と介護予防の実施を一体的に行っている。この事業は、本市の独自事業ではないが、それぞれの地域の特性を活かして、地区担当保健師を配置し、保健指導に取り組んでいるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、後期高齢者医療は、広域連合により運営が行われているため、どのような施策を行っているのかよく分からない状況である。また、本市の医療費が明確に示されて、それを引き下げるような施策が必要と考えるが、実施は難しい状況であり、今後も医療費の増加は続くものと想定される。広域連合に納付金を納めるだけでなく、それぞれの自治体に分かりやすい会計となるよう見直すべきである。

以上のような観点から、不認定という立場であるとのことでありました。

ほかに討論はなく、起立採決の結果、認定第3号については、起立多数により、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第4号、令和4年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

保健課長、税務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、認知症カフェについて、支援の輪がさらに広がることを期待するが、令和4年度の実績を踏まえ、今後の展開をどのように考えているかとただしたところ、第8期介護保険事業計画では、認知症カフェの開設目標を5か所としていたが、現時点で6か所の開設となり、目標を上回っているところである。今後については、それぞれの認知症カフェの利用者増加に向けて、周知や連携を図っていききたいとの答弁でありました。

全国的に介護事業所の閉鎖についての報道があるが、市内の介護事業所でも閉鎖等の事例があるのかとただしたところ、市内の介護事業所においても、人員不足により、施設の一部を休止したり、入所定員を減らしたりして運営している事業所がある。介護職員も高齢化しているため、介護人材の確保は大きな課題となっているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、令和5年4月現在で、特別養護老人ホームの待機者が96人おり、制度があってもサービスを利用できない状況が続いている。また、介護職員の処遇改善が必要であるにもか

かわらず、国が対応しないことが介護人員不足や事業所閉鎖につながる要因となっており、今後の介護サービスの需要に対応できなくなるおそれがある。介護保険料については、多額の収入未済額があり、不納欠損処分も行っているが、低収入や無収入の方もいる状況であるため、国は十分な支援を行い、安心してサービスが受けられる制度に見直すことが必要である。

以上のような観点から、不認定という立場であるとのことでありました。

ほかに討論はなく、起立採決の結果、認定第4号については、起立多数により、認定すべきものと決定いたしました。

最後に、認定第5号、令和4年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

市民環境課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、浄化センター中継ポンプ場緊急汲み取り作業について、蓬原地区の費用が多かった理由は何かとただしたところ、停電等の影響で、浄化センターのポンプが停止した場合、生活排水やし尿が適正に流れない箇所があることから、バキュームで汲み取り、浄化センターに搬出する作業を行っている。蓬原地区においては、台風14号の影響で停電が一週間程度続き、作業に時間を要したためであるとの答弁でありました。

公営企業会計への移行に伴い、農業集落排水事業積立基金を廃止し、全額を繰り入れているが、基金を継続する考えはなかったかとただしたところ、本基金については、運用を継続することも検討したが、基金運用については使途が限られることから、公営企業会計移行に伴い、会計に繰り入れて管理することとし、基金は設置しないこととしたとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第5号については、全会一致をもって、認定すべきものと決定いたしました。

以上で、認定第2号から議案第48号のうち、文教厚生常任委員会所管分の報告を終わります。

○産業建設常任委員長（西江園 明君） ただいま一括議題となりました認定第2号から議案第48号のうち、産業建設常任委員会所管分における審査経過の概要と結果について報告いたします。

本委員会は、9月28日、執行部から関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

初めに、認定第6号、令和4年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

建設課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、公共下水道事業特別会計を開始した経緯と事業終了後の対応についてただしたところ、公共下水道事業は、平成10年度に都市計画決定及び事業認可を取得し、国庫対象事業委託費1億6,400万円を事業費として、事業を開始している。そのうち、国庫補助金が7,800万円であり、起債分の6,160万円について、特別会計として平成11年度から貸付償還を開始した。事業終了後の対応としては、合併浄化槽の設置による処理水の適正な管理を推進するため、浄化槽設置整備事業補助金を実施している市民環境課と協議を行っていくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第6号については、

全会一致をもって、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第9号、令和4年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

水道課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、漏水の主な要因と修繕費用、今後の対応についてただしたところ、漏水の主な要因としては、本管の継ぎ手部分の老朽化や振動、埋戻し材からの破損等である。また、修繕に係る費用としては、住宅敷地内が165件、1,501万6,540円、公道が61件、922万9,000円、電気関係が44件、481万2,730円、災害復旧が1件、30万5,800円である。今後の対応として、引き続き老朽した本管の交換事業を推進しており、昭和28年に敷設した最も古い本管の更新率は令和5年度で90%完了する見込みであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第9号については、全会一致をもって、認定すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第48号、令和4年度志布志市水道事業剰余金の処分について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

水道課長の説明を受け、質疑に入りましたが、剰余金の処分に直接関連する質疑はなかったところであります。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第48号については、全会一致をもって、認定すべきものと決定いたしました。

以上で、認定第2号から議案第48号のうち、産業建設常任委員会所管分の報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから認定第2号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから認定第2号について採決します。採決は、起立によって行います。

認定第2号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平野栄作君） 起立多数です。

したがって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第3号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから認定第3号について採決します。採決は、起立によって行います。

認定第3号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平野栄作君） 起立多数です。

したがって、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第4号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから認定第4号について採決します。採決は、起立によって行います。

認定第4号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平野栄作君） 起立多数です。

したがって、認定第4号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第5号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから認定第5号について採決します。

認定第5号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定すること御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第6号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから認定第6号について採決します。

認定第6号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第7号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから認定第7号について採決します。

認定第7号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第8号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから認定第8号について採決します。

認定第8号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第8号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第9号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから認定第9号について採決します。

認定第9号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第9号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第48号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから議案第48号について採決します。

議案第48号に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

○

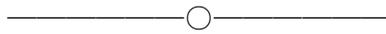
○議長（平野栄作君） お諮りします。日程第13、議案第50号については、会議規則第39条第3

項の規定により委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号については、委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第13 議案第50号 令和5年度志布志市一般会計補正予算（第10号）

○議長（平野栄作君） 日程第13、議案第50号、令和5年度志布志市一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第50号、令和5年度志布志市一般会計補正予算（第10号）につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和5年度志布志市一般会計歳入歳出予算につきまして、ふるさと納税推進事業及び寄附金受領証明書発行及びワンストップ特例申請受付事業に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ39億3,123万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ325億9,943万1,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の寄附金の特定寄附金は、ふるさと納税の増加見込みにより、ふるさと志基金寄附金を25億円増額するものであります。

予算書は6ページをお開きください。

歳入の繰入金金の基金繰入金は、ふるさと志基金繰入金を14億3,123万4,000円増額するものであります。

予算書の7ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費は、ふるさと志基金寄附金の増加に伴い、積立金を25億円増額するものであります。

予算書は8ページ、付議案件資料は1ページをお開きください。

歳出の商工費の観光費は、ふるさと納税推進事業を14億591万2,000円、寄附金受領証明書発行及びワンストップ特例申請受付事業を2,532万2,000円それぞれ増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○13番（西江園 明君） ちょっと数字のことでお伺いしますけれども、説明資料で、今、市長のほうからも予算書の説明がありましたけれども、この説明資料の1ページの分を合わせれば一千四百三十何万円という数字になるわけですけども、この今回出している補正予算書の1ページの歳入の分で、この場合、補正額で云々という額が出ているんですけど、この左側を見たときに、補正前の額が2段目の繰入金ですよね。基金繰入金とここの上の額が違うのは、42億8,000万円と42億5,300万円と、端数はちょっと切りましたけど、この金額が違うのはどういう意味ですか。

○財務課長（鮎川勝彦君） 今回の分が、この19款の繰入金の部分におきましては、財政調整基金とか、減債基金とか、基金が幾つかありますので、その合計があるところをごさいます、差が出ているところをごさいます。

○13番（西江園 明君） 確認ですが、じゃあ、この13番、繰入金の右のほうの基金繰入金、一番下の段の42億5,300万円というのは、これはふるさと納税の分だけの基金というふうに理解をしいわけですか。今、課長の説明で、上のほうの42億8,000万円というのは、たった約二千何百万円の差というのは、ほかの基金であって、ふるさと納税の分はこの42億5,300万円が補正前の額で、この1,431万円というのは歳出のほうの額ですよね。先ほどの説明で、この1,431万円というのが繰り入れて出すというのは分かるんですけど、その額について説明をお願いします。

○議長（平野栄作君） 答弁準備のため、しばらく休憩いたします。

○

午前11時04分 休憩

午前11時06分 再開

○

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

○財務課長（鮎川勝彦君） 大変申し訳ございません。繰入金の上の段におきましては、全てその他会計の繰入金が入っている分をごさいます、下の段の42億5,328万7,000円は、先ほど申しました基金の繰入金のみ金額となっているところをごさいます。19款、繰入金の中には、1項、基金繰入金と2項、特別会計繰入金があるところをごさいますので、差が出ているのは、特別会計繰入金の分の差をごさいます。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（八代 誠君） 予算書の6ページと7ページ、歳入でふるさと志基金を繰り入れ、約14億円、そして歳出で積立金として25億円ということで、これによって、基金残高というのは約60億円ぐらいになるということでもいいですか。確認です。

○財務課長（鮎川勝彦君） 今回、ふるさと納税の25億円を基金として積みます。それから予算書にあるように、14億3,123万4,000円を返礼品や手数料で支出いたしますので、残りの10億6,876万6,000円を基金に積み増しをいたします。よってふるさと志基金におきましては、47億9,572万3,000円をごさいます。基金の合計といたしましては119億1,176万4,000円になるところをごさいます。

○9番（八代 誠君） ふるさと志基金の残高が47億円で、基金の総計が119億円ということいいですか。ふるさと志基金の残高が、60億円ではなくて47億円ということですね、もう一回お願いします。

○財務課長（鮎川勝彦君） 申し訳ございません。ふるさと志基金の基金残高は、47億9,572万3,000円になるところでございます。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

○8番（野村広志君） 中身について少しお伺いしたいのですけれども、これは10月から、このふるさと納税の算定ルールが厳格化されたということによって、駆け込みの需要が発生するというので、こういった追加の補正になったという理解をしているところでありましてけれども、実際にどれぐらいの影響があるのか、そこについてまずお示しいただけますか。

○港湾商工課長（大迫秀治君） ふるさと納税の寄附額、9月末現在でございますが、申込みペースでいきますと、約40億円を超えているというところでございます。なお、9月が特に多く、9月下旬から一気に増えたところでございますが、9月の1か月分だけ見ますと、寄附金総額が約19億5,000万円ということで、昨対比500%を超えているというところでございます。

○8番（野村広志君） では、実際に市内の返礼品等々を出していらっしゃる業者さん等にどのような影響が出るのか、そこについてお示しいただけますか。

○港湾商工課長（大迫秀治君） 基本的にはその返礼品が、想定以上に出ているというところがございます。特に今回影響を受けているのが、高級な品というか、ウナギもしくは肉、そういったところに若干集中しているところもございますので、返礼品についてはしっかり確保をさせていただいているというところがございます。

○8番（野村広志君） 「50%以内に全て経費を抑えろ」ということで示されているようですが、では実際に、本市のこのふるさと納税に対するこれからの進め方に、何らかの影響することがあるのか、そこについて最後お示しください。

○港湾商工課長（大迫秀治君） 10月1日からふるさと納税の制度改革があったところがございます。特に、この総務省へ報告する対象経費の拡大ということで、全体としまして、募集に要する経費を寄附金の合計額の5割以下にというようなことでございます。今まで報告しないといけない対象経費というのが拡大したことによりまして、例えば、寄附金に係る受領書の発行事務に関する経費であったり、ワンストップ特例に関する事務、またふるさと納税に関する職員の人件費であったり、募集経費を報告しないといけない経費が増えたことによって、本市につきましても、その経費が5割を超えるという見込みがあったところがございます。それを受けまして、本市としましては8月に生産者の方に説明をしまして、返礼品の見直しをさせていただいたところがございます。例えば、今まで1万円の返礼品であったところを1万2,000円にというようなところであったり、もしくは、同じ寄附額であっても量を少なくしたりというようなことでの調整をさせていただいたところがございます。また、そういったところも含めながらですね、経費の出し方等についても併せて、今後調整していくつもりでございます。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第50号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○

日程第14 議員派遣の決定

○議長（平野栄作君） 日程第14、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。議員派遣の決定につきましては、会議規則第170条第1項の規定により、お手元に配布してある内容のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣は、配布してある内容のとおり決定しました。

○

日程第15 閉会中の継続調査申出について

○議長（平野栄作君） 日程第15、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○

○議長（平野栄作君） 以上で、本定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、令和5年第3回志布志市議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前11時15分 閉会